

6. 地域の概況

6.1. 自然的狀況

6. 地域の概況

概況調査に使用した資料は、公害関係資料の最新年度版（平成 22 年度測定結果、データは平成 22 年度）、仙台市統計書の最新年度版（平成 22 年版、データは平成 21 年度）、宮城県環境白書（資料集）の最新年度版（平成 23 年版、データは平成 22 年度）、平成 6 年度自然環境基礎調査報告書（平成 7 年 3 月 仙台市）、平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書（平成 16 年 2 月 仙台市）、平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成 23 年 3 月 仙台市）、自然環境保全基礎調査（平成 14 年 環境省）等や、環境全般の各種統計及び行政計画に係る既存文献で、さらに現地踏査を行った。

6.1 自然的状況等

6.1.1 大気環境

(1) 気象

ア 気温、降水量、風向・風速等の状況

仙台市は、夏は太平洋側に開いている地形が日中に海風を注ぎ涼しく、冬は西側の奥羽山脈を背にして晴天が多く、一年を通じて温和な気候となっている。

仙台管区气象台（仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎）における平成 22 年度の気象の状況は、表 6.1.1-1 に示すとおりである。

年平均気温は 13.1 であり、月最高気温は 9 月の 35.5、月最低気温は 1 月の -7.0 である。降水量は、年降水量が 1,430.0mm であり、月最多降水量は 250.0mm（12 月）、月最小降水量は 8.5mm（1 月）である。また、年平均風速は 3.0m/sec であり、最多風向は北北西となっている。

表 6.1.1-1 気象の状況(平成 22 年度:仙台管区气象台)

月	気温()			平均湿度 (%)	平均風速 (m/sec)	最多風向	合計降水量 (mm)
	最高	最低	平均				
4月	18.5	0.5	8.2	68	3.4	南東	163.5
5月	28.1	6.1	14.7	70	3.0	南東	182.0
6月	30.1	8.6	20.4	79	2.5	南東	146.5
7月	35.0	18.2	25.3	79	2.4	南東	134.0
8月	34.5	22.6	27.2	77	2.2	南東	37.5
9月	35.5	11.1	21.7	77	2.7	北北西	248.0
10月	26.7	4.2	16.2	75	2.7	北北西	124.5
11月	18.9	1.9	10.1	67	3.0	北北西	40.0
12月	19.9	-2.0	5.7	68	3.8	北北西	250.0
1月	9.1	-7.0	0.5	63	3.6	西北西	8.5
2月	14.0	-2.6	3.2	64	3.4	北北西	52.0
3月	19.6	-4.1	3.8	63	3.5	西北西	43.5
全年	35.5	-7.0	13.1	71	3.0	北北西	1,430.0

出典: 仙台管区气象台

(2) 大気質

概況調査の範囲は、事業予定地周辺の大気質の広域的にみた位置づけが可能な範囲とする。

事業予定地を中心として、西に約 2.7km の地点に一般環境測定局の山田測定局、東に約 2.7km の地点に一般環境測定局の長町測定局が位置していることから、概況調査の範囲は、事業予定地を中心として 3.0km の範囲と設定する。(図 6.1.1.-1 参照 P.6-3)

ア 大気環境の状況

調査地域における大気汚染常時監視測定局としては、一般大気汚染測定局の長町測定局(東長町小学校敷地内)が事業予定地の東側約 2.7km に、一般大気汚染測定局の山田測定局(山田中学校敷地内)が事業予定地の西側約 2.7km に位置している。

表 6.1.1-2 大気汚染常時監視測定局

測定局名称		設置場所 所在地	SO ₂	NO ₂	O _x	SPM	風向 風速
一般環境 測定局	長町測定局	仙台市東長町小学校 太白区郡山六丁目 5-1	-				
一般環境 測定局	山田測定局	仙台市山田中学校 太白区山田北前町 36-1	-				

出典:公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

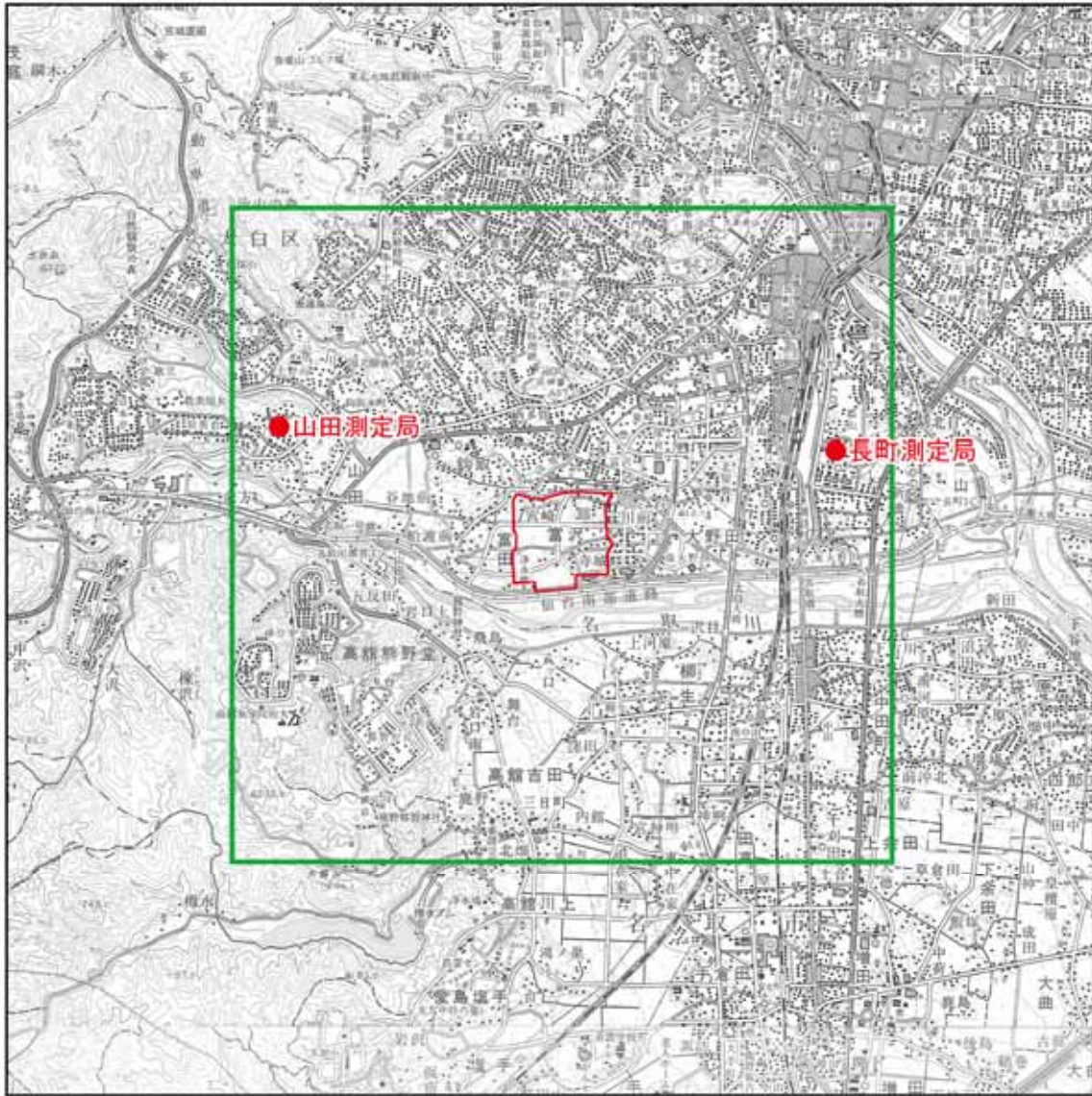


図 6.1.1-1 大気質測定地点

(ア) 二酸化窒素 (NO₂)

平成 22 年度における二酸化窒素 (NO₂) の測定結果は、表 6.1.1-3 に示すとおりである。

長町測定局の年平均値は 0.011ppm、日平均値の年間 98%値は 0.023ppm であり、環境基準を満足している。

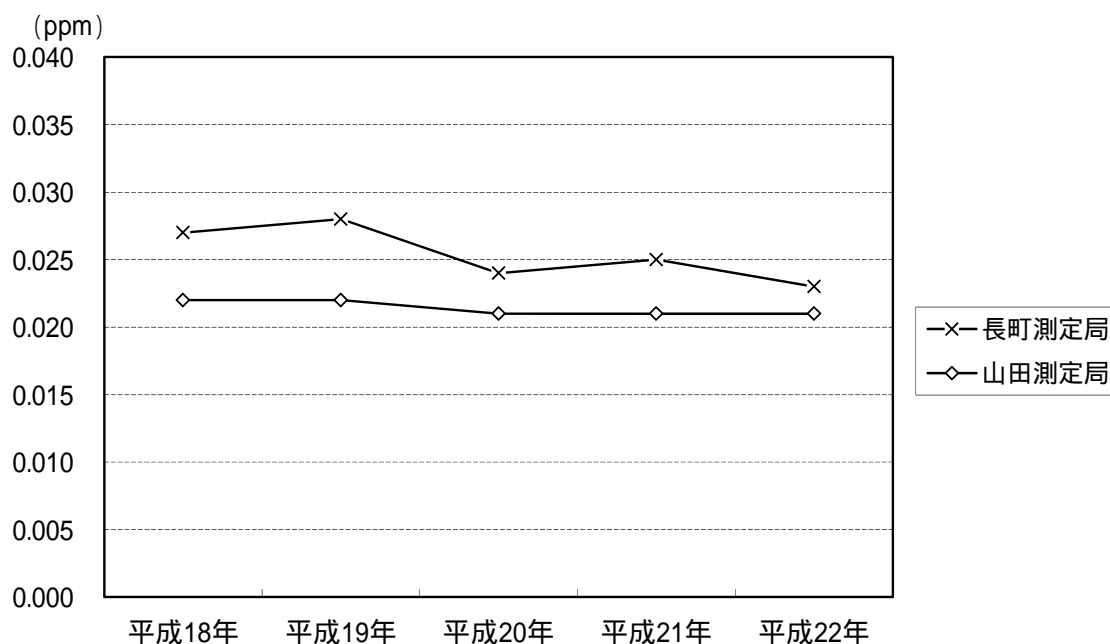
山田測定局の年平均値は 0.010ppm、日平均値の年間 98%値は 0.021ppm であり、環境基準を満足している。

また、平成 22 年までの過去 5 年間における二酸化窒素 (NO₂) の日平均値の年間 98%値の経年変化は、図 6.1.1-2 に示すとおりであり、いずれも環境基準を満足しており、横ばいで推移している。

表 6.1.1-3 二酸化窒素(NO₂)年間測定結果(平成 22 年度)

一般環境測定局	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準等	杜の都環境プラン
	(ppm)	(ppm)		
長町測定局	0.011	0.023	・環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	・1時間の1日平均値が0.04ppm以下
山田測定局	0.010	0.021		

出典:公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)
杜の都環境プランは、p.6-188 参照



出典:公害関係資料集 (平成 22 年度測定結果) (仙台市環境局)

図 6.1.1-2 二酸化窒素(NO₂)の日平均値の年間 98%値の経年変化

(イ) 光化学オキシダント(O_x)

平成 22 年度における光化学オキシダント (O_x) の測定結果は、表 6.1.1-4 に示すとおりである。

長町測定局の昼間の 1 時間値の年平均値は 0.034ppm、昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.047ppm であるが、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数は 53 日、223 時間となっている。

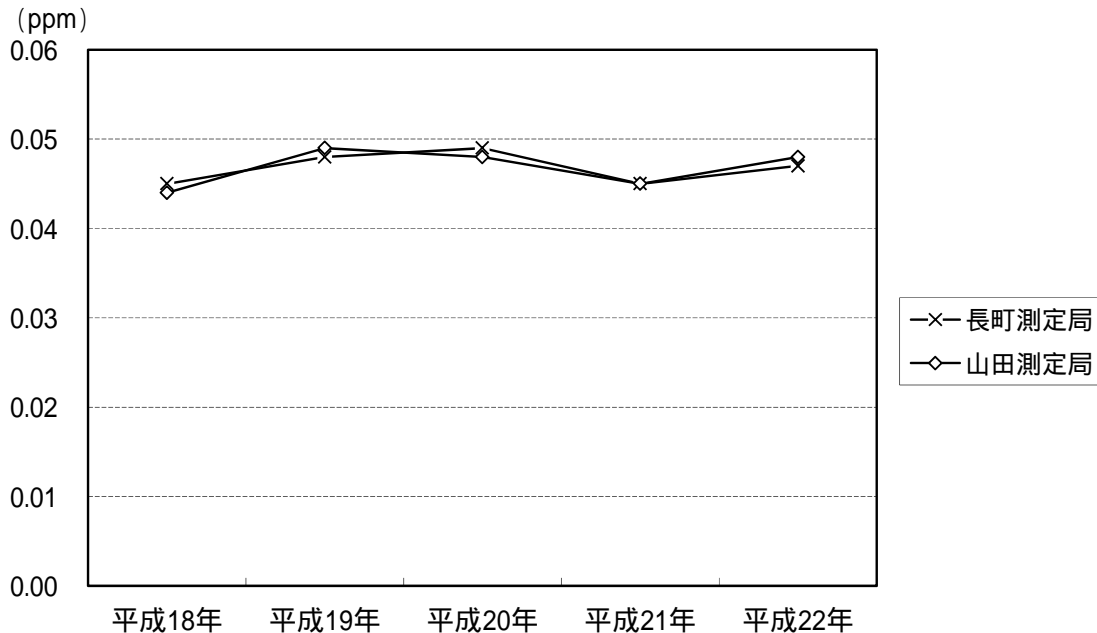
山田測定局の昼間の 1 時間値の年平均値は 0.034ppm、昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.048ppm であるが、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数は 60 日、277 時間となっている。

また、平成 22 年までの過去 5 年間における光化学オキシダント (昼間の日最高 1 時間値の平均値) の経年変化は、図 6.1.1-3 に示すとおりであり、0.04 ~ 0.05ppm の範囲で推移している。

表 6.1.1-4 光化学オキシダント(O_x)年間測定結果(平成 22 年度)

一般環境測定局	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の日最高 1 時間値の平均値	環境基準
	(ppm)	(日)	(時間数)	(ppm)	
長町測定局	0.034	53	223	0.047	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
山田測定局	0.034	60	277	0.048	

出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)



出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

図 6.1.1-3 光化学オキシダント O_x (昼間の日最高 1 時間値の平均値) の経年変化

(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成 22 年度における浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果は、表 6.1.1-5 に示すとおりである。

長町測定局の年平均値は $0.017\text{mg}/\text{m}^3$ 、日平均値の 2%除外値は $0.043\text{mg}/\text{m}^3$ であり、環境基準を満足している。

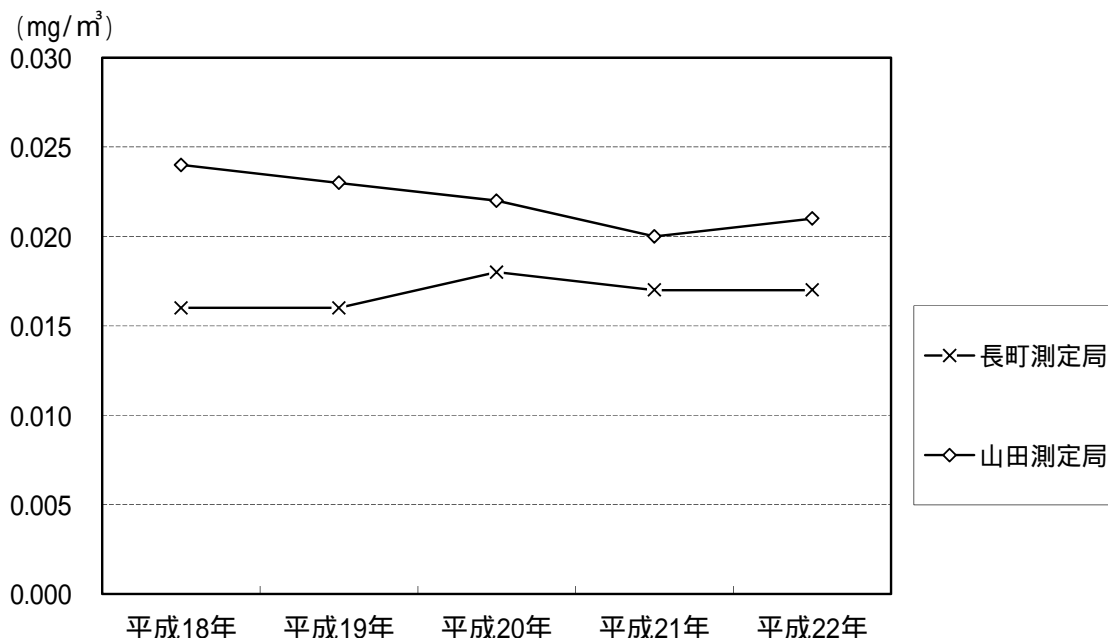
山田測定局の年平均値は $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ 、日平均値の 2%除外値は $0.051\text{mg}/\text{m}^3$ であり、環境基準を満足している。

また、平成 22 年までの過去 5 年間における浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年変化は図 6.1.1-4 に示すとおりであり、いずれも環境基準を満足しており、ほぼ横ばいで推移している。

表 6.1.1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果 (平成 22 年度)

一般環境測定局	年平均値	日平均値の 2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準
	(mg/m^3)	(mg/m^3)	有×、無	
長町測定局	0.017	0.043		1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
山田測定局	0.021	0.051		

出典：公害関係資料集 (平成 22 年度測定結果) (仙台市環境局)



出典：公害関係資料集 (平成 22 年度測定結果) (仙台市環境局)

図 6.1.1-4 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年変化

仙台市及び名取市における過去5年間の大気汚染に係る苦情件数は、表6.1.1-6に示すとおりであり、年度ごとに増減が見られる。仙台市のばい煙に係る苦情が平成22年度においては8件、粉じんに係る苦情が6件となっている。名取市の大気汚染に係る苦情が9件となっている。

概況調査地域の仙台市においては、大気汚染に係る苦情が4件発生している。名取市においては、塩釜保健所に確認したところ、苦情の届出は無いとのことだった。

事業予定地における苦情は発生していない。(仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成22年度。)

表 6.1.1-6 大気汚染に係る苦情件数の経年推移

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
仙台市	ばい煙	9	10	5	7	8
	粉じん	8	24	5	8	6
名取市		12	24	14	16	9

出典：公害関係資料集（平成22年度測定結果）（仙台市環境局）
平成19～23年版宮城県環境白書 資料編（宮城県）

イ 発生源の状況

(ア) 仙台市・名取市

大気汚染物質の発生源としては、工場・事業場等の固定発生源や、自動車等の移動発生源等が挙げられる。これらの発生源に対しては、大気汚染防止法、宮城県公害防止条例において、ばい煙及び粉じんの排出等の規制が行われている。

大気汚染防止法に基づく特定施設の届出状況は、表6.1.1-7に示すとおりであり、仙台市のばい煙発生施設の届出数は、施設数が1,623件、事業所数が747件、粉じん発生施設の届出数は、施設数が91件、事業所数が10件となっている。

名取市のばい煙発生施設の届出数は、施設数が123件、事業所数が62件、粉じん発生施設の届出数は、施設数が48件、事業所数が4件となっている。

また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況は、表6.1.1-8に示すとおりであり、仙台市は施設数が33件、事業所数が28件となっている。名取市には条例に基づくばい煙・粉じんに係る特定施設はない（なとりのかんきょう（平成21年度測定等結果報告）による）。

表 6.1.1-7 大気汚染防止法に基づく特定施設届出状況

施設の種類	仙台市届出数(平成22年度)		名取市届出数(平成21年度)	
	施設数	事業所数	施設数	事業所数
ばい煙発生施設	1,623	747	123	62
粉じん発生施設	91	10	48	4
計	1,714	757	171	66

出典：公害関係資料集（平成22年度測定結果）（仙台市環境局）
なとりのかんきょう(平成21年度測定等結果報告)(名取市クリーン対策課)

表 6.1.1-8 宮城県公害防止条例に基づく特定施設届出状況

施設の種類	仙台市届出数(平成 22 年度)		名取市届出数(平成 21 年度)		
	施設数	事業所数	施設数	事業所数	
特定施設	ばい煙	1	1	0	0
	粉じん	20	19	0	0
	悪臭	12	8		
計		33	28	0	0

出典:公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)
 なとりのかんきょう(平成 21 年度測定等結果報告)(名取市クリーン対策課)

(イ) 概況調査地域(仙台市)

概況調査地域における大気汚染防止法に係る特定施設(ばい煙)は表 6.1.1-9 に示すとおりである。ボイラが最も多く、次いでガスタービンとなっている。

表 6.1.1-9 大気汚染防止法に係る特定施設(ばい煙)

施設区分	施設名称	施設数
01	ボイラ	71
06	金属圧延加熱炉・熱処理炉・鍛造炉	1
29	ガスタービン	16
30	ディーゼル機関	12
31	ガス機関	1
合計		101

出典:仙台市への公文書開示請求結果(平成 23 年 3 月 31 日現在)

概況調査地域における宮城県公害防止条例に係る特定施設(粉じん)は表 6.1.1-10 に示すとおりである。動力打綿機及び動力混打綿機が 2 件となっている。

表 6.1.1-10 宮城県公害防止条例に係る特定施設(粉じん)

施設区分	施設名称	施設数
2-2	動力打綿機及び動力混打綿機	2

出典:仙台市への公文書開示請求結果(平成 23 年 3 月 31 日現在)

(ウ) 概況調査地域(名取市)

概況調査地域における大気汚染防止法に基づく特定施設は表 6.1.1-11 に示すとおりである。ばい煙発生施設はボイラ及びディーゼル機関がそれぞれ 3 件、粉じん発生施設はベルトコンベアが 3 件、堆積場、破砕機及び摩砕機及びふるいがそれぞれ 2 件となっている。

概況調査地域における宮城県公害防止条例に係る特定施設は、塩釜保健所に確認したところ、無いとのことだった。

表 6.1.1-11 大気汚染防止法に基づく特定施設

項目	施設区分	施設名称	施設数
ばい煙発生 施設	01	ボイラ	3
	30	ディーゼル機関	3
	小計		6
粉じん発生 施設	2	堆積場	2
	3	ベルトコンベア	3
	4	破砕機及び摩砕機	2
	5	ふるい	2
	小計		9
合計			15

出典:塩釜保健所への行政文書開示請求結果(平成 24 年 2 月 6 日現在)

(エ) 事業予定地

事業予定地においては大気汚染防止法及び宮城県公害防止条例に係る特定施設は存在しない。

事業予定地に隣接して、大気汚染防止法に係る特定施設(仙台市高速鉄道富沢車庫のボイラ及び仙台市水道局富田浄水場のディーゼル機関)がある。

事業予定地内では大気汚染に係る苦情は発生していない。

ウ 影響を受ける施設等の状況

工事による資材等の運搬、重機の稼働、供用による資材・製品・人等の運搬・輸送が影響要因と考えられる。

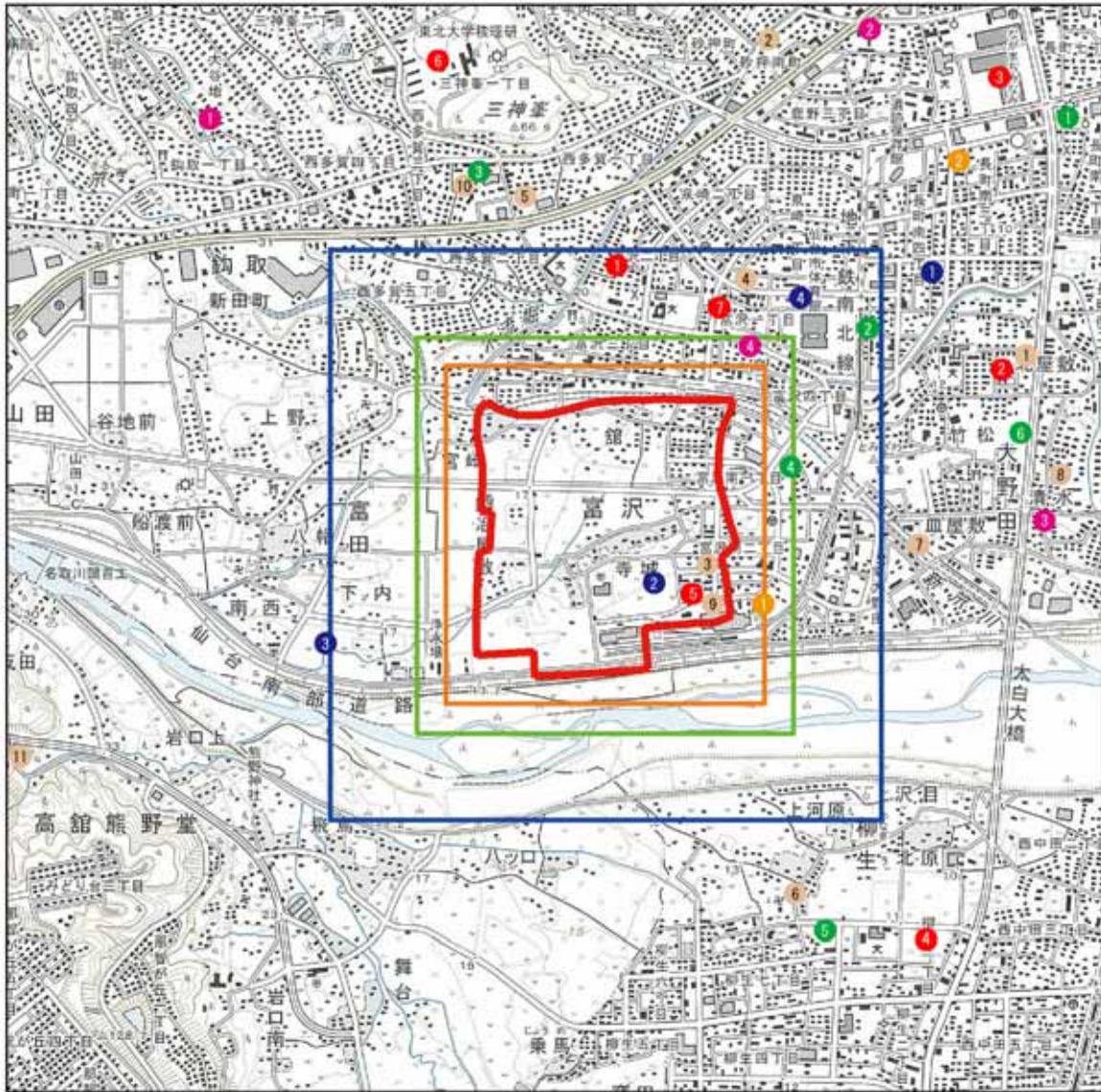
供用による影響を受ける施設としては、工事機材等の運搬、事業により発生する自動車の走行が集中する、事業予定地及び周辺の市道富沢山田線の沿線地区があげられる。

影響を受ける施設としては、事業予定地南東側の富沢小学校、仙台富沢病院、太白すぎのこ保育園、仙台富沢病院等があげられる。

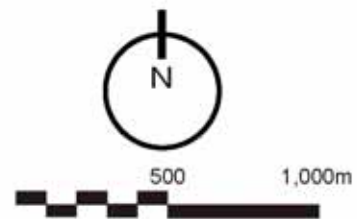
表 6.1.1-12 影響を受ける施設等

区分	番号	名称	大気環境					水環境				土壌環境		
			大気質	騒音	振動	低周波音	悪臭	水質	底質	染地下水汚	水象	質地形・地	地盤沈下	土壌汚染
施設の範囲（m） については、事業地および笹川周辺			500	200	200	200	500					200	200	500
仙台市太白区														
学 校	1	西多賀小学校												
	2	大野田小学校												
	3	長町南小学校												
	4	柳生小学校												
	5	富沢小学校												
	6	西多賀中学校												
	7	富沢中学校												
幼稚園	1	光塩幼稚園												
	2	太陽幼稚園												
	3	大野田幼稚園												
	4	富沢幼稚園												
福祉施設	1	大野田保育所												
	2	仙台保育所こじか園												
	3	太白すぎのこ保育園												
	4	富沢わかば保育園												
	5	西多賀チェリー保育園												
	6	柳生もりの子保育園												
	7	Y M C A 南大野田保育園												
	8	大野田老人福祉センター												
	9	富沢児童館												
	10	西多賀児童館												
病 院	1	広南病院												
	2	仙台富沢病院												
	3	仙台血液疾患センター												
	4	太白さくら病院												
文化施設	1	市電保存館												
	2	地底の森ミュージアム 富沢遺跡保存館												
行政施設	1	太白区役所												
	2	仙台市体育館												
	3	西多賀市民センター												
	4	富沢市民センター												
	5	柳生市民センター												
	6	大野田コミュニティー 名取市												
福祉施設	11	高館保育所												

出典：学校（市立学校一覧：仙台市教育委員会）、幼稚園（宮城県私立学校名簿：宮城県私学文書課）、福祉施設、行政施設（太白区ガイド、名取市ホームページ）



凡例



- | | | | |
|---|-------|---|----------------------|
|  | 事業予定地 |  | 事業予定地の敷地境界から約100mの範囲 |
|  | 学校 |  | 事業予定地の敷地境界から約200mの範囲 |
|  | 幼稚園 |  | 事業予定地の敷地境界から約500mの範囲 |
|  | 病院 | | |
|  | 文化施設 | | |
|  | 行政施設 | | |
|  | 福祉施設 | | |

図6.1.1-5 影響を受ける施設

エ 大気質保全上の留意点

概況調査地域の大气質について、最寄りの一般環境大气測定局である長町測定局、山田測定局の観測結果を見ると、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）では、環境基準を満たしている。光化学オキシダント（O_x）は、環境基準を超えた日数が、長町測定局で53日、山田測定局で60日発生している。

概況調査地域においては大气汚染防止法に係る特定施設が仙台市に101件、名取市に15件ある。また、宮城県公害防止条例に基づく特定施設（粉じん）の動力打綿機及び動力混打綿機が2件ある。大气汚染に係る苦情は4件発生している。なお、事業予定地には特定施設はなく、苦情も発生していない。

保全上配慮が必要な施設は、事業予定地南東側の学校（富沢小学校）、病院（仙台富沢病院）、文化施設（市電保存館）、福祉施設（太白すぎのこ保育園）などがある。

本事業においては、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられるため、特に、保全上配慮が必要な施設への影響を最小のものとなるよう努めるほか、粉じん発生が多い年もあることから、造成工事中の土砂の飛散を防ぐよう留意する必要がある。

(3) 騒音

概況調査の範囲は、事業の種類及び規模を勘案し、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域を含み、やや広範な範囲を対象とする。

範囲の設定は、既存の事例又は距離減衰の試算によるものとする。一般的には、航空機による騒音を除いて、沿道（沿線）又は敷地境界から 200m 程度の範囲を対象とする場合が多い。なお、調査範囲の設定にあたっては、工事中や供用後の運搬・利用等の経路についても留意する。

事業予定地と周辺の主要幹線道路までの範囲を概況調査の範囲とする。国道 286 号及び県道仙台館腰線まで 1.0km の範囲にあることから、概況調査の範囲は事業予定地を中心として 1.0km の範囲と設定する。（図 6.1.1-6 参照）

ア 騒音の状況

仙台市及び名取市における過去 5 年間ににおける苦情件数の推移は、表 6.1.1-13 に示すとおりである。年度ごとに増減が見られ、平成 22 年度においては仙台市で 126 件、名取市で 9 件の苦情が発生している。

概況調査地域の仙台市においては、騒音に係る苦情が 2 件発生している。名取市においては、塩釜保健所に確認したところ、苦情の届出は無いとのことだった。

事業予定地における苦情は発生していない。（仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成 22 年度。）

仙台市への苦情の開示請求結果には、発生源の住所が町丁目までしか記述されていない。概況調査地域における騒音の苦情については、発生源の住所が概況調査地域に全体が含まれていない町丁目があったが、この地区についても集計に含めた。

表 6.1.1-13 騒音に係る苦情件数の経年推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
仙台市	151	121	109	139	126
名取市	18	9	13	15	9

出典：平成 19～23 年版宮城県環境白書 資料編（宮城県）

仙台市では、道路に面する地域の騒音評価が行われており、調査地域においては、東北縦貫自動車道、一般国道4号、一般国道286号、県道仙台岩沼線、県道仙台南インター線、県道井土長町線、県道荒浜原町線、県道荒井荒町線、県道仙台館腰線、市道仙台南環状線、市道館西町線、市道新寺通線、市道川内南小泉線、市道長町折立線、市道元寺小路郡山線で騒音評価が行われている。

騒音評価区間図は図6.1.1-6に、評価結果は表6.1.1-14に示すとおりであり、昼間・夜間ともに環境基準を達成しているのは、一般国道4号（評価区間番号17、25）、県道仙台岩沼線（評価区間番号7）、県道井土長町線（評価区間番号9）、県道荒浜原町線（評価区間番号12）、県道荒井荒町線（評価区間番号14、15、23）、市道仙台南環状線（評価区間番号11）、市道川内南小泉線（評価区間番号20）、市道長町折立線（評価区間番号21）、市道元寺小路郡山線（評価区間番号22）となっている。

なお、騒音に係る環境基準は表6.1.1-15に、地域の類型指定の状況は表6.1.1-16及び図6.1.1-7に示すとおりである。

また、自動車騒音の要請限度は表6.1.1-17に、仙台市における区域の指定状況は表6.1.1-18及び図6.1.1-8に示すとおりである。

概況調査地域では、道路に面する地域の騒音評価結果より、環境基準を達成している区間は少ないものの、自動車交通に起因する騒音の苦情は発生していない。

事業予定地では、仙台市立富沢小学校に騒音規制法に係る特定施設が、事業予定地に隣接して、仙台市高速鉄道富沢車庫に騒音規制法や宮城県公害防止条例に係る特定施設が存在するが、周辺で著しい騒音に係る影響は発生していない。

表 6.1.1-14 道路に面する地域の騒音評価結果

評価対象道路				騒音レベル実測区間			評価結果					
評価区 間番号	路線名	評価区間の延長	評価対象住居 等戸数	環境基準 類型	等価騒音 レベル		環境基準達成状況					
					昼間	夜間	昼間・夜間 とも達成		昼間のみ達成		夜間のみ達成	
		(km)	(戸)				達成率 (%)	達成 戸数 (戸)	達成率 (%)	達成 戸数 (戸)	達成率 (%)	達成 戸数 (戸)
1	東北縦貫自動車道	5.8	97	-	-	-	99.0	96	1.0	1	0.0	0
2	一般国道4号	3.0	270	C	70	67	89.3	241	8.9	24	0.0	0
3	一般国道4号	0.9	180	-	-	-	60.6	109	21.7	39	0.0	0
4	一般国道4号	3.3	671	-	-	-	99.9	670	0.1	1	0.0	0
5	一般国道286号	1.4	634	C	74	70	54.3	344	3.3	21	0.0	0
6	一般国道286号	3.7	1003	-	-	-	98.9	992	0.1	1	0.0	0
7	仙台岩沼線	2.3	1094	-	-	-	100.0	1094	0.0	0	0.0	0
8	仙台南インター線	5.2	332	-	-	-	33.7	112	20.2	67	0.0	0
9	井土長町線	3.5	1100	-	-	-	100.0	1100	0.0	0	0.0	0
10	井土長町線	1.6	884	-	-	-	85.0	751	12.1	107	0.0	0
11	仙台南環状線	1.2	384	B	67	59	100.0	384	0.0	0	0.0	0
12	荒浜原町線	1.4	699	C	70	64	100.0	699	0.0	0	0.0	0
13	荒浜原町線	1.3	742	-	-	-	96.8	718	2.8	21	0.0	0
14	荒井荒町線	0.8	353	-	-	-	100.0	353	0.0	0	0.0	0
15	荒井荒町線	1.8	1613	-	-	-	100.0	1613	0.0	0	0.0	0
16	仙台館腰線	3.8	1125	B	63	60	99.9	1124	0.1	1	0.0	0
17	一般国道4号	1.3	635	C	63	59	100.0	635	0.0	0	0.0	0
18	舘西町線	1.8	735	-	-	-	96.3	708	3.4	25	0.0	0
19	新寺通線	1.3	1408	-	-	-	99.6	1403	0.0	0	0.0	0
20	川内南小泉線	2.1	845	B	67	58	100.0	845	0.0	0	0.0	0
21	長町折立線	0.9	459	-	-	-	100.0	459	0.0	0	0.0	0
22	元寺小路郡山線	1.2	833	-	-	-	100.0	833	0.0	0	0.0	0
23	荒井荒町線	1.2	710	B	68	61	100.0	710	0.0	0	0.0	0
24	一般国道4号	3.1	1112	-	-	-	82.9	922	4.8	53	0.0	0
25	一般国道4号	1.7	245	-	-	-	100.0	245	0.0	0	0.0	0
26	一般国道4号	2.4	75	-	-	-	80.0	60	20.0	15	0.0	0
27	一般国道4号	1.0	36	-	-	-	83.3	30	16.7	6	0.0	0
28	一般国道4号	1.0	53	-	-	-	100.0	53	0.0	0	0.0	0
29	名取村田線	0.8	154	-	-	-	98.7	152	0.0	0	0.0	0
30	名取村田線	0.4	3	-	-	-	100.0	3	0.0	0	0.0	0
31	名取村田線	0.2	12	-	-	-	100.0	12	0.0	0	0.0	0
32	関上港線	0.3	87	-	-	-	93.1	81	2.3	2	0.0	0
33	関上港線	0.7	41	-	-	-	87.8	36	0.0	0	12.2	5
34	仙台館腰線	3.3	633	-	-	-	100.0	633	0.0	0	0.0	0
35	一般国道4号	3.0	789	-	-	-	89.6	707	0.5	4	0.0	0
36	一般国道4号	1.1	197	-	-	-	91.4	180	0.0	0	0.0	0
37	名取停車場線	0.2	152	-	-	-	97.4	148	0.0	0	0.0	0
38	愛島名取線	3.0	478	-	-	-	99.8	477	0.0	0	0.0	0
39	杉ヶ袋増田線	2.7	28	-	-	-	100.0	28	0.0	0	0.0	0

出典:平成23年度宮城県環境白書 資料編(宮城県)

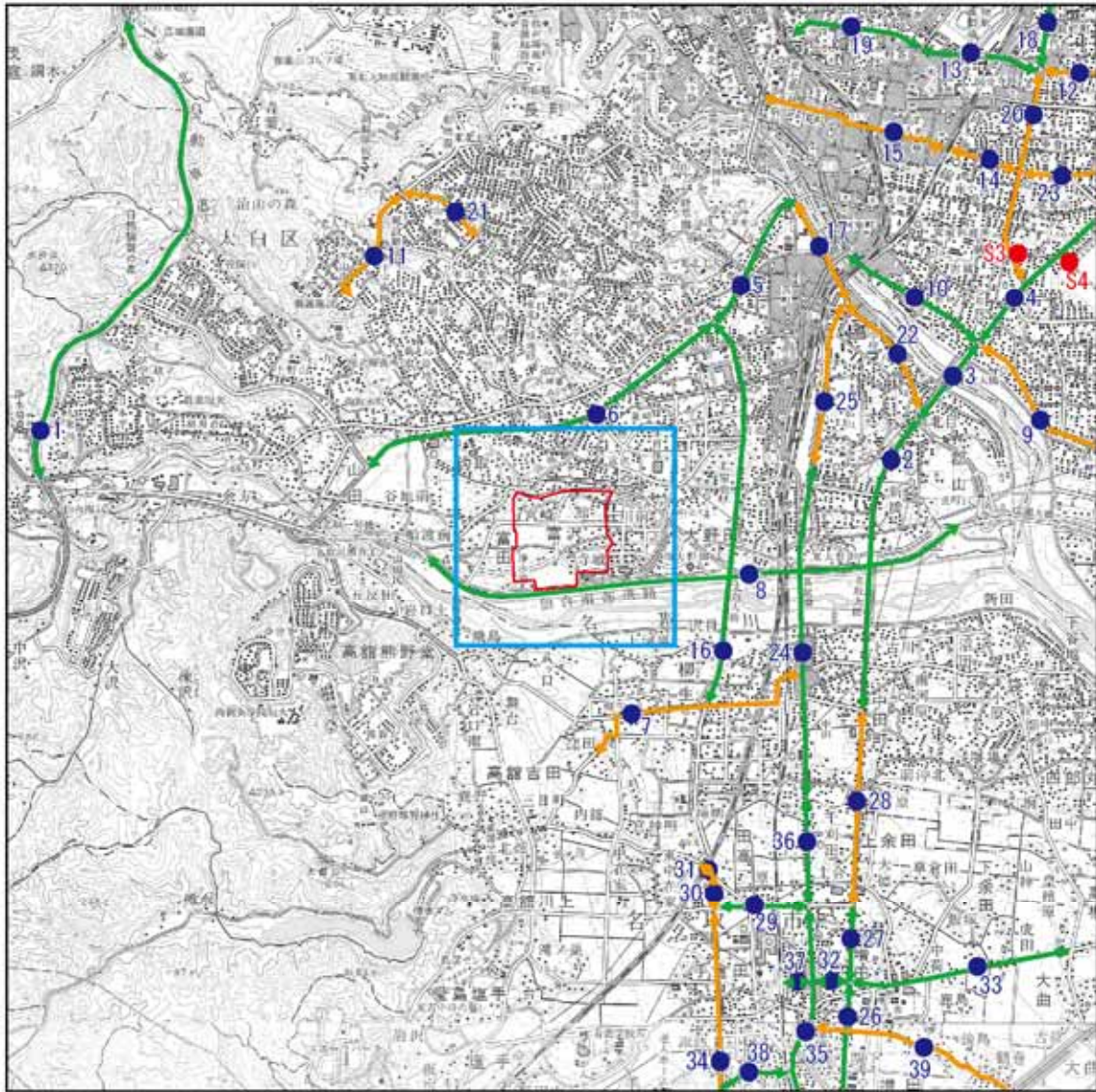


図 6.1.1-6 主要な道路及び騒音評価区間図

表 6.1.1-15 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 改正平成 17 年 5 月 26 日環境庁告示第 45 号)

- 注) 1.AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 2.A:専ら住居の用に供される地域
 3.B:主として住居の用に供される地域
 4.C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、道路に面する地域は次表による。

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注)車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

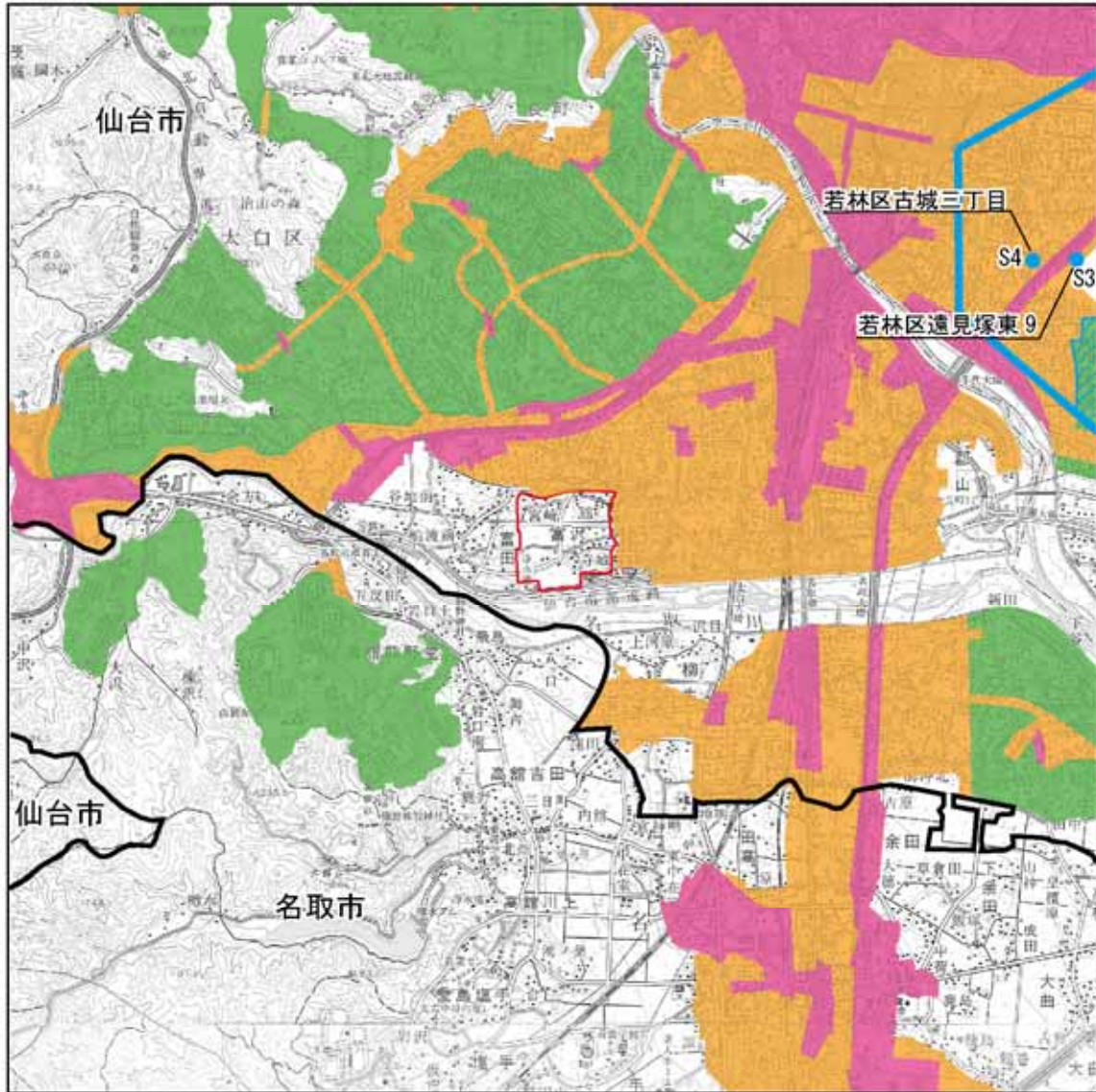
この場合において、幹線交通を担う道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路)に近接する空間(道路端から 2 車線は 15 メートル、3 車線以上は 20 メートルの範囲)については、特例として次表による。

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	






表 6.1.1-16 仙台市における地域の類型及び各類型をあてはめる地域

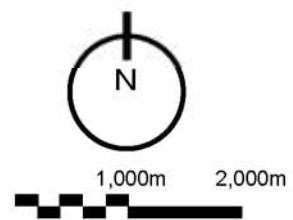
地域の類型	地域
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く)に限る。)
A	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域(AA の項に掲げる地域を除く。)
B	一 第一種住居地域 二 第二種住居地域 三 準住居地域 四 近隣商業地域(A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)
C	一 近隣商業地域(B の項に掲げる地域を除く。) 二 商業地域 三 準工業地域 四 工業地域

(平成 24 年 3 月 30 日 仙台市告示第 126 号)



凡例

-  事業予定地
-  市界
-  A (第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域)
-  B地域 (第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域)
-  C地域 (近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域)



地域の類型 (航空機騒音に係る環境基準)

-  類型 I
-  類型 II

図 6.1.1-7 騒音に係る地域の類型指定 (環境基準)

表 6.1.1-17 自動車騒音の要請限度

地域の区分		基準値	
		昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル以下	70 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲		

備考) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ各項に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。

a 区域: 専ら住居の用に供される区域

b 区域: 主として住居の用に供される区域

c 区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表 6.1.1-18 仙台市における区域の区分

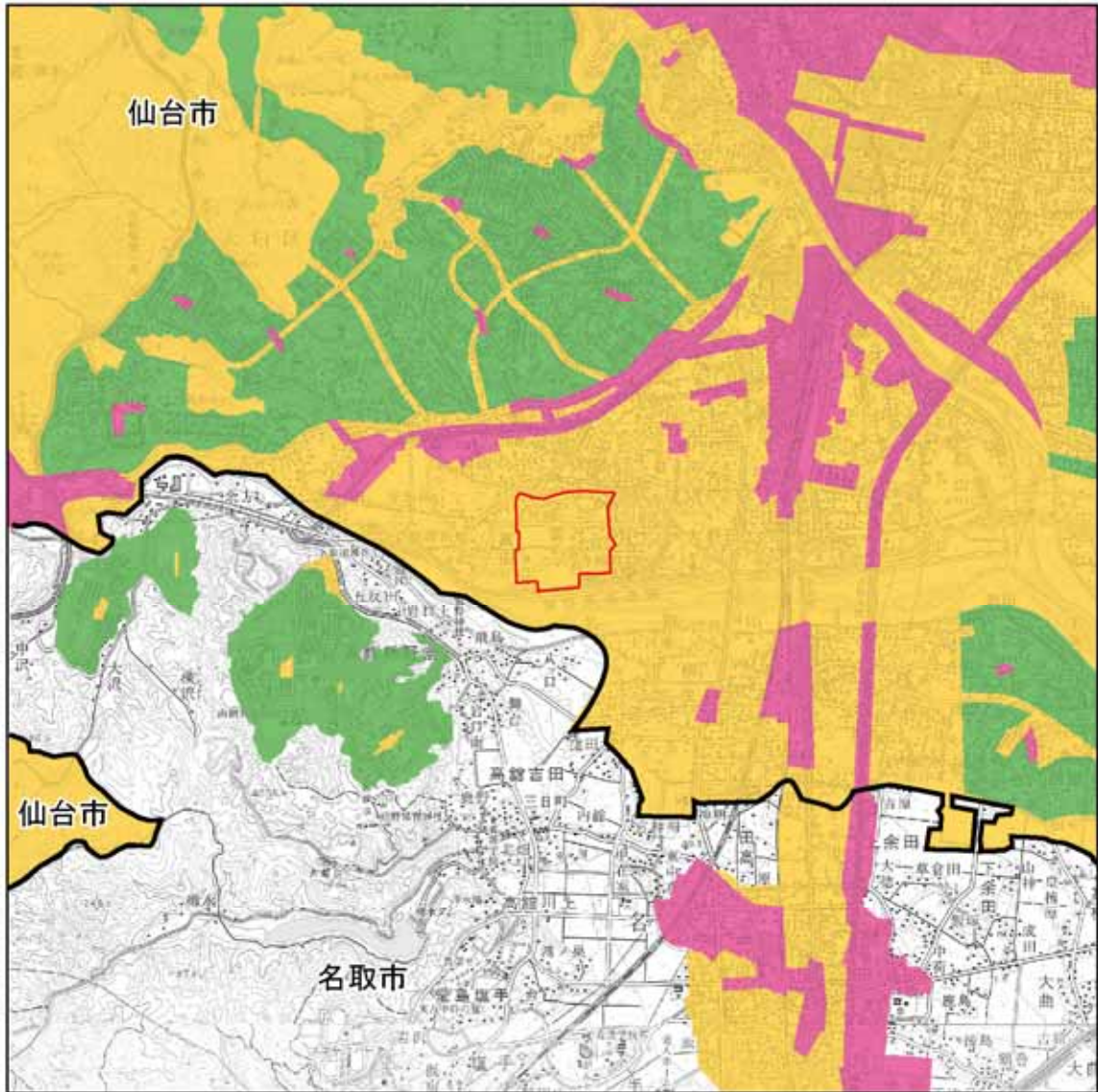
区域	区分
a 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域並びに同項第 2 号に規定する特別用途地区のうち文教地区として指定された区域(以下、「文教地区」とする)
b 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域(文教地区を除く)。 同号に規定する近隣商業地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域並びに同法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域の区域
c 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域(b 区域に該当する区域を除く)、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域

(平成 12 年 3 月 27 日 仙台市告示第 230 号)

表 6.1.1-19 特定建設作業、指定建設作業に係る騒音規制基準

騒音規制法	敷地境界における騒音の大きさ	85dB
	特定建設作業（作業の種類）	
	くい打等作業	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
	びょう打等作業	びょう打ち機を使用する作業
	破砕・切削作業	さく岩機を使用する作業 ¹
	掘削作業	バックホウ（指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上）、トラクターショベル（指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上）、ブルドーザー（指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上） ²
	空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
コンクリートプラント等を設ける作業	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	
仙台市公害防止条例	敷地境界における騒音の大きさ	80dB ³
	指定建設作業（作業の種類）	
	破砕・切削作業	ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業 ¹
	掘削作業	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ¹
	締固め作業	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業
はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの	

- 1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 2 指定するものを除きとは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。
- 3 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内（学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域）においては、この値から5dBを減じた値とする。



凡 例



事業予定地



市界



a 地域 (第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域)



b 地域 (第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 仙台市の市街化調整区域)



c 地域 (近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域)

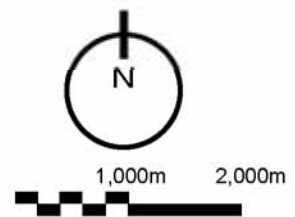


図 6.1.1-8 騒音に係る区域の区分指定
(自動車騒音の要請限度)

イ 発生源の状況

(ア) 概況調査地域

概況調査地域(仙台市域)における騒音規制法に係る特定施設は下表のとおりである。送風機が最も多く、次いで液圧プレス及び空気圧縮機となっている。

表 6.1.1-20 騒音規制法に係る特定施設

施設区分	施設名称	施設を設置する 工場・事業場数
1N01D	法)液圧プレス	1
1N02A	法)空気圧縮機	1
1N02B	法)送風機	5

出典:仙台市への公文書開示請求結果(平成23年3月31日現在)
法)は騒音規制法を指す

概況調査地域(仙台市域)における宮城県公害防止条例に係る特定施設(騒音)は下表のとおりである。バーナーが最も多く、次いでクーリングタワーとなっている。

表 6.1.1-21 宮城県公害防止条例に係る特定施設(騒音)

施設区分	施設名称	施設を設置する 工場・事業場数
21300	条)クーリングタワー	2
21400	条)バーナー	5
21701	条)ニューマチックハンマー	1

出典:仙台市への公文書開示請求結果(平成23年3月31日現在)
条)は宮城県公害防止条例を指す

なお、概況調査地域(名取市域)における騒音規制法及び宮城県公害防止条例に係る特定施設は、塩釜保健所に確認したところ、情報について非公開とのことだった。

(イ) 事業予定地

事業予定地においては騒音規制法に係る特定施設(仙台市立富沢小学校の送風機)がある。なお、事業予定地においては宮城県公害防止条例に係る特定施設がない。

事業予定地に隣接して、騒音規制法に係る特定施設(仙台市高速鉄道富沢車庫の液圧プレス・空気圧縮機及び送風機と仙台市水道局富田浄水場の送風機)がある。また、宮城県公害防止条例に係る特定施設(仙台市高速鉄道富沢車庫のクーリングタワー、バーナー及びニューマチックハンマー)がある。

仙台市高速鉄道富沢車庫付近を現地踏査したが、著しく環境に影響を与える騒音を感じることはなかった。また、事業予定地内では騒音に係る苦情は発生していない。

ウ 影響を受ける施設等の状況

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

エ 騒音防止上の留意点

事業予定地及び周辺の騒音の状況は、事業予定地において仙台市立富沢小学校に騒音規制法に基づく特定施設が、隣接する仙台市高速鉄道富沢車庫に騒音規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定施設があるが、苦情は発生していない。

また、事業予定地中央を通る市道富沢山田線の自動車交通による騒音の影響が考えられるが、苦情は発生していない。

環境保全について配慮が必要な施設は、事業予定地南東側の学校（富沢小学校）、病院（仙台富沢病院）、文化施設（市電保存館）、福祉施設（太白すぎのこ保育園）などがある。

本事業においては、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられるため、特に、保全上配慮が必要な施設への影響を最小のものとなるよう努めるほか、幹線道路沿いの土地利用を非住居系にする配置計画などに留意する必要がある。

(4) 振動

概況調査の範囲は、事業の種類及び規模を勘案し、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域を含み、やや広範な範囲を対象とする。

振動の調査範囲は、一般的には、事業予定地及び自動車の走行経路の周辺 100～200m程度が目安となる。

事業予定地と周辺の主要幹線道路までの範囲を概況調査の範囲とする。国道 286 号及び県道仙台館腰線まで 1.0km の範囲にあることから、概況調査の範囲は事業予定地を中心として 1.0km の範囲と設定する。(図 6.1.1-9 参照)

ア 振動の状況

仙台市及び名取市における過去 5 年間の振動に係る苦情件数の推移は、表 6.1.1-22 に示すとおりである。仙台市では、年度ごとに増減が見られ、平成 22 年度においては 2 件の苦情が発生している。

名取市では、過去 5 年間、毎年 1～2 件の苦情が発生している。

概況調査地域においては、振動に係る苦情が発生していない。(仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成 22 年度。)

表 6.1.1-22 振動に係る苦情件数の経年推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
仙台市	13	4	10	14	2
名取市	1	1	1	2	2

出典:平成 19～23 年版宮城県環境白書 資料編(宮城県)

概況調査地域では、定期的な振動調査は行われていない。また、自動車交通に起因する振動の苦情は発生していない。

事業予定地では、隣接した仙台市高速鉄道富沢車庫に、振動規制法や宮城県公害防止条例に基づく特定施設が存在するが、周辺で著しい振動に係る影響は発生していない。

(ア) 道路交通振動

調査地域においては国又は地方公共団体による定期的な振動調査は行われていない。

なお、道路交通振動の要請限度は表 6.1.1-23 に、仙台市における区域の区分指定は表 6.1.1-24 及び図 6.1.1-9 に示すとおりである。

表 6.1.1-23 道路交通振動の要請限度

地域の区分	基準値	
	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～8:00)
第一種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第二種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。

表 6.1.1-24 区域の区分

区分	区域
第一種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(平成8年3月29日仙台市告示第190号)

表 6.1.1-25 特定建設作業、指定建設作業に係る振動規制基準

振動規制法	敷地境界における振動の大きさ	75dB
	特定建設作業(作業の種類)	
	くい打等作業	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
	破碎・切削作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業 ¹
	建築物の解体・破壊作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ¹
仙台市公害防止条例	敷地境界における振動の大きさ	75dB ²
	指定建設作業(作業の種類)	
	掘削作業	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ¹
	締固め作業	振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業

1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内(学校、病院等の敷地周囲おおむね50メートル以内の区域)においては、この値から5dBを減じた値とする。

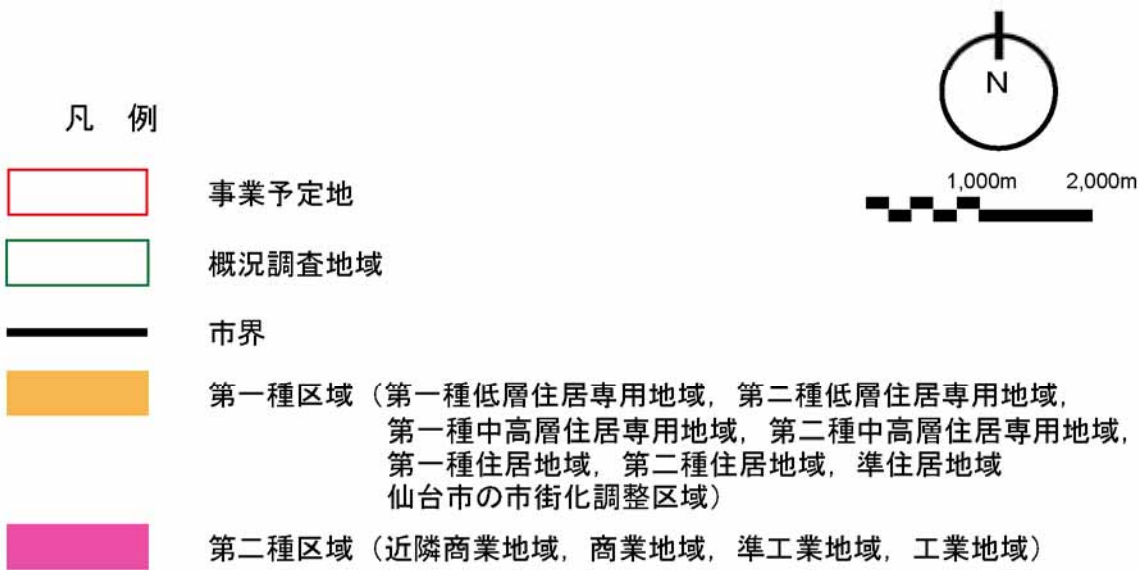
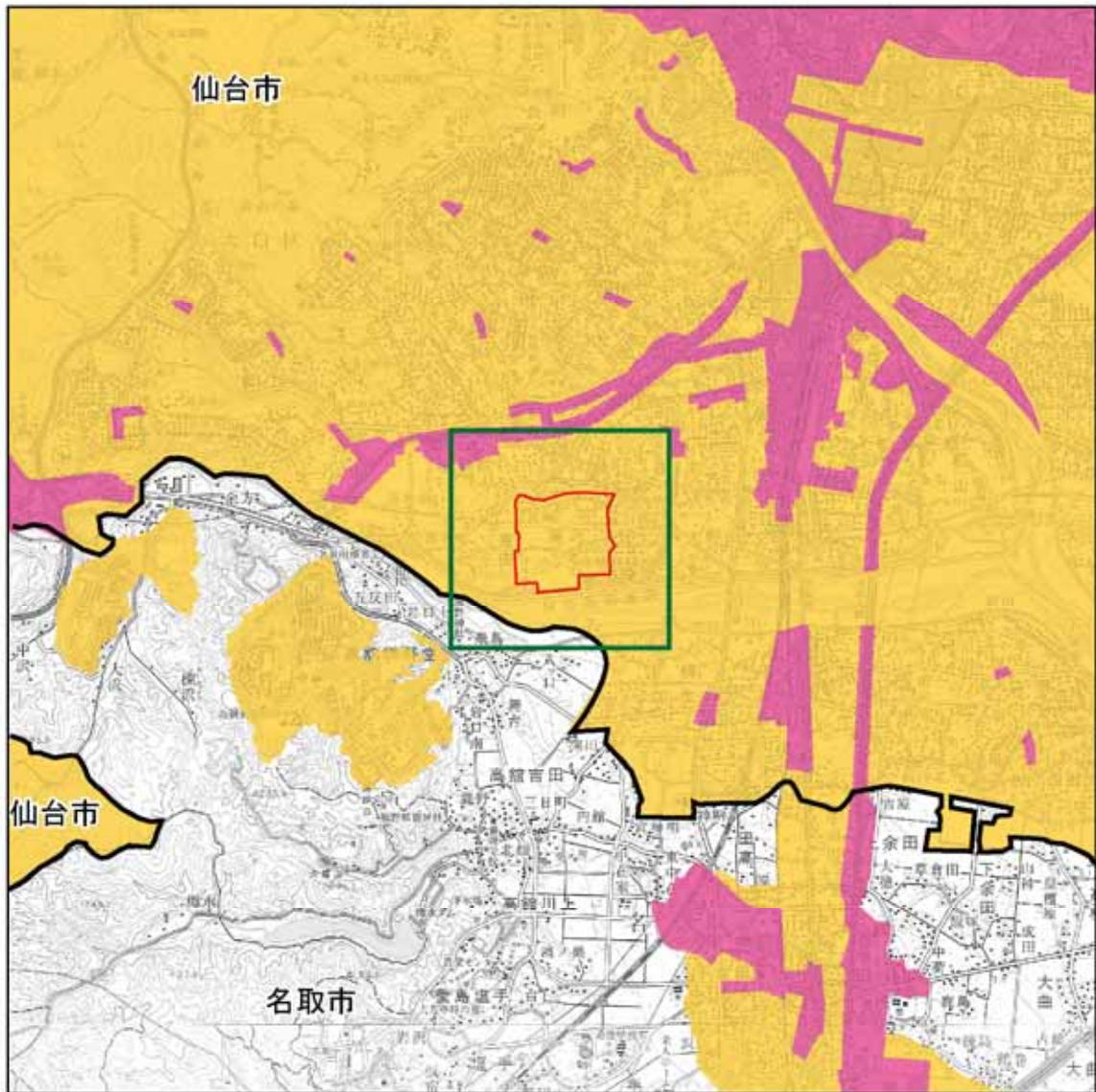


図 6.1.1-9 振動に係る区域の区分指定
(道路交通振動の要請限度)

イ 発生源の状況

(ア) 概況調査地域

概況調査地域（仙台市域）における振動規制法に係る特定施設は下表のとおりである。液圧プレス及び圧縮機がそれぞれ1件となっている。

表 6.1.1-26 振動規制法に係る特定施設

施設区分	施設名称	施設を設置する 工場・事業場数
1V01A	法)液圧プレス	1
1V02A	法)圧縮機	1

出典:仙台市への公文書開示請求結果(平成23年3月31日現在)
法)は振動規制法を指す

概況調査地域（仙台市域）における宮城県公害防止条例に係る特定施設（振動）は下表のとおりである。冷凍機が10件となっている。

表 6.1.1-27 宮城県公害防止条例に係る特定施設(振動)

施設区分	施設名称	施設を設置する 工場・事業場数
21300	条)冷凍機	10

出典:仙台市への公文書開示請求結果(平成23年3月31日現在)
条)は宮城県公害防止条例を指す

なお、概況調査地域（名取市域）における振動規制法及び宮城県公害防止条例に係る特定施設は、塩釜保健所に確認したところ、情報について非公開とのことだった。

(イ) 事業予定地

事業予定地においては宮城県公害防止条例に係る特定施設（仙台富沢病院及び仙台市立富沢小学校の冷凍機）がある。なお、事業予定地においては振動規制法に係る特定施設がない。

事業予定地に隣接して、振動規制法に係る特定施設（仙台市高速鉄道富沢車庫の液圧プレス・圧縮機）がある。また、宮城県公害防止条例に係る特定施設（仙台市高速鉄道富沢車庫の冷凍機）がある。

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

エ 振動防止上の留意点

事業予定地及び周辺の振動の状況は、事業予定地において仙台富沢病院及び仙台市富沢小学校に宮城県公害防止条例に係る特定施設がある。

事業予定地に隣接する仙台市高速鉄道富沢車庫に振動規制法及び宮城県公害防止条例に係る特定施設があるが、苦情は発生していない。

また、事業予定地中央を通る市道富沢山田線の自動車交通による振動の影響が考えられるが、苦情は発生していない。

環境保全について配慮が必要な施設は、事業予定地南東側の学校(富沢小学校)、病院(仙台富沢病院)、文化施設(市電保存館)、福祉施設(太白すぎのこ保育園)などがある。

本事業においては、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられるため、特に、保全上配慮が必要な施設への影響を最小のものとなるよう努めるほか、幹線道路沿いの土地利用を非住居系にする配置計画などに留意する必要がある。

(5) 低周波音

概況調査の範囲は、事業の種類及び規模を勘案し、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域を含み、やや広範な範囲を対象とする。

低周波音の影響が特に問題となる地点、たとえば学校(西多賀小学校、富沢中学校)、病院(広南病院など)、療養施設(大野田老人福祉センター)、住宅地及び住宅予定地(富沢駅南土地地区画整理事業)、野生動物の生息地(ホタル観察会)、野外レクリエーションの利用地点等(名取川富田緑地運動広場)が、事業予定地より1.0kmの範囲にあることから、概況調査の範囲は事業予定地を中心として1.0kmの範囲と設定する。

ア 低周波音の状況

概況調査地域においては、国又は地方公共団体等による定期的な低周波調査は行われていない。また、仙台市及び名取市における平成22年度の低周波音に係る苦情は発生していない。(仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成22年度。)

概況調査地域には、トンネル、ダムはないが、高架道路(仙台南部道路)、工場等低周波音の発生の可能性のある振動規制法や宮城県公害防止条例に係る特定施設がある。

しかし、低周波音に係る苦情はなく、低周波に係る影響は発生していない。

イ 発生源の状況

低周波音の発生機構は、板の振動、回転、空気圧縮等の容積変化、燃焼、気柱の共鳴等に分けられ、雷や噴火、風等の自然現象、工場等のコンプレッサやボイラー等の機械類、工事用の重機、鉄道、道路、橋梁、ダム、発破等、様々なものから発生している。

低周波音は、空気を媒質として伝わる波動現象である。従って、伝搬速度等の基本的な物性は音と同様であるが、周波数が小さい（即ち波長が長い）ことから、一般の音に比べ塀等による回折や遮蔽による減衰は小さく、伝搬経路対策を講じることが困難である。

低周波音の発生源となりうる施設は、工場等のコンプレッサやボイラー等の機械類があり、振動規制法や、宮城県公害防止条例に係る特定施設なども要因と考えられる。

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

エ 低周波音防止上の留意点

事業予定地及び周辺の振動の状況は、事業予定地において仙台富沢病院及び仙台市立富沢小学校に宮城県公害防止条例に係る特定施設がある。

事業予定地に隣接する仙台市高速鉄道富沢車庫に振動規制法及び宮城県公害防止条例に係る特定施設があるが、苦情は発生していない。

環境保全について配慮が必要な施設は、事業予定地南東側の学校（富沢小学校）、病院（仙台富沢病院）、文化施設（市電保存館）、福祉施設（太白すぎのこ保育園）などがある。

本事業においては、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う低周波音を発生させるおそれのある工事、施設の稼働は想定されないが、特に、保全上配慮が必要な施設への影響を最小のものとなるよう努めるほか、建設機械等の保守点検や適正運転等に留意する必要がある。

(6) 悪臭

悪臭被害は、比較的狭い範囲の現象として発生する機会が多いため、概況調査の範囲は大気質の場合より狭く設定しても支障ないものとする。また、環境の保全等について配慮が必要な施設等の状況については、事業特性から広域への悪臭被害が想定されるような場合を除いては、事業予定地周辺に限定しても支障ないものとする。

概況調査の範囲は、地域の主たる風向や周辺における住宅地、病院等保全対象の分布状況等を考慮して設定する。

学校（西多賀小学校、富沢中学校）、病院（広南病院など）、療養施設（大野田老人福祉センター）、住宅地及び住宅予定地（富沢駅南土地区画整理事業）、野生動物の生息地（ホタル観察会）、野外レクリエーションの利用地点等（名取川富田緑地運動広場）が、事業予定地より 1.0km の範囲にあることから、概況調査の範囲は事業予定地を中心として 1.0km の範囲と設定する。

ア 悪臭の状況

仙台市及び名取市における過去 5 年間の悪臭に係る苦情件数の推移は、表 6.1.1-28 及び図 6.1.1-10 に示すとおりである。仙台市では、年度ごとに増減が見られ、平成 22 年度においては 19 件の苦情が発生している。

また、発生源別の苦情件数の状況は表 6.1.1-29～30 に示すとおりであり、廃棄物処理業、飲食店、医療機関等のサービス業に係る苦情件数が多くなっている。

名取市では、平成 22 年度に 12 件の苦情（農業 3、製造業 4、卸売・小売業・飲食店 3、家庭生活 4、不明 1）が発生している。

表 6.1.1-28 悪臭に係る苦情件数の経年推移

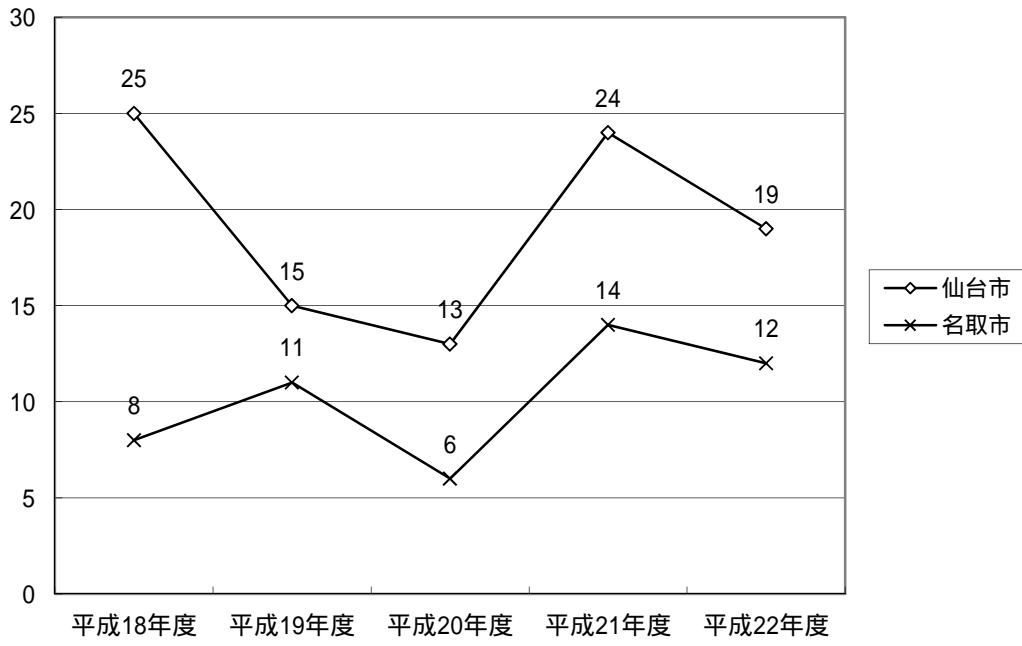
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
仙台市	25	15	13	24	19
名取市	8	11	6	14	12

出典：平成 19～23 年版宮城県環境白書 資料編（宮城県）

概況調査地域、事業予定地における悪臭に係る苦情は発生していない。（仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成 22 年度。）

悪臭に関する苦情は発生しておらず、悪臭を発生するおそれのある主要な発生源等は現地踏査では確認されなかった。

また、地域を特徴づける香り（自然の香りや生活・文化に密着した香り等当該地域を特徴づけたり大切にすべき香り）なども確認されなかった。



出典:平成 19～23 年版宮城県環境白書 資料編 (宮城県)

図 6.1.1-10 悪臭に関する苦情件数の経年変化

表 6.1.1-29 悪臭に係る発生源別苦情件数の状況(仙台市)

単位:件

発生源区分	発生源	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
畜産農業	養豚・養牛・養鶏業、 農地、堆肥等	5	3	-	-	1
飼料・肥料製造 工場	鶏糞乾燥場、 配合飼料製造工場等	-	1	-	2	-
食料品製造 工場	畜産食料品製造工場、 菓子製造工場	-	1	1	1	3
化学工場	化学肥料・ FRP製品製造工場等	-	-	-	-	-
その他の製造 工場	印刷・木工工場、 紙加工品製造工場	3	2	1	-	-
サービス業・ その他	廃棄物処理業、飲食店、 医療機関等	7	3	3	8	8
移動発生源	自動車の排出ガス等	-	-	-	-	-
建設作業現場		3	-	3	3	-
下水・用水	事業所の排水路等	-	1	-	-	-
ごみ集積所		1	-	-	-	1
個人住宅・ アパート・寮	ごみ焼き、浄化槽等	3	4	1	3	4
不明		3	-	4	7	2
合計		25	15	13	24	19

出典:公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1.1-30 悪臭に係る発生源別苦情件数の状況(名取市)

単位:件

発生源区分	発生源の内容	平成 21 年度
農業	耕種農業、畜産・養蚕農業、農業・園芸サービス業	3
林業	-	-
漁業	-	-
鉱業	-	-
建設業	-	-
製造業	-	4
電気・ガス・水道業	電気・ガス・熱供給業、水道業	-
運輸・通信業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、航空運輸業 等	-
卸売・小売業・飲食店	再生資源卸売業、卸売・小売業、飲食店(カラオケ含む)	3
サービス業	駐車場業、生活関連サービス業、旅館、娯楽業、自動車整備 業、機械・家具等修理業、廃棄物処理業、医療福祉、教育研究 機関 等	-
公務	-	-
家庭生活	(ペット含む)	4
その他	事務所、空き地、公園、神社・寺院、その他	-
不明	-	1
合計		15

出典:なとりのかんきょう(平成 21 年度測定等結果報告)(名取市クリーン対策課)

イ 発生源の状況

悪臭の発生源としては、各種製造業や畜産農業、廃棄物処理施設等が挙げられる。これらの発生源に対しては、悪臭防止法において、特定悪臭物質 22 物質の排出について規制が行われている他、仙台市悪臭対策指導要綱においても工場・事業場等への指導が行われている。

また、仙台市では、発生源の実態調査を行い、排出抑制指導を実施している。

なお、悪臭防止法については、悪臭を発生させる施設を特定施設として、あらかじめ届出させる形となっていないため、発生源の状況は把握できないが、概況調査地域、事業予定地では悪臭に係る苦情の発生はないこと、現地踏査でも、悪臭を発生させる施設や発生源は確認できなかった。

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである(p.6-10～11 参照)。

エ 悪臭防止上の留意点

事業予定地及び周辺地域では、悪臭に係る苦情の発生はないことから、環境に影響を与える発生源等の存在は少ないものと考えられる。

環境保全について配慮が必要な施設は、事業予定地南東側の学校(富沢小学校)、病院(仙台富沢病院)、文化施設(市電保存館)、福祉施設(太白すぎのこ保育園)などがある。

悪臭を発生させるおそれのある工事、施設の稼働は想定されないが、工事中の監視体制、事故時・災害自答の対応体制の整備等に留意する必要がある。

6.1.2 水環境

(1)水質

概況調査の範囲は、事業予定地周辺の水環境の広域的にみた位置づけが可能な範囲とし、事業予定地の水系に係る流域及び下流の環境基準点位置等を考慮して設定する。事業予定地を中心として、西に約 2.3km 地点に河川測定地点の栗木橋（名取川）、東に約 2.3km の地点に河川測定地点の名取川合流前（笹川）が位置していることから、概況調査の範囲は、事業予定地を中心として 3.0km の範囲と設定する。（図 6.1.2-1 参照）

ア 水質汚濁の状況

仙台市における過去 5 年間の水質汚濁に係る苦情件数の推移は表 6.1.2-1 に示すとおりである。年度ごとに増減が見られ、平成 22 年度においては 7 件の苦情が発生している。

名取市では、平成 22 年度に 4 件の苦情が発生している。

概況調査地域、事業予定地における水質汚濁に係る苦情は発生していない。（仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成 22 年度。）

表 6.1.2-1 水質汚濁に係る苦情件数の経年推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
仙台市	5	6	6	3	7
名取市	12	7	7	7	4

出典：平成 19～23 年版宮城県環境白書 資料編（宮城県）

なお、仙台市の平成 21 年度の水質汚濁事故件数は 26 件で、前年度より 1 件増加している。内訳は油流出事故が最も多く、その原因としては交通事故による流出、廃油タンク・油水分離槽等の不適正な維持管理などが挙げられている（仙台市の環境（平成 21 年度実績報告書）より引用）。

(ア) 生活環境の保全に関する項目

調査地域において、類型指定を受けている河川は、名取川、広瀬川、笹川、旧笹川、増田川、下堀用水路、樽水ダムである。

生活環境の保全に関する項目の平成 22 年度における測定結果は表 6.1.2-2 に、測定地点は図 6.1.2-1 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準は表 6.1.2-3～4 のとおりである。

表 6.1.2-2 河川・湖沼の水質測定結果(生活環境項目)

河川名	調査地点名	環境基準	pH	DO (mg/L)	BOD ¹ (mg/L)	COD ¹ (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
仙台市	名取川 栗木橋	A	7.7	11	1.0	-	3	8.7E+03	-	0.56	0.023
	名取川 名取橋	B	7.8	11	0.9	-	3	1.7E+04	-	0.65	0.021
	広瀬川 愛宕橋	B	7.9	12	0.9	-	4	8.6E+03	-	0.39	0.040
	広瀬川 三橋	B	7.5	11	0.9	-	2	1.7E+04	-	0.74	0.040
	笹川 唐松橋	C	8.2	12	0.8	-	3	3.0E+04	-	0.95	0.036
	笹川 名取川合流前	C	8.4	12	1.3	-	4	7.4E+04	-	0.88	0.032
	旧笹川 旧笹川最下流	C	7.5	12	1.0	-	6	1.2E+04	-	1.3	0.037
名取市	増田川 薬師橋	A	-	-	<0.5	-	-	-	-	-	-
	増田川 小山橋	B	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-
	下堀用水路 熊野堂宿橋	C	-	-	1.4	-	-	-	-	-	-
	樽水ダム ダムサイト	A	-	-	-	3.8	-	-	-	-	-

出典: 公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

なとりのかんきょう(平成 21 年度測定等結果報告)(名取市クリーン対策課)

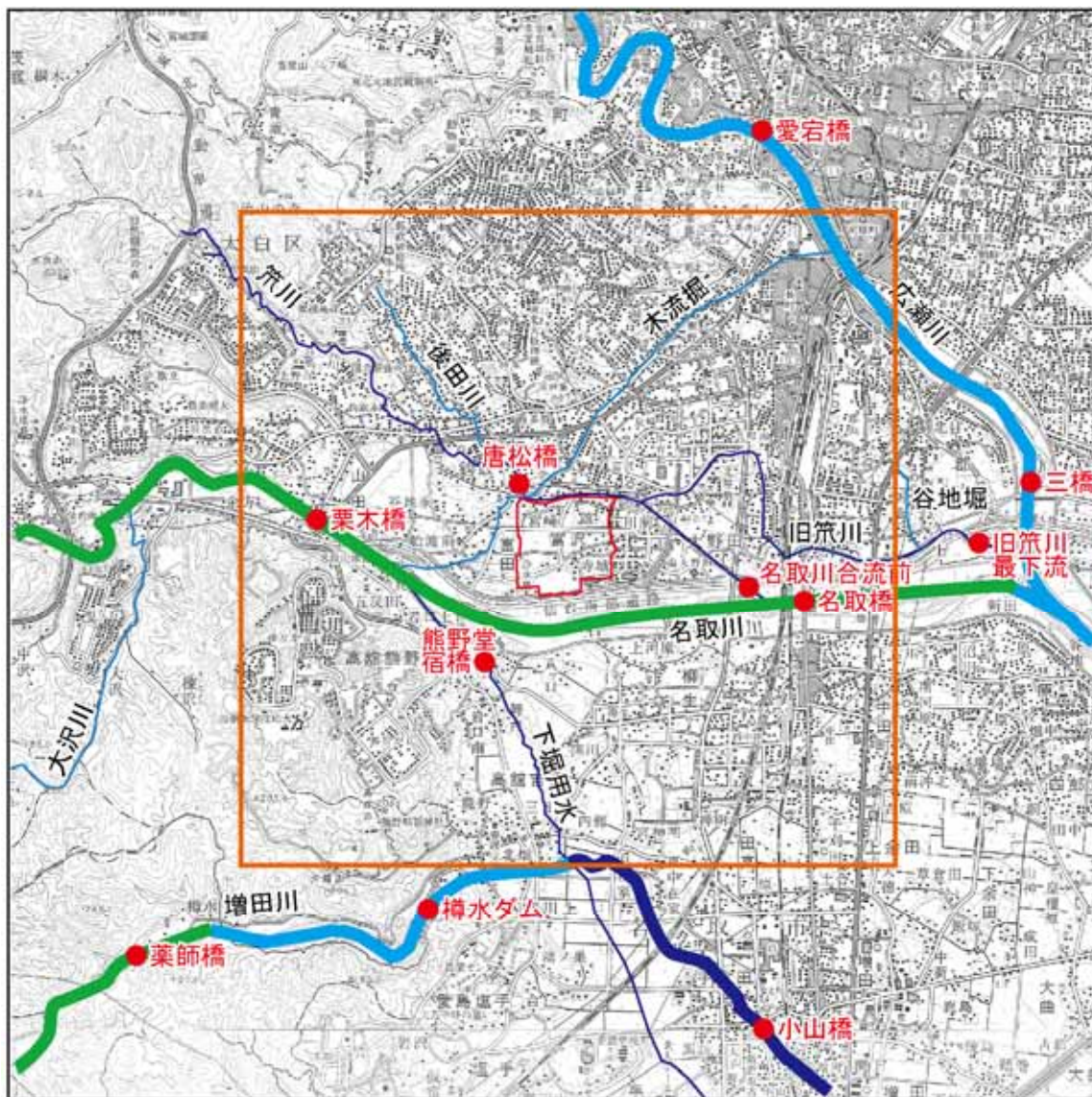
- 1 BOD 及び COD については年間の測定結果の 75%値、公共用水域における評価方法(環水管第 52 号 昭和 52 年による。)
- 2 仙台市の測定結果は平成 22 年度、名取市の測定結果は平成 21 年度のものである。

(イ) 人の健康の保護に関する項目

調査地域においては、人の健康の保護に関する項目に係る定期的な水質調査は、名取川(栗木橋、名取橋)、広瀬川(愛宕橋、三橋)、笹川(名取川合流前)、旧笹川(旧笹川最下流)、増田川(小山橋)、樽水ダム(ダムサイト)で行われている。

人の健康の保護に関する項目の平成 22 年度における測定結果は表 6.1.2-5～6 に、測定地点は図 6.1.2-1 に示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準は表 6.1.2-7 のとおりである。



凡例

- 事業予定地
- 水質測定地点
- A類型
- B類型
- C類型
- 概況調査地域

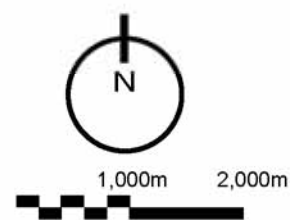


図 6.1.2-1 水質測定地点（生活環境項目）

表 6.1.2-3 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	-	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格 21 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	

「水質汚濁に係る環境基準について」環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

表 6.1.2-4 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/l 以上	-	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格 17 に定め る方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	

「水質汚濁に係る環境基準について」環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

表 6.1.2-5 水質測定結果(健康項目)

項目	河川名					
	名取川 栗木橋	名取川 名取橋	広瀬川 愛宕橋	広瀬川 三橋	笹川 名取川 合流前	旧笹川 最下流
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	-
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-
砒素	0.006	0.005	<0.005	<0.005	0.005	-
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀	ND	-	ND	-	-	-
PCB	ND	-	ND	ND	ND	-
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-
チオベンカルブ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	0.44	0.50	0.26	0.51	0.63	1.1
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.08
ほう素	0.17	0.24	0.09	0.14	0.20	0.07
1,4-ジオキサン	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	-

出典: 公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)
 笹川(唐松橋)は未調査

表 6.1.2-6 水質測定結果(健康項目)

項目	河川名	
	増田川	樽水ダム
	小山橋	ダム サイト
カドミウム	0/1	-
全シアン	0/1	-
鉛	0/1	-
六価クロム	0/1	-
砒素	0/1	-
総水銀	0/1	-
アルキル水銀	-	-
P C B	-	-
ジクロロメタン	0/1	-
四塩化炭素	0/1	-
1,2-ジクロロエタン	0/1	-
1,1-ジクロロエチレン	0/1	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0/1	-
1,1,1-トリクロロエタン	0/1	-
1,1,2-トリクロロエタン	0/1	-
トリクロロエチレン	0/1	-
テトラクロロエチレン	0/1	-
1,3-ジクロロプロペン	0/1	-
チウラム	0/1	-
シマジン	0/1	-
チオベンカルブ	0/1	-
ベンゼン	0/1	-
セレン	0/1	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0/3	0/11
ふっ素	0/2	0/2
ほう素	0/2	0/2
1,4-ジオキサン	-	-

出典:平成 23 年版宮城県環境白書 資料編 (宮城県)
 増田川(薬師橋)、下堀用水路(熊野堂宿橋)は未調査
 m/n の m は超過数、n は総検体数

表 6.1.2-7 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg / L 以下	日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 (準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg / L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg / L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg / L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg / L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg / L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg / L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg / L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg / L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg / L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg / L 以下	付表 7 に掲げる方法

「水質汚濁に係る環境基準について」環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

イ 発生源の状況

(ア) 概況調査地域(仙台市)

水質汚濁の主な発生源としては、公共用水域に排出される工場、事業場等の排水、生活排水などが挙げられる。また、人為汚染がなくても、土壌や堆積物中の砒素や鉛の含有量が著しく高くなる自然由来の発生源の存在も含まれる。

これらの発生源対策として水質汚濁防止法及び宮城県公害防止条例等による規制が行われている。

生活排水に関しては、下水道処理の状況は図 6.1.2-2 に示すとおりであり、概ね市街化区域の部分が下水道処理区域となっている。

下水道の全体処理区域(計画区域)は図 6.1.2-2 に示すとおりである。事業予定地は計画区域に含まれていないが、本事業により下水道を整備することとなっている。

概況調査地域における水質汚濁防止法に基づく特定施設は下表のとおりである。自動式車両洗浄施設が最も多く、次いで写真現像業となっている。

なお、土壌汚染対策法で規定する有害物質使用特定施設は5件あるが、事業予定地に最も近い施設でも事業予定地より約2km離れており、有害物質等による汚染の可能性はないものと考えられる。

表 6.1.2-8 水質汚濁防止法に基づく特定施設

施設区分	業種等	施設数
3	水産食料品製造業	1
17	豆腐又は煮豆の製造業	6
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	2
60	砂利採取業	1
64の2	水道施設、工業用水道施設、又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	1
66の2	旅館業	5
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	1
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	3
67	洗たく業	2
68	写真現像業	10
68の2	病院	2
71	自動式車両洗浄施設	38
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの	4

出典：水質汚濁防止法に基づく特定施設届出一覧(平成23年3月31日現在)

概況調査地域における下水道法に基づく特定施設は下表のとおりである。自動式車両洗淨施設が最も多く、次いで写真現像業となっている。

表 6.1.2-9 下水道法に基づく特定施設

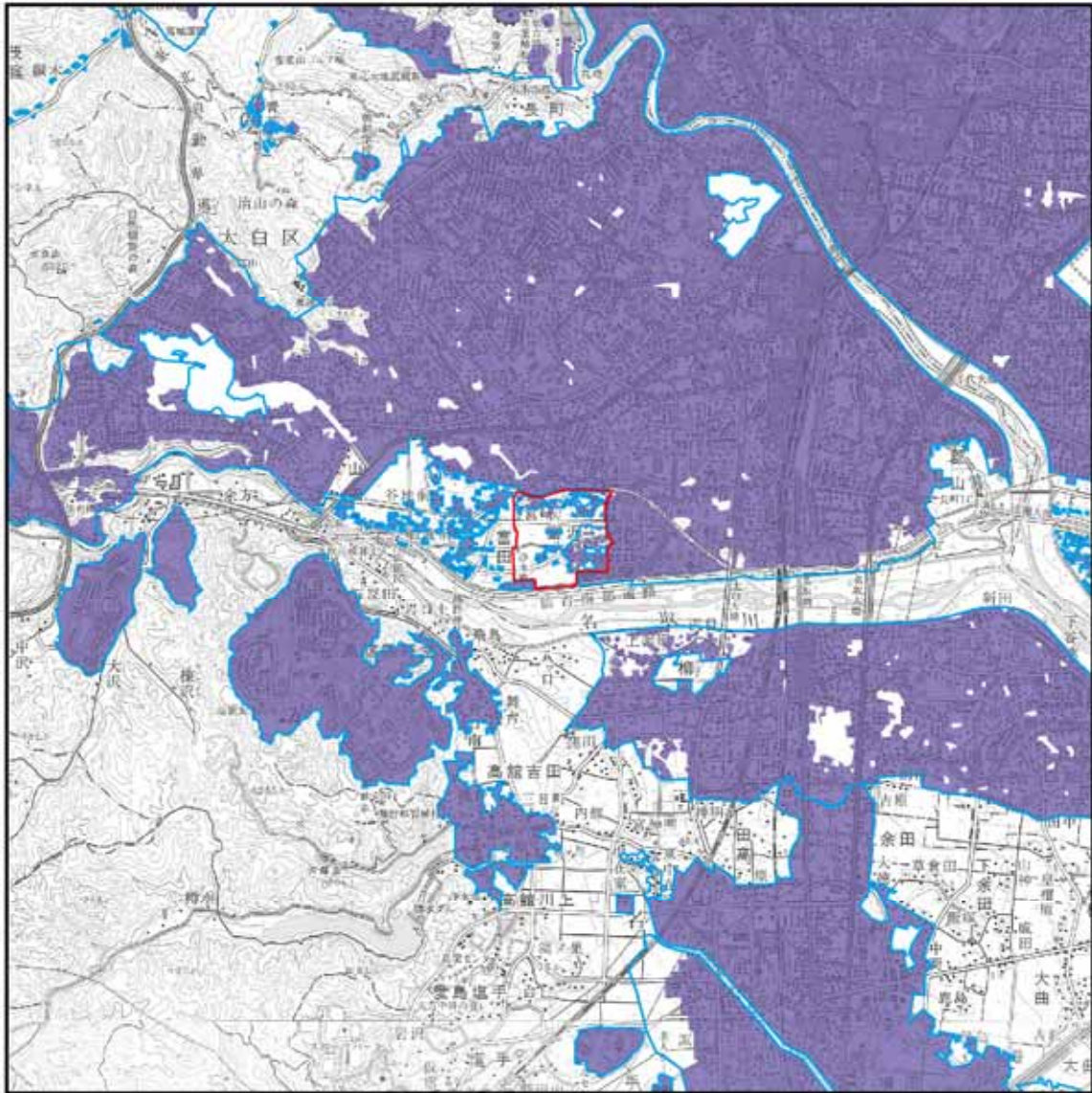
施設区分	業種等	施設数
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	1
17	豆腐又は煮豆の製造業	8
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1
64の2	水道施設、工業用水道施設、又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66の2	旅館業	1
66の3	総床面積が500㎡以上の共同調理場に設置されるちゅう房施設	1
66の5	総床面積が420㎡以上の飲食店に設置されるちゅう房施設	3
67	洗たく業	7
68	写真現像業	11
68の2	病院	2
71	自動式車両洗淨施設	29
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	5

出典：下水道法に基づく特定施設届出一覧(平成23年3月31日現在)

過去の土地利用履歴をみると、1964年(昭和39年)当時は、名取川左岸の富沢、富田、郡山地域、名取川右岸の柳生、中田、袋原はほとんどが農地で、名取市熊野堂地域は森林となっている。

これらの地域は昭和40年代後半より土地区画整理事業や開発行為により住宅地開発が進展している。

水質汚濁防止法や下水道法による特定作業場以外に、著しく水質に影響を及ぼすおそれのある土地利用等は極めて少ないものと考えられる。



出典：仙台市都市計画情報インターネット提供サービス

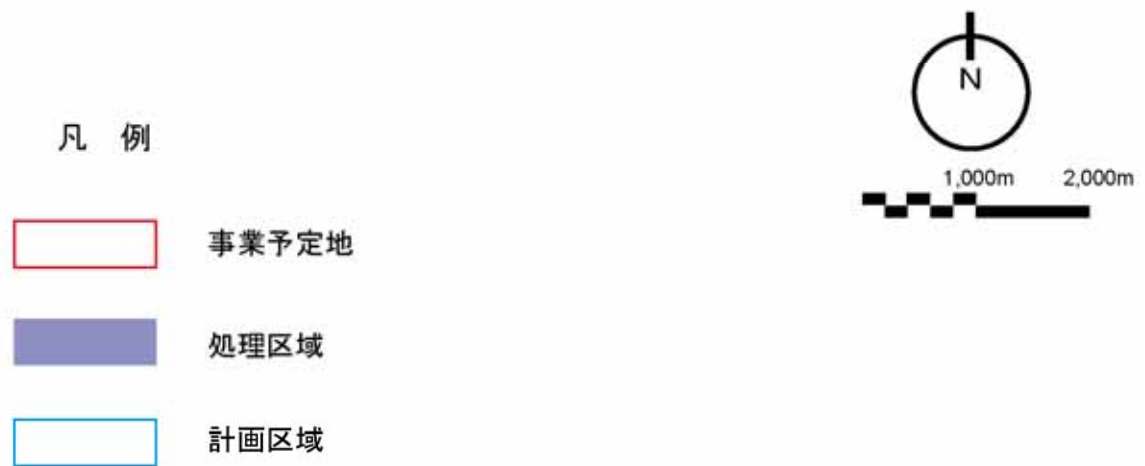


図 6.1.2-2 下水道処理の状況

(イ) 概況調査地域(名取市)

概況調査地域における水質汚濁防止法に基づく特定施設は下表のとおりである。旅館業が最も多く、次いで豆腐又は煮豆の製造業となっている。

なお、土壌汚染対策法で規定する有害物質使用特定施設は1件あるが、事業予定地に最も近い施設でも事業予定地より約3km離れており、有害物質等による汚染の可能性はないものと考えられる。

表 6.1.2-10 水質汚濁防止法に基づく特定施設

施設区分	業種等	施設数
17	豆腐又は煮豆の製造業	2
60	砂利採取業	1
64の2	水道施設、工業用水道施設、又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	1
66の2	旅館業	5
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1

出典：塩釜保健所への行政文書開示請求結果(平成24年2月6日現在)

概況調査地域における宮城県公害防止条例に基づく特定施設は下表のとおりである。ガソリンスタンド営業又は自動車整備事業が最も多く、次いで集団給食施設となっている。

表 6.1.2-11 宮城県公害防止条例に基づく特定施設

施設区分	業種等	施設数
2	集団給食施設	2
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備事業	6

出典：塩釜保健所への行政文書開示請求結果(平成24年2月6日現在)

(ウ) 事業予定地

事業予定地における水質汚濁防止法に基づく特定事業場、下水道法に基づく特定作業場は存在しない。

事業予定地に隣接して、水質汚濁防止法に基づく特定事業場、下水道法に基づく特定作業場（仙台市高速鉄道南北線富沢車庫の自動式車両洗浄施設及び仙台市水道局富田浄水場の水道施設の沈でん施設・ろ過施設）がある。なお、排水は下水道に接続されている。

なお、土壌汚染対策法で規定する有害物質使用特定施設はないので、有害物質等による汚染の可能性はないものと考えられる。

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

エ 水質保全上の留意点

概況調査地域の水象をみると、事業予定地は名取川の流域に属し、支流の笹川に隣接している。

事業予定地を通る水路が合流する笹川はC類型で、名取川の合流前での水質は、生活環境項目、健康項目ともに環境基準を満たしている。

水利用の状況は、概況調査地域の全域で上水道が供給され、下水道は概ね市街化区域や既存集落などが処理区域となっている。水利権、漁業権は名取川や広瀬川に設定されている。

本事業においては、工事中の切土・盛土・掘削等による裸地の発生に伴い、降雨時に下流の公共用水域への濁水発生の影響が考えられる。

このため、工事中の雨水対策については、濁水の流出を最小とする対策の実施など留意する必要がある。

(2)底質

概況調査の範囲は、事業予定地周辺の水環境の広域的にみた位置づけが可能な範囲とし、事業予定地の水系に係る流域及び下流の環境基準点位置等を考慮して設定する。事業予定地を中心として、東に約2.3kmの地点に河川測定地点の名取川合流前（笹川）が位置していることから、概況調査の範囲は、事業予定地を中心として3.0kmの範囲と設定する。（図6.1.2-1参照）

ア 底質の状況

調査地域においては、国又は地方公共団体による定期的な水質調査は広瀬川（三橋）、名取川（袋原堰下）、笹川（皿屋敷橋）で行われている。なお、名取市では底質調査は行われていない。

表 6.1.2-12 河川の底質調査結果

項目		名取川	広瀬川	笹川
		袋原堰下	三橋	皿屋敷橋
pH	H ₂ O	7.0	7.1	7.5
	KCL	6.2	6.2	7.2
COD	(mg/kg)	<2000	<2000	<2000
n-ヘキサン抽出物質	(mg/kg)	<25	<25	170
全窒素	(mg/kg)	40	50	110
全燐	(mg/kg)	230	190	340
カドミウム	(mg/kg)	0.08	0.09	0.11
鉛	(mg/kg)	10	10	10
砒素	(mg/kg)	8.6	7.3	8.7
総水銀	(mg/kg)	0.02	0.01	0.03
全クロム	(mg/kg)	13	22	17
硫化物	(mg/kg)	<20	<20	<20
含水率	(%)	22	18	18
強熱減量	(%)	2.0	1.9	2.1

出典：公害関係資料集(平成22年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1.2-13 公共用水域の底質のダイオキシン類監視結果

水域名		調査地点名	底質 (pg-TEQ/g)	基準値
広瀬川	広瀬川(2)	愛宕橋	0.49	150pg-TEQ/g 以下
名取川	名取川中流	栗木橋	1.1	

出典：公害関係資料集(平成22年度測定結果)(仙台市環境局)

イ 発生源の状況

公共用水域に排出される工場・事業場の排水等に伴う有害物質、生活排水、また、人為汚染がなくても、土壌や堆積物中の砒素や鉛の含有量が著しく高くなる自然由来の発生源が蓄積することにより底質が汚染されるものと考えられるが、底質の汚染の発生源としては特定されていない。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は、水質の項で述べたように、自動式車両洗浄施設が最も多い。

土壌汚染対策法で規定する有害物質使用特定施設は6件あるが、事業予定地に最も近い施設でも事業予定地より約2km離れており、有害物質等による汚染の可能性はないものと考えられる。

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

エ 底質保全上の留意点

概況調査地域の底質の状況をみると、事業予定地に隣接する名取川（栗木橋）、近傍の広瀬川（愛宕橋）でダイオキシン類の監視測定が行われているが環境基準を満たしている。

水利用の状況は、概況調査地域の全域で上水道が供給され、下水道は概ね市街化区域や既存集落などが処理区域となっている。水利権、漁業権は名取川や広瀬川に設定されている。

本事業においては、工事中の切土・盛土・掘削等による裸地の発生に伴い、降雨時に下流の公共用水域への濁水発生の影響が考えられる。

このため、工事中の雨水対策については、濁水の流出を最小とする対策の実施など留意する必要がある。

(3)地下水汚染

概況調査の範囲は対象事業により地下水に対する影響が想定される地域とし、地形・地質の状況等を考慮して設定する。このことから、地下水汚染の概況調査の範囲は、地形・地質と同様に事業予定地を中心として5km程度の範囲を目安として設定する。

ア 地下水汚染の状況

調査地域においては、概況調査と要監視項目調査が1箇所、概況調査が7箇所、継続監視調査が4箇所で行われている。環境基準と照らし合わせると、定期モニタリング調査を行っている若林区Bでテトラクロロエチレンの項目で環境基準を超過している調査結果がみられるが、その他の項目及びその他の調査箇所では環境基準を下回っている。

表 6.1.2-14 (1) 地下水水質調査結果(概況調査・要監視項目調査・ダイオキシン類調査)

【環境基準項目】

区・三次メッシュコード・調査日	単位	太白区	基準値
		5740-26-85 H22.12.1	
調査項目			
水温	()	13.8	
pH		7.6	
カドミウム	(mg/L)	<0.001	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	ND	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	ND	検出されないこと。
P C B	(mg/L)	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.3	10 以下
ふっ素	(mg/L)	<0.08	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	<0.01	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	0.05 以下
ダイオキシン類年平均値	(pg-TEQ/L)	0.055	1 以下

出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1.2-14 (2) 地下水水質調査結果(概況調査・要監視項目調査・ダイオキシン類調査)

【要監視項目】

調査項目	単位	太白区	
		5740-26-85	指針値
		H22.12.1	
クロロホルム	(mg/L)	<0.006	0.06 以下
1, 2-ジクロロプロパン	(mg/L)	<0.006	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	<0.02	0.2 以下
イソキサチオン	(mg/L)	<0.0008	0.008 以下
ダイアジノン	(mg/L)	<0.0005	0.005 以下
フェニトロチオン(MEP)	(mg/L)	<0.0003	0.003 以下
イソプロチオラン	(mg/L)	<0.004	0.04 以下
オキシ銅(有機銅)	(mg/L)	<0.004	0.04 以下
クロロタロニル(TPN)	(mg/L)	<0.005	0.05 以下
プロピザミド	(mg/L)	<0.0008	0.008 以下
EPN	(mg/L)	<0.001	0.006 以下
ジクロロボス(DDVP)	(mg/L)	<0.0008	0.008 以下
フェノブカルブ(BPMC)	(mg/L)	<0.003	0.03 以下
イプロベンホス(IBP)	(mg/L)	<0.0008	0.008 以下
クロルニトロフェン(CNP)	(mg/L)	<0.0001	-
トルエン	(mg/L)	<0.06	0.6 以下
キシレン	(mg/L)	<0.04	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	<0.006	0.06 以下
ニッケル	(mg/L)	0.001	-
モリブデン	(mg/L)	<0.007	0.07 以下
アンチモン	(mg/L)	<0.002	0.02 以下
エビクロロヒドリン	(mg/L)	<0.00004	0.0004 以下
全マンガン	(mg/L)	<0.02	0.2 以下
ウラン	(mg/L)	<0.0002	0.002 以下

出典: 公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1.2-14 (3) 地下水水質調査結果(概況調査)

【概況調査】

調査項目	単位	青葉区	若林区	若林区	基準値
		5740-26-99	5740-27-93	5740-27-83	
		H22.12.8	H23.1.27	H23.1.27	
水温	()	14.6	15.8	14.9	
pH		7.2	6.4	6.6	
カドミウム	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと。
鉛	(mg/L)	0.006	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと。
P C B	(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	0.0031	0.0078	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.6	4.6	3.8	10 以下
ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	0.02	0.05	0.06	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下

出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1.2-14 (4) 地下水水質調査結果(概況調査)

【概況調査】

調査項目	区・三次メッシュコード・調査日	単位	太白区	太白区	太白区	太白区	基準値
			5740-27-52	5740-27-40	5740-27-41	5740-27-31	
			H22.12.1	H23.1.27	H23.1.27	H23.1.27	
水温	()		15.7	13.1	14.8	9.1	
pH			7.6	6.5	6.5	6.9	
カドミウム	(mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	(mg/L)		ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
鉛	(mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	(mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)		ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
P C B	(mg/L)		ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	(mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	(mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	(mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)		0.29	5.2	4.3	2.7	10 以下
ふっ素	(mg/L)		<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ぼう素	(mg/L)		0.04	0.07	0.07	0.08	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下

出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

表 6.1.2-14 (5) 地下水水質調査結果(継続監視調査)

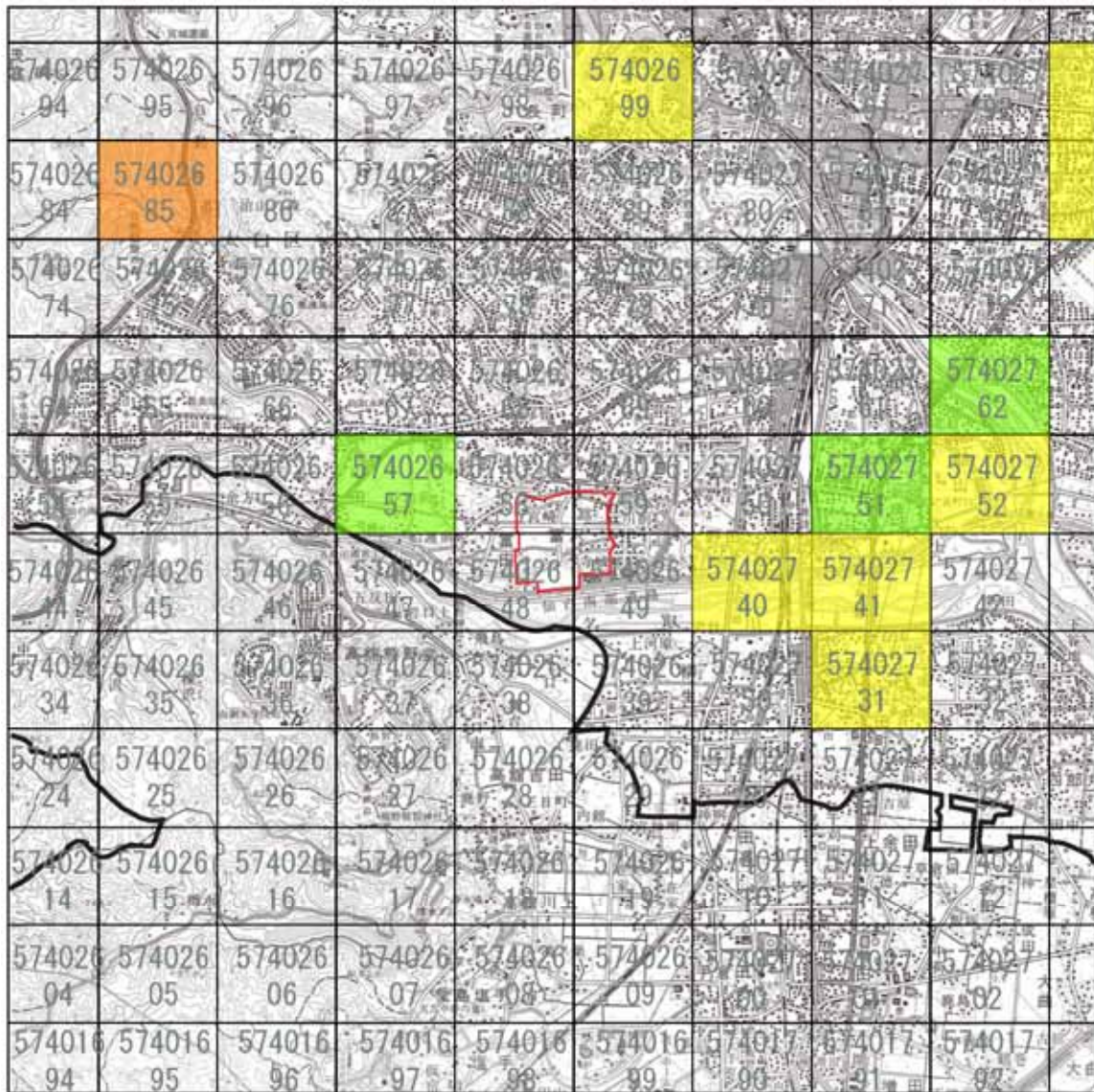
【継続監視調査】

調査項目	区・三次メッシュコード・調査日	単位	若林区 A	若林区 B	太白区	基準値
			5740-27-62	5740-27-62	5740-27-51	
			H22.8.3	H22.8.3	H22.8.3	
水温	()		15.1	15.3	18.5	
pH			6.5	6.7	6.5	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)		<0.002	<0.002	0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)		0.006	0.024	<0.0005	0.01 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下

出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

調査項目	区・三次メッシュコード・調査日	単位	太白区	基準値
			5740-26-57	
			H22.8.3	
水温	()		14.6	
pH			6.4	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)		3.5	10 以下
亜硝酸性窒素	(mg/L)		<0.005	
アンモニア性窒素	(mg/L)		<0.05	

出典：公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)



図枠が概況調査地域

凡 例



事業予定地



環境基準項目・要監視項目・ダイオキシン類調査地



概況調査地



継続監視調査地

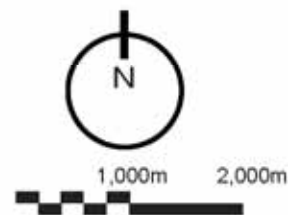


図 6.1.2-3 地下水水質調査位置図

イ 地下水の利用状況

概況調査地域の地下水の利用状況は、年間で 2,076,767m³となっている。

概況調査地域の中で、揚水量が多い地区は、鉤取本町二丁目（104,163m³/年）郡山六丁目（177,020m³/年）富田字八幡中（224,827m³/年）となっている。

事業予定地の地下水の利用状況は、46,209m³/年となっている。（字が全部含まれる富沢字熊ノ前、寺城、川前、川前浦、鍛冶屋敷、鍛冶屋敷前、舞台を集計した）（仙台市への公文書開示請求結果による。調査年度は平成 19 年度。なお、名取市については、塩釜保健所に確認したところ、地下水の揚水量等の届け出義務がないため資料がないとのこと。）

ウ 発生源の状況

地下水汚染の発生源としては、水質の汚濁や大気汚染を通じて発生するとされ、公共用水域に排出される工場、事業場、廃棄物処理場等の排水、生活排水などが挙げられる。

また、人為汚染がなくても、土壌や堆積物中の砒素や鉛の含有量が著しく高くなる自然由来の発生源の存在も含まれる。

なお、概略調査地域、事業予定地において、水質汚濁に係る苦情は発生していない。

（仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成 22 年度。）

エ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

オ 地下水汚染防止上の留意点

事業予定地及び周辺地域では、近傍の太白区 5740-27-40 のメッシュ区で地下水水質調査（概略調査）及び太白区 5740-26-57 のメッシュ区で地下水水質調査（継続監視調査）が行われており、測定値は全ての項目で環境基準を満たしている。

地下水は 46,209m³/年の利用があるが、水質汚濁に係る苦情は発生しておらず、また、地下水汚染に及ぼすおそれのある有害物質の工事、供用時における使用、保管、処分等は想定されないが、測定調査等により土壌汚染が明らかになった場合の対応や、搬入土の土壌汚染調査の実施など、地下水汚染を発生させない工事の取り組みなどに留意する必要がある。

(4)水象

概況調査の範囲は、事業予定地の水象の広域的にみた位置づけが可能なように、地形・地質や流域に留意して設定する。概況調査の範囲は、基本的にその中で、事業予定地の水系が合流する一級河川等主要な河川、対象事業に伴う水象の変動により影響を受ける可能性がある対象、事業予定地の集水域等を含むよう設定する。

事業予定地を中心として、東に約1.7kmの地点に河川測定地点の名取川合流前（笹川）が位置していることから、概況調査の範囲は、事業予定地を中心として2.0kmの範囲と設定する。（図6.1.2-5参照）

ア 河川・湖沼・地下水・湧水等の分布状況

(ア) 事業予定地の河川、湖沼の状況

事業予定地内に河川はないが、事業予定地北側を笹川が流れている。また、事業予定地西側を木流堀が流れている。

事業予定地内は、農業用水路が西から東に流れ、事業予定地の東で既存雨水管渠に流入し、笹川に注いでいる。伊古田樋管の計画流量が6.247m³/sと5つの樋管の中で最も大きくなっている（表6.1.2-15参照）。

湖沼やため池は太白区三神峯に天沼がある（表6.1.2-16、図6.1.2-4参照）。

表 6.1.2-15 用排水路の状況

排水路(樋管)の名称	計画流量
下の内樋管	4.720m ³ /s
伊古田樋管	6.247m ³ /s
車両基地樋管	1.796m ³ /s
大野田排水樋管	1.748m ³ /s
観音堂排水樋管	3.887m ³ /s

出典：仙台市下水道課資料

表 6.1.2-16 湖沼・ため池の状況

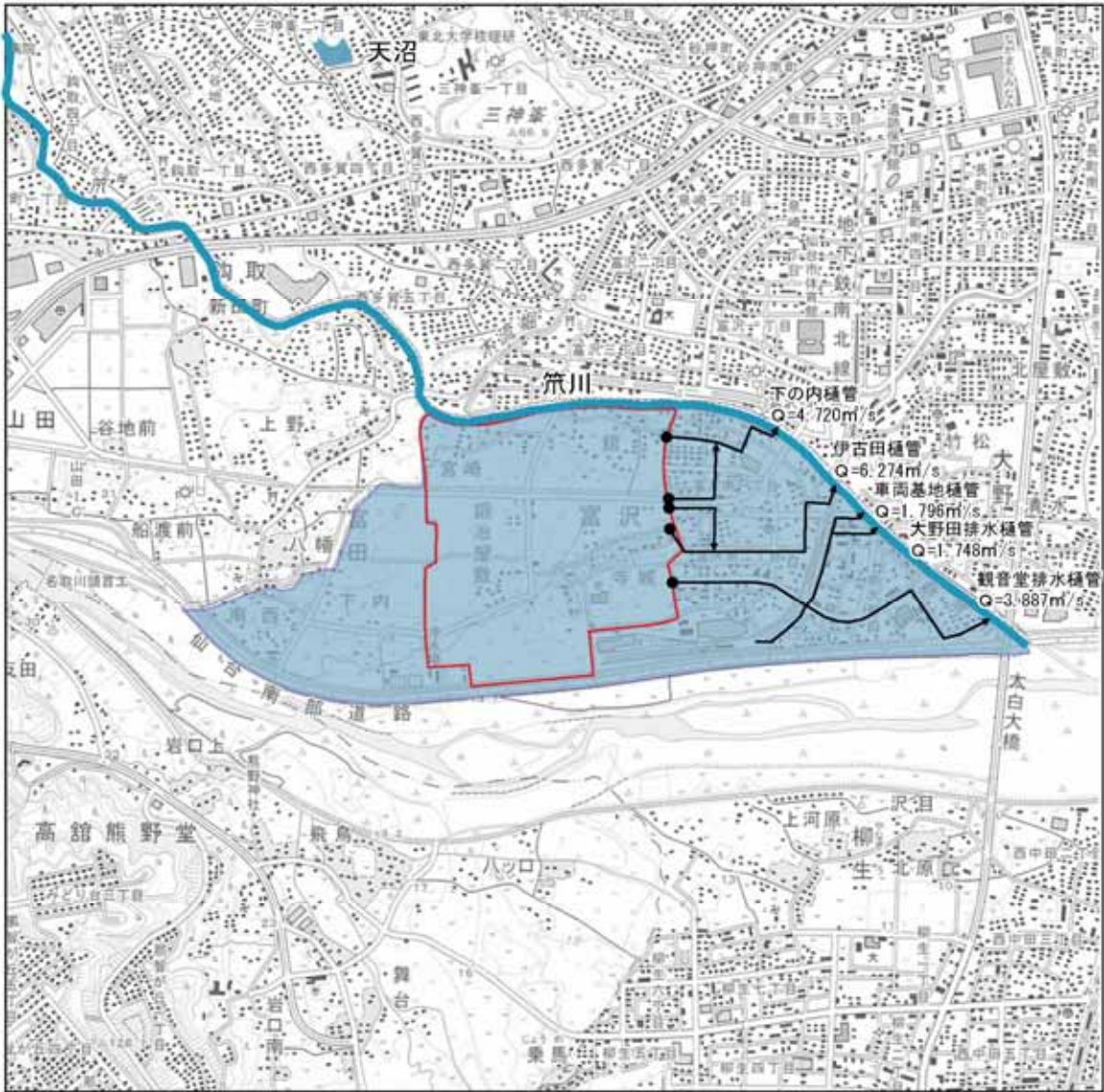
名称	所在地
天沼	仙台市太白区三神峯

出典：平成15年度自然環境に関する基礎調査業務報告書
(平成16年2月)

(イ) 地下水

概況調査地域における地下水の利用は、年間で2,076,767m³となっている。

事業予定地における地下水の利用は、年間で46,209m³となっている。



凡例

- 事業予定地
- 雨水排水流域
- 荒川
- 排水経路

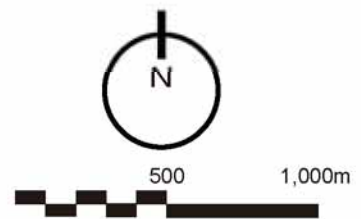


図 6.1.2-4 事業予定地周辺の用排水路

(ウ) 湧水

調査地域には、湧水は確認されていない。(平成 15 年度自然環境基礎調査報告書より引用)

(エ) 温泉

事業予定地区北側の太白区山田地区には仙台七夕温泉がある。(宮城県薬務課に聞き取り)

(オ) 自然性の高い水辺地(親水性のある水辺地)

事業予定地区周辺では、広瀬川や笹川で親水性のある水辺地整備が行われ、市民に憩いやレクリエーションの場を提供している。

表 6.1.2-17 親水性のある水辺地

地区	整備方針	地区の概要
広瀬川地区	利用促進	ユニバーサルデザインを目指した河川空間の創出
広瀬川地区	水辺の楽校	自然環境あふれる水辺空間、自然体験の場の創出
袋原地区	ワンド整備	多様な河川の表情が体験できる自然環境の保全
中田地区	河道整備	環境教育に寄与する自然的な親水性のある水辺空間の創出
笹川地区	利用促進	地域住民と協働による水辺づくり、魅力ある都市住環境の創出
旧笹川	ホタル観察会	大野田ホタルの里づくり推進協議会などによるホタルの観察や親水活動

出典: 国土交通省東北地方整備局 名取川水系直轄水系環境整備事業(資料)

(カ) 漁業権の設定の状況

調査地域における公共用水域には、表 6.1.2-18 のとおり漁業権が設定されている。

表 6.1.2-18 漁業権の設定状況

組合名	住所	漁業権が設定されている河川・湖沼
仙台市漁業協同組合	仙台市若林区荒浜字中丁 36-63	井土浦、難波川、嘉太神川、水花川、筒砂子川、内川、辻倉川
広瀬名取川漁業協同組合	仙台市太白区郡山字南上河原 7-2	名取川、前川、立野川、碁石川、北川、穴戸川、本砂金川、小屋の沢川、広瀬川、新川、大倉川、矢櫓沢、横川

出典: 農林水産部水産業振興課ホームページ

イ 流域、流量又は水位の状況

事業予定地は名取川流域に位置する。名取川は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、その源を宮城・山形県境の神室岳(標高1,356m)に発し、奥羽山脈から発する碁石川、広瀬川等の大小支川を合わせて仙台平野を東流し、名取市関上で太平洋に注ぐ幹川流路延長55.0km、流域面積939km²の一級河川である。

調査地域の名取川の支流として、広瀬川(延長40.0km)、笹川(延長6.2km)、旧笹川(延長5.2km)、木流堀川(延長1.3km)、後田川(延長2.2km)がある。

この他、調査地域内の増田川は、名取市高館山(標高203m)に源を発し、樽水ダムを経て名取市街地を貫流した後広浦に合流し、関上漁港から太平洋に注ぐ流路延長18.8km、流域面積54.6km²の一級河川である。流量等の状況は表6.1.2-19のとおりである。

表 6.1.2-19 流量等の状況

水域名	河川名	測定地点名	流量 (m ³ /s)			平均流速 (m/s)		
			平均	最小値	最大値	平均	最小値	最大値
名取川中流	名取川	栗木橋	11	4.0	21	0.12	0.040	0.21
名取川下流	名取川	名取橋	-	-	-	-	-	-
笹川	旧笹川	旧笹川最下流	0.17	0.070	0.28	0.11	0.050	0.16
笹川	笹川	名取川合流前	-	-	-	-	-	-
広瀬川(2)	広瀬川	愛宕橋	8.7	3.6	19	0.18	0.090	0.35
広瀬川(2)	広瀬川	三橋	-	-	-	-	-	-

出典: 公害関係資料集(平成 22 年度測定結果)(仙台市環境局)

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである(p.6-10~11参照)。

エ 水象保全上の留意点

概況調査地域の水象をみると、事業予定地は名取川の流域に属し、支流の笹川に隣接している。事業予定地を通る水路が合流する笹川や自然性の高い水辺(親水性のある水辺地)があるが、湧水、温泉などは存在しない。

本事業においては、工事中の切土・盛土・掘削等による裸地の発生に伴い、降雨時に下流の公共用水域への濁水発生の影響が考えられる。

このため、工事中の雨水対策については、濁水の流出を最小とする対策の実施など留意する必要がある。

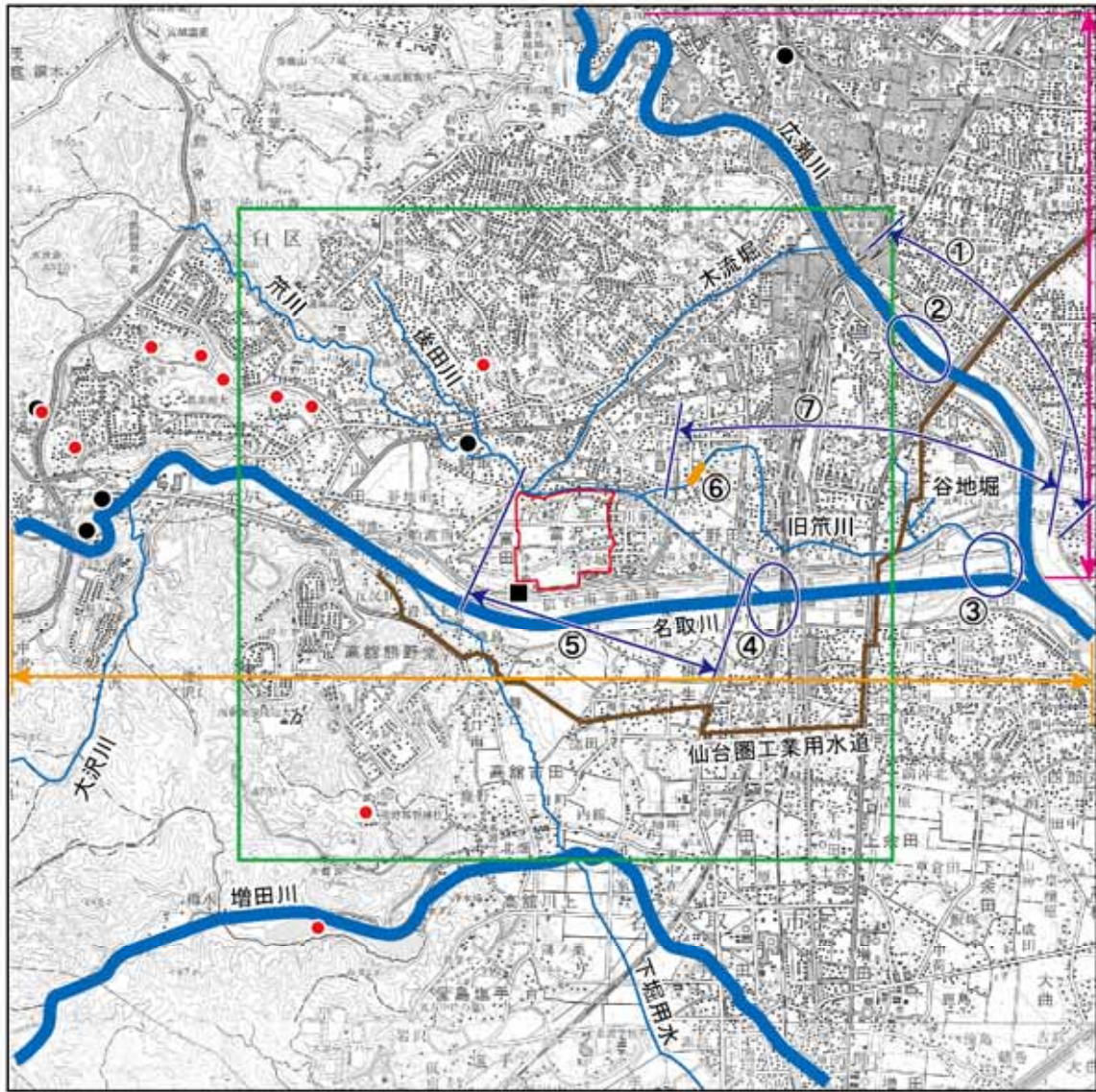


図 6.1.2-5 水象の状況

6.1.3 土壤環境

(1) 地形・地質

概況調査の範囲は、事業予定地を中心として5km程度の範囲を目安として、地形的な一体性を考慮して設定する。(図 6.1.3-1 及び図 6.1.3-2 参照)

ア 地形・地質の状況

(ア) 地形

調査地域の地形は大別して3つの地形群からなる。奥羽山脈東麓に沿う丘陵、仙台湾西縁を限る単調な海岸線に沿う低平な沖積平野海岸・平野の低地、丘陵を開析する谷の両岸に発達する河岸段丘の台地である。

事業予定地は、自然堤防、後背湿地及び旧河道に位置し、標高は約17mである。事業予定地西側の栗木橋付近は標高が約32m、事業予定地東側の太子堂駅付近は標高が約14mとなっており、西から東に欠けて緩い傾斜をしめしているが、ほぼ平坦な地形となっている。

(イ) 地質

調査地域の地質は、西側には南北方向に新第三系中新統である流紋岩の貫入を伴う酸性火砕岩が分布している。

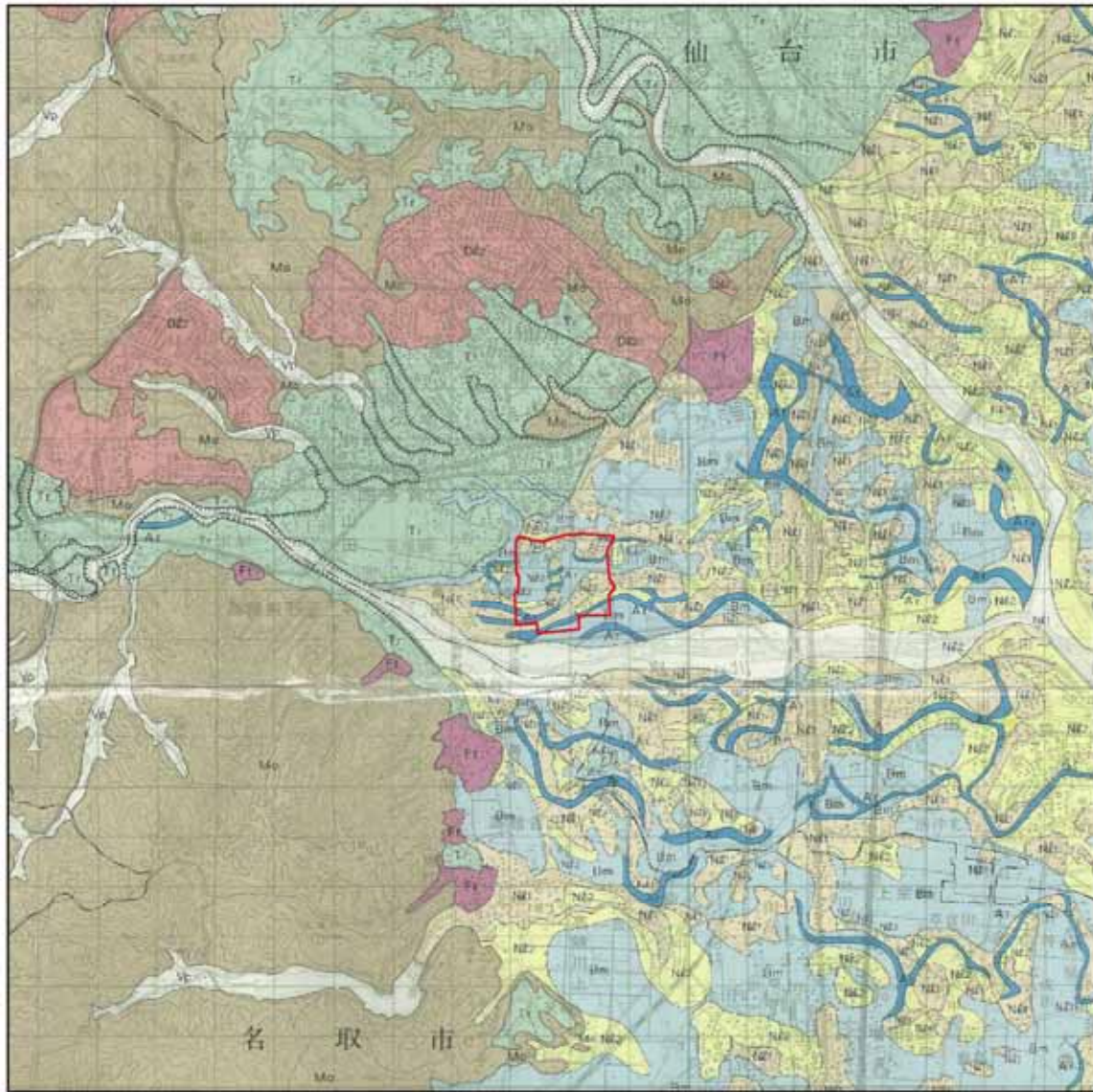
これより東側の丘陵地と河川沿いには、段丘堆積物の分布を伴いながら、植物化石を多産し互層状となる白沢層(Sr：軽石凝灰岩・細粒凝灰岩及び凝灰質シルト岩)と湯元層(Ym、Ymt：軽石凝灰岩)で代表される酸性凝灰岩が広く分布している。

さらにその南東側では高館層(Tk：火山角礫岩・凝灰角礫岩及び軽石凝灰岩、Tkb：安山岩溶岩及び玄武岩溶岩、Tkr：流紋岩溶岩)に代表される安山岩と火砕岩が広く分布し、仙台市街の西方には三滝層(Mt：安山岩質 - 玄武岩質溶岩・火山角礫岩及び凝灰角礫岩)に代表される玄武岩～玄武岩質安山岩の溶岩等がほぼ南北に点在して分布している。

平地部には、全体的に沖積堆積物が広く分布している。

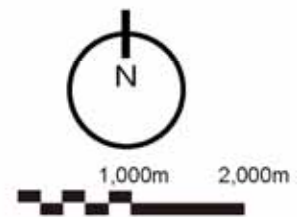
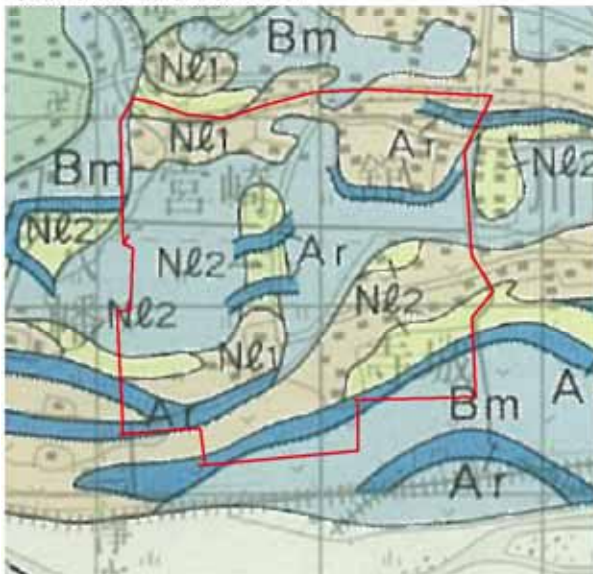
平地部の沖積堆積物は、新第三紀の細粒砂岩を基盤とし、洪積層の礫質土、沖積層の礫質土、砂質土、粘性土の層序となって厚く分布している。

事業予定地は、沖積堆積物でおおわれており、後背湿地堆積物(a：砂及び粘土)及び自然堤防堆積物(l：砂)が東西方向に分布している。



図枠が概況調査地域

事業予定地周辺拡大図






凡例

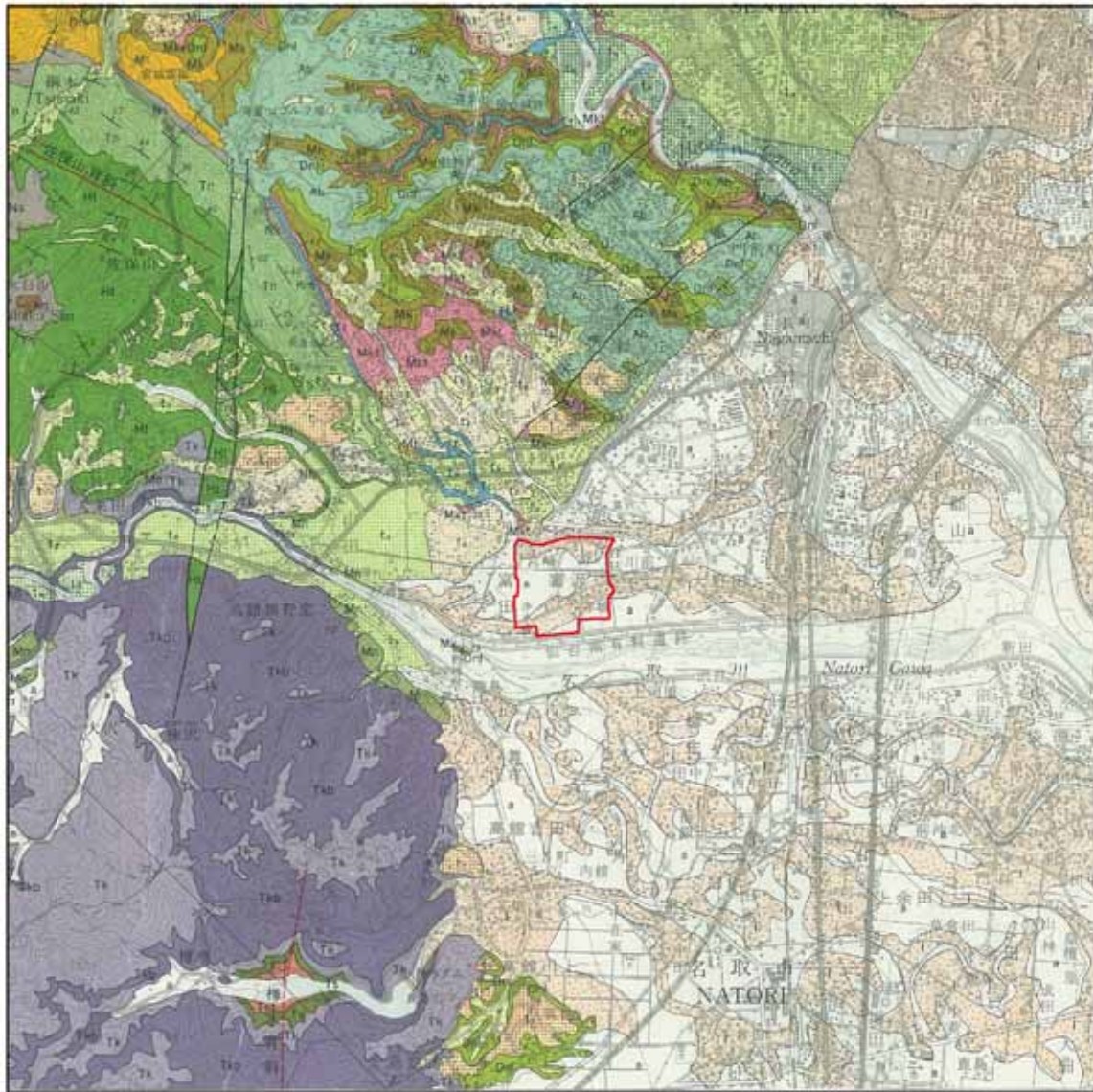
事業予定地

出典: 宮城県地震地盤図 昭和57年3月 宮城県総務部危機対策課

図 6.1.3-1 地形分類図

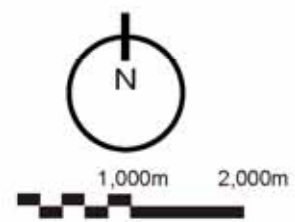
地形区分図凡例

地 形 区 分		記 号	
人工地形	埋 立 地 (海浜部・湖沼部)	R2	
	平地部造成地 (切土・盛土)㉔	D21	
	山地部造成地 (切土・盛土)㉔	D22	
平地部地形	浜 堤	Br	
	自 然 堤 防	発 達 部	N21
		未 発 達 部	N22
	後 背 湿 地	Bm	
	旧 河 道		
	扇 状 地 及 び 崖 錐	Ft	
	谷 底 平 地	Vp	
	段 丘 平 坦 面	Tr	
段 丘 崖			
山地部地形	地 す べ り 性 地 形 分 布 域		
	火 山 地 形	Vt	
	山 地	Mo	



図枠が概況調査地域

事業予定地周辺拡大図



凡例

事業予定地

出典:「仙台地域の地質」地質調査所

図 6. 1. 3-2 表層地質図

表層地質図凡例

地層記号 Earthwork materials	r	土 砂	
地層記号 Landfill deposits	a	土塊・岩塊・粘土	
沖積層 沖積層堆積物・谷地沖積堆積物 Backwash deposits and valley plain deposits	a	砂及び粘土 (部分的に多量火山灰を挟む)	a 沖積層
沖積層 自然堆積物 Natural loose deposits	l	砂	
沖積層 砂浜堆積物 Sand beach deposits	b	砂	
沖積層 河成堆積物 River flow deposits	d	砂	
河成段丘堆積物 河成段丘堆積物及び砂丘層 River terrace deposits Alluvial terrace deposits and the correlation	t	礫層・砂層及び粘土層	
河成段丘堆積物 砂丘堆積物及び河成段丘堆積物 Sand dune terrace deposits and the correlation	t	礫層・砂層及び粘土層 (一部永野火山灰に覆われる)	II 河岸段丘堆積物
河成段丘堆積物 砂丘堆積物及び河成段丘堆積物 Sand dune terrace deposits and the correlation	t	礫層・砂層及び粘土層	
河成段丘堆積物 砂丘堆積物及び河成段丘堆積物 Sand dune terrace deposits and the correlation	t	礫層・砂層及び粘土層 (一部愛島火山灰に覆われる)	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 軽石火山灰 Rhyolite Ash - 凝灰岩 Pumice tephra	Ab	粘土質火山灰及び軽石質細粒火山灰 礫層・砂層及び粘土層(泥炭を挟む)	
凝灰岩 Tephritic Formation	In	砂岩及び礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Alternating layer of silts and sandstone	On	シルト岩・砂岩及び亜炭	On 大年寺層
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Sandstone facies	Onl	砂岩・礫岩及びシルト岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Hirogawa Tuff Member	Mkt	軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩	Mk 向山層
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Mts	Mk	砂岩・シルト岩・亜炭・凝灰岩及び礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Tamauchi Formation	It	シルト岩・砂質シルト岩・凝灰岩及び砂岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Kawachi Tephritic	Kn	砂岩・凝灰岩・シルト岩・亜炭及び礫岩又は礫混じり砂岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Damao tuff	In	安山岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Mts	Mt	安山岩質一玄武岩質溶岩・火山角礫岩及び凝灰角礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Sr	Sr	軽石凝灰岩・細粒凝灰岩及び凝灰質シルト岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 hs	hs	異地性ブロックを含む軽石凝灰岩・砂質凝灰岩及び砂岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Yn	Yn	軽石凝灰岩(堅固)	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ynt	Ynt	軽石凝灰岩(やや軟質)	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Nou	Nou	砂岩(凝灰岩薄層を挟む)	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Nnl	Nnl	砂岩・軽石凝灰岩及び礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ao	Ao	砂岩・シルト岩及び凝灰岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Rn	Rn	軽石質砂岩及び礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 In	In	凝灰質砂岩及び凝灰質シルト岩(凝灰岩薄層を挟む)	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 In	In	軽石凝灰岩・火山凝灰岩・砂岩・礫岩及び凝灰角礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 IIn	IIn	砂岩及びシルト岩(凝灰岩薄層を挟む)	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Mn	Mn	礫岩・礫混じり砂岩及び砂岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ik	Ik	火山角礫岩・凝灰角礫岩及び軽石凝灰岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ist	Ist	安山岩溶岩及び玄武岩溶岩	Ik 高館層
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Irt	Irt	流紋岩溶岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Irf	Irf	砂岩・礫岩・火山凝灰岩及びシルト岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Irtt	Irtt	軽石凝灰岩及び細粒凝灰岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Itc	Itc	デイサイト質角礫岩及び凝灰質砂岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ist	Ist	火山円礫岩・凝灰岩及び凝灰質砂岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ist	Ist	軽石凝灰岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ist	Ist	火山角礫岩及び凝灰角礫岩	
凝灰岩 A-凝灰岩 Formation 凝灰岩 Ist	Ist	頁岩・砂質頁岩及び砂岩	

イ 注目すべき地形・地質の状況

調査地域における注目すべき地形・地質の状況は、表 6.1.3-1 及び図 6.1.3-3～4 に示すとおりである。

表 6.1.3-1 注目すべき地形・地質

No	件名	選定理由	保全の状況
1	太白山とその周辺の丘陵地	岩頸・丘陵地形の典型例、かつ、動植物の重要な生息地	太白山県自然環境保全地域
2	青葉山丘陵と竜の口溪谷及びその下流部	丘陵地形・峡谷・風隙の典型例で学術上重要、かつ、動植物の重要な生息地	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域 国指定天然記念物(青葉山)
3	霊屋下セコイヤ類化石林	化石産地	市指定天然記念物
4	蕃山丘陵	丘陵地形の典型例で学術上重要、かつ、動植物の重要な生息地	特別緑地保全地区
5	長町・利府	活断層地形	宮城郡利府町放森付近から仙台市太白区长町を経て太白区富田付近に至る長さ 17km、活動度が B 級の活断層である。本断層は、北東～南西方向の走向を示す北西上がりの逆断層で、断層崖及び低断層崖を含む撓曲崖の崖線に沿っているとされている。また、本断層の北西側(断層上盤側)は、仙台市宮城野区鶴ヶ谷付近から榴ヶ岡を経て、太白区の大年寺南西へと連なる隆起帯を形成している。さらに、この隆起帯(台地～丘陵)南東翼部では鮮新統が最大約 45°、青葉山段丘の礫層が約 22° 南東に傾斜するといった新期の地層の変形が報告されている。

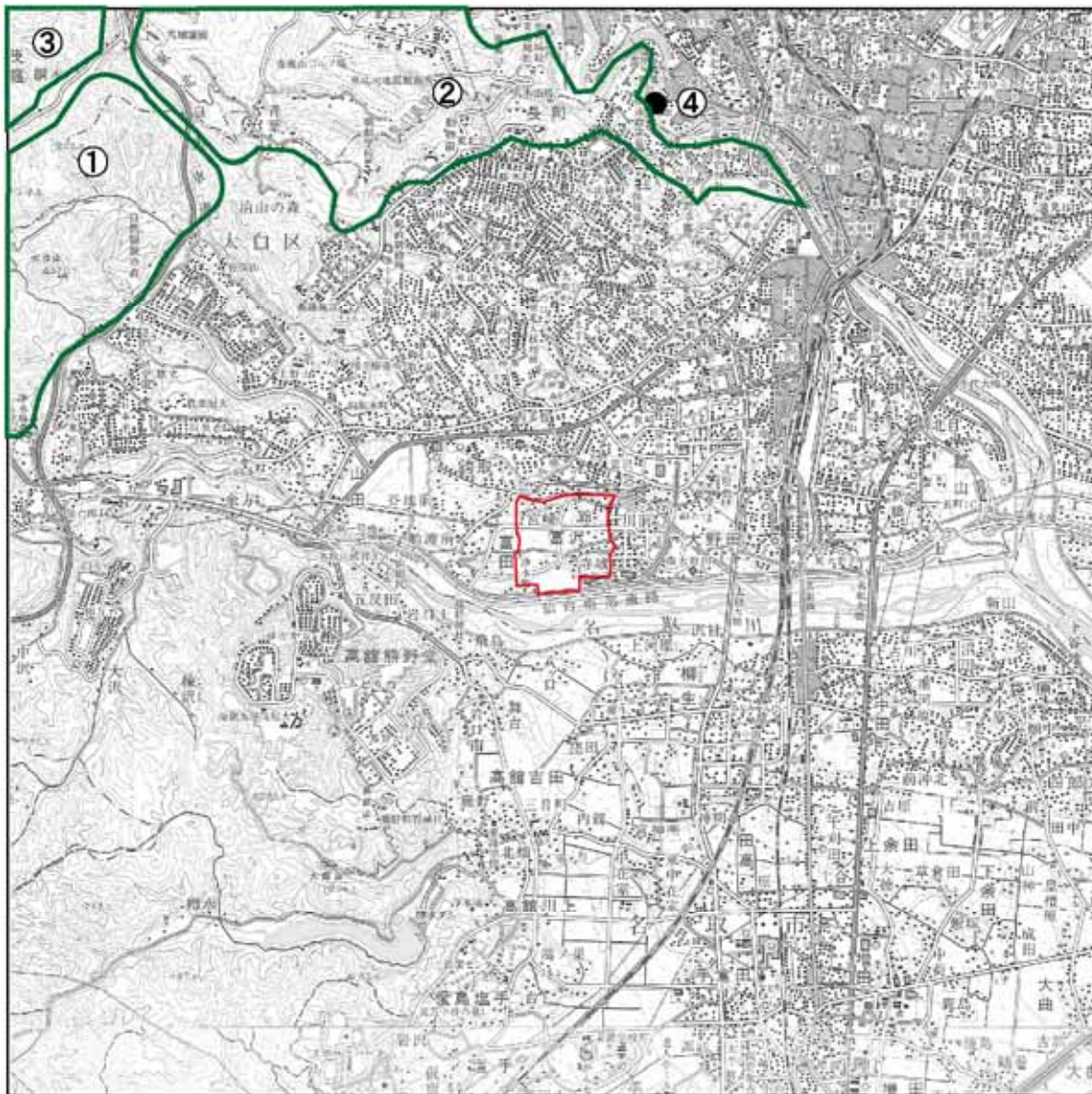
出典:平成 15 年度自然環境基礎調査報告書 平成 16 年 2 月 仙台市
平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市

ウ 災害履歴

概況調査地域における近年の災害としては、平成 6 年 9 月の水害があり、名取川左岸の山田地区(国道 286 号と都市計画道路富沢山田線付近)、富沢地区(仙台南部道路の北側一帯)、郡山地区(仙台南部道路の長町 IC 付近)、名取川右岸の高館地区(高館小学校付近)、樽水ダム下流の増田川沿いの一帯)などで浸水の被害に見舞われている。

事業予定地周辺における近年の災害としては、昭和 53 年の宮城県沖地震や昭和 61 年及び平成 2 年の水害などがあり、特に昭和 61 年の台風 10 号に伴う水害では、事業予定地における住宅地及び農地が冠水する被害を受けている。

また、平成 23 年 3 月 11 日には、東北地方太平洋沖地震が発生し、東部沿岸地域を中心に甚大な被害をこうむっている。事業予定地においては、屋根瓦の破損、土壁の落下などの被害は見られたが、家屋の倒壊など、大きな影響は見られず、液状化の影響、津波の影響も皆無であった。



出典：平成 15 年度 自然環境に関する基礎調査業務報告書

凡 例

事業予定地

- ① 太白山とその周辺の丘陵地
- ② 青葉山丘陵と滝の口溪谷及びその下流部
- ③ 蕃山丘陵
- ④ 霊屋下セコイヤ類化石林

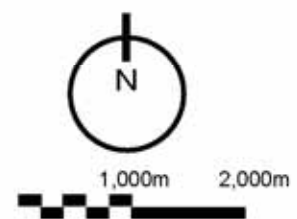
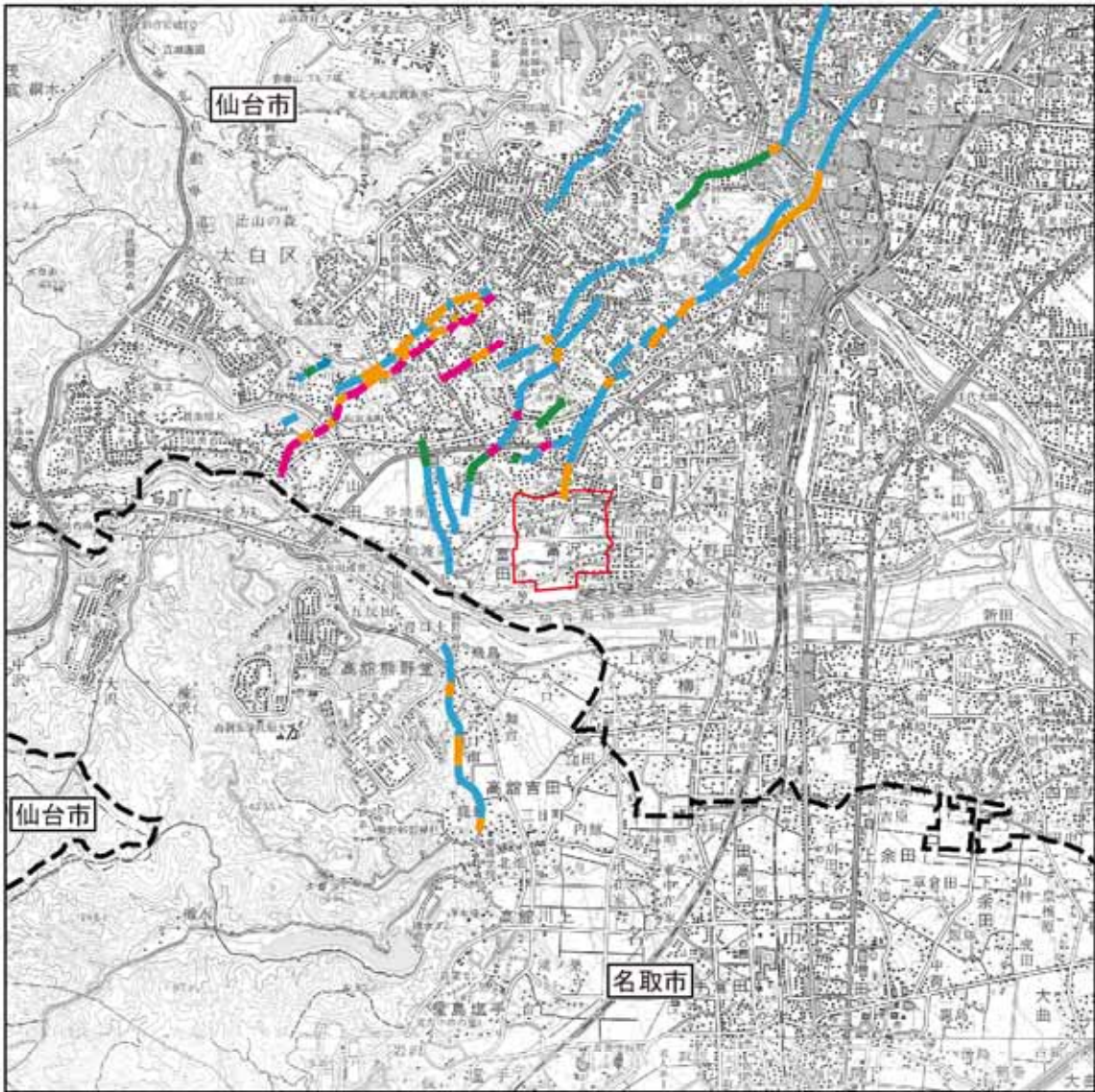


図 6.1.3-3 注目すべき地形・地質位置図



出典：都市圏活断層図（国土地理院ホームページ）

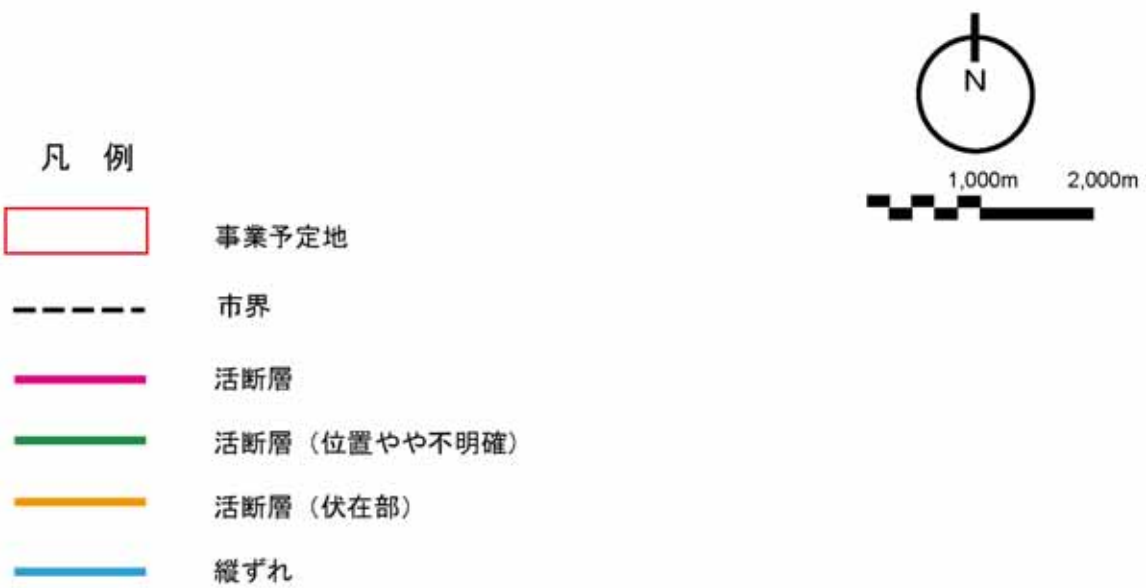


図 6.1.3-4 活断層位置図

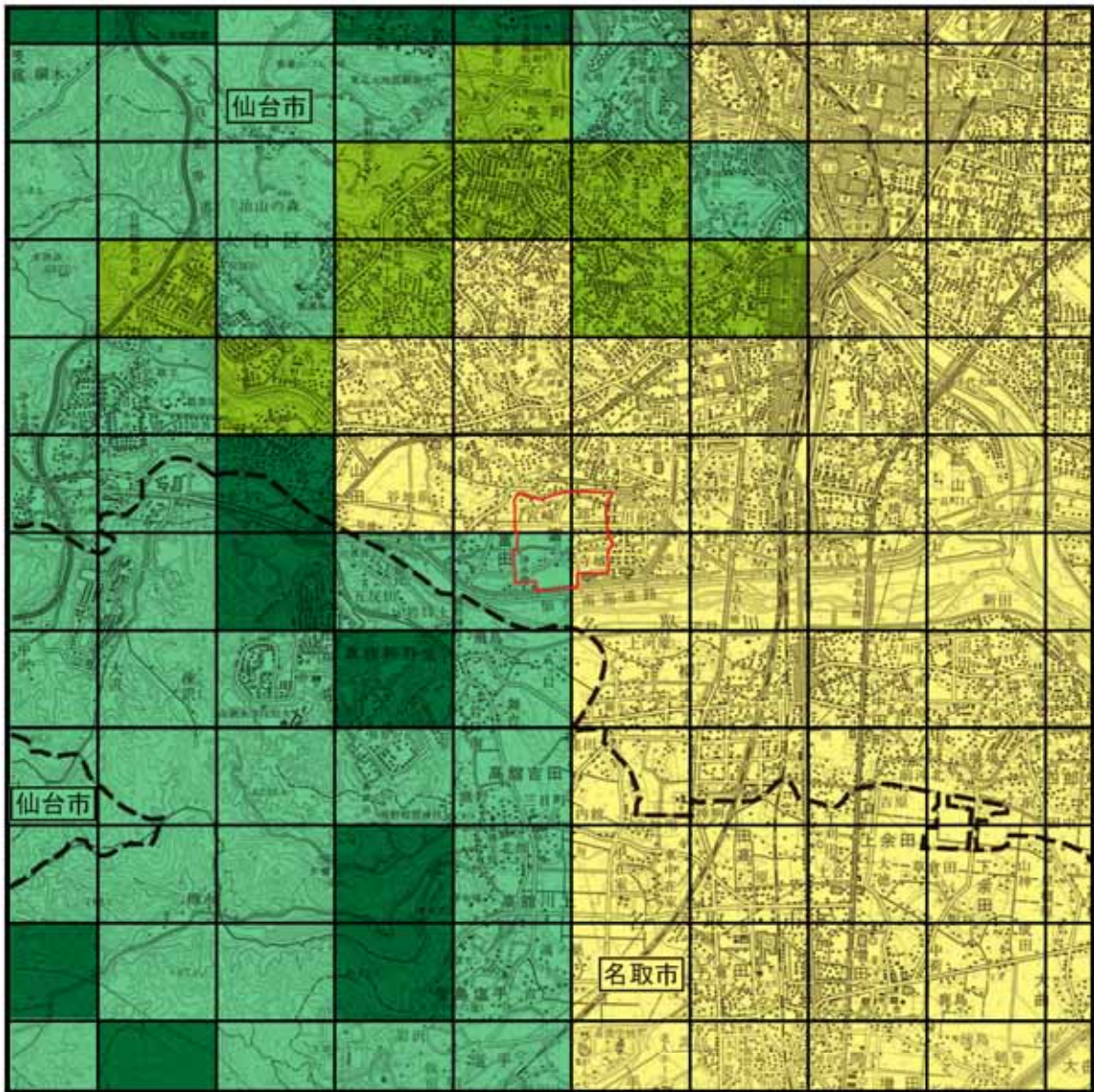
エ 防災上の注目域

防災上の注目域として、表 6.1.3-2 のように示されている。

表 6.1.3-2 防災上の注目域

項 目	分布及び特性
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	崩壊のおそれのある急傾斜地(傾斜度 30° 以上の土地)であって居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及び隣接地で崩壊を助長・誘発するおそれのあるものを指定。 工作物等の設置、切土・盛土、木竹の伐採、土石の採取、水の浸透水を助長する行為等は許可を要する。
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域及び隣接地で地すべりを助長・誘発するおそれのあるものを指定。工作物等の設置、切土・盛土、木竹の伐採、土石の採取、地表水の浸透水を助長する行為等は許可を要する。
砂防指定地 (砂防法)	土砂等の生産、流送若しくは堆積により溪流、河川、若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を指定。 工作物の設置、切土・盛土、木竹等の伐採、土石の採取等は禁止又は許可を要する。
崩壊危険箇所	崩壊により被害を生じる可能性のある箇所。
地すべり危険箇所	地すべりにより被害を生じる可能性のある箇所。
土石流危険箇所	土石流により被害を生じる可能性のある箇所。
崩壊地	かつて崩壊したところ。これが密度高く分布するところは、崩壊を生じやすい可能性がある。
活断層 (変位地形が明瞭な活断層) (変位地形が不明瞭な活断層)	活断層とは、最近の地質時代(第四紀あるいは第四紀後期)に繰り返し活動し、かつ将来も活動する可能性が大きいと考えられる断層をいう。活断層はいわゆる内陸直下型地震の震源となるという点で、近年注目をあびている。 仙台市内には、長町 - 利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、愛子断層、坪沼断層、作並 - 屋敷平断層の活断層が存在する。これらの周囲 200 ~ 300m 程度の範囲では、これらの活断層を震源とする地震が発生した場合、被害が特に大きくなる可能性がある。
軟弱層の厚さ	軟弱層とは、泥炭や有機質土、未固結の粘土・シルトから成る。含水比の高い圧縮性に富む地耐力の小さい土層をいう。沖積低地の主に後背湿地に分布する。 軟弱層の厚さは、地震の揺れの強さと相関があることが宮城県沖地震の被害状況等から知られている。また、一般に軟弱層は、荷重や水抜き等により収縮現象が起こりやすく、地盤沈下を引き起こすため、土地利用にあたって十分な対策が必要である。

出典：平成6年度自然環境基礎調査報告書 平成7年3月 仙台市



出典：仙台地域環境利用ガイド（地図集） 昭和62年3月 宮城県

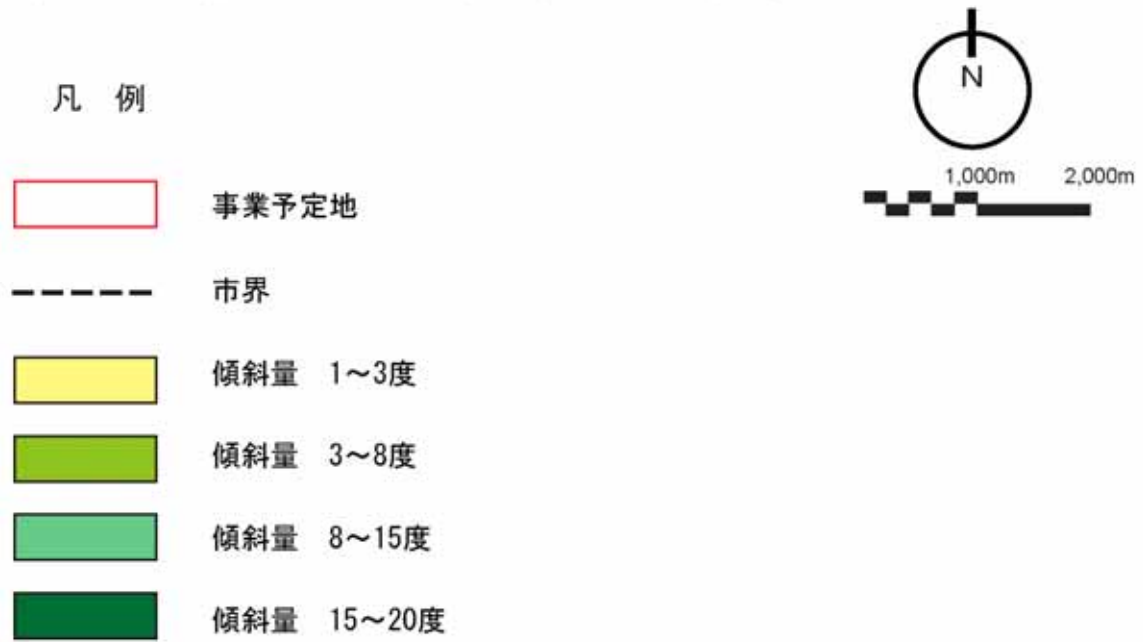
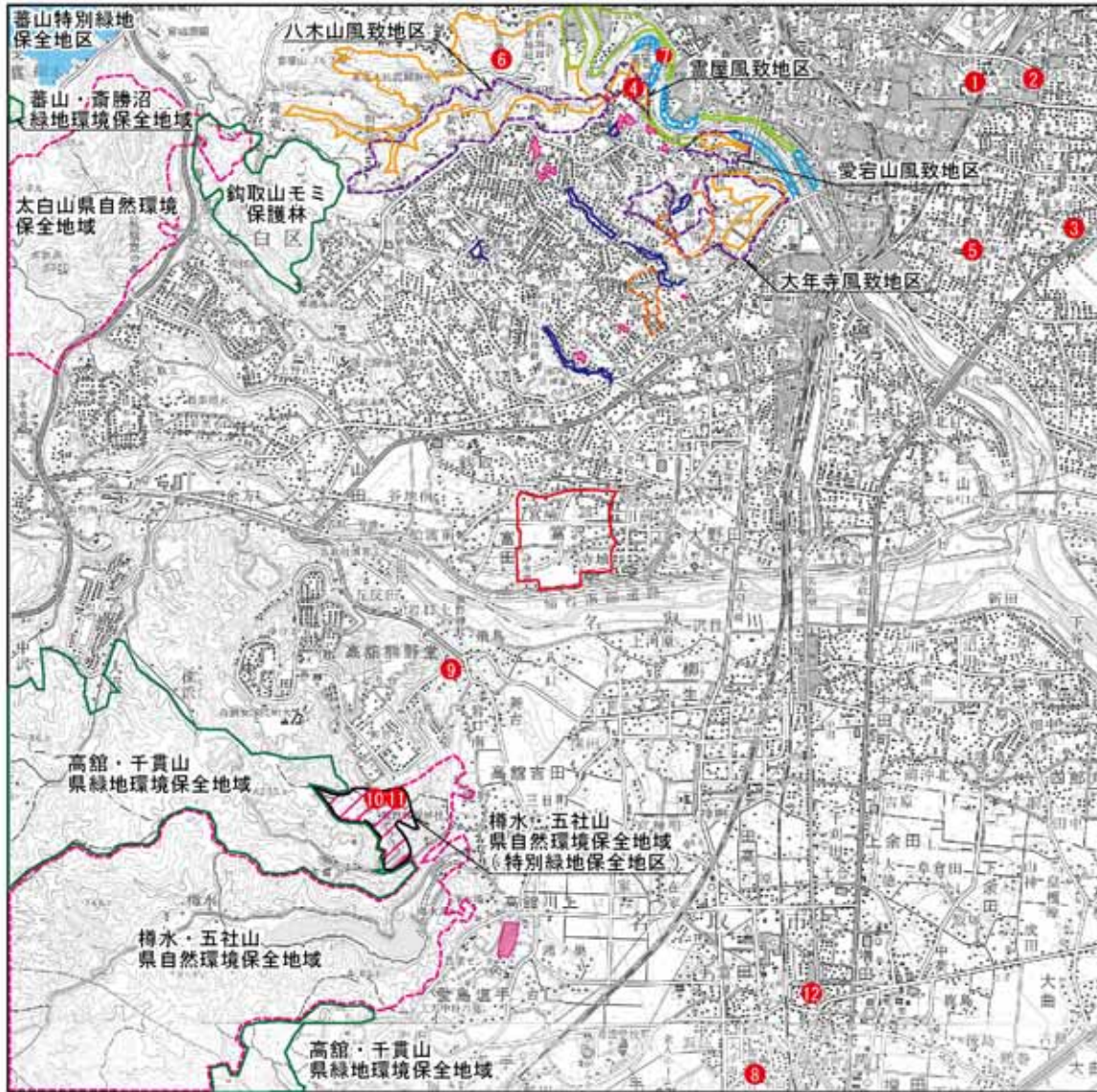


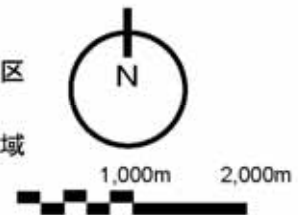
図 6.1.3-5 傾斜量区分図



凡例

- 事業予定地
- 自然環境保全地域
- 自然環境保全地域 (特別緑地保全地区)
- 風致地区
- 特別環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例)
- 第一種環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例)
- 第二種環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例)
- 地すべり防止区域
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩落危険区域

- 特別緑地保全地区
- 緑地環境保全地域



● 史跡、名勝、天然記念物等

1 陸奥国分寺跡 (史跡)	7 霊屋下わがや類化石林 (天然記念物)
2 陸奥国分尼寺跡 (史跡)	8 飯野坂古墳群 (史跡)
3 遠見塚古墳 (史跡)	9 大門山遺跡 (史跡)
4 瑞鳳寺高尾門 (史跡)	10 高館山古墳 (史跡)
5 朝鮮ウメ (天然記念物)	11 高館城跡 (史跡)
6 青葉山 (天然記念物)	12 衣笠の松 (天然記念物)

図 6.1.3-6 自然環境保全に係る主な法指定等

オ 災害等により影響を受ける施設等の状況

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである（p.6-10～11 参照）。

カ 地形・地質保全上の留意点

地形・地質に対する影響は土地造成や施設建設に伴うものであり、改変区域における直接的な影響や地形改変等に伴う間接的影響は避けがたい。したがって、改変区域を適切に選択することや、適切な構造の選択等、計画初期段階での配慮が特に重要である。

(2)地盤沈下

概況調査の範囲は、事業予定地及び周辺の地質や地下水の特性を把握できる範囲とし、事業予定地を中心として5km程度の範囲を目安として設定する。(図 6.1.3-7 参照)

ア 地盤沈下の状況

仙台市域の地盤は、市の北東から南西方向に走る利府・長町構造線により、西側の段丘・丘陵部と東側の海岸平野部に二分される。

仙台市中心部にあたる西側の段丘・丘陵部は、第三系基盤岩上の火山灰層及び段丘れき層等からなる地層で、一般的には地盤は安定している。一方、市東部の海岸平野は、第三系基盤岩の上に砂礫層、粘土層、シルト層、砂層が厚く堆積した地層であり、軟弱な地盤が広く分布している。

地盤沈下は、帯水層である砂層、砂礫層からの過剰な地下水の汲み上げや建築物の重み等により、粘土層・シルト層等に含まれている水が帯水層に移り、粘土層等の軟弱地盤が収縮するために地面が沈下する現象である。

仙台市では、軟弱な地層が厚く分布する日の出町・扇町及びその周辺地域において、工場・事業場の進出に伴う地下水の汲み上げが行われたため、昭和 47 年から 48 年頃地盤沈下が顕在化した。

事業予定地北側及び東側には、地盤沈下の見られる地区がある。昭和 49 年から平成 20 年までの累積変動量は図 6.1.3-7 に示すとおりである。

イ 地盤沈下の原因

地盤沈下の主な原因としては、軟弱な粘土層が分布している地域等において、大量の地下水を揚水する場合等が挙げられる。

事業予定地周辺における地盤沈下については、工場が立ち並ぶ場所での工業用水の取水が大きな地盤沈下を招いたため、現在では、宮城県公害防止条例及び工業用水法において地下水の揚水が制限されている。

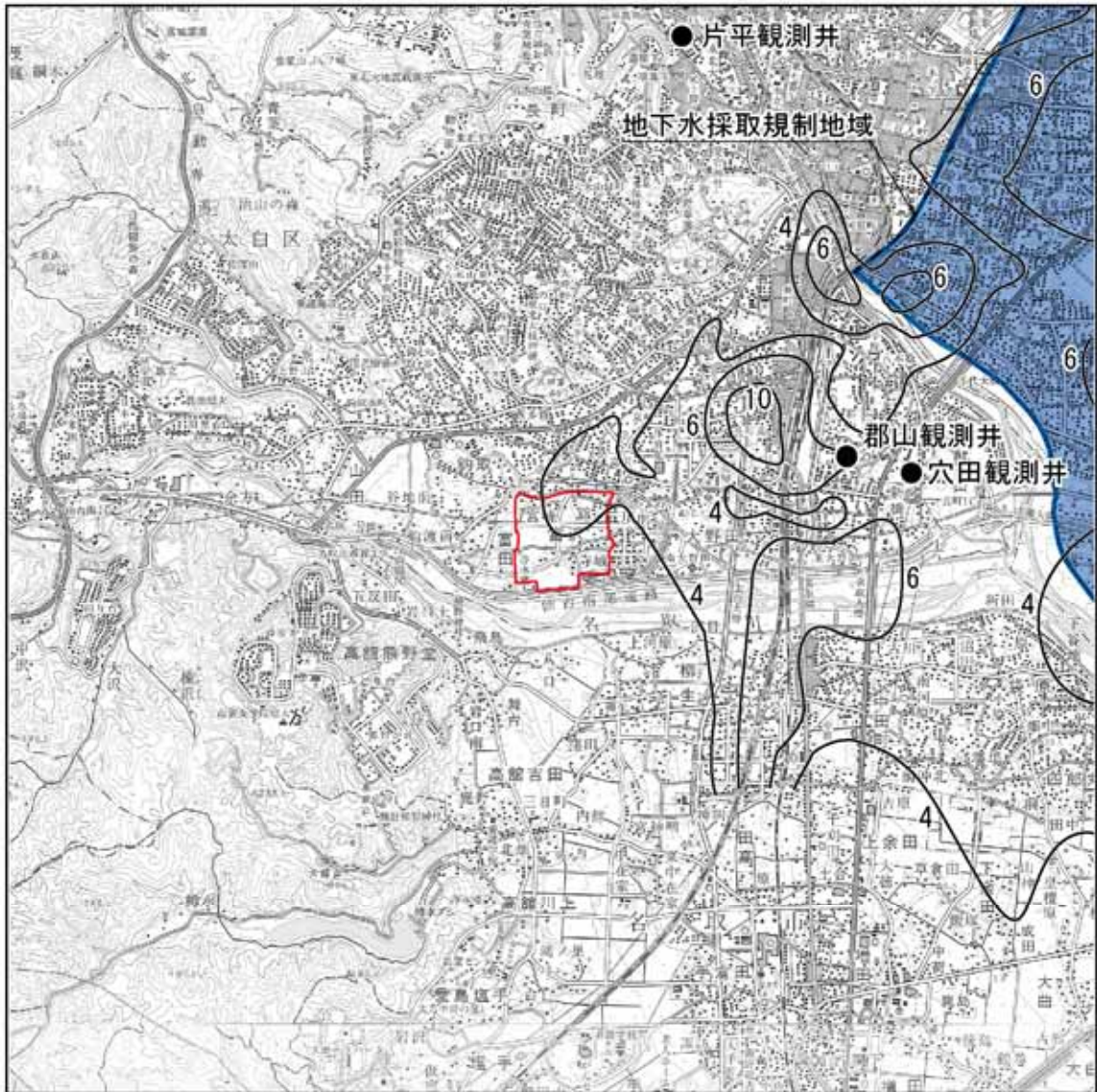
地下水採取規制地域の位置は、図 6.1.3-7 に示すとおりである。

ウ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである (p.6-10 ~ 11 参照)。

エ 地盤沈下防止上の留意点

調整池など地下工事を行う箇所や、盛土工事を行う箇所では、地盤の変形による沈下や地下水位の変化による沈下の影響が生ずることのないよう、必要に応じた対策工を行うなど地盤沈下の防止に留意する。



図枠が概況調査地域

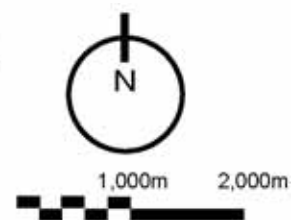
(単位 cm)

※数値は、昭和 49 年～平成 20 年までの累積変動量を示す。

出典：仙台市の環境（平成 21 年度実績報告書）

全国地盤環境情報ディレクトリ（H10.3）環境省

地下水採取規制地域の指定（平成 7 年 10 月 1 日）宮城県告示 1045 号



凡 例

- 事業予定地
- 地下水採取規制地域
- 地盤沈下量等高線

図 6.1.3-7 地盤沈下量図

(3) 土壌汚染

概況調査の範囲は、事業予定地を中心として5 km程度の区域を目安とするが、土地利用の履歴については事業予定地及びその近傍とする。(図 6.1.3-8 参照)

ア 土壌汚染の状況

概況調査地域における土壌のダイオキシン類の測定結果は表 6.1.3-3 に示すとおりである。概況調査地域では平成 18 年度～平成 22 年度にかけて計 11 地点で調査を実施している。なお、平成 22 年度においては概況調査地域で調査が行われていない。測定結果は、すべての地点で環境基準を満足している。

表 6.1.3-3 土壌汚染測定結果(ダイオキシン類)(平成 18 年度～平成 22 年度)

No.	調査年月日	地点所在地	調査地点名称	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	平成 18 年 12 月 7 日、8 日	太白区袋原	原前南公園	1.5	1,000
2		太白区四郎丸	渡道北公園	0.065	
3		太白区中田町	後河原 2 号公園	1.7	
4	平成 19 年 10 月 24 日、25 日	若林区古城	古城小学校	0.095	
5		太白区鉤取	後田公園	3.5	
6	平成 20 年 11 月 18 日、19 日	太白区富田	富田八幡東公園	2.6	
7		太白区郡山	穴田東公園	0.85	
8		太白区西中田	安久東公園	0.70	
9	平成 21 年 10 月 27 日、28 日	太白区泉崎	泉崎二丁目公園	1.1	
10		太白区郡山	郡山八丁目南公園	0.90	
11		太白区飯田	広瀬川飯田公園	0.021	

出典：公害関係資料集(平成 18～22 年度測定結果)(仙台市環境局)

イ 発生源の状況

土壌汚染の発生源としては、水質の汚濁や大気汚染を通じて発生するとされ、公共用水域に排出される工場、事業場、廃棄物処理場等の排水、生活排水などが挙げられる。

また、人為汚染がなくても、土壌や堆積物中の砒素や鉛の含有量が著しく高くなる自然由来の発生源の存在も含まれる。

概況調査地域では、土壌汚染に係る苦情の発生はない。(仙台市への開示請求結果及び塩釜保健所への聞き取りの結果による。調査年度は平成 22 年度。)

ウ 土地利用の履歴

事業予定地は、既存集落や学校、医療施設、保育所、住宅等の立地がみられるが、従前の土地利用は水田を主体とした農地となっている。

土壌汚染対策法で規定する有害物質使用特定施設の分布状況を見ると、概況調査地域に 6 件存在している。

分布状況は、仙台市では太白区郡山三丁目、太白区郡山六丁目、太白区三神峯一丁目、太白区西中田四丁目、太白区八木山南二丁目、大学及び関連施設が 2 件、工場等の事業所が 1 件、クリーニング作業所が 2 件、名取市では高館熊野道で、研究所が 1 件となっている。

表 6.1.3-4 土壌汚染対策法による有害物質使用特定施設保有事業場

事業場名称	事業場の位置
白木屋クリーニング	仙台市太白区郡山三丁目
NECトーキン株式会社仙台事業所	仙台市太白区郡山六丁目
東北大学理学部附属原子核理学研究施設	仙台市太白区三神峰一丁目
ミスターランドリーやまや南仙台店	仙台市太白区西中田四丁目
財団法人電気磁気材料研究所	仙台市太白区八木山南二丁目
株式会社リコー応用電子研究所	名取市高館熊野道

出典：仙台市への公文書開示請求結果(平成 23 年 3 月 31 日現在)

塩釜保健所への行政文書開示請求結果(平成 24 年 2 月 6 日現在)

事業予定地には特定施設は立地していない。

事業予定地に最も近い三神峯一丁目の特定施設も 2km 以上離れていること、土壌汚染に係る苦情は発生していないことから、土壌汚染が生じているような可能性は低いものと考えられる。

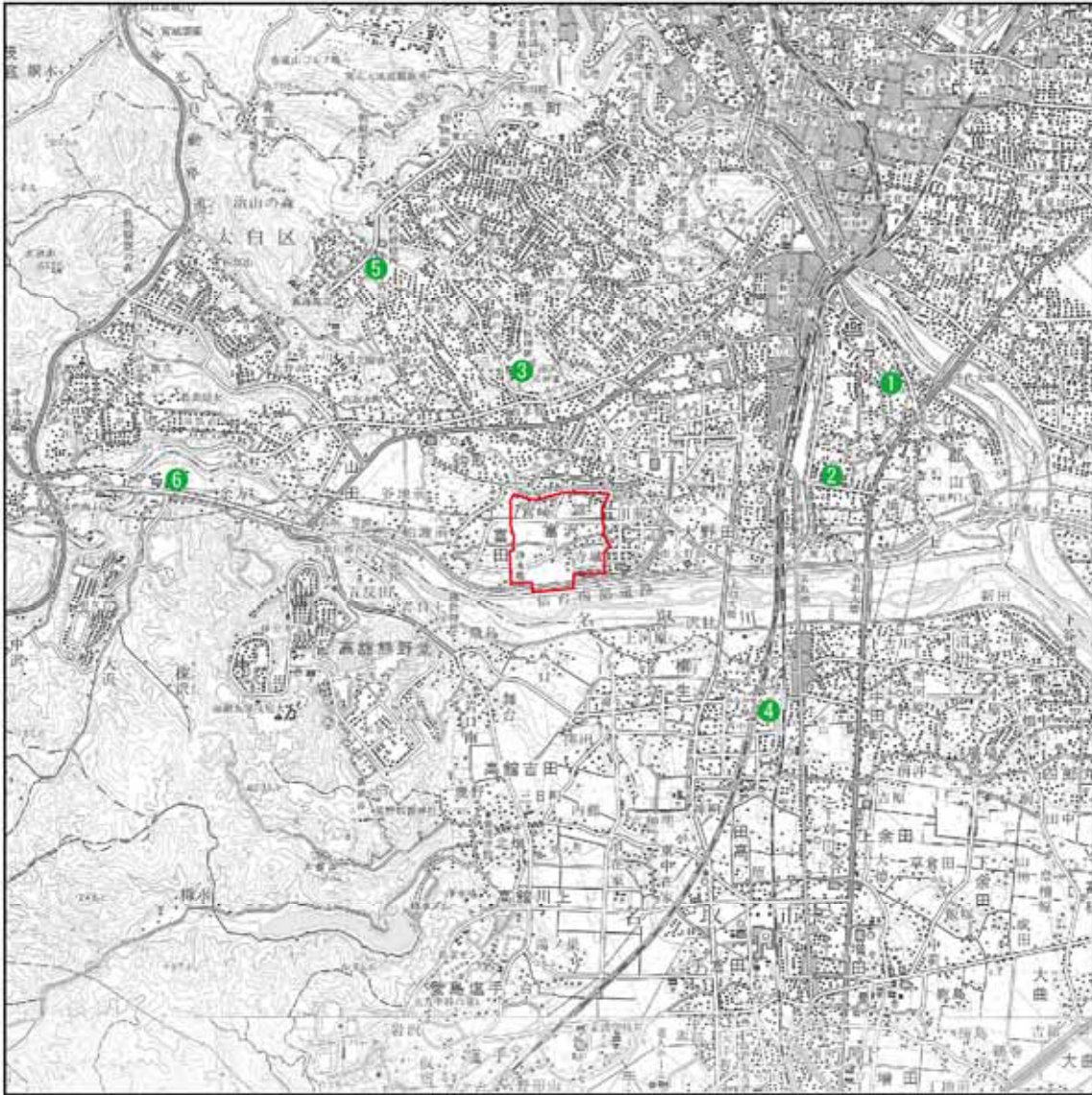
エ 影響を受ける施設等の状況等

影響を受ける施設等の状況は「表 6.1.1-12 影響を受ける施設等」及び「図 6.1.1-5 影響を受ける施設」に示したとおりである (p.6-10~11 参照)。

オ 土壌汚染防止上の留意点

当該地域には、既存資料等に記載されるような土壌汚染が問題化したような地歴のある箇所は見あたらないが、土壌汚染が明らかになった場合には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 5 号)に従い、適切な処理を実施する。

搬入土は良質土(砂質土又は岩ズリ)とし、土取先での土壌汚染調査で環境基準を満足している旨の検査証明書を提出することを施工業者に義務づけさせるとともに、事業者は搬入土の受入検査を実施し、土壌汚染のない土の搬入を確実にを行う。



図枠が概況調査地域

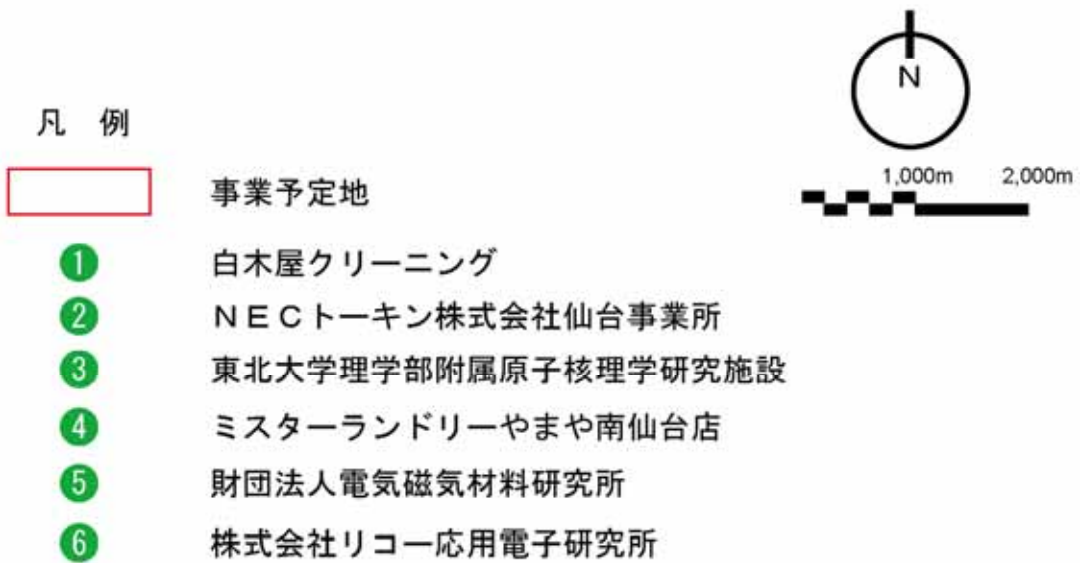


図 6.1.3-8 土壤汚染対策法による有害物質使用特定施設保有事業場

6.1.4 生物環境

(1) 植物

概況調査の範囲は、事業予定地の植物について、広域的な位置づけが可能なように、事業予定地を含む5km四方程度の範囲を目安として、地形等環境条件の一体性を考慮して設定する。

ア 植物相

仙台市は、海岸部から奥羽山脈までの広がりをもつ、海浜植生から高山帯の植物まで、多様な自然環境が確認できる。海岸部では、ヨシ群落やハマボウフウ、カワラヨモギ、ハマヒルガオなどの特徴的な植物が見られ、高山帯の船形山では、ハイマツやミヤマナラ、草本ではキンロバイやウスユキソウなどが見られる。

仙台の丘陵地は、冷温帯と暖温帯の中間に位置することから、多様な植物相を呈する。したがって、暖地性植物の北限となっている種、また寒地性植物の南限となっている種を確認することができる。

調査地域の森林植生は、事業予定地北西側の太白山一帯と南西側の高館山、樽水ダム一帯に確認される。前者の佐保山には、モミ・イヌブナ林が見られ、極相林（原生林に近い森林）のモミ群落も見られる。また、事業予定地南側に位置する名取川には、ヤナギ低木・高木群落が確認され、広瀬川及び樽水ダムにも同様の自然性の高い群落が見られる。その他森林には、アカマツ林、コナラ・クリ林、スギ・ヒノキ林などが確認される。このように、調査地域には、多様な生育環境が存在し、多数の植物が確認されるものと考えられる。（図6.1.4-3 現存植生図参照）

事業予定地は、大部分が農用地で、その中に民家が点在しているため、高木・低木の林は見られないが、一部に樹林地が確認される。事業予定地南側の仙台市高速鉄道富沢車庫付近は畑地が多く、ナズナ、ヒメオドリコソウ、スズメノテッポウなどが見られるものと考えられ、水田においては、コナギ、オモダカなどの水生植物が見られるものと考えられる。

イ 注目すべき植物

注目すべき植物については、「平成22年度自然環境に関する基礎調査業務報告書（平成23年3月 仙台市）」を基本に下記に示した参考資料も含め確認した。名取市に関しては、「名取市環境基本計画 資料編（平成15年3月 名取市）」を基本に確認した。ただし、調査地域は海浜地域を含まないため、上記資料の海浜地区における植物種を除外するものとした。

調査の結果、調査地域には83科254種の注目すべき植物種が生育していたと考えられ、表6.1.4-1(1)～(5)に示すとおりである。

また、「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林 北海道・東北版」及び「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」によれば、仙台市において73ヶ所の巨樹・巨木を確認している。「杜の都の名木・古木 仙台市建設局百年の杜推進部」によれば、調査地域では、「信夫神社のイチョウ」や「愛宕神社の夫婦杉」が確認され、この他名取市熊野那智神社のスギなども確認された。また、「文化財保護法」における天然記念物については、若林区古城の朝鮮ウメが確認された。調査の結果は、表6.1.4-2及び図6.1.4-1に示すとおりである。

なお、事業予定地には、巨樹・巨木は確認されなかった。

【 注目すべき植物種の選定基準 】

「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)に基づく天然記念物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物

「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト レッドリスト」(平成 19 年 環境省)の掲載種

「宮城県の希少な野生動植物 レッドデータブック」(平成 13 年 宮城県)の掲載種

「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 22 年 仙台市)における学術上重要種、減少種、環境指標種及びふれあい種(概況調査地域には、山地地域、西部丘陵地・田園地域、東部田園地域、海浜地域が含まれないことから、減少種については、区分の市街地地域に該当する種とした)

「名取市環境基本計画 資料編」(平成 15 年 名取市)の注目すべき植物種一覧に掲載されている植物

レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分

EX(絶滅)	:既に絶滅したと考えられる種
CR+EN(絶滅危惧 類)	:絶滅の危機に瀕している種
CR(絶滅危惧 A 類)	:ごく近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの
EN(絶滅危惧 B 類)	:IA 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの
VU(絶滅危惧 類)	:絶滅の危険が増大している種
NT(準絶滅危惧)	:存在基盤が脆弱な種
DD(情報不足)	:評価するだけの情報が不足している種
YO(要注目種)	:現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種

参考資料

- ・平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
- ・名取市環境基本計画 資料編 平成 15 年 3 月 名取市
- ・宮城県植物目録 平成 13 年 3 月 宮城植物の会・宮城県植物誌編集委員会
- ・宮城県の希少な野生動植物 平成 13 年 3 月 宮城県
- ・第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 平成 3 年 環境庁
- ・第 6 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 平成 13 年 環境庁
- ・杜の都の名木・古木 平成 21 年 3 月 仙台市

表 6.1.4-1(1) 注目すべき植物種

科名	種名					
ヒカゲノカズラ科	スギラン			V U	CR+EN	
イワヒバ科	イワヒバ					
ミズニラ科	ミズニラ			N T	N T	
ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ				N T	
イノモトソウ科	オオバノイノモトソウ					
	イノモトソウ				N T	
オシダ科	ナンタイシダ				Y O	
	ナンゴクナライシダ				Y O	北限
	ハカタシダ				CR+EN	
	キヨスミヒメワラビ				N T	
	オオクジャクシダ				Y O	
	サクライカグマ				CR+EN	北限
	オオベニシダ					
	ギフベニシダ				D D	
	オオイタチシダ				V U	
	アスカイノデ					
イノデ					Y O	
ヒメシダ科	ヒメワラビ					
メシダ科	オクヤマワラビ				CR+EN	
	ホソバイヌワラビ				N T	
	シケチシダ				Y O	
	セイタカシケチシダ				V U	
	ウサギシダ				Y O	
ウラボシ科	ヒメサジラン					
	イワオモダカ				V U	
デンジソウ科	デンジソウ			V U	CR+EN	
サンショウモ科	サンショウモ			N T	N T	
アカウキクサ科	オオアカウキクサ			V U	D D	
マツ科	モミ					
イチイ科	カヤ					
ツチトリモチ科	ミヤマツチトリモチ			V U	D D	
ヤナギ科	ネコヤナギ					
	オオバヤナギ				N T	
カバノキ科	ハンノキ					
	ウダイカンバ					
	イヌシデ					
ブナ科	スダジイ					北限
	ブナ					
	イヌブナ					
	アカガシ					北限
	アラカシ				Y O	北限
	シラカシ					北限
ウラジロガシ				Y O	北限	
ニレ科	エノキ					
タデ科	シンミズヒキ				Y O	
	アブクマトラノオ				Y O	北限
	クリンユキフデ				V U	
	ヤナギヌカボ			V U	Y O	
	ヌカボタデ			V U	Y O	
	ノダイオウ			N T	Y O	
ナデシコ科	ナンブワチガイソウ			V U	V U	
	ナガバツメクサ				D D	

~ : 注目すべき植物の選定基準の番号を示す (p.6-78 参照)。

欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-78 参照)。

: 確認種

北限: 欄の確認種が分布の北限種であることを示す。

表 6.1.4-1(2) 注目すべき植物種

科名	種名						
クスノキ科	ヤマコウバシ						北限
	シロダモ						北限
キンボウゲ科	オンタケブシ			CR			
	フクジュソウ				VU		
	レンゲショウマ				NT		
	カザグルマ			NT	VU		
	トウゴクサバノオ				VU		
	オキナグサ			VU	VU		
シラネアオイ科	シラネアオイ				VU		
マツモ科	マツモ						
	ヨツパリマツモ				YO		
ドクダミ科	ハンゲショウ				VU		
ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	CR+EN		
	ベニバナヤマシャクヤク			VU	VU		
モウセンゴケ科	コモウセンゴケ				CR+EN		
ケシ科	ナガミノツルキケマン			NT	YO		
	ヤマブキソウ				NT		
アブラナ科	マルバコンロンソウ						北限
	コイヌガラシ			NT	CR+EN		北限
ユキノシタ科	オオコガネネコノメソウ						北限
	タコノアシ			NT	YO		
	ヤシャビシャク			NT	CR+EN		
	シコタンソウ				CR+EN		
バラ科	ザイフリボク						
	ツルキンバイ						北限
	ヤマザクラ						北限
	シャリンバイ						北限
	オオタカネイバラ				YO		
	ハマナス				NT		
	テリハノイバラ				YO		
	カジイチゴ				YO		北限
	ユキヤナギ				YO		北限
マメ科	タヌキマメ				DD		北限
	エゾノレンリソウ				NT		
	イヌハギ			NT	NT		
	マキエハギ				NT		
	オオバタンキリマメ				NT		北限
	センダイハギ				CR+EN		
	ヤハズエンドウ				YO		北限
フウロソウ科	コフウロ				VU		
トウダイグサ科	ノウルシ			NT	YO		
	マルミノウルシ			NT	VU		
	センダイタイゲキ			NT	CR+EN		
ユズリハ科	ユズリハ						
ミカン科	マツカゼソウ					北限	
カエデ科	メグスリノキ				NT		
モチノキ科	ソヨゴ				NT		
ジンチョウゲ科	オニシバリ				NT	北限	
スミレ科	マルバケスミレ				NT		
	サクラスミレ				NT		
	イブキスミレ				NT		
	フモトスミレ				VU		
	ナガハシスミレ						

~ : 注目すべき植物の選定基準の番号を示す (p.6-78 参照)。

欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-78 参照)。

: 確認種

北限: 欄の確認種が分布の北限種であることを示す。

表 6.1.4-1(3) 注目すべき植物種

科名	種名					
ウリ科	カラスウリ				DD	北限
ミソハギ科	ミズマツバ			VU	VU	
アリノトウグサ科	タチモ			NT	VU	
セリ科	ミシマサイコ			VU	CR+EN	
	タニミツバ				VU	
	ムカゴニンジン				NT	
イワウメ科	イワウチワ				VU	
ツツジ科	アブラツツジ				YO	北限
	トウゴクミツバツツジ				NT	北限
サクラソウ科	ウミミドリ				CR+EN	
	クリンソウ				VU	
	ユキワリコザクラ				CR+EN	
	サクラソウ			NT	CR+EN	
エゴノキ科	オオバアサガラ					北限
モクセイ科	ネズミモチ					北限
マチン科	ヒメナエ			VU	CR+EN	
リンドウ科	リンドウ				NT	
	ホソバツルリンドウ			VU	VU	
	イヌセンブリ			VU	VU	
ミツガシワ科	ヒメシロアサザ			VU	CR+EN	
	ガガブタ			NT	CR+EN	
	アサザ			NT	CR+EN	
ガガイモ科	フナバラソウ			VU	VU	
	タチガシワ					
	スズサイコ			NT	VU	
	コカモメヅル				VU	
アカネ科	ハシカグサ				YO	
ムラサキ科	ムラサキ			EN	CR+EN	
	ホタルカズラ				NT	
	スナビキソウ				VU	
	ルリソウ				VU	
クマツヅラ科	ヤブムラサキ				YO	北限
シソ科	フトボナギナタコウジュ				YO	北限
	ヒメハッカ			NT	CR+EN	
	タツナミソウ				YO	北限
	ナミキソウ				NT	
	エゾニガクサ			CR	CR+EN	
ナス科	ハダカホオズキ				YO	
ゴマノハグサ科	オオアブノメ			VU	YO	
	クワガタソウ				YO	北限
キツネノゴマ科	キツネノゴマ				VU	
ハマウツボ科	オオナンパンギゼル					
タヌキモ科	タヌキモ			NT	CR+EN	
	フサタヌキモ			EN	EX	
	ヒメタヌキモ			NT	CR+EN	
	ムラサキミミカキグサ			NT	CR+EN	
スイカズラ科	エゾヒョウタンボク			VU	YO	
	ニッコウヒョウタンボク				YO	
	オトコヨウゾメ				YO	北限
	ニシキウツギ				YO	北限
レンブクソウ科	レンブクソウ				NT	
オミナエシ科	オミナエシ				NT	
マツムシソウ科	マツムシソウ				CR+EN	

~ : 注目すべき植物の選定基準の番号を示す (p.6-78 参照)。

欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-78 参照)。

: 確認種

北限: 欄の確認種が分布の北限種であることを示す。

表 6.1.4-1(4) 注目すべき植物種

科名	種名						
キキョウ科	バアソブ			V U	CR+EN		
	サワギキョウ				V U		
	キキョウ			V U	CR+EN		
キク科	カワラヨモギ				N T		
	シオン			V U			
	イワインチン				CR+EN		
	アズマギク				V U		
	アキノハハコグサ			V U	V U		
	タカサゴソウ			V U	Y O		
	カワラニガナ			N T	D D		
	ムラサキニガナ				N T		北限
	コオニタビラコ				V U		
	ナガバノコウヤボウキ						北限
	カシワバハグマ				V U		北限
	フクオウソウ				Y O		
	オオニガナ			N T	N T		
	シュウブンソウ				CR+EN		
	ヒメヒゴタイ			V U	V U		
オカオグルマ				V U		北限	
オモダカ科	アギナシ			N T	V U		
	ウリカワ				Y O		
トチカガミ科	ヤナギスブタ				Y O		
	セキショウモ				N T		
シバナ科	シバナ			N T	CR+EN		
ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			V U	V U		
	ホソバミズヒキモ				V U		
	イトモ			N T	Y O		
イバラモ科	イトトリゲモ			N T	N T		
	トリゲモ			V U	CR+EN		
	オオトリゲモ				CR+EN		
ユリ科	コオニユリ				V U		
	ヤマスカシユリ			N T	CR+EN		
	ナルコユリ				D D		
	ヒメイズイ				N T		
	ツルボ				N T		
キンバイザサ科	コキンバイザサ				E X		
ミズアオイ科	ミズアオイ			N T	V U		
アヤメ科	ヒオウギ				V U		
	ノハナショウブ						
	ヒメシャガ			N T	N T		
	カキツバタ			N T	CR+EN		
	アヤメ				N T		
イネ科	ヒメコヌカグサ			N T	Y O		
	アシカキ				Y O		
	アイアシ				N T		
	タチイチゴツナギ			E N	Y O		
	ネズミノオ				Y O		
ミクリ科	ミクリ			N T	Y O		
	ヤマトミクリ			N T	CR+EN		
	タマミクリ			N T	CR+EN		
	ナガエミクリ			N T	Y O		

~ : 注目すべき植物の選定基準の番号を示す (p.6-78 参照)

欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-78 参照)。

: 確認種

北限: 欄の確認種が分布の北限種であることを示す。

表 6.1.4-1(5) 注目すべき植物種

科名	種名						
カヤツリグサ科	ヤマクボスゲ			NT	VU		
	タチスゲ				CR+EN		
	マメスゲ				CR+EN		
	オオクゲ			NT	NT		
	イガガヤツリ				YO		北限
	カズサガヤツリ						北限
	チシマツバイ			VU	CR+EN		
	スジヌマハリイ			NT	VU		
	ナガボテンツキ				VU		
	タタラカンガレイ				VU		北限
ラン科	エビネ			NT	CR+EN		
	キンセイラン			VU	CR+EN		
	サルメンエビネ			VU	CR+EN		
	ギンラン				VU		
	ユウシュンラン			VU	VU		
	キンラン			VU	CR+EN		
	ササバギンラン				VU		
	コアツモリソウ			NT	CR+EN		
	クマガイソウ			VU	CR+EN		
	アツモリソウ			VU	CR+EN		
	セッコク				CR+EN		
	エゾスズラン				VU		
	カキラン				VU		
	アオキラン			CR	VU		
	ノビネチドリ				VU		
	ミヤマモジズリ				CR+EN		
	サギソウ			NT	CR+EN		
	ミズトンボ			VU	CR+EN		
	ムカゴソウ			NT			
	ヒメノヤガラ			VU	CR+EN		
	ホクイリクムヨウラン						
	ギボウシラン			EN	CR+EN		
	ジガバチソウ				VU		
	クモキリソウ						
	ヒメフタバラン				YO		
	ヒナチドリ			VU	CR+EN		
	カモメラン			NT	CR+EN		
	オノエラン						
	ウチョウラン			VU	CR+EN		
	ツレサギソウ				VU		
	マイサギソウ				CR+EN		
	トキソウ			NT	CR+EN		
	ヤマトキソウ				CR+EN		
マツラン			VU	CR+EN			
カヤラン				CR+EN			
83科	254種	0種	1種	91種	211種	152種	138種

~ : 注目すべき植物の選定基準の番号を示す (p.6-78 参照)。

欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-78 参照)。

: 確認種

北限: 欄の確認種が分布の北限種であることを示す。

表 6.1.4-2 調査地域の保存樹木及び巨木

〔仙台市太白区〕

番号	名称	樹種	推定樹齢	所在地	所有者
1	愛宕神社の夫婦杉	スギ	580	向山4丁目	愛宕神社
2	愛宕神社のえどひがん桜	エドヒガン	350	向山4丁目	愛宕神社
3	虚空蔵堂のいちよう	イチョウ	250	向山4丁目	大満寺
4	根岸のらくしょう	ラクウショウ	100	根岸町	仙台市
5	大年寺山のうば杉	スギ	500	茂ヶ崎3丁目	仙台市
6	多賀神社のしらかし	シラカシ	300	富沢3丁目	多賀神社
7	富田のけやき	ケヤキ	150	富田字上野中	(個人)
8	柳生のひいらぎ	ヒイラギ	300	柳生7丁目	(個人)
9	柳生のかや	カヤ	1300	柳生2丁目	(個人)
10	柳生のぎんもくせい	ギンモクセイ	300	柳生字沢目	(個人)
11	富沢のけやき	ケヤキ	180	富沢4丁目	仙台市
12	鐘景の松	マツ	300	茂庭字人來田	仙台市

〔仙台市若林区〕

番号	名称	樹種	推定樹齢	所在地	所有者
1	栽松院のしらかし	シラカシ	1000	連坊1丁目	栽松院
2	信夫神社のいちよう	イチョウ	350	三百人町	信夫神社
3	大荒神社のいちよう	イチョウ	320	南鍛冶町	大荒神社
4	満福寺の黒松	クロマツ	300	荒町	満福寺
5	薬師堂のひいらぎ	ヒイラギ	200	木ノ下3丁目	薬師堂
6	薬師堂のあらかし	アラカシ	200	木ノ下3丁目	仙台市
7	薬師堂のいちよう	イチョウ	350	木ノ下3丁目	仙台市
8	若林区役所のしだれざくら	シダレザクラ	390	保春院前丁	仙台市
9	古城の黒松	クロマツ	330	古城2丁目	宮城刑務所
10	古城の臥竜梅	ウメ	360	古城2丁目	宮城刑務所
11	旅立稲荷神社のけやき	ケヤキ	200	若林2丁目	旅立稲荷神社

〔仙台市青葉区〕

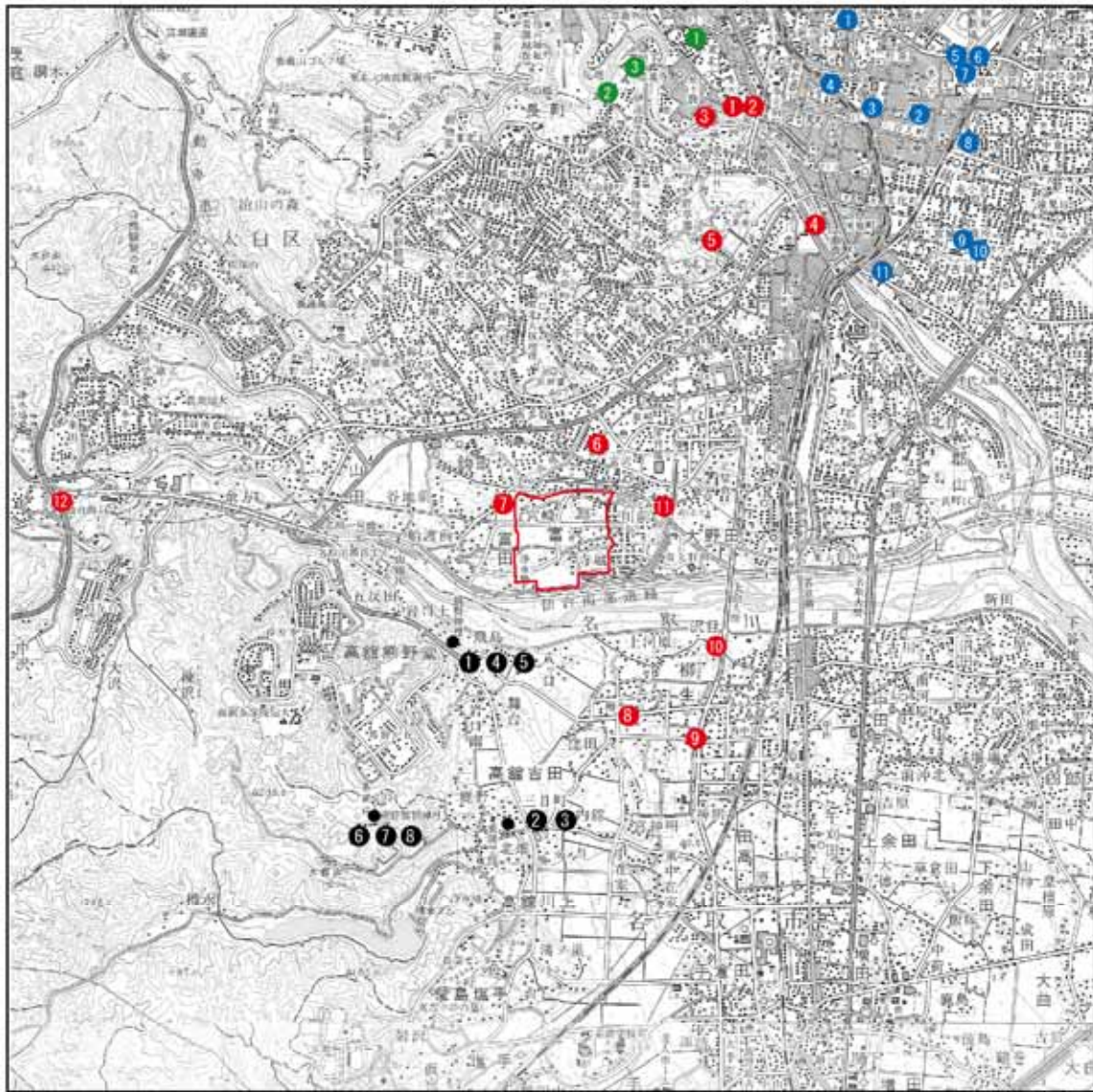
番号	名称	樹種	推定樹齢	所在地	所有者
1	東北大学のいちよう	イチョウ	200	片平2丁目	東北大学
2	経ヶ峰のこうやまき	コウヤマキ	300	霊屋下	仙台市
3	瑞鳳寺のひがんざくら	ヒガンザクラ	330	霊屋	瑞鳳寺

出典：杜の都の名木・古木 平成 21 年 仙台市

〔名取市〕

番号	樹種	本数	推定樹齢	幹周(cm)	所在地	所有者
1	スギ	1	不明	355	熊野堂	熊野神社
2	イチョウ	1	不明	550	真坂	熊野那智神社
3	スギ	3	300	330 450 570	真坂	熊野那智神社
4	コウヤマキ	1	不明	347	高館熊野堂	熊野神社
5	ウラジロガシ	1	不明	298	高館熊野堂	熊野神社
6	イチョウ	1	不明	567	高館吉田	熊野那智神社
7	スギ	3	不明	334 572 628	高館吉田	熊野那智神社
8	コウヨウザン	2	不明	347 436	高館吉田	熊野那智神社

出典：第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査 平成 13 年 環境庁



出典：杜の都の名木・古木 平成 21 年 仙台市
 第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木調査 平成 13 年 環境庁

凡 例

事業予定地

- 1 太白区
- 1 若林区
- 1 青葉区
- 1 名取市

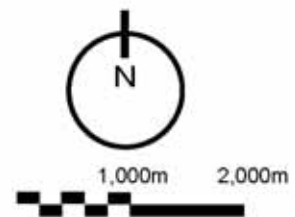


図 6.1.4-1 保存樹木及び
 巨木確認地点位置図

ウ 植生及び注目すべき植物群落の状況等

仙台市は、海岸部から奥羽山脈までの広がりがあり、海岸植生から高山帯の植生分布が確認できる。その標高差は 1,500mほどあり、船形山をピークに海岸部まで様々な植物の様相を見せている。

調査地域は、事業予定地北側に住宅地が広く占めており、また、名取川の南側にも国道4号に沿って住宅地が認められ、その両側に水田が広がっている。

森林植生は、事業予定地北西側の太白山一帯と南西側の高館山、樽水ダムより西側に確認される。前者の地域は太白山自然環境保全地域に指定され、佐保山地区には、原生林に近い自然林のモミ・イヌブナ林が確認され、東側にアカマツ林が続いている。

また、竜の口溪谷北側に位置する青葉山には、極相林と考えられるモミ林が確認され、植生自然度が高い区域である。一方、東北自動車道の西側一帯には、クリ・コナラ林二次林やスギ・ヒノキ植林が見られる。

高館山西側一帯の森林は、クリ・コナラ林、スギ・ヒノキ植林が多く分布している。この地域は高館・千貫山県緑地環境保全地域の一部となっており、熊野那智神社周辺のウラジロガシ林は、北限として貴重な森林として保全されている。

調査地域には、名取川と広瀬川があり、事業予定地の南側の名取川と愛宕大橋より上流の広瀬川には、植生自然度の高いヤナギ高木・低木群落が確認される。

事業予定地は、ほとんどが水田でその中に民家が点在している状況で、特に重要な植生群落は見られない。

調査地域における注目すべき植物群落状況は、表 6.1.4-3 及び図 6.1.4-2 に示すとおりである。調査地域における現存植生図は、図 6.1.4-3 に示すとおりである。また、保全上重要な植物分布図を図 6.1.4-4 に示す。

表 6.1.4-3 注目すべき植物群落

名 称	選定基準	内 容
東北大学植物園のモミ林 (国指定天然記念物)	A, E, I	モミの大木より成り、原生林に近い(極相林)。仙台市街地に残存し極めて貴重である群落。林内には暖地性植物のアカガシ、アラカシなどが成育し、多くの野生動物の生息が確認される。
佐保山のモミ・イヌブナ林 (太白山自然環境保全地域)	A, E	モミ・イヌブナにより占められ、仙台地方において最も原生林に近い林相を示す林である。太白山自然環境保全地域に指定されている。
太白山のスギ林 (太白山自然環境保全地域)	F	太白山の南東斜面にある樹齢 100 年以上のスギの大木で構成する林である。ここには生出森神社社殿があり、ふるから信仰の対象として保護・維持管理されている。
太白山のコナラ・ケヤキ林 (太白山自然環境保全地域)	D, F	太白山の標高 150m から山頂までの地域で、岩礫地特有の植生であるコナラ・ケヤキ林が成立している。樹高 35m に達するスギ人工林があり、県内で少ない植生分布地である。
高館・館山のモミ・ウラジロガシ林 (高館・千貫山県緑地環境保全地域)	A, C	熊野那智神社周辺に見られる常緑広葉樹林である。宮城県が北限のウラジロガシ等があり、常緑樹林の北限地帯として貴重である。

出典: 第3回自然環境保全基礎調査 日本の重要な植物群落 東北版 昭和 63 年 環境庁

【 注目すべき植物群落の選定基準 】

- (1) 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)に基づく天然記念物
- (2) 「植物群落レッドデータブック」(平成 8 年 (財)日本自然保護協会)の指定群落
- (3) 「宮城県の希少な野生動植物 レッドデータブック」(平成 13 年 宮城県)の掲載種
- (4) 「平成 6 年度自然環境基礎調査報告書」(平成 7 年 仙台市)の保全上重要な植物群落
- (5) 「第 2、3 回自然環境保全基礎調査」(昭和 56 年、平成元年 環境庁)の特定植物群落

上表に示した選定基準は以下の区分によるものである。

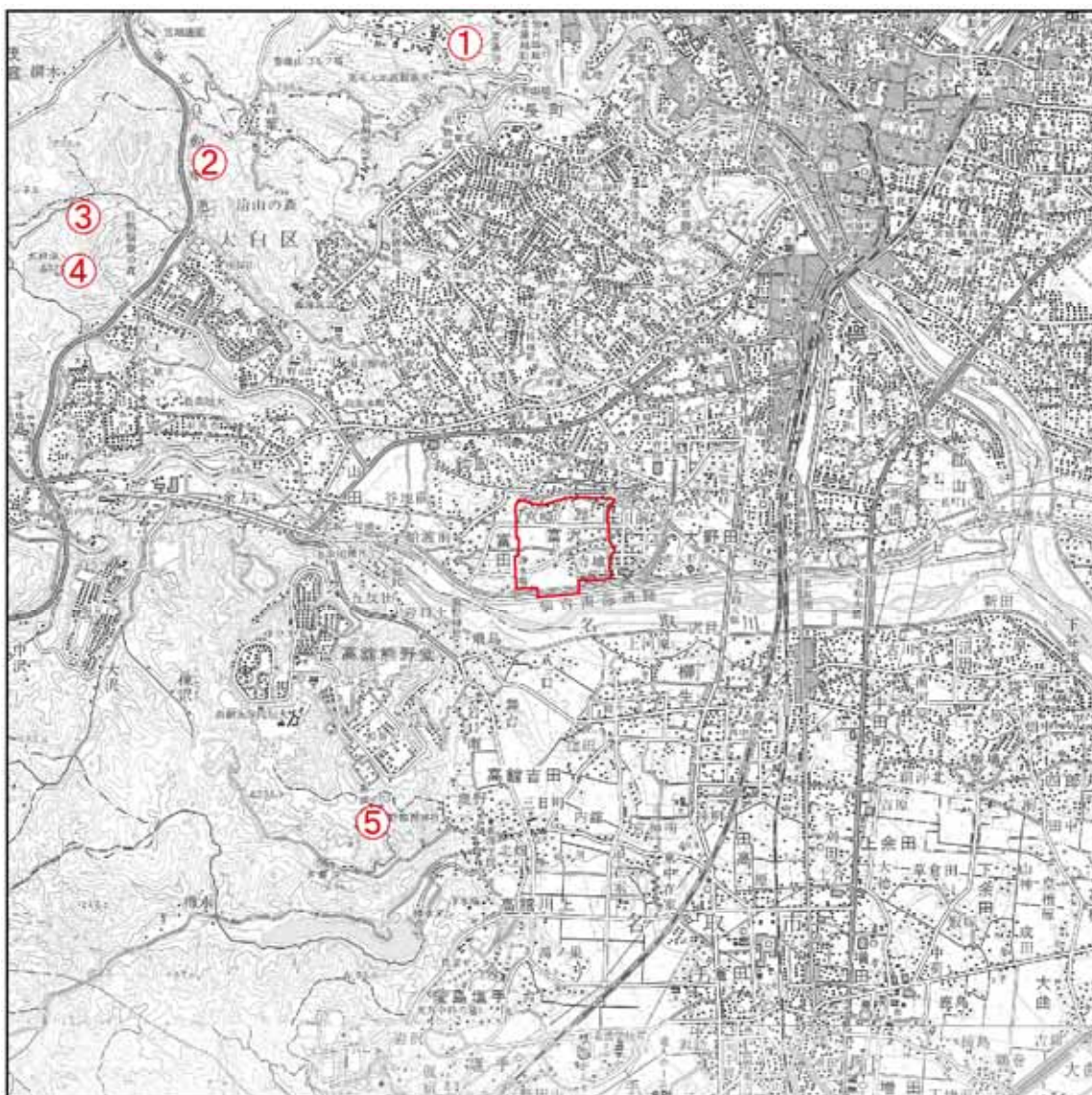
- A: 原生林もしくはそれに近い自然林
- B: 国内又は県内若干地域に分布する極めて希な植物群落
- C: 南限、北限、隔離分布など分布限界にあたる植物群落
- D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地など特殊な立地に特有な植物群落
- E: 郷土景観を代表する植物群落で特にその群落の特徴が典型的なもの
- F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても長期にわたって伐採の手がはいていないもの
- G: 乱獲その他の人為の影響によって県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落。
- H: その他学術上重要な植物群落
- I: 天然記念物のうち植物群落であるもの

エ 植物についての保全上の留意点

概況調査において、調査地域には多数の注目すべき植物及び植物群落が確認されている。これらの文献調査において、事業予定地の注目すべき植物などの生育箇所は見当たらなかったが、水田が広く占めるこの地域においては、水生植物、湿地性の植物の注目すべき種が確認される可能性があることから、現地調査において注意すべき点である。現地調査における重要な種の確認については、別途保全対策を検討するものとする。

事業予定地は、ほとんどが水田でその中に民家が点在している。周辺には隣接して北側の笹川の親水河川整備区間があり、南側には自然度の高い群落として、名取川のヤナギ低木・高木林が確認される。したがって、これらの箇所については、工事中の粉じん等の影響がないよう充分注意することが必要である。

また、事業予定地には樹林地が見られ、今後地権者に保全の働きかけを行うことが必要である。



出典：第3回自然環境保全基礎調査
日本の重要な植物群落Ⅱ東北版 昭和63年 環境庁

凡 例

事業予定地

- ① 東北大学植物園のモミ林
- ② 佐保山のモミ・イヌブナ林
- ③ 太白山のスギ林
- ④ 太白山のコナラ・ケヤキ林
- ⑤ 高館・館山のモミ・ウラジロガンシ林

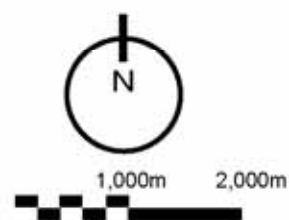
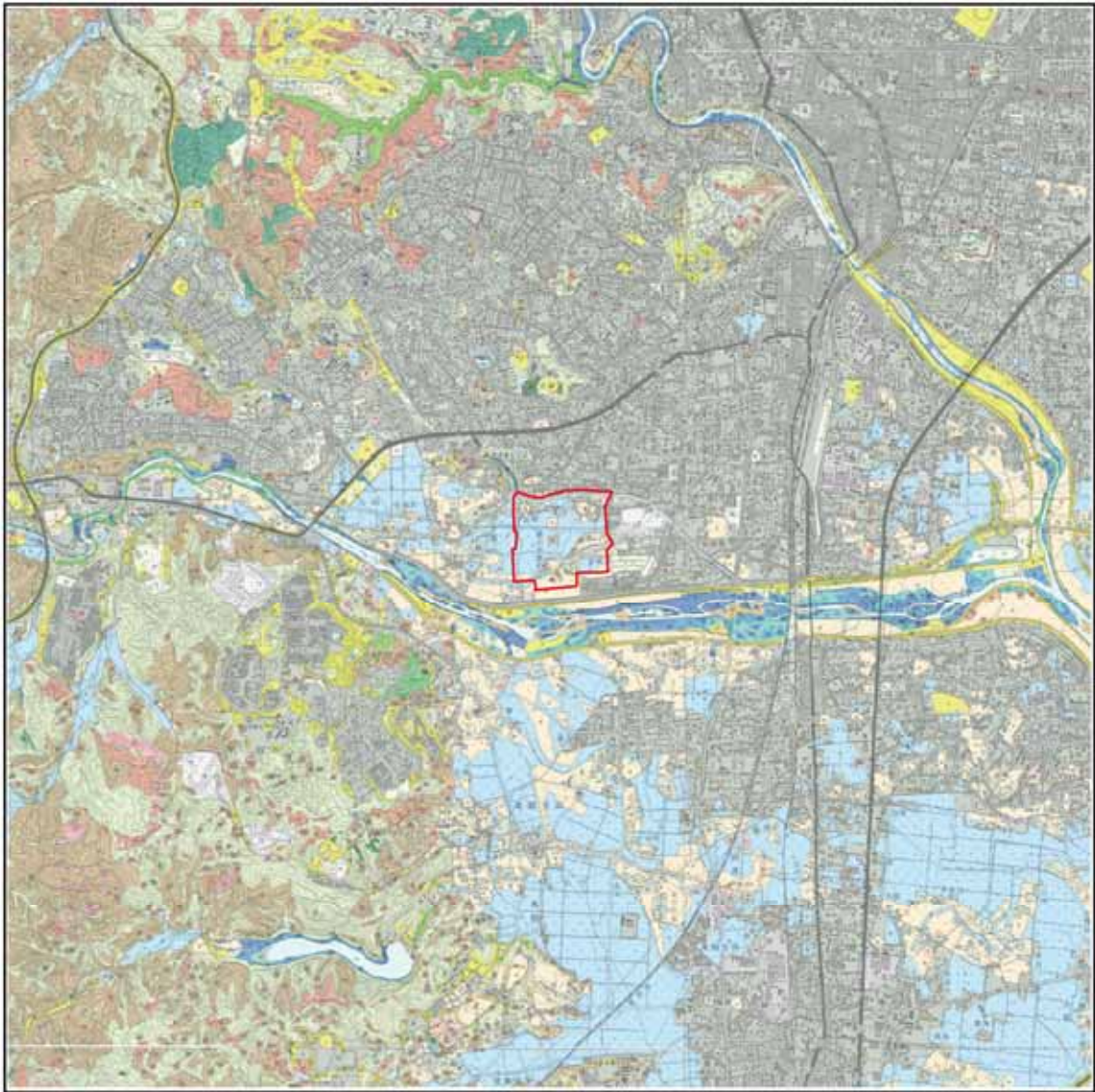


図 6.1.4-2 注目すべき植物群落位置図



出典：自然環境保全基礎調査 平成 14 年（環境省）

凡 例

事業予定地

凡例色 植生図凡例番号、統一凡例番号、統一凡例名

- | | |
|--|--|
| 4.130401.イヌシデアアカシデ群落 | 34.541000.その他植林 |
| 6.160400.ケヤキ群落 (IV) | 36.550000.竹林 |
| 8.180100.ヤナギ高木群落 (IV) | h.560100.ゴルフ場・芝地 |
| 9.180200.ヤナギ低木群落 (IV) | g.560200.牧草地 |
| 11.221200.オニグルミ群落 (V) | f.570100.路傍・空地雑草群落 |
| 12.221300.ケヤキ二次林 | e.570101.放棄畑雑草群落 |
| 13.230100.アカマツ群落 (V) | e.570200.果樹園 |
| 14.250200.ススキ群落 (V) | a.570300.畑雑草群落 |
| 15.260000.伐採跡地群落 (V) | b.570400.水田雑草群落 |
| 19.280101.シキミーモミ群落 | d.570500.放棄水田雑草群落 |
| 21.410101.クリーコナラ群落 | k.580100.市街地 |
| 22.430400.アズマネザサ群落 | l.580101.緑の多い住宅地 |
| 24.470400.ヨシクラス | L.580300.工場地帯 |
| 25.470501.ツルヨシ群落 | m.580400.造成地 |
| 27.470600.ヒルムシロクラス | w.580600.開放水域 |
| 30.540100.スギ・ヒノキ・サウラ植林 | r.580700.自然裸地 |
| 33.540902.ニセアカシア群落 | |

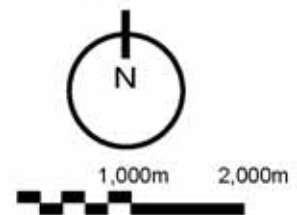
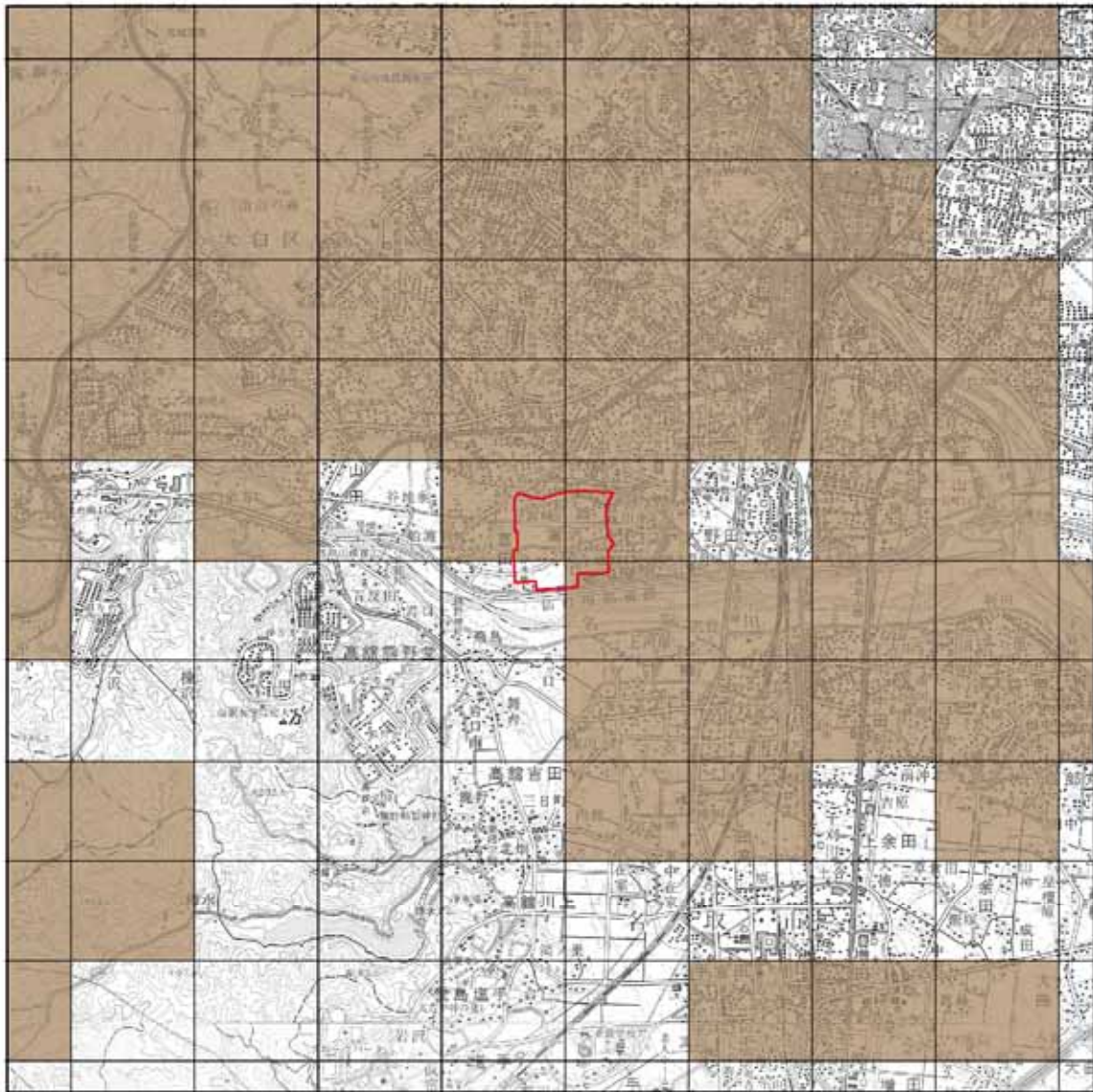


図 6.1.4-3 現存植生図



出典：平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成23年3月 仙台市
 保全上重要な植物分布図



図 6.1.4-4 保全上重要な植物分布図

(2) 動物

概況調査の範囲は、事業予定地における動物の生息状況の広域的な位置づけが可能なように、事業予定地を含む 5km 四方程度の範囲を目安として、地形、植生、水系等環境条件の一体性を考慮して設定する。

ア 動物相

仙台市は、海岸部から山地帯まで多様な自然環境が確認できることから、これらの環境に適応した動物がそれぞれに生息している。海岸部では、七北田川河口の蒲生干潟が水鳥の主要な渡来地となっているほか、名取川河口付近は魚類の生息地となっている。山地では大型哺乳類も確認される。

調査地域は、事業予定地北側に住宅地が広がり、名取川の南側にも国道4号に沿って住宅地が認められ、その両側に水田が広がっている。

森林植生は、事業予定地北西側の太白山一帯と南西側の高館山、樽水ダムより西側に確認される。前者の一部は太白山自然環境保全地域に指定され、森林が保全されている地域である。また、高館山西側一帯の森林は、クリ・コナラ林、スギ・ヒノキ植林が多く分布し、この地域は高館・千貫山県緑地環境保全地域、樽水・五社山自然環境保全地域として、森林が保全されている地域である。これらの森林地域には、天然記念物カモシカやツキノワグマなどの大型哺乳類やキツネ、タヌキなどの中型哺乳類をはじめとし、多くの動物の生息域となっているほか、ゴジュウカラ、オオルリ、サンコウチョウといった森林性の鳥類が豊富である。

太白山から佐保山一帯は鳥類が豊富で、オオタカの営巣も確認されている。また、太白山一帯は貴重な昆虫類が生息していることで知られる。一方、高館山、樽水ダム周辺の沢においては、サンショウウオの卵塊が確認され、良好な生息場となっており、太白山一帯と同様に鳥類相も豊富である。

イ 注目すべき動物

注目すべき動物については、「平成6年度自然環境基礎調査報告書(平成7年3月 仙台市)」、「平成15年度自然環境に関する基礎調査業務報告書(平成16年2月 仙台市)」、「平成22年度自然環境に関する基礎調査業務報告書(平成23年3月 仙台市)」を基本に下記に示す参考資料を含め確認した。名取市に関しては、「名取市環境基本計画資料編 (平成15年3月 名取市)」を基本に確認した。ただし、調査地域は海浜地域を含まないため、上記資料の海浜地区における動物種を除外するものとした。

調査の結果、調査地域には89科227種の注目すべき動物が生息していたと考えられ、表6.1.4-4～9に示すとおりである。

【 注目すべき動物種の選定基準 】

「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)に基づく天然記念物(天)及び特別天然記念物(特天)
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)に基づく国内
希少野生動植物種(国内)及び国際希少野生動植物種(国際)

「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト レッドリスト」(平成 19 年 環境庁)の掲載種

「宮城県の希少な野生動植物 レッドデータブック」(平成 13 年 宮城県)の掲載種

「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書」(平成 22 年 仙台市)における学術上重要種、
減少種、環境指標種及びふれあい種(概況調査地域には、山地地域、西部丘陵地・田園地域、東部
田園地域、海浜地域が含まれないことから、減少種については、区分の市街地地域に該当する種とし
た)

「名取市環境基本計画 資料編」(平成 15 年 名取市)の注目すべき動物種一覧に掲載されている動
物

レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分

EX(絶滅)	:既に絶滅したと考えられる種
CR+EN(絶滅危惧 類)	:絶滅の危機に瀕している種
CR(絶滅危惧 A 類)	:ごく近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの
EN(絶滅危惧 B 類)	:IA 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの
VU(絶滅危惧 類)	:絶滅の危険が増大している種
NT(準絶滅危惧)	:存在基盤が脆弱な種
DD(情報不足)	:評価するだけの情報が不足している種
YO(要注目種)	:現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべ き種

参考資料

- ・平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
- ・名取市環境基本計画 資料編 平成 15 年 3 月 名取市
- ・第 5 回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査 平成 14 年 環境庁
- ・第 4 回自然環境保全基礎調査 平成 5 年 環境庁
- ・宮城県の希少な野生動植物 平成 13 年 3 月 宮城県
- ・宮城県の鳥類分布 2002 (財)日本野鳥の会宮城県支部 2002
- ・宮城県の両生類・は虫類 宮城野野生動物研究会 平成 12 年 10 月
- ・宮城県の甲虫 日本鞘翅学会 1989
- ・宮城県の鱗翅類 日本蛾類学会 1973

表 6.1.4-4 注目すべき動物種(哺乳類)

科名	種名						
トガリネズミ	カワネズミ						
モグラ	ミズラモグラ			NT	NT		
キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ						
	キクガシラコウモリ						
ヒナコウモリ	カグヤコウモリ				VU		
	モモジロコウモリ						
	ヤマコウモリ			NT	VU		
	ヒナコウモリ				VU		
	ウサギコウモリ				VU		
	ユビナガコウモリ						
	コテングコウモリ				VU		
	テングコウモリ			VU	VU		
オナガザル	ニホンザル				LP		
リス	モモンガ						
	ムササビ						
ヤマネ	ヤマネ	天		NT	NT		
ネズミ	ヤチネズミ						
クマ	ツキノワグマ						
イタチ	オコジョ			NT	NT		
	アナグマ						
イノシシ	イノシシ				Y0		
ウシ	カモシカ	特天			Y0		
12科	22種	2種	0種	5種	12種	22種	1種

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照)。
 欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照)。

表 6.1.4-5 注目すべき動物種(鳥類)

科名	種名						
サギ	サンカノゴイ			EN	NT		
	ヨシゴイ			NT			
	オオヨシゴイ			EN	CR+EN		
	ミゾゴイ			EN	NT		
	アマサギ						
	チュウサギ			NT	NT		
	コサギ						
カモ	コクガン	天		VU	VU		
	マガン	天		NT	NT		
	ヒシクイ	天		VU	NT		
	オシドリ			DD			
	トモエガモ			VU			
タカ	ミサゴ			NT	NT		
	ハチクマ			NT	NT		
	オジロワシ	天	国内・国際	EN	VU		
	オオワシ	天	国内	VU	VU		
	オオタカ		国内	NT	NT		
	ツミ				DD		
	ハイタカ			NT	NT		
	サシバ			VU	VU		
	クマタカ		国内	EN	CR+EN		
	チュウヒ			EN	NT		
ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	NT		
	チゴハヤブサ				YO		
キジ	ウズラ			NT	CR+EN		
クイナ	クイナ				YO		
	ヒクイナ			VU			
	オオバン				YO		
タマシギ	タマシギ				YO		
シギ	アカアシシギ			VU	NT		
	オオジシギ			NT	NT		
カモメ	コアジサシ		国際	VU	VU		
フクロウ	トラフズク				DD		
	コミミズク				YO		
	コノハズク				DD		
	オオコノハズク				DD		
	アオバズク				NT		
	フクロウ				YO		
	カワセミ	アカショウビン				DD	
ツバメ	コシアカツバメ				YO		
サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU		
モズ	チゴモズ			CR	CR+EN		
	アカモズ			EN	CR+EN		
ウグイス	コヨシキリ						
ホオジロ	ホオアカ						
	ノジコ			NT	YO		
	アオジ						
16科	47種	5種	6種	29種	38種	37種	12種

~ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照)。
 欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照)。

表 6.1.4-6 注目すべき動物種(爬虫類)

科名	種名						
イシガメ	ニホンイシガメ			DD	DD		
	クサガメ				DD		
トカゲ	ニホントカゲ						
ナミヘビ	タカチホヘビ				DD		
	シロマダラ				DD		
クサリヘビ	ニホンマムシ						
4科	6種	0種	0種	1種	4種	6種	0種

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照) 。
 欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照) 。

表 6.1.4-7 注目すべき動物種(両生類)

科名	種名						
サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	NT		
	クロサンショウウオ			NT	LP		
	ハコネサンショウウオ				NT		
イモリ	アカハライモリ			NT	LP		
アカガエル	タゴガエル						
	ニホンアカガエル				NT		
	トウキョウダルマガエル			NT	NT		
	ツチガエル				NT		
3科	8種	0種	0種	4種	7種	4種	4種

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照) 。
 欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照) 。

表 6.1.4-8 注目すべき動物種(魚類)

科名	種名						
ヤツメウナギ	スナヤツメ			VU	NT		
ウナギ	ウナギ			DD			
コイ	テツギョ				CR+EN		
	タナゴ			EN	VU		
	アカヒレタピラ			EN	CR+EN		
	ゼニタナゴ			CR	CR+EN		
	シナイモツゴ			CR	CR+EN		
ドジョウ	ホトケドジョウ			EN	NT		
ギギ	ギバチ			VU	NT		
サケ	ニッコウイワナ			DD			
	サクラマス			NT			
メダカ	メダカ			VU	NT		
カジカ	カジカ			NT ^{*1}			
ゴクラクギョ	チョウセンブナ				DD		
9科	14種	0種	0種	12種	10種	10種	4種

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照)。

欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照)。

*1 カジカ大卵型

表 6.1.4-9(1) 注目すべき動物種(昆虫類)

科名	種名					
アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			CR+EN	CR+EN	
イトトンボ	エゾイトトンボ				NT	
	オゼイトトンボ				VU	
	カラカネイトトンボ			NT	CR+EN	
モノサシトンボ	ゲンバイトトンボ			NT	CR+EN	
カワトンボ	アオハダトンボ				NT	
ムカシトンボ	ムカシトンボ				VU	
ヤンマ	オオルリボシヤンマ				NT	
	カトリヤンマ				NT	
	サラサヤンマ				NT	
	ヤブヤンマ				VU	
サナエトンボ	ミヤマサナエ				NT	
	ヤマサナエ				NT	
	ダビドサナエ				NT	
	ホンサナエ				NT	
	ヒメクロサナエ				NT	
	アオサナエ				VU	
	ウチワヤンマ				NT	
	オジロサナエ				NT	
	ナゴヤサナエ			NT	DD	
	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ				VU
エゾトンボ	オオトラフトンボ				VU	
	トラフトンボ				VU	
	タカネトンボ				VU	
トンボ	ヨツボシトンボ				VU	
	ハッチョウトンボ				VU	
	チョウトンボ				VU	
	キトンボ				VU	
オオハサミムシ	オオハサミムシ				NT	
マツムシ	スズムシ				VU	
バッタ	ヤマトマダラバッタ				VU	
	カワラバッタ					
ガロアムシ	ガロアムシ				DD	
ナナフシ	ナナフシ				DD	
	ヤスマツトビナナフシ				NT	
キンカメムシ	アカスジキンカメムシ				YO	
コオイムシ	コオイムシ			NT	NT	
	オオコオイムシ				NT	
	タガメ			VU	CR+EN	
タイコウチ	タイコウチ					
ツノトンボ	キバネツノトンボ				VU	
	ツノトンボ				CR+EN	
	オオツノトンボ				NT	
ウスバカゲロウ	カスリウスバカゲロウ				DD	
	オオウスバカゲロウ				CR+EN	
イラガ	ウスムラサキイラガ				NT	
セセリチョウ	ホシチャバネセセリ			CR+EN	CR+EN	
	キバネセセリ				VU	
	アオバセセリ本土亜種				NT	
	ホソバセセリ				NT	
	ギンイチモンジセセリ			NT	VU	
	コキマダラセセリ				NT	
	ミヤマチャバネセセリ				NT	

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照)。
 欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照)。

表 6.1.4-9(2) 注目すべき動物種(昆虫類)

科名	種名					
セセリチョウ	チャバネセセリ				YO	
	スジグロチャバネセセリ			NT	VU	
	ヘリグロチャバネセセリ				CR+EN	
テングチョウ	テングチョウ本土亜種				YO	
シジミチョウ	オナガシジミ				VU	
	ウラゴマダラシジミ				VU	
	コツバメ				NT	
	スギタニルリシジミ本州亜種				VU	
	ウラギンシジミ				YO	
	ウラクロシジミ				NT	
	ウラナミアカシジミ				NT	
	クロシジミ			CR+EN	CR+EN	
	ムモンアカシジミ				VU	
	ミヤマカラスシジミ				VU	
	ウラキンシジミ				VU	
	ウラミスジシジミ				NT	
	タテハチョウ	オオミスジ				NT
ミスジチョウ					NT	
ヒオドシチョウ					NT	
オオムラサキ				NT	NT	
アゲハチョウ	ジャコウアゲハ本土亜種				VU	
	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	VU	
	ミヤマカラスアゲハ				NT	
シロチョウ	ツマキチョウ				NT	
	ヒメシロチョウ			VU	CR+EN	
ジャノメチョウ	ツマジロウラジャノメ本州亜種				VU	
	オオヒカゲ				NT	
カギバガ	スカシカギバ				CR+EN	
	ウコンカギバ				CR+EN	
シャクガ	カギバアオシャク				NT	
	トラフツバメエダシャク				NT	
スズメガ	ホソパスズメ				NT	
	コウチスズメ				NT	
	コエビガラスズメ					
	キイロスズメ				NT	
シャチホコガ	アカシャチホコ				NT	
ドクガ	フタホシドクガ				NT	
ヤガ	ガマキンウワバ				YO	
	ヒメシロシタバ				VU	
	クシヒゲウスキヨトウ					
	オガサワラヒゲヨトウ				CR+EN	
	シャクドウクチバ				NT	
	ツマグロキヨトウ				VU	
	アカスジアオリング					
オサムシ	クロカタビロオサムシ				CR+EN	
	エゾカタビロオサムシ				VU	
	ホソアカガネオサムシ				VU	
	コヒメヒョウタンゴミムシ				NT	
	オサムシモドキ				VU	
	コアオマイマイカブリ				NT	
	マークオサムシ			VU	CR+EN	
	アキタクロナガオサムシ				VU	
チョウセンマルクビゴミムシ				NT		

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照)。
 欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照)。

表 6.1.4-9(3) 注目すべき動物種(昆虫類)

科名	種名						
オサムシ	ベーツナガゴミムシ				NT		
	ニッコウオオズナガゴミムシ				CR+EN		
	キンナガゴミムシ				NT		
	ニッコウヒメナガゴミムシ				VU		
	アシミゾナガゴミムシ				NT		
	ヒラタキイロチビゴミムシ				VU		
	ニッコウホソヒラタゴミムシ				VU		
ハンミョウ	マガタマハンミョウ				NT		
ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ				VU		
	ゲンゴロウ			NT	NT		
	マルコガタノゲンゴロウ			CR+EN	CR+EN		
	コウベツブゲンゴロウ				VU		
ミズスマシ	ミヤマミズスマシ				VU		
	オナガミズスマシ				NT		
ガムシ	ヤマトゴマフガムシ				VU		
ハネカクシ	オオハネカクシ				NT		
クワガタムシ	マダラクワガタ				VU		
	オオクワガタ			VU	CR+EN		
タマムシ	タマムシ				CR+EN		
ホタル	ゲンジボタル				YO		
	ヒメボタル				NT		
ツチハンミョウ	マメハンミョウ				DD		
カミキリムシ	キボシカミキリ				YO		
	アオスジカミキリ				YO		
45科	130種	0種	0種	17種	125種	35種	58種

～ : 注目すべき動物の選定基準の番号を示す (p.6-93 参照)。
欄の記載: レッドリスト及びレッドデータブック掲載種の区分を示す (p.6-93 参照)。

ウ 注目すべき動物の生息地の状況等

調査地域には、県緑地環境保全地域及び県自然環境保全地域に指定される地域の一部が含まれており、動物の良好な生息環境として保全されていることから、大型哺乳類から昆虫類までの動物相が豊かである。注目すべき動物の生息地については、仙台市の自然環境基礎調査報告書及び名取市の環境基本計画資料編を基本とし調査を行った。

事業予定地周辺は、北側及び東側に住宅地が位置し、南側は名取川が位置するが、事業予定地内は、水田と畑地が大部分を占めることから、水生生物の生息が考えられ、両生類、爬虫類、昆虫類の生息環境に充分配慮する必要があるものと考えられる。また、文献調査においては、オオタカをはじめとした猛禽類の飛翔も確認しているため、現地調査において生息状況を把握することが重要と考えられる。

調査地域における注目すべき動物の生息地は、表 6.1.4-10 及び図 6.1.4-5 に示すとおりである。また、保全上重要な動物分布図を図 6.1.4-6 から図 6.1.4-11 に示す。

表 6.1.4-10 注目すべき動物の生息地の状況

名 称	選定理由	環境特性
青葉山 (鳥類)	市街地に近いところで森林性鳥類が豊富である。 ・国指定天然記念物	モミ、アカマツ、スギ等の針葉樹の高木及びコナラ、クリ、カスミザクラ等の落葉広葉樹が繁茂し、自然の状態が良好に保たれている。
太白山・佐保山 ・鉤取国有林一帯 (鳥類)	山から里までの鳥類が豊富。オオタカの営巣、メジロ、サンコウチョウ、オオルリの生息、鉤取国有林のフクロウ、サシバ、アオゲラの生息	スギ林等の人工林もあるが、コナラ、クリ林に広く覆われている。鉤取国有林等、モミ林も一部に残る。
太白山一帯 (昆虫類)	多様なチョウ類の生息 貴重なトンボ類の生息 各種チョウ類のヒルツピング 3種のホタルの生息	クリ、コナラ林が比較的によく残っている。また、一部にモミ林が残る。沢、溜池等はトンボ類等の重要な生息環境となっている。
高館山一帯 (哺乳類、鳥類)	カモシカ、ノウサギ、タヌキ等の生息 シジュウカラ、ウグイス等多種の鳥類の生息地 ・高館千貫山緑地環境保全地域	高館千貫山緑地環境保全地域にあり、自然の状態が良好に保たれている。
大沢地区	ホタルの生息地	一部はコンクリート護岸であるが、砂礫質の底質の水路で良好な生息環境が維持されている。

出典：平成6年度自然環境基礎調査報告書 平成7年3月 仙台市
名取市環境基本計画 資料編 平成15年3月 名取市

エ その他事業の立地上配慮を要する動物

事業予定地及び周辺地域において、オオタカその他ミサゴ、ハイタカ、ハヤブサの注目すべき鳥類が確認されている。これらの種の確認位置は、「宮城県の鳥類分布 2002」を参考に図 6.1.4-12 から図 6.1.4-15 に示すとおりである。

また、鳥獣保護区等の位置図を図 6.2.6-4(p.6-183)に示す。

参考資料

- ・平成6年度自然環境基礎調査報告書 平成7年3月 仙台市
- ・平成21年度宮城県鳥獣保護区等位置図 平成21年 宮城県

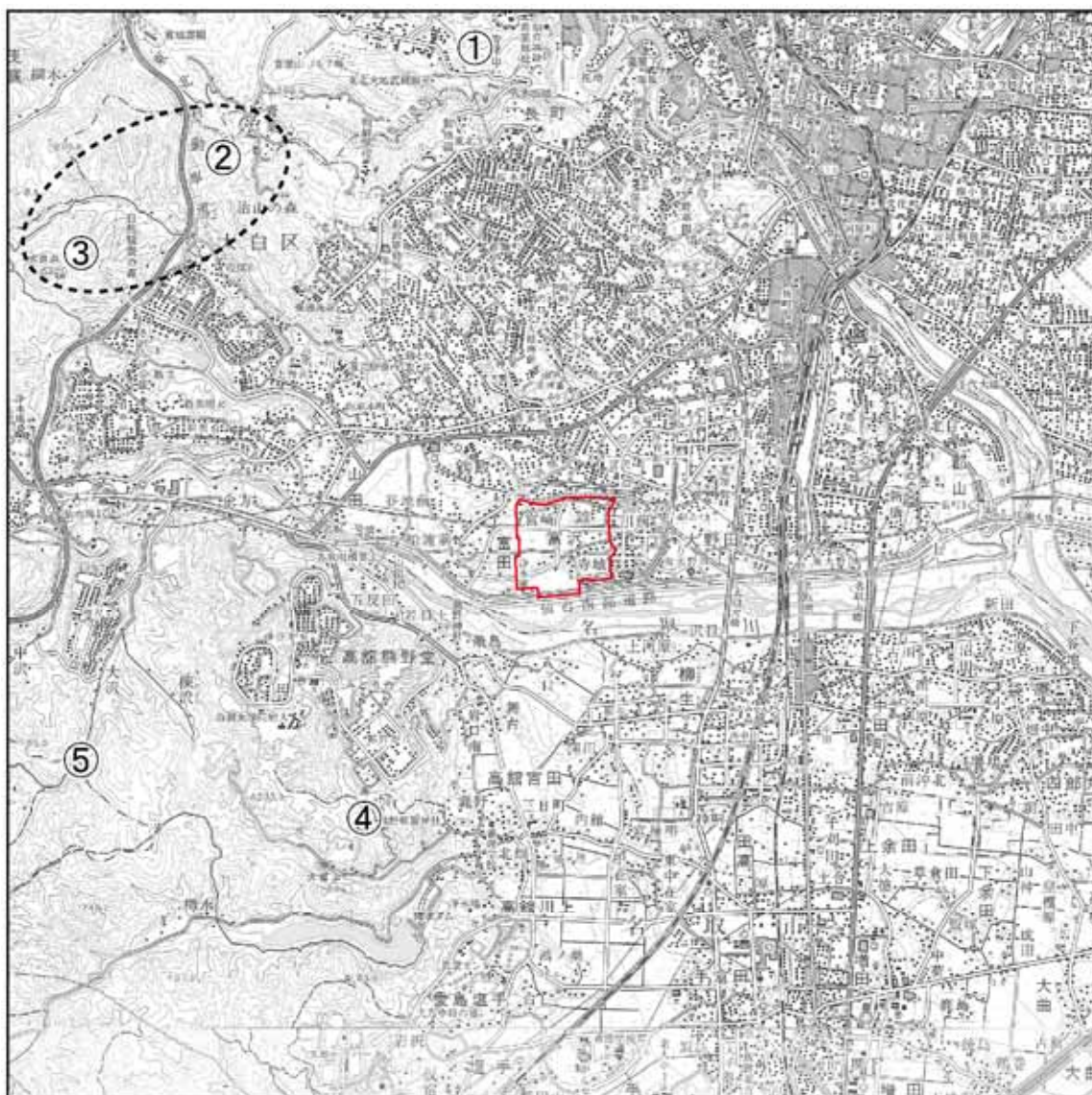
オ 動物についての保全上の留意点

概況調査において、調査地域には多数の注目すべき動物が確認されている。これらの文献調査において、事業予定地の注目すべき動物などの生息箇所は見当たらなかったが、水田が広く占めるこの地域においては、水生動物の注目すべき種が確認される可能性があることから、現地調査において注意すべき点である。現地調査における重要な種の確認については、別途保全対策を検討するものとする。

事業予定地は、大部分が水田、畑地の農地によって占められていることから、両生類や爬虫類、水生昆虫の生息が考えられる。また、南側の名取川河川植生は、水鳥の生息地となっており、事業予定地及び周辺地域は動物の良好な生息場所となっていることから、これらに対する工事中の粉じん等の影響について検討する必要がある。

事業予定地に隣接する西側の水田区域は水生昆虫などの生息地と考えられることから、同様に工事中の影響に対して留意する必要がある。

事業予定地内においては、猛禽類の営巣箇所の確認はない（事前調査済）が、事業予定地及び周辺地域においては、オオタカをはじめその他猛禽類の飛翔が確認されていることで、繁殖期における工事中の騒音等に配慮する必要がある。



凡 例

事業予定地

- ① 青葉山（鳥類）
- ② 太白山・佐保山・鉤取国有林一体（鳥類）
- ③ 太白山一帯（昆虫類）
- ④ 高館山一帯（哺乳類・鳥類）
- ⑤ 大沢地区

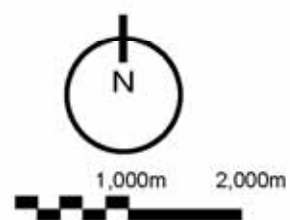
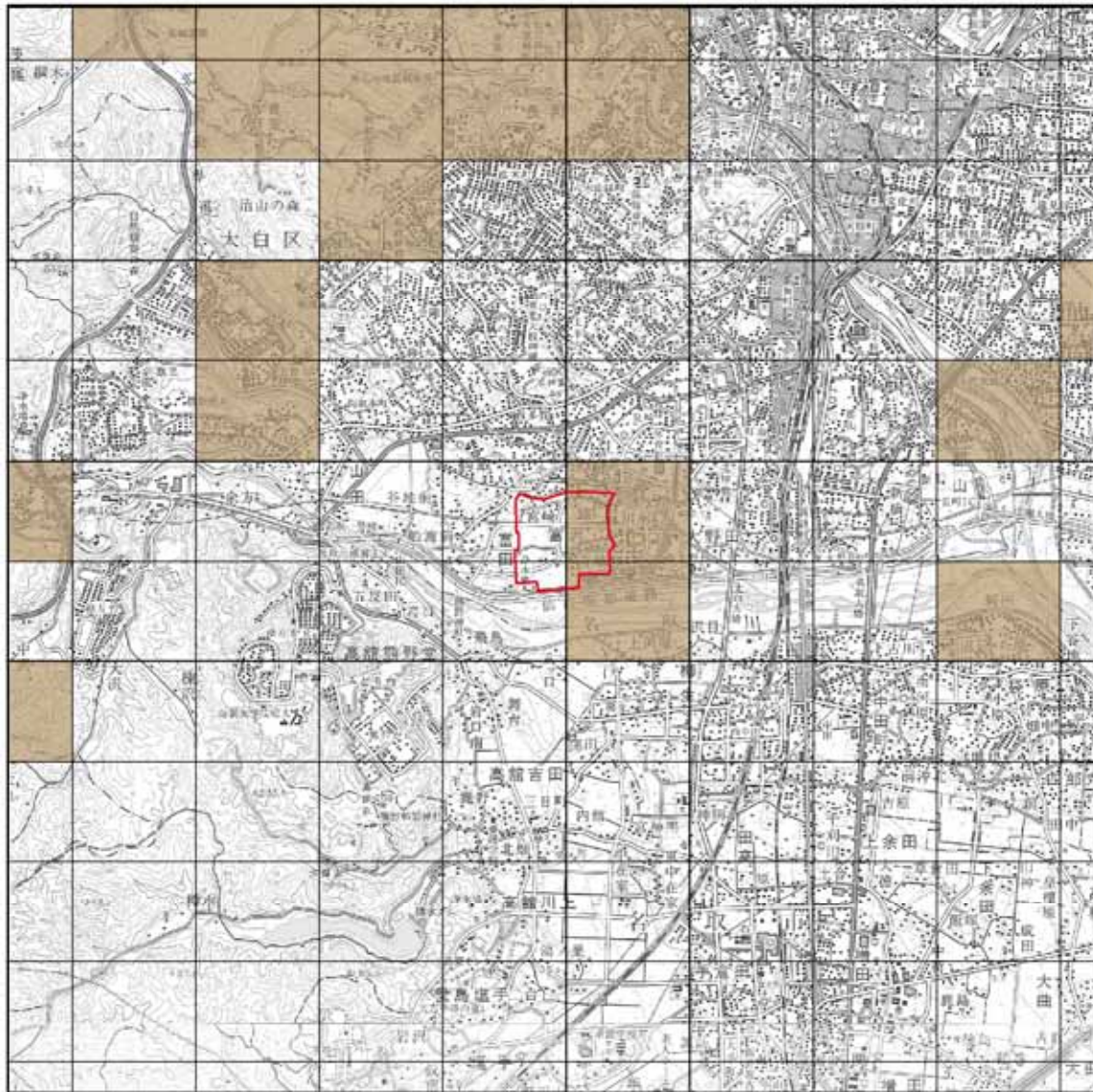


図 6.1.4-5 注目すべき動物の生息地
確認位置図



出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
 保全上重要な動物分布図

凡 例



事業予定地



保全上重要な動物の分布範囲

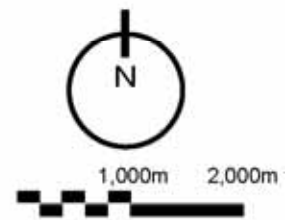
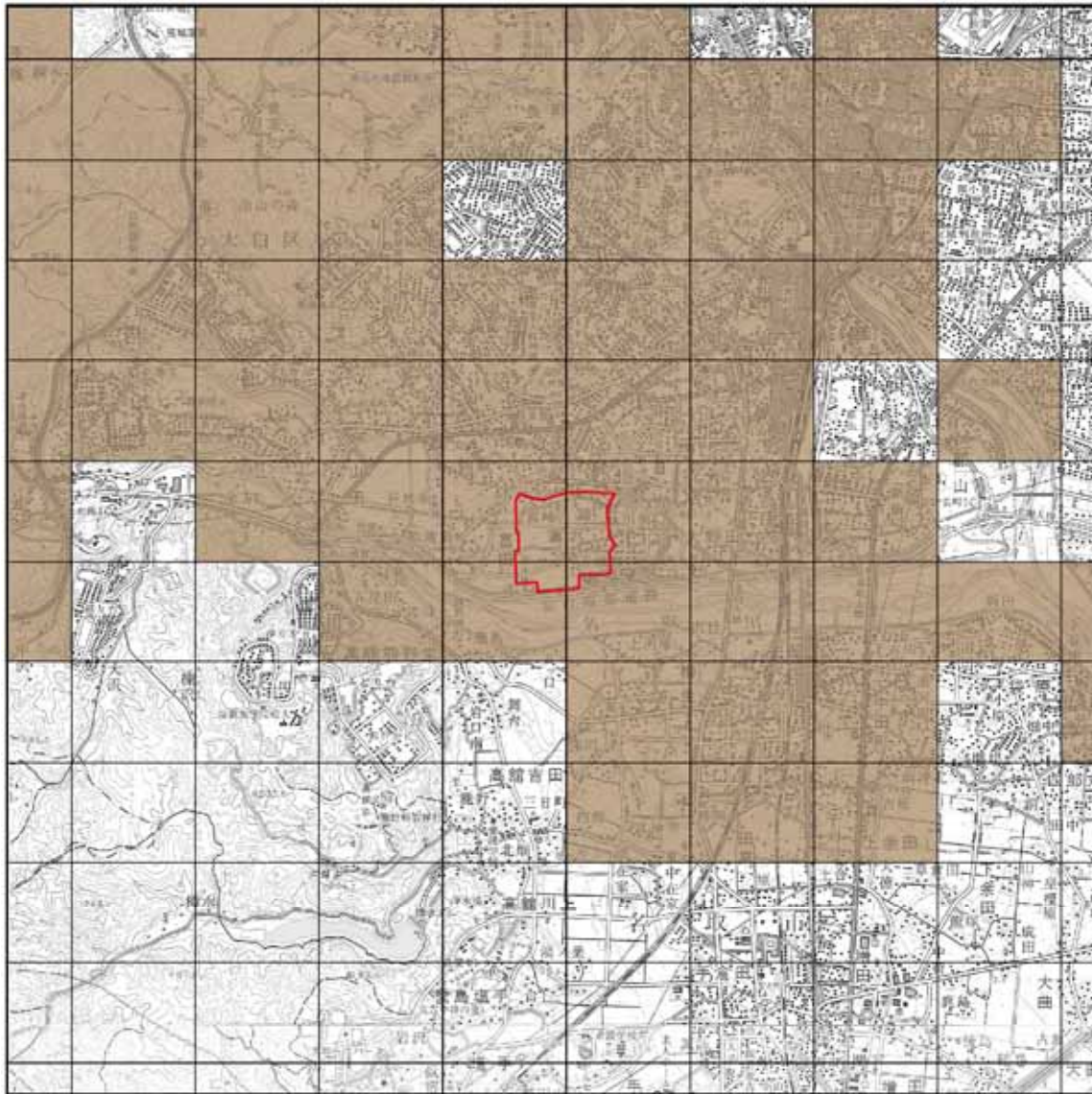


図 6.1.4-6 保全上重要な動物分布図
 (哺乳類)



出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
 保全上重要な動物分布図

凡 例



事業予定地



保全上重要な動物の分布範囲

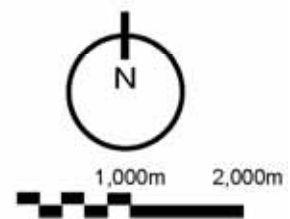
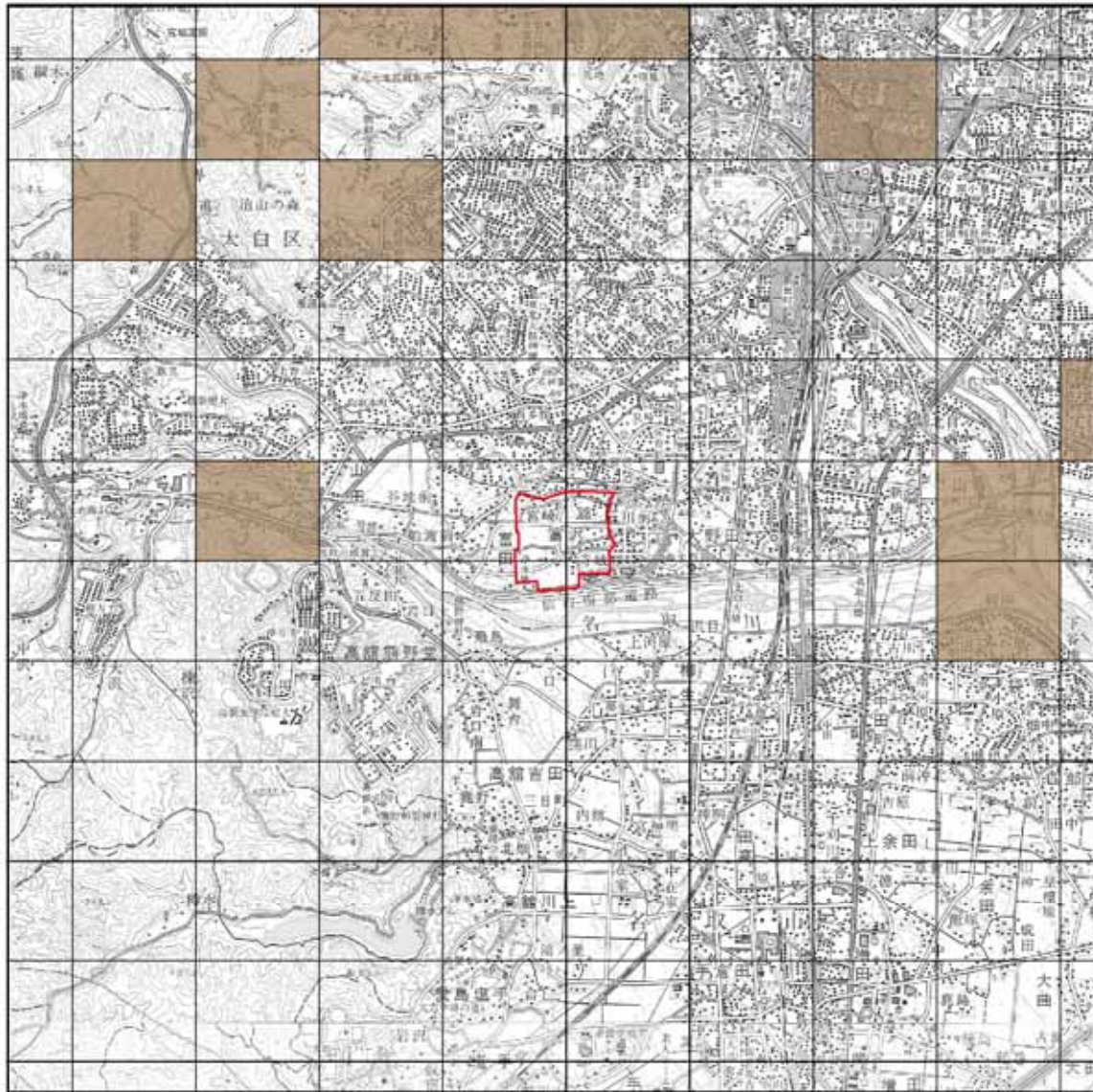


図 6.1.4-7 保全上重要な動物分布図
 (鳥類)



出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
 保全上重要な動物分布図

凡 例



事業予定地



保全上重要な動物の分布範囲

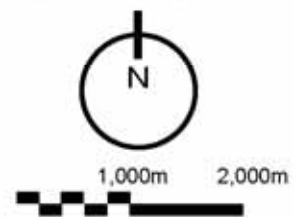
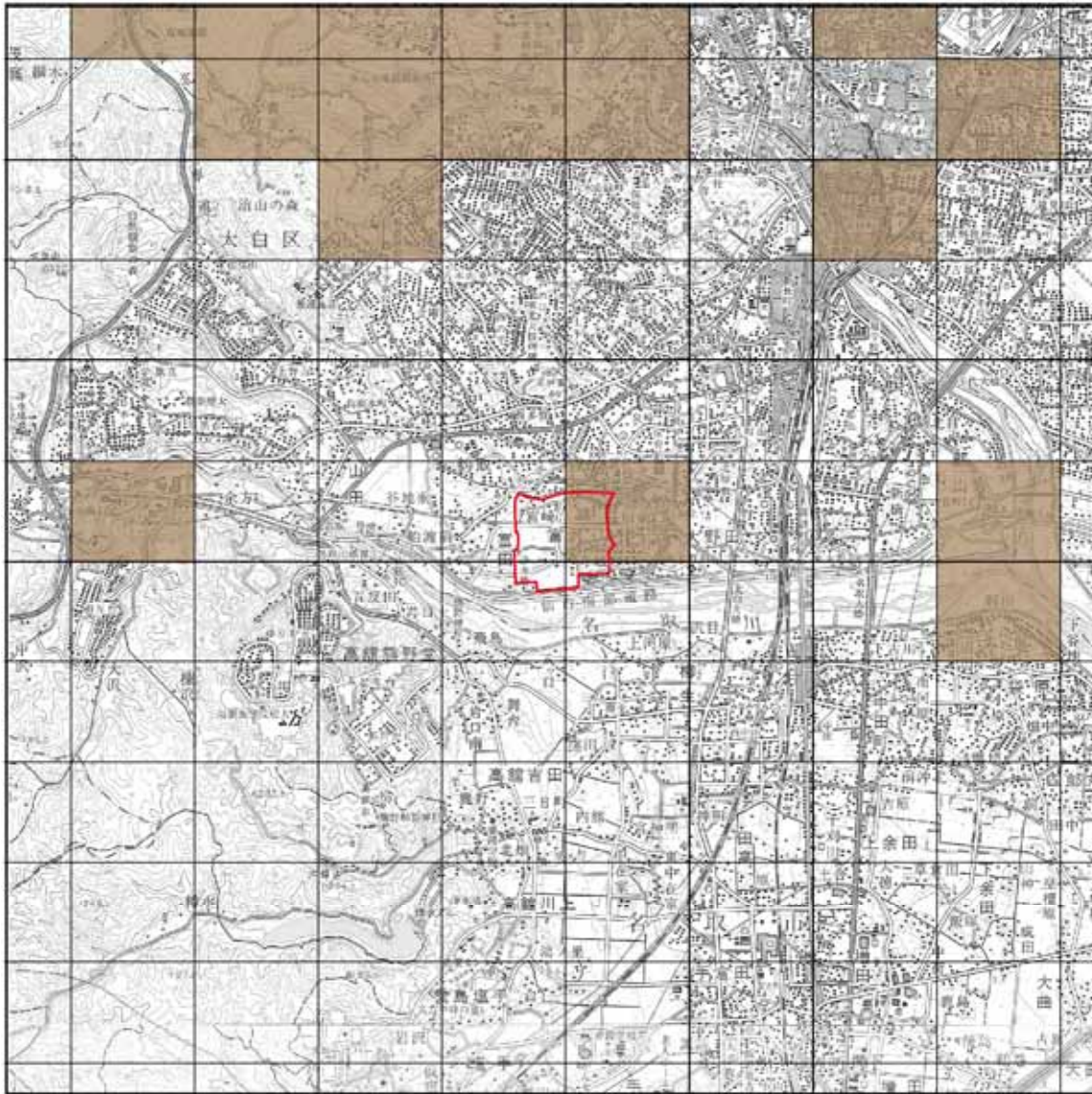


図 6.1.4-8 保全上重要な動物分布図
 (爬虫類)



出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
 保全上重要な動物分布図

凡 例



事業予定地



保全上重要な動物の分布範囲

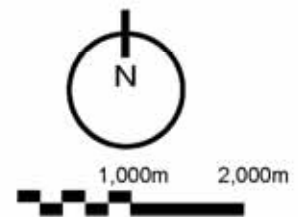
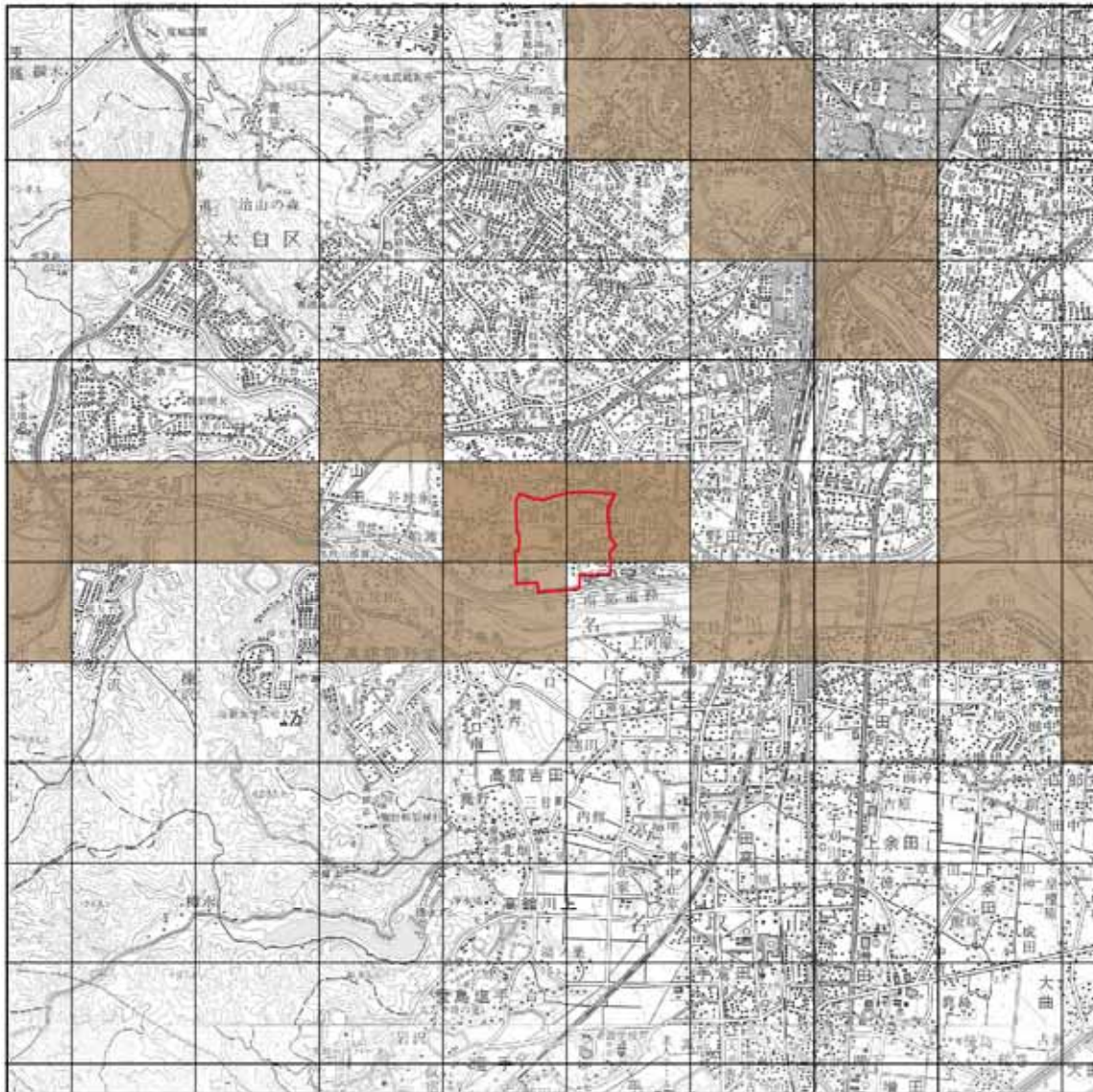


図 6.1.4-9 保全上重要な動物分布図
 (両生類)



出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
 保全上重要な動物分布図

凡 例



事業予定地



保全上重要な動物の分布範囲

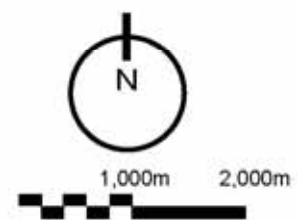
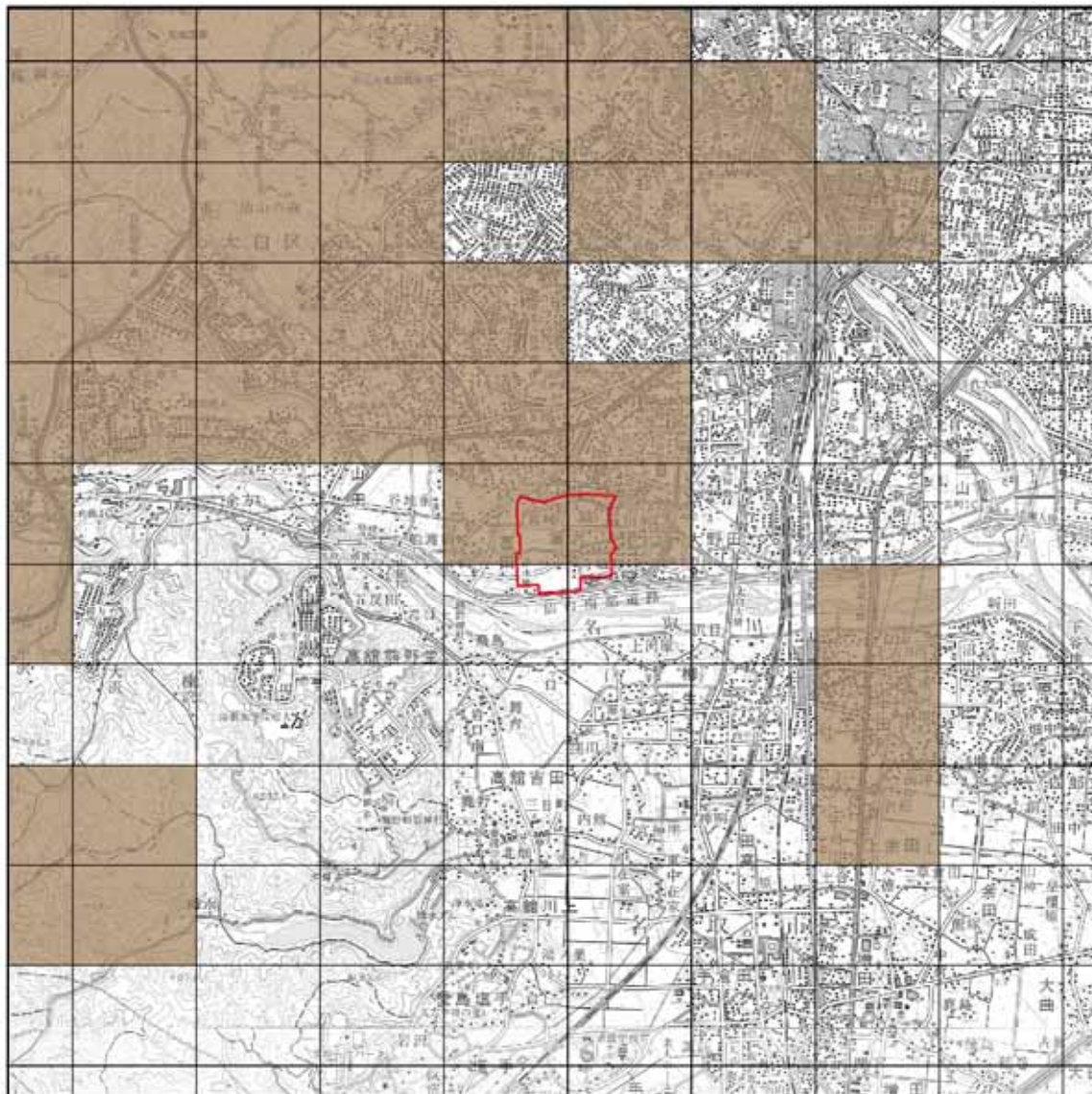




図 6.1.4-10 保全上重要な動物分布図
 (魚類)



出典：平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書 平成 23 年 3 月 仙台市
 保全上重要な動物分布図

凡 例

-  事業予定地
-  保全上重要な動物の分布範囲

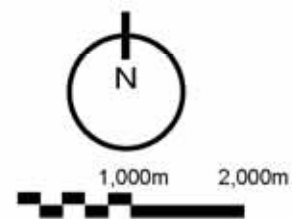
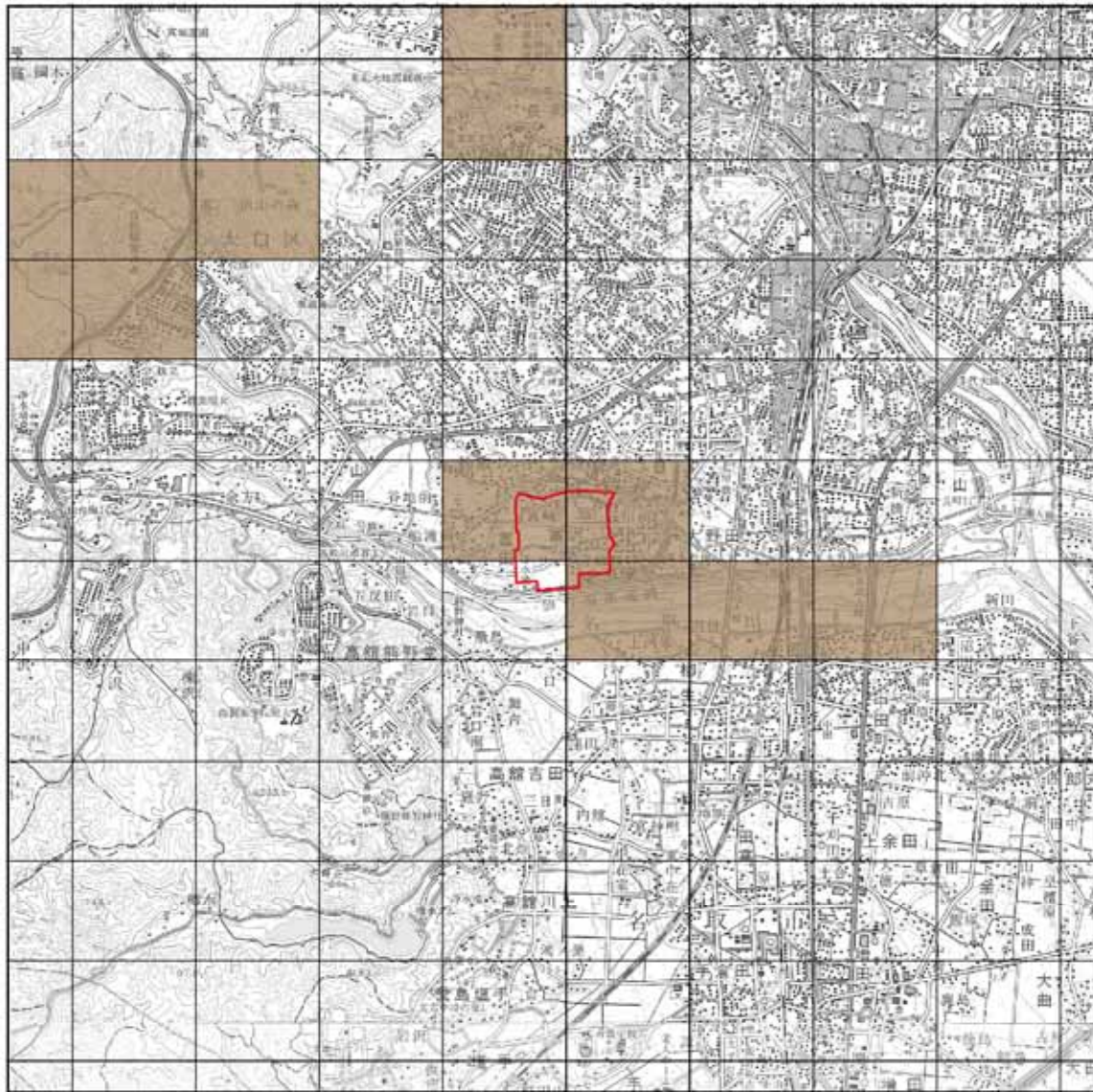


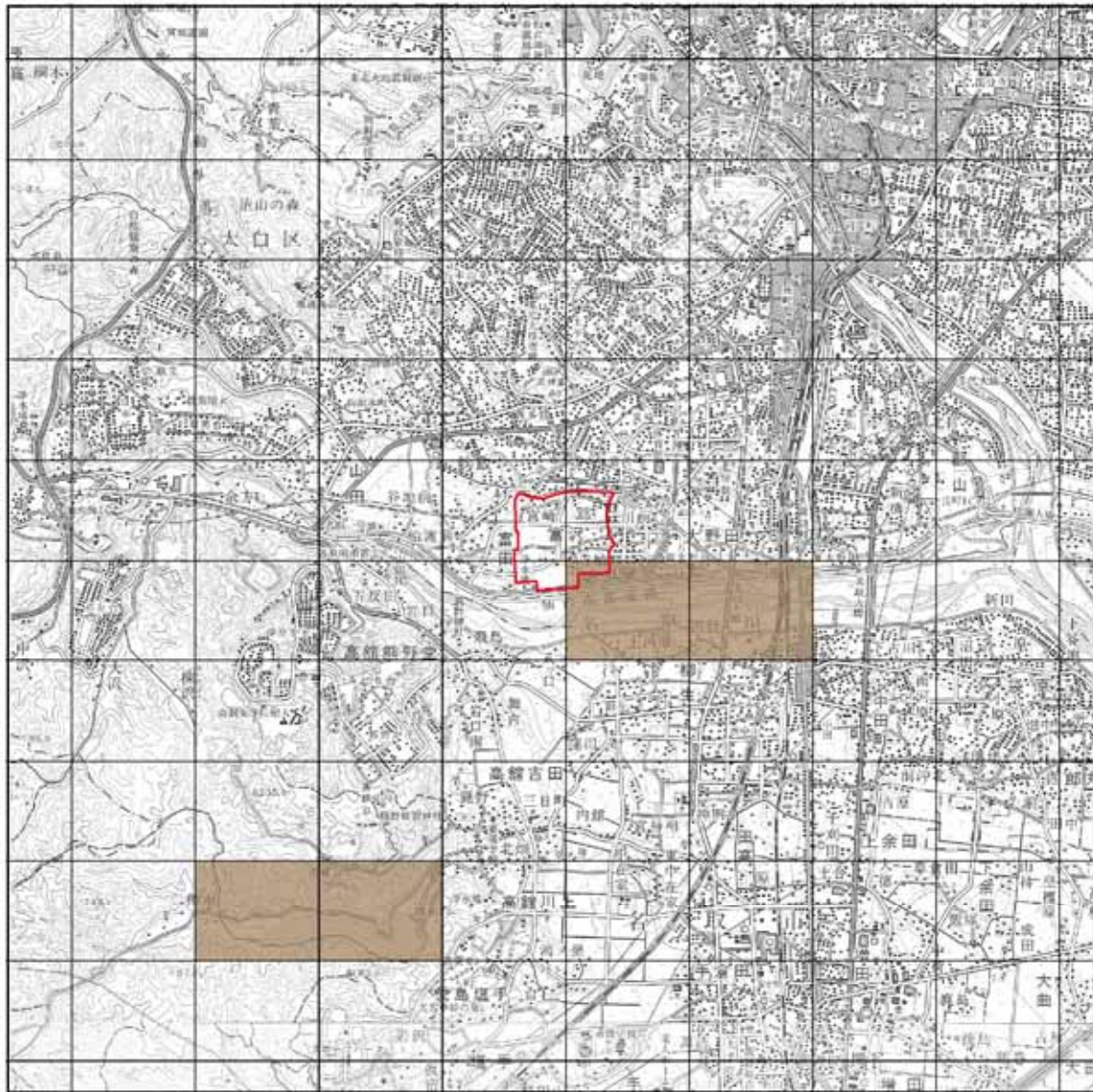
図 6.1.4-11 保全上重要な動物分布図
 (昆虫類)



出典：宮城県の鳥類分布 2002（2002年（財）日本野鳥の会宮城県支部）



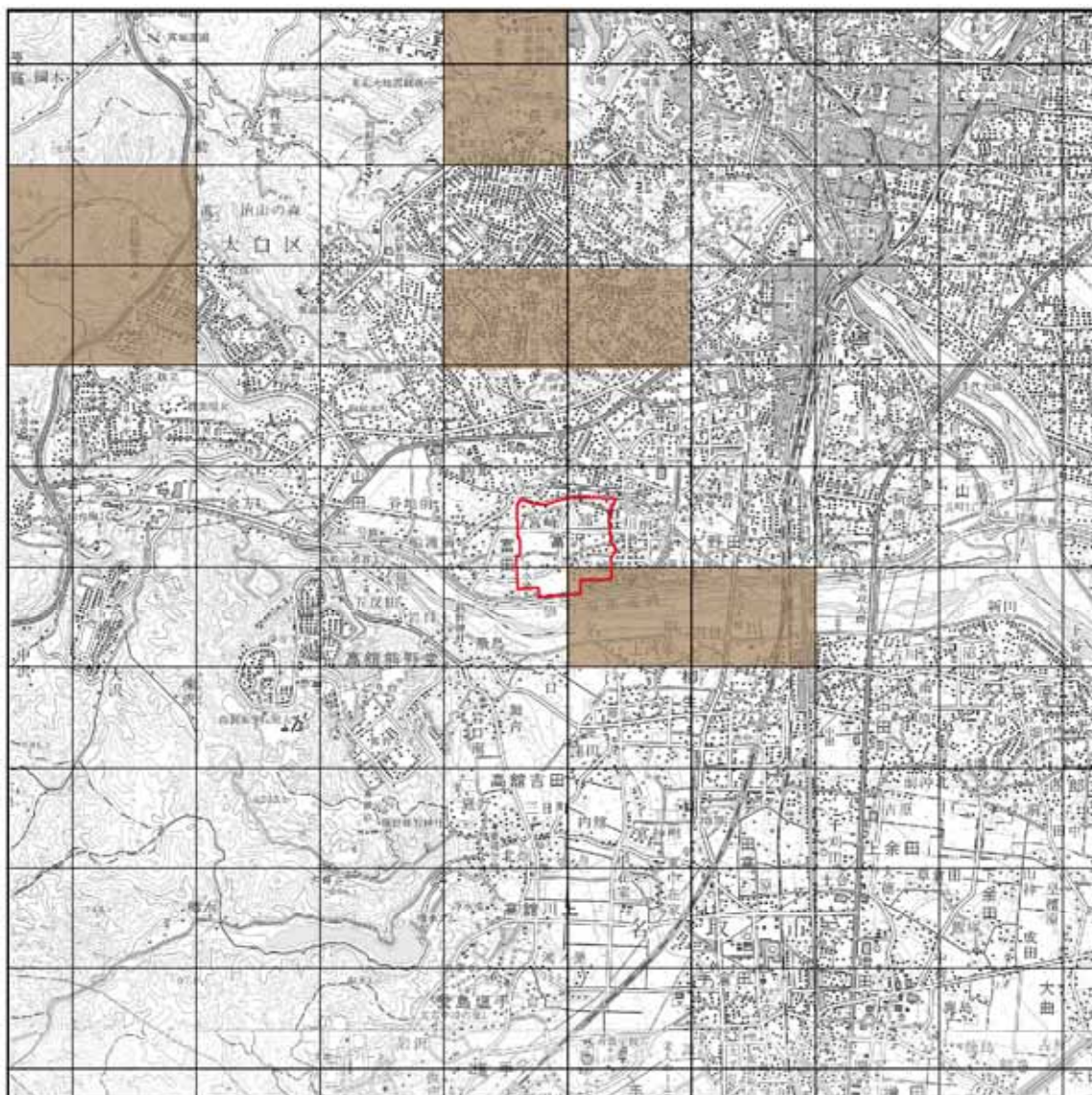
図 6.1.4-12 オオタカ確認位置図



出典：宮城県の鳥類分布 2002（2002年（財）日本野鳥の会宮城県支部）





図 6.1.4-13 ミサゴ確認位置図



出典：宮城県の鳥類分布 2002（2002 年（財）日本野鳥の会宮城県支部）

凡 例

-  事業予定地
-  ハイタカ確認範囲

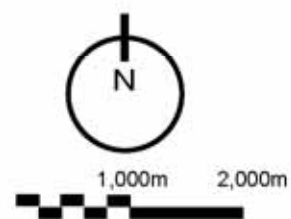
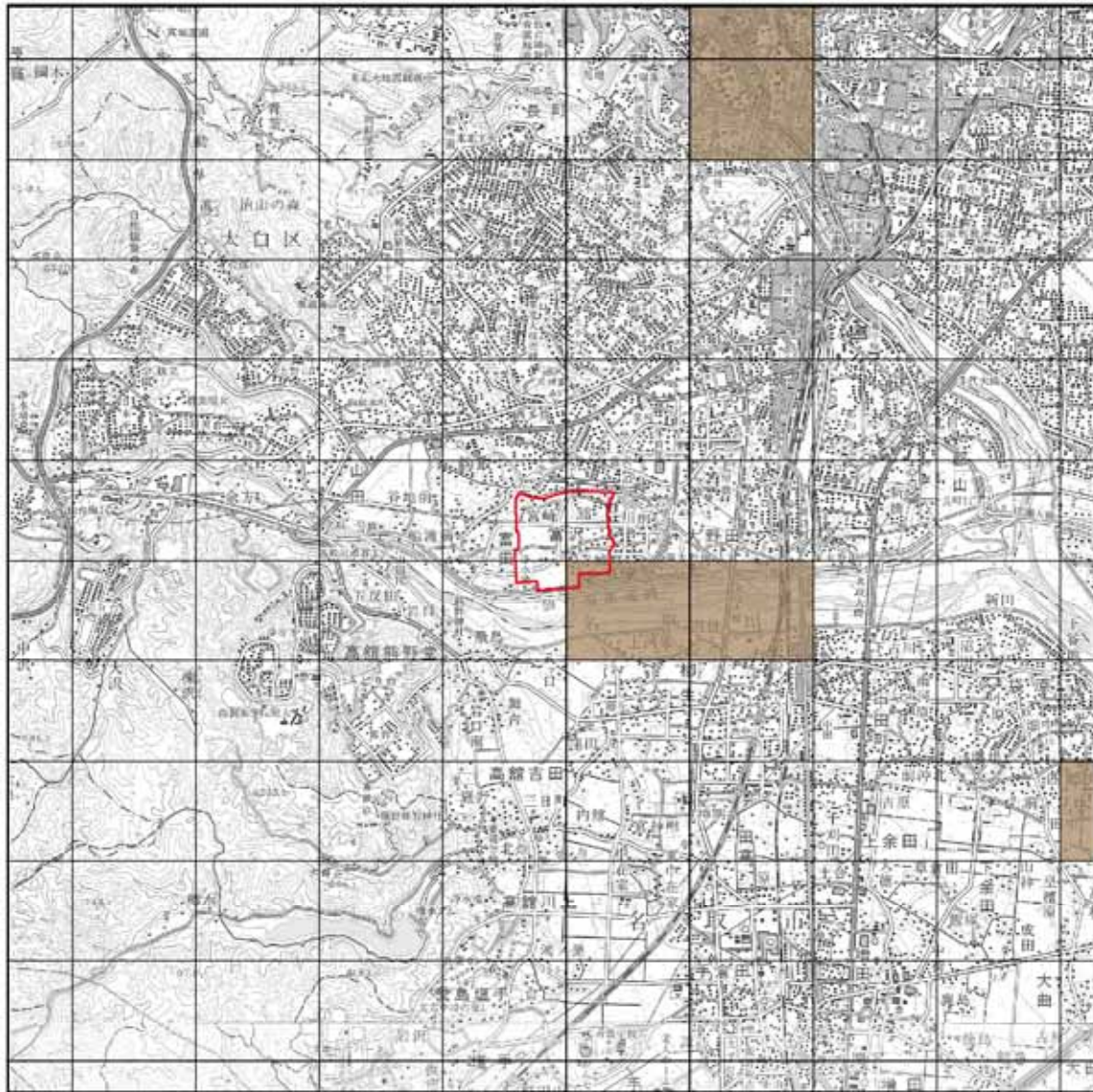


図 6.1.4-14 ハイタカ確認位置図



出典：宮城県の鳥類分布 2002（2002 年（財）日本野鳥の会宮城県支部）



図 6.1.4-15 ハヤブサ確認位置図

(3) 生態系

概況調査の範囲は、動植物その他自然環境に係る概況調査の範囲と基本的にあわせることとし、事業予定地を含む5km四方程度の範囲を目安として、地形、植生等環境条件の一体性を考慮して設定する。

ア 地域の生態系の特性

事業予定地の北西側には、太白山を中心に佐保山、青葉山と続く丘陵地が見られる。また、南西側には高館山からはじまり、樽水ダム一帯に広がる丘陵地が見られる。これらの地域は、太白山県自然環境保全地域、高館・千貫山県緑地環境保全地域及び樽水・五社山県自然環境保全地域に指定されていることから、動植物の良好な生息・生育環境となっている。

事業予定地の北側は箆川を挟んで住宅地が連続して広がっている。したがって、公園等の緑地などを除くと、植生はほとんど見られなくなる。また、南には東西に走る名取川が位置し、河川植生がみられ、一部には自然度の高いヤナギ高・低木林が確認される。一方、西側には事業予定地に続く水田地帯が見られ、水田雑草群落、畑地雑草群落が見られる。

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を含む丘陵地では、動植物の生息・生育環境として良好であるが、名取川の北側においては、住宅地が広がり大型・中型の動物の生息環境には適さない状況であり、移動性の乏しい生息域の狭い動物にとっても、人為的な影響が大きく良好な生息環境とは認められない。

事業予定地は、水田と畑地の農用地が大部分を占め、水生昆虫類、両生類の生息環境となっており、これを捕食するサギ類、シギ・チドリ類が採餌場としていと考えられ、水田系生態系（イネ科の植物 - 草食性昆虫類 - 両生類 - 鳥類）と想定される。したがって、水田環境における食物連鎖の構造をできるだけ保存できるようにすることが重要であると考え。また、周辺の丘陵地には、猛禽類の生息の可能性が考えられ、事業予定地はこれらの猛禽類の採餌場所である可能性が高く、現地調査により生息状況を明らかにしていく必要がある。

表 6.1.4-11 農地（水田・畑地）の動植物種、地域の生態系を特徴づける種

植物種	動物種	地域の生態系を特徴づける種
ハコベ、ナズナ、エノコログサ、ヒメオドリコソウ、スズメノテッポウ、ウキクサ、コナギ、イボクサ、イヌホタルイ、クサヨシ、セリ、イヌタデ、スカシタゴボウ、ヒメスイバ、イヌビエ	コサギ、ダイサギ、ホオアカ、カルガモ、オオヨシキリ、アズマモグラ、ニホンアカガエル、アマガエル、シマヘビ、トンボ類、バッタ類、チョウ類	上位性：ダイサギ、シマヘビ オオタカ等猛禽類 典型性：カエル類、バッタ類 特殊性：---

- ・上位性：生態系を形成する生物群集において栄養段階の上位に位置すること
- ・典型性：調査地域の生態系の特徴をよく現していること
- ・特殊性：湿地、洞窟、噴気孔など特殊な環境を生息・生育地としていること

参考：平成6年度自然環境基礎調査報告書 平成7年 仙台市
自然環境のアセスメント技術() 平成11年 環境庁

イ 生態系についての保全上の留意点

事業予定地は、大部分が水田、畑地の農地によって占められていて、西側に隣接する地区も同様の環境である。したがって、このような水田生態系保全の検討が必要である。

事業予定地内においては、猛禽類の営巣箇所の確認はない（事前調査済）が、事業予定地及び周辺地域においては、オオタカをはじめ、その他猛禽類の飛翔が確認されている。事業予定地は、生態系の上位種に位置するこれらの動物の行動圏の一部となっている可能性があり、また採餌場と考えられることから、繁殖期における工事中の騒音等に配慮することが望ましいものと考えられる。一方、事業予定地に隣接する名取川の河川植生は、自然度が高く多くの鳥類その他の動物の生息環境となっているものと考えられることから、工事中の粉じん等の影響がないよう充分注意することが必要である。

6.1.5 景観等

(1) 景観

概況調査の範囲は、事業予定地の広域的な位置づけが可能のように、地形的に一体的に見える範囲（稜線等に着目）や、主要な眺望地点となりうる幹線道路、観光地、市街地等（事業予定地を眺望できる太白山、八木山動物公園、名取市ゆりが丘など）の分布を考慮し、事業予定地を含む5km四方程度の範囲を設定する。

ア 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況

事業予定地の北西及び南西側には、太白山や高館山などの丘陵地景観が位置し、東側から北側にかけては、住宅地が広がり都市化が進んでいる地区で都市景観として見られる。また、南側に隣接する名取川は、平地部における河川景観として見られる。それに続く南側には、柳生地区、中田地区、増田地区と住宅地が広がっている。

事業予定地内には、水田・畑地に民家が点在し、一部には樹林地を伴っている、田園景観として捉えることができる。

調査地域における注目すべき景観資源の分布状況は、表 6.1.5-1～3 及び図 6.1.5-1 に示すとおりである。

地形・地質・自然現象や自然的景観資源としては、事業予定地北側の青葉山丘陵、竜の口溪谷、霊屋下、同じく事業予定地北西側の太白山に見られる。

歴史的景観資源としては、調査地域には「杜の都・仙台」を象徴する貴重な原風景である樹林地が分布しており、これらの樹林地については「百年の杜づくり」の一環としても保全が図られている。

表 6.1.5-1 注目すべき景観資源

地形・地質・自然現象

No	名称	種類	概要
1	太白山とその周辺の丘陵地	岩顎・丘陵地形の典型例、かつ、動植物の重要な生息地	太白山県自然環境保全地域
2	青葉山丘陵と竜の口溪谷及びその下流部	丘陵地形・峡谷・風隙の典型例で学術上重要、かつ、動植物の重要な生息地	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域 国指定天然記念物(青葉山)
3	霊屋下セコイヤ類化石林	化石産地	市指定天然記念物
4	高館山とその周辺丘陵	丘陵地形の典型例、動植物の重要な生息地 熊野那智神社信仰の山	高館・千貫山県緑地環境保全地域
5	樽水ダムとその周辺丘陵地	ダム湖とその周辺は動植物の重要な生息地	樽水・五社山県自然環境保全地域

出典：平成6年度自然環境基礎調査報告書(平成7年 仙台市)
高館千貫山県自然環境保全地域学術調査報告書

表 6.1.5-2 注目すべき景観資源

自然景観資源

No	名称	種類	概要
1	太白山	非火山性孤峰	青葉山丘陵西方にそびえる端正な三角錐の火山岩類。仙台のシンボル。標高 320.7m、比高 180m。
2	竜の口溪谷	峡谷・溪谷	広瀬川の河川争奪で形成された。竜の口溪谷に露出する竜の口層は、化石に富み、周辺の植生も良好に保たれている。 延長 2.6km 幅 200m 深さ 100m
3	仙台市霊屋広瀬川面	断崖・岸壁	河崖、斜面のみどり、山上の聖地を覆う杜等は、すぐれた自然景観であると同時に歴史的景観でもある。 延長 600m 比高 80m 堆積層 新第三紀仙台層群

出典：平成 6 年度自然環境基礎調査報告書(平成 7 年 仙台市)
高館千貫山県自然環境保全地域学術調査報告書

表 6.1.5-3 注目すべき景観資源

歴史的・文化的景観資源

No	名称	種類	所在地	所有者(管理者)
1	陸奥国分寺薬師堂	有形文化財(建造物)	若林区木ノ下3丁目	陸奥国分寺
2	陸奥国分寺跡	史跡	若林区木ノ下2丁目、3丁目	仙台市
3	陸奥国分尼寺跡	史跡	若林区白萩町	仙台市
4	白山神社本殿	有形文化財(建造物) 県指定	若林区木ノ下3丁目	白山神社
5	陸奥国分寺薬師堂 仁王門	有形文化財(建造物) 県指定	若林区木ノ下3丁目	陸奥国分寺
6	旧伊達邸	有形文化財(建造物) 市指定	太白区茂庭字人来西	仙台市
7	大年寺惣門	有形文化財(建造物) 市指定	太白区茂崎4丁目	仙台市
8	大満寺虚空蔵堂	有形文化財(建造物) 市指定	太白区向山4丁目	大満寺
9	泰心院山門(旧仙台藩 藩校養賢堂正門)	有形文化財(建造物) 市指定	若林区南鍛冶町	泰心院

出典：平成 6 年度自然環境基礎調査報告書(平成 7 年 仙台市)
高館千貫山県自然環境保全地域学術調査報告書

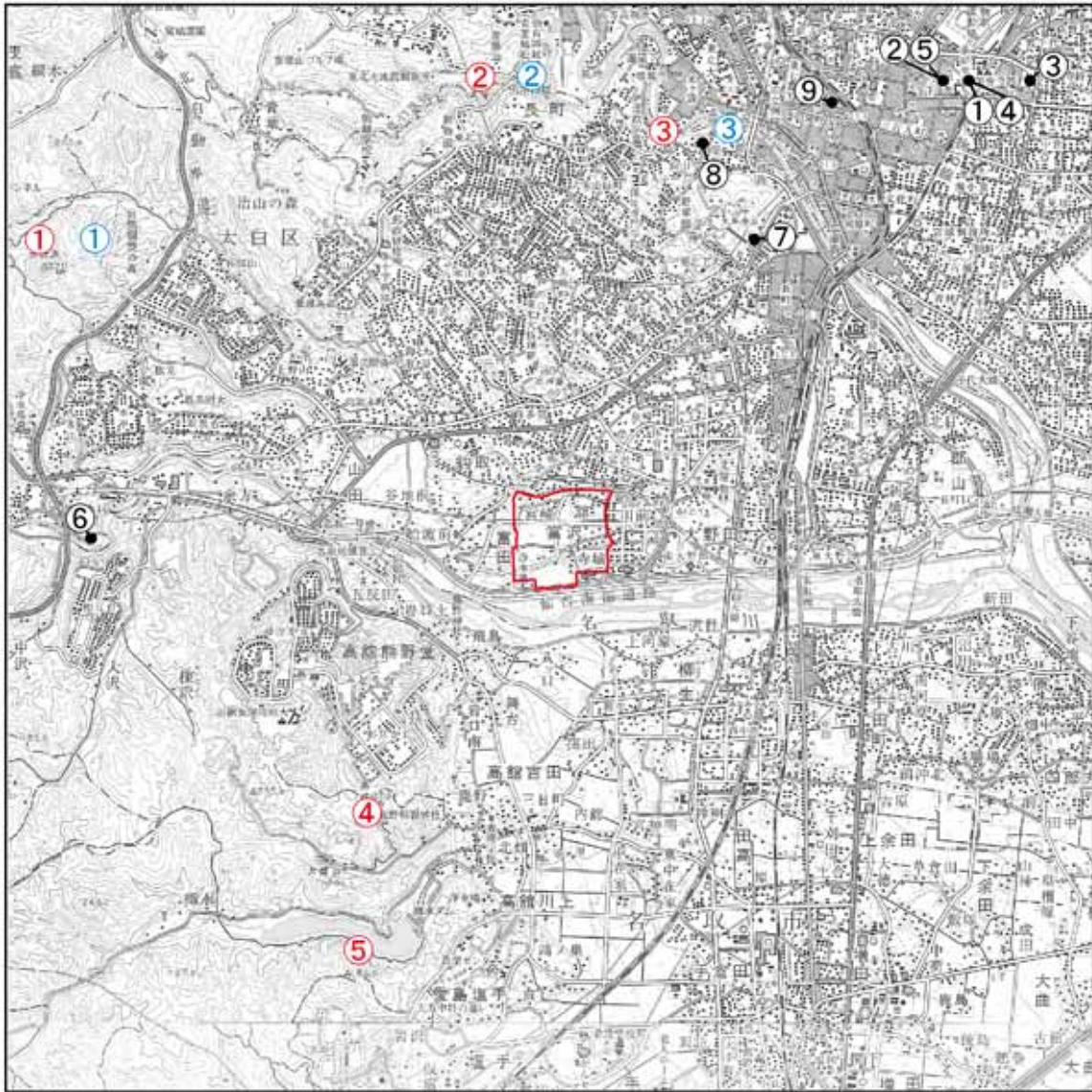
イ その他の環境資源

上記に示した景観資源の他に、残したいもの・大切なものとして、各学校に対してアンケート調査を実施した結果をその他の環境資源として示す。

表 6.1.5-4 自然に親しんでいる場所や好きな風景

区	学校名	残したいもの・大切なもの
宮城野	東華	榴ヶ岡公園、薬師堂、榴ヶ岡天満宮
若林	八軒	広瀬川
	南小泉	薬師堂、遠見塚古墳
太白	愛宕	野草園、児童公園、瑞鳳殿
	長町	大年寺山、野草園、広瀬川、蛸薬師、木流堀
	中田	柳生和紙、中田神社、名取川
	西多賀	三神峯神社、公園
	生出	太白山、坪沼まつりばやし、名取川
	郡山	広瀬川、郡山遺跡、諏訪神社
	八木山	恐竜山、八木山動物公園
	山田	太白山
	袋原	落合観音、名取川
	人来田	太白山、太白山自然観察の森公園
	富沢	大野田遺跡、多賀神社、富沢遺跡
	茂庭台	太白山
	秋保	山、名取川、伝統芸能、川

出典：平成6年度自然環境基礎調査報告書(平成7年3月 仙台市)



出典：平成6年度自然環境基礎調査報告書（平成7年 仙台市）
 高館千貫山県自然環境保全地域学術調査報告書（昭和58年 宮城県）

凡 例

事業予定地

地形・地質・自然現象

- ① 太白山とその周辺の丘陵地
- ② 青葉山丘陵と竜の口溪谷及びその下流部
- ③ 霊屋下セコイヤ類化石林
- ④ 高館山とその周辺丘陵地
- ⑤ 樽水ダムとその周辺丘陵地

自然景観資源

- ① 太白山
- ② 竜の口溪谷
- ③ 仙台市霊屋広瀬川面

歴史的文化的景観資源

- ① 陸奥国分寺薬師堂
- ② 陸奥国分寺跡
- ③ 陸奥国分尼寺跡
- ④ 白山神社本殿
- ⑤ 陸奥国分寺薬師堂 仁王門
- ⑥ 旧伊達邸
- ⑦ 大年寺忽門
- ⑧ 大満寺虚空蔵堂
- ⑨ 泰心院山門
 （旧仙台藩 藩校養賢堂正門）

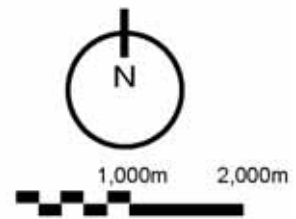


図 6.1.5-1 注目すべき景観資源の分布状況図

ウ 眺望の状況

調査地域における眺望は、事業予定地の南側から西側にかけては、仙台平野の代表的な田園景観が広がっているのに対し、北側から東側にかけては市街地を中心とした都市的な眺望景観が広がっている。南側には名取川が位置し、河川景観を創り出し、それより以南は再び市街地となり、柳生地区、中田地区、名取市増田地区と続く都市景観となる。

一方、北西側の遠景には太白山の丘陵地景観として捉えられ、南西には高館山があり、遠景として丘陵地景観が認められる。

事業予定地は、北側に隣接する笹川と南側に流れる名取川に挟まれた農耕地である。地区内には民家が点在し、学校、病院といった公共施設もすでに存在する。また、民家の周辺には樹林地があり、この地区の景観要素として存続を検討することが望ましいものと考えられる。

調査地域における主要な眺望点としては、表 6.1.5-5 及び図 6.1.5-2 に示すとおりである。

表 6.1.5-5 主要な眺望地点

地域	区分	番号	施設等名称
仙台市	公共施設等	1	仙台市体育館
		2	仙台市水道局
	公園 レクリエーション施設等	3	八木山動物公園
		4	仙台市野草園
		5	三神峯公園
		6	太白山、自然観察の森公園
		7	縄文の森広場
名取市	公園 レクリエーション施設等	8	ゆりが丘団地海見える公園
		9	那智が丘団地中央公園
		10	名取スポーツパーク
		11	宮城県薬用植物園
		12	高館那智公園、熊野堂那智神社
移動線としての視点場		13	仙台南部道路
		14	県道仙台館腰線
		15	富沢山田線

出典：平成15年度自然環境に関する基礎調査業務報告書 仙台市 平成16年
 仙台市資料（各区ガイド）
 名取市観光協会資料

エ 景観保全上の留意点

事業予定地西側には、事業予定地と同じような水田が隣接して続いている。したがって、事業予定地の造成区域は施工後早期に芝種子散布等を検討し、眺望地点から事業予定地を視認した場合、周辺の田園景観と調和するようにすることが望ましい。

また、事業予定地には、樹林地が点在することから、この田園景観をできるだけ保存できるよう検討することが望ましい。

事業予定地内に設置される公園近隣公園の配置は、事業予定地に均一になるよう配置し、筑川の親水地区との連続性に努める。

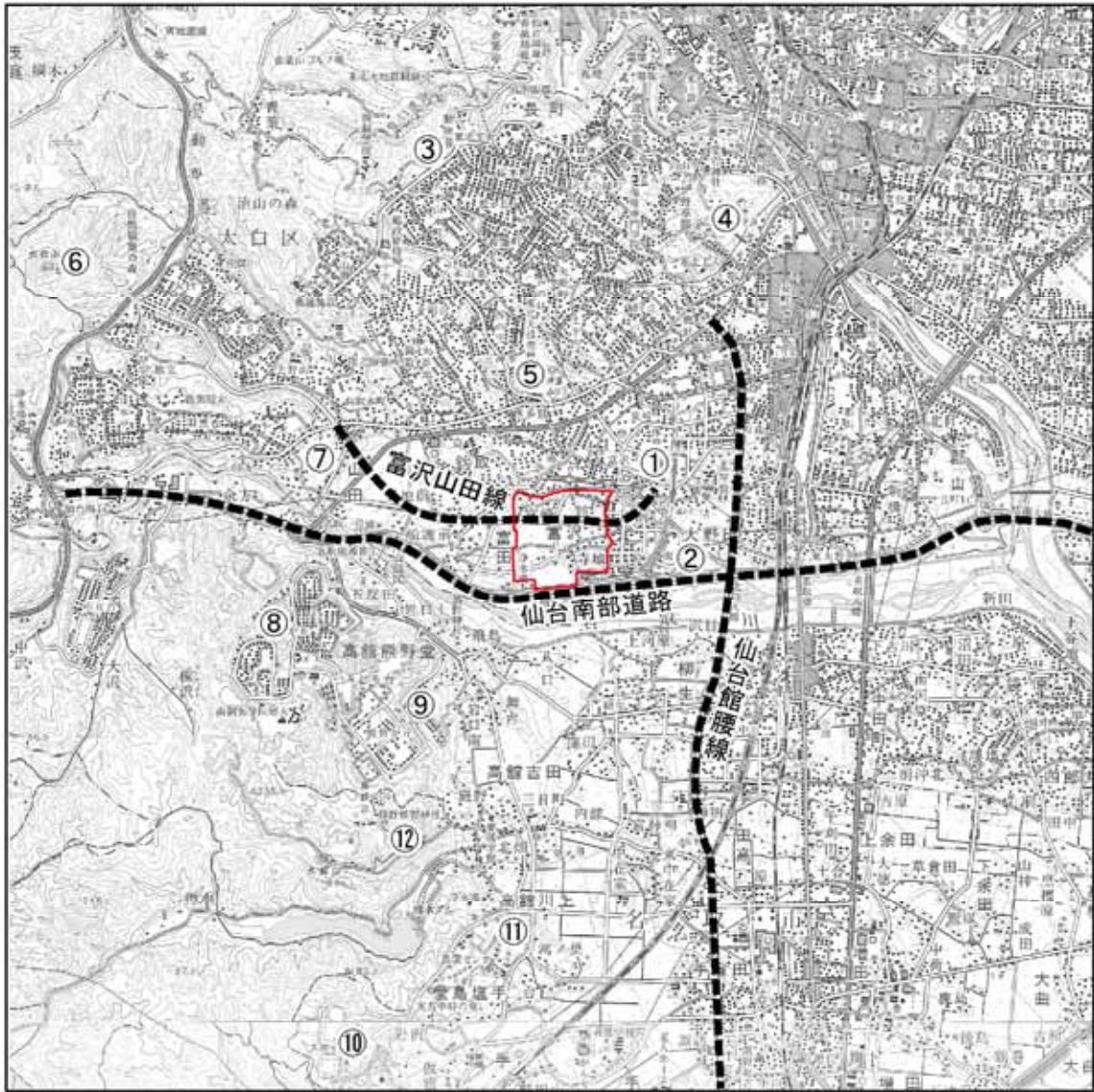


図 6.1.5-2 主な眺望地点位置図

(2)自然との触れ合いの場

概況調査の範囲（事前調査も概ね同様）は、事業予定地を含む5km 四方程度の範囲を目安として、地形的な一体性や、観光地、幹線道路、市街地の分布、学区区その他社会的な地域のまとまりを考慮して設定する。

ア 自然との触れ合いの場

調査地域には、自然公園、県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域、風致地区等の、法令に基づく指定を受けている地域地区は以下のとおりである（図 6.1.5-3 及び図 6.1.5-4 参照）。

表 6.1.5-6 自然との触れ合いの場

区分	名称	面積等
自然公園	なし	-
県自然環境保全地域	太白山県自然環境保全地域	451.11 ha
	樽水・五社山県自然環境保全地域	1,317 ha
県緑地環境保全地域	蕃山・斎勝沼県緑地環境保全地域	1,942 ha
	高館・千貫山県緑地環境保全地域	2,830 ha
風致地区	大年寺風致地区	67.2 ha
	八木山風致地区	93.9 ha
	愛宕山風致地区	8.6 ha
	霊屋風致地区	10.6 ha

出典：宮城県土地利用規制図、宮城県土地利用基本計画図

イ 河川との親水

調査地域では、名取川、広瀬川、筑川で国土交通省による名取川直轄総合水系環境整備事業が行われており、事業概要は以下のとおりである（図 6.1.5-4 参照）。

表 6.1.5-7 河川との親水事業

事業名	地区 / 事業内容	年次	事業概要
名取川直轄総合水系環境整備事業	広瀬川地区 水辺の楽校	平成 10 年度 ～ 11 年度	緩傾斜堤防、アクセス施設整備（階段・スロープ）、高水敷整正
	袋原地区 河道整備	平成 11 年度	ワンドによる水辺整備
	中田地区 河道整備	平成 12 年度	親水護岸の整備・高水敷整正
	広瀬川地区 水環境整備	平成 12 年度 ～ 15 年度	導水施設（取水ポンプ場）、流量観測施設の設置
	筑川地区 利用促進	平成 16 年度 ～ 20 年度	都市景観に配慮した緑化護岸、アクセス施設整備（階段・スロープ）、散策路整備
	広瀬川地区 利用促進	平成 17 年度 ～ 21 年度	親水護岸の整備、アクセス施設整備（階段・スロープ）

出典：国土交通省東北地方整備局資料

旧笹川では河川との親水活動が行われており、催事概要は以下のとおりである。

表 6.1.5-8 河川との親水活動

催事名	地区	催事概要(最寄りの開催日)
ホテル観察会	大野田小学校北側 旧笹川	主催:大野田ホテルの里づくり推進協議会 後援:国土交通省仙台河川国道事務所 宮城県仙台土木事務所 仙台市 事務局:NPO法人広瀬川の清流を守る会 (平成 21 年 7 月 4 日)
三栄会夏祭り	地下鉄富沢駅周辺	鮎のつかみ取り、フリーマーケット、屋台コーナー (平成 19 年 8 月 25 日)
笹川ほたるの会	ほたる祭り	観察会、学習会(平成 21 年 7 月 4 日)

出典:NPO法人広瀬川の清流を守る会ホームページ、三栄会ホームページ
仙台市河川課広瀬川創生室ホームページ

河川環境を守るための、除草・清掃活動に多くの方々の協力があり、その団体は下表のとおりである。なお、掲載した以外にも環境保全活動を行っている方は多数いる。

表 6.1.5-9 河川愛護会の状況

市町村	団体名	河川名	従事人数
仙台市	仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会	広瀬川	1,888
	笹川環境美化推進協議会	笹川	237
	計		2,125
名取市	増田川上流(川上地区)河川愛護会	増田川	320
	増田川中流(手倉田地区)河川愛護会	増田川	455
	増田川下流(下増田地区)河川愛護会	増田川	400
	計		1,175

出典:宮城県仙台土木事務所ホームページ

道路環境を守るための、除草・清掃活動に多くの方々の協力があり、その団体は下表のとおりである。なお、掲載した以外にも環境保全活動を行っている方は多数いる。

表 6.1.5-10 道路愛護会の状況

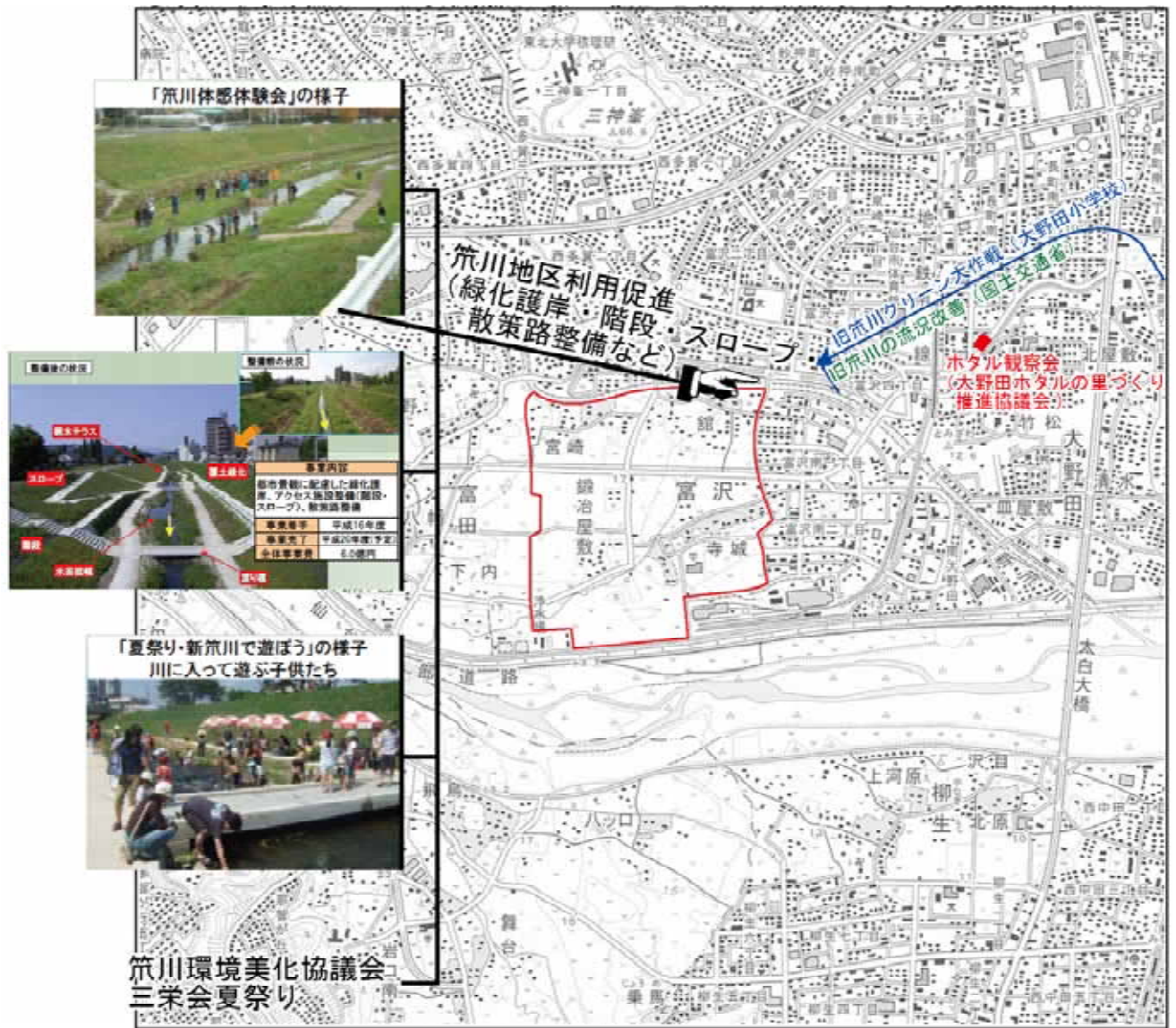
市町村	団体名	活動対象道路	会員数(名)
名取市	名取市環境衛生組合連合会	名取市内県道・市道	22,543
	計		22,543

出典:宮城県仙台土木事務所ホームページ

その他、大野田小学校では、5年生が総合学習で「旧笹川クリーン大作戦」として、昔の川の様子を住民から聞き取り調査し、きれいな川を取り戻すため、浄水実験などに取り組み、日本水環境学会東北支部の「東北・水すまし賞」を受けた。さらに、成果を同校のホームページで発信した取り組みが、地域の魅力を伝えるウェブサイトの内容を競う「マイタウンマップ・コンクール」(実行委など主催)で入賞した。(河北新報 平成22年3月30日版より)

事業予定地周辺では、笹川や旧笹川の親水空間を生かした基盤整備や、地域の小学校、商店会、NPO、各種団体等が、ホタルの里づくり、商店会の夏祭り、環境美化協議会による清掃会等を実施している。

本事業において、新たな居住者が増加することから、積極的にこのような活動に参加するなど、既存居住者との交流の活性化が求められる。



凡 例

 事業予定地

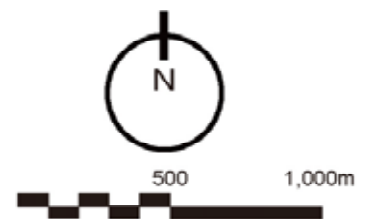
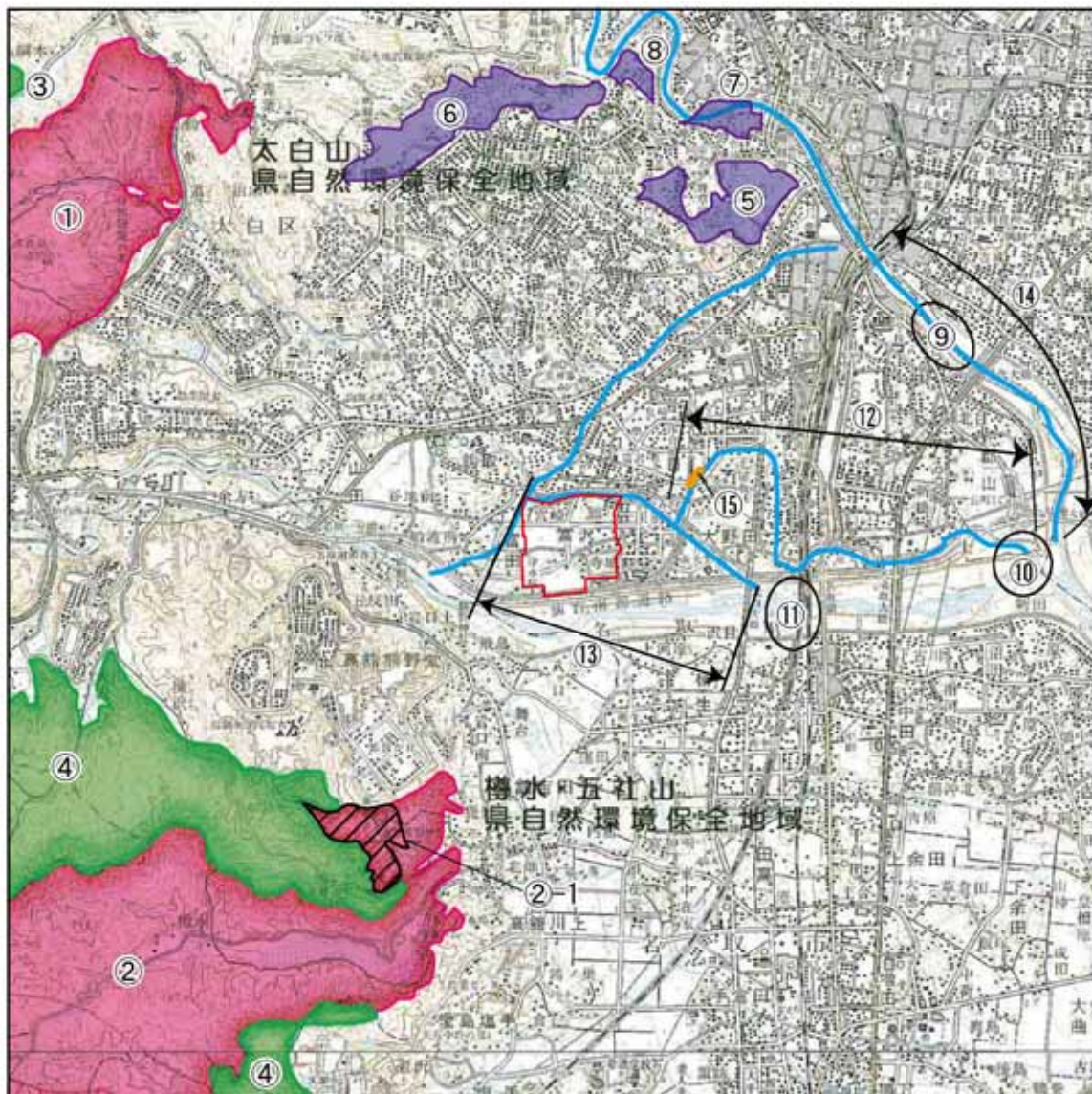


図6.1.5-3 自然との触れ合いの場分布図



凡例

事業予定地

宮城県自然環境保全地域

- ① 太白山自然環境保全地域
- ② 樽水・五社山自然環境保全地域
- ②-1 樽水・五社山自然環境保全地域（特別緑地保全地区）
- ③ 蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域
- ④ 高館・千貫山県緑地環境保全地域

風致地区

- ⑤ 大年寺風致地区
- ⑥ 八木山風致地区
- ⑦ 愛宕山風致地区
- ⑧ 霊屋風致地区

河川との親水事業

- ⑨ 広瀬川地区水辺の楽校利用促進整備範囲
- ⑩ 袋原地区河道整備範囲
- ⑪ 中田地区河道整備範囲
- ⑫ 広瀬川地区水環境整備範囲（旧筑川）
- ⑬ 筑川地区利用促進整備範囲（筑川）
- ⑭ 広瀬川地区利用促進整備範囲（広瀬川）

河川との親水活動

- ⑮ ホタル観察会開催地（旧筑川）

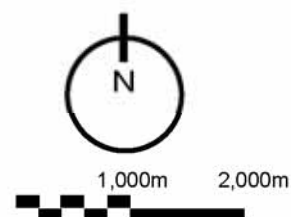


図 6.1.5-4 自然公園等自然との触れ合いの場位置図

ウ 公園

事業予定地東側には富沢駅南、大野田富沢、富沢長町の土地区画整理事業で整備された街区公園や近隣公園がある。

また、事業予定地北側には、三神峯公園（風致公園）があり、桜のお花見の名所として知られている。

事業予定地南側には、名取川富田緑地（河川公園）があり、軟式野球、ソフトボール、少年サッカー等の利用に供されている。

表 6.1.5-11(1) 公園・緑地等(仙台市)

太白区				太白区			
公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)	公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-T- 1	ノ木公園	街区公園	0.0832	1-T- 70	鉤取寺西公園	街区公園	0.0350
1-T- 2	長町公園	"	0.5151	1-T- 71	柳生天神公園	"	0.0395
1-T- 3	大谷地公園	"	0.1135	1-T- 72	おとや2号公園	"	0.0244
1-T- 4	飯田公園	"	0.1440	1-T- 73	金山2号公園	"	0.0174
1-T- 5	向山公園	"	0.1343	1-T- 74	鉤取字町公園	"	0.0182
1-T- 6	八木山本町一丁目公園	"	0.5631	1-T- 75	荒屋敷公園	"	0.0786
1-T- 7	二ツ沢公園	"	0.1488	1-T- 76	吹上2号公園	"	0.0109
1-T- 8	松山公園	"	0.2042	1-T- 77	土手内三丁目2号公園	"	0.0164
1-T- 9	松風公園	"	0.5435	1-T- 78	横森2号公園	"	0.0122
1-T- 10	袋原北公園	"	0.1266	1-T- 79	中田土手内公園	"	0.0117
1-T- 11	上野山公園	"	0.1939	1-T- 81	八木山弥生町1号公園	"	0.0216
1-T- 12	ひよ台公園	"	0.6711	1-T- 82	鉤取三丁目3号公園	"	0.1070
1-T- 13	小平公園	"	0.0668	1-T- 84	内手公園	"	0.0176
1-T- 14	原公園	"	0.0277	1-T- 85	前沖公園	"	0.0348
1-T- 15	原前公園	"	0.0561	1-T- 86	土手内二丁目公園	"	0.0207
1-T- 16	中首長公園	"	0.0538	1-T- 87	中法地公園	"	0.1495
1-T- 17	前沖北東公園	"	0.0124	1-T- 88	太白三丁目西公園	"	0.9049
1-T- 18	前沖北西公園	"	0.0116	1-T- 89	中田千刈田公園	"	0.0340
1-T- 19	鎌ヶ淵公園	"	0.0464	1-T- 90	鉤取三丁目公園	"	0.0374
1-T- 20	寺浦公園	"	0.0442	1-T- 91	郡山原田公園	"	0.0107
1-T- 21	後河原公園	"	0.0843	1-T- 92	中田二丁目公園	"	0.0230
1-T- 26	金剛沢公園	"	0.0195	1-T- 93	山田上ノ台町1号公園	"	0.1441
1-T- 27	金剛沢羽黒台公園	"	0.0798	1-T- 94	吹上3号公園	"	0.0244
1-T- 28	鉤取新田町公園	"	0.0175	1-T- 95	山田公園	"	0.0470
1-T- 29	紙漕山公園	"	0.0293	1-T- 96	杉土手公園	"	0.0203
1-T- 30	名召公園	"	0.0515	1-T- 97	青山公園	"	0.0982
1-T- 31	大崎沢公園	"	0.0112	1-T- 98	上野山南公園	"	0.0257
1-T- 32	芦ノ口羽黒台公園	"	0.0706	1-T- 99	四郎丸神明2号公園	"	0.0184
1-T- 33	芦ノ口公園	"	0.0118	1-T- 100	太白三丁目東公園	"	0.1970
1-T- 34	六反田公園	"	0.0108	1-T- 101	人來田山3号公園	"	0.0294
1-T- 35	小原公園	"	0.0137	1-T- 102	人來田山4号公園	"	0.0206
1-T- 36	袋東公園	"	0.0328	1-T- 103	鉤取四郎太2号公園	"	0.0253
1-T- 37	土手前公園	"	0.0224	1-T- 104	鉤取三丁目2号公園	"	0.0590
1-T- 38	袋前公園	"	0.0404	1-T- 105	山田北前公園	"	0.0582
1-T- 39	谷地田東公園	"	0.0305	1-T- 106	南首長公園	"	0.0144
1-T- 40	天王前公園	"	0.0339	1-T- 107	向山三丁目公園	"	0.0410
1-T- 41	鹿野本町公園	"	0.0134	1-T- 108	八木山弥生町2号公園	"	0.0119
1-T- 42	緑ヶ丘三丁目公園	"	0.0448	1-T- 109	おとや3号公園	"	0.0099
1-T- 43	青山二丁目公園	"	0.0299	1-T- 110	太白一丁目公園	"	0.0803
1-T- 44	土手内三丁目公園	"	0.0143	1-T- 111	八木山南一丁目西公園	"	0.1118
1-T- 45	萩ヶ丘公園	"	0.0110	1-T- 112	鉤取三丁目3号公園	"	0.0217
1-T- 46	砂押町公園	"	0.0108	1-T- 113	西多賀四丁目公園	"	0.0277
1-T- 47	上野山東公園	"	0.0205	1-T- 114	鉤取二丁目公園	"	0.0576
1-T- 48	沼田公園	"	0.0097	1-T- 115	山田上ノ台町2号公園	"	0.0538
1-T- 49	金山公園	"	0.0262	1-T- 116	中田土手内2号公園	"	0.0239
1-T- 50	吹上1号公園	"	0.0355	1-T- 117	中田六丁目公園	"	0.0190
1-T- 51	八木山南公園	"	0.4355	1-T- 118	太白二丁目公園	"	0.2860
1-T- 52	旗立西公園	"	0.2381	1-T- 119	中野内公園	"	0.2114
1-T- 53	後田公園	"	0.1750	1-T- 120	荒田公園	"	0.1989
1-T- 54	西の平公園	"	0.0116	1-T- 121	中田二軒橋公園	"	0.2145
1-T- 55	四郎丸神明公園	"	0.0426	1-T- 122	鉤取千本杉公園	"	0.0428
1-T- 57	生出前公園	"	0.5503	1-T- 123	袋原台東公園	"	0.0189
1-T- 58	人來田山1号公園	"	0.3454	1-T- 124	金剛沢一丁目公園	"	0.0363
1-T- 59	人來田山2号公園	"	0.3548	1-T- 125	郡山源兵衛東公園	"	0.0242
1-T- 60	長町南四丁目南公園	"	0.0858	1-T- 126	鉤取二丁目2号公園	"	0.0286
1-T- 61	青山一丁目西公園	"	0.0368	1-T- 127	安久公園	"	0.2000
1-T- 62	おとや公園	"	0.7714	1-T- 128	泉崎二丁目公園	"	0.2579
1-T- 63	鉤取四郎太公園	"	0.0463	1-T- 129	望洋台公園	"	0.1271
1-T- 64	八木山南一丁目東公園	"	0.2452	1-T- 130	西中田一丁目公園	"	0.0343
1-T- 65	横森公園	"	0.0701	1-T- 131	上野山南2号公園	"	0.0206
1-T- 66	欠ノ上公園	"	0.0105	1-T- 132	恵和町公園	"	0.0154
1-T- 67	宮脇公園	"	0.0324	1-T- 133	おとや4号公園	"	0.0217
1-T- 68	原前2号公園	"	0.0132	1-T- 134	西の平二丁目公園	"	0.0529

表 6.1.5-11(2) 公園・緑地等(仙台市)

太白区				太白区			
公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)	公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-T-135	富田八幡東公園	街区公園	0.0310	1-T-228	西の平一丁目3号公園	街区公園	0.0106
1-T-136	山田羽黒堂公園	"	0.0201	1-T-230	中田三丁目公園	"	0.0595
1-T-137	郡山七丁目公園	"	0.0147	1-T-231	八木山東一丁目2号公園	"	0.0090
1-T-138	袋原下谷地公園	"	0.0267	1-T-233	前沖4号公園	"	0.0324
1-T-140	人來田西公園	"	0.1411	1-T-234	山田本町東公園	"	0.0384
1-T-141	富沢三丁目公園	"	0.2440	1-T-235	土手内一丁目東公園	"	0.1616
1-T-142	栗ノ木公園	"	0.2409	1-T-236	南大野田公園	"	0.3700
1-T-143	鉤取三丁目4号公園	"	0.0217	1-T-237	茂ヶ崎三丁目公園	"	0.0231
1-T-145	金剛沢一丁目2号公園	"	0.2000	1-T-238	鉤取四丁目東公園	"	0.0349
1-T-146	青山二丁目2号公園	"	0.0158	1-T-239	渡道東公園	"	0.0216
1-T-147	長町南三丁目南公園	"	0.1314	1-T-240	西多賀五丁目西公園	"	0.0150
1-T-148	安久東公園	"	0.3093	1-T-241	前沖5号公園	"	0.0151
1-T-150	松ヶ丘公園	"	0.0238	1-T-242	平淵南公園	"	0.0156
1-T-151	金剛沢二丁目公園	"	0.0242	1-T-243	郡山七丁目西公園	"	0.0145
1-T-152	山田羽黒堂南公園	"	0.1507	1-T-244	山田北前2号公園	"	0.0199
1-T-153	羽黒台西公園	"	0.0650	1-T-245	向山一丁目公園	"	0.3451
1-T-154	羽黒台東公園	"	0.0475	1-T-246	郡山新橋南2号公園	"	0.0420
1-T-155	高石公園	"	0.2040	1-T-247	西中田三丁目公園	"	0.0548
1-T-156	旗立南公園	"	0.0489	1-T-248	青山二丁目3号公園	"	0.0210
1-T-157	袋原畑中東公園	"	0.0267	1-T-249	西の平二丁目3号公園	"	0.0185
1-T-158	渡道南公園	"	0.0160	1-T-250	中田境公園	"	0.0168
1-T-159	金剛沢三丁目公園	"	0.0265	1-T-251	御堂平公園	"	0.0516
1-T-160	山田本町公園	"	0.0412	1-T-252	山田本町南公園	"	0.0281
1-T-161	西多賀四丁目2号公園	"	0.0238	1-T-253	中田七丁目南公園	"	0.0956
1-T-162	鉤取三丁目5号公園	"	0.0135	1-T-254	山田北前3号公園	"	0.0256
1-T-163	金剛沢二丁目2号公園	"	0.0240	1-T-255	渡道北公園	"	0.0204
1-T-164	緑ヶ丘一丁目公園	"	0.0180	1-T-256	西の平一丁目5号公園	"	0.0284
1-T-165	泉崎一丁目公園	"	0.1433	1-T-257	芦の口3号公園	"	0.0116
1-T-166	鹿野三丁目公園	"	0.2802	1-T-258	袋東3号公園	"	0.0227
1-T-170	金剛沢一丁目3号公園	"	0.0151	1-T-259	中田千刈田東公園	"	0.0181
1-T-171	四郎丸神明3号公園	"	0.0190	1-T-260	中田北河原公園	"	0.0218
1-T-172	山田上ノ台町3号公園	"	0.0242	1-T-261	鉤取本町二丁目公園	"	0.0239
1-T-173	谷地田西公園	"	0.0725	1-T-262	中田七丁目東公園	"	0.0300
1-T-174	金剛沢一丁目4号公園	"	0.0298	1-T-264	郡山新橋南3号公園	"	0.0150
1-T-175	山田上ノ台町4号公園	"	0.0144	1-T-265	人來田西3号公園	"	0.0162
1-T-176	後河原2号公園	"	0.0299	1-T-267	中田中河原公園	"	0.0504
1-T-178	五反田公園	"	0.0258	1-T-268	鉤取三丁目7号公園	"	0.0264
1-T-179	越路2号公園	"	0.0692	1-T-270	柳生六丁目公園	"	0.2581
1-T-180	四郎丸戸ノ内公園	"	0.0218	1-T-271	大野田小原公園	"	0.0160
1-T-181	八木山東一丁目公園	"	0.0238	1-T-272	郡山八丁目南公園	"	0.0400
1-T-182	郡山新橋南公園	"	0.0356	1-T-273	四郎丸前公園	"	0.0189
1-T-183	前沖2号公園	"	0.0306	1-T-274	大野田北屋敷公園	"	0.0226
1-T-185	富沢二丁目公園	"	0.2815	1-T-275	金剛沢一丁目5号公園	"	0.0175
1-T-186	西の平二丁目2号公園	"	0.0241	1-T-276	袋原壇場公園	"	0.0180
1-T-187	西中田二丁目公園	"	0.0188	1-T-278	中田切替公園	"	0.1965
1-T-188	袋原北中江公園	"	0.0174	1-T-279	鉤取本町二丁目東公園	"	0.0266
1-T-189	谷地田西2号公園	"	0.0263	1-T-280	日本平公園	"	0.0187
1-T-190	四郎丸大宮公園	"	0.0330	1-T-281	はたとや公園	"	0.1123
1-T-191	山田上ノ台町5号公園	"	0.0269	1-T-283	四郎丸昭和前公園	"	0.0168
1-T-192	袋東2号公園	"	0.0285	1-T-284	寺浦東公園	"	0.0205
1-T-195	長町南三丁目北公園	"	0.2286	1-T-285	人來田三丁目公園	"	0.0374
1-T-196	西の平一丁目公園	"	0.0188	1-T-286	佐保山北公園	"	0.0240
1-T-197	中田七丁目公園	"	0.0361	1-T-287	大谷地東公園	"	0.0262
1-T-198	大塙5号公園	"	0.0165	1-T-288	鉤取四丁目西公園	"	0.0223
1-T-199	西中田二丁目2号公園	"	0.0192	1-T-289	佐保山東公園	"	0.0264
1-T-200	鹿野二丁目公園	"	0.0346	1-T-290	西中田三丁目北公園	"	0.0216
1-T-203	金剛沢三丁目2号公園	"	0.1101	1-T-291	上野山一丁目東公園	"	0.0233
1-T-204	西の平一丁目2号公園	"	0.0240	1-T-292	原前南公園	"	0.0639
1-T-205	小原2号公園	"	0.0216	1-T-293	中田二丁目東公園	"	0.0151
1-T-206	郡山八丁目西公園	"	0.0230	1-T-294	小原西公園	"	0.0197
1-T-207	大塙6号公園	"	0.0290	1-T-295	長町南二丁目公園	"	0.0155
1-T-208	袋原下谷地西公園	"	0.0205	1-T-296	柳生一丁目公園	"	0.2542
1-T-209	郡山上野北公園	"	0.0204	1-T-297	柳生七丁目公園	"	0.2150
1-T-210	郡山五丁目公園	"	0.0240	1-T-298	南首長北公園	"	0.2100
1-T-211	鉤取三丁目6号公園	"	0.0234	1-T-299	西多賀三丁目南公園	"	0.0605
1-T-212	四郎丸神明4号公園	"	0.0229	1-T-300	人來田東公園	"	0.0535
1-T-213	大野田清水公園	"	0.0165	1-T-301	中田土手内東公園	"	0.0180
1-T-214	青山一丁目東公園	"	0.0320	1-T-303	延命寺公園	"	0.0347
1-T-215	四郎丸昭和裏公園	"	0.0300	1-T-304	鹿野本町東公園	"	0.0274
1-T-216	四郎丸昭和裏2号公園	"	0.0144	1-T-305	西中田二丁目北公園	"	0.0150
1-T-217	芦ノ口2号公園	"	0.0186	1-T-306	桜木町公園	"	0.0528
1-T-218	袋原平公園	"	0.0144	1-T-307	長町南一丁目公園	"	0.1643
1-T-219	佐保山公園	"	0.0312	1-T-308	人來田西4号公園	"	0.0150
1-T-220	長町南四丁目北公園	"	0.4059	1-T-309	鉤取四丁目沢屋敷公園	"	0.0264
1-T-221	前沖3号公園	"	0.0469	1-T-310	法地北公園	"	0.0180
1-T-222	小平2号公園	"	0.0216	1-T-311	西中田二丁目西公園	"	0.0397
1-T-223	八木山香澄町公園	"	0.0229	1-T-312	内手東公園	"	0.0193
1-T-224	東大野田東公園	"	0.0246	1-T-313	人來田西5号公園	"	0.0153
1-T-225	東大野田西公園	"	0.0348	1-T-314	中田六丁目南公園	"	0.0150
1-T-226	人來田西2号公園	"	0.0158	1-T-315	長町南八丁目南公園	"	0.0320
1-T-227	南大野田西公園	"	0.1900	1-T-316	後河原3号公園	"	0.0302

表 6.1.5-11(3) 公園・緑地等(仙台市)

太白区			
公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-T- 317	中田新田公園	街区公園	0.0164
1-T- 318	中田東公園	"	0.0288
1-T- 319	郡山欠ノ上公園	"	0.0156
1-T- 320	西中田一丁目北公園	"	0.0471
1-T- 321	郡山穴田東公園	"	0.0307
1-T- 322	下古川公園	"	0.2034
1-T- 323	長町八丁目北公園	"	0.0431
1-T- 324	中田六丁目西公園	"	0.0421
1-T- 325	袋原平北公園	"	0.0197
1-T- 326	鉤取本町二丁目南公園	"	0.0214
1-T- 327	富沢南二丁目北公園	"	0.3000
1-T- 328	富沢南二丁目南公園	"	0.2187
1-T- 329	富沢南二丁目公園	"	0.5000
1-T- 330	太子堂公園	"	0.0397
1-T- 331	西中田三丁目南公園	"	0.0151
1-T- 332	長町八丁目中公園	"	0.0256
1-T- 333	鉤取四丁目北公園	"	0.0205
1-T- 334	郡山五丁目南公園	"	0.0168
1-T- 335	長町八丁目西公園	"	0.0164
1-T- 336	袋原台東・北公園	"	0.0204
1-T- 337	郡山三丁目公園	"	0.0150
1-T- 338	袋原台東・西公園	"	0.0216
1-T- 339	西多賀四丁目中公園	"	0.0170
1-T- 340	郡山新橋北公園	"	0.0421
1-T- 341	鉤取谷地田公園	"	0.2660
1-T- 342	門前町公園	"	0.0200
1-T- 343	袋原・原公園	"	0.0303
1-T- 344	向山三丁目西公園	"	0.0185
1-T- 345	土手内一丁目南公園	"	0.0308
1-T- 346	西中田二丁目3号公園	"	0.0156
1-T- 347	中田六丁目中公園	"	0.0353
1-T- 348	四郎丸前2号公園	"	0.0168
1-T- 349	前沖北公園	"	0.0302
1-T- 350	中田六丁目東公園	"	0.0156
1-T- 351	中田七丁目西公園	"	0.0230
1-T- 352	長町副都心1号公園	"	0.1492
1-T- 353	鉤取三丁目北公園	"	0.0260
1-T- 354	長町二丁目公園	"	0.5967
1-T- 355	袋原三丁目公園	"	0.0150
1-T- 356	金剛沢一丁目南東公園	"	0.0385
1-T- 357	太子堂前公園	"	0.0168
1-T- 358	前沖南東公園	"	0.0192
1-T- 359	西多賀四丁目東公園	"	0.0180
1-T- 360	中田二丁目北公園	"	0.0155
1-T- 361	諏訪町公園	"	0.0278
1-T- 362	中田六丁目清水川公園	"	0.0461
1-T- 363	鉤取八幡公園	"	0.4267
1-T- 364	山田羽黒堂東公園	"	0.0188
1-T- 366	平瀬中公園	"	0.0150
1-T- 367	中田新田北公園	"	0.0150
1-T- 368	南仙台駅東公園	"	0.0576
1-T- 369	太子堂南公園	"	0.0394
1-T- 371	福寿さくら公園	"	0.0121
1-T- 372	四郎丸昭和上公園	"	0.0216
1-T- 373	西多賀三丁目北公園	"	0.0183
1-T- 375	鉤取新田町中公園	"	0.0397
1-T- 376	中田境東公園	"	0.0151
1-T- 377	中田五丁目公園	"	0.0295
1-T- 378	東大野田公園	"	0.0592
1-T- 379	小平北公園	"	0.0172
1-T- 380	金剛沢二丁目3号公園	"	0.0191
1-T- 381	中田境南公園	"	0.0164
1-T- 382	郡山かえで公園	"	0.0276
1-T- 383	東中田四丁目東公園	"	0.0193
1-T- 384	前沖北中公園	"	0.0289
1-T- 385	長町駅西口広場公園	"	0.1667
2-T- 1	西中田公園	近隣公園	1.7585
2-T- 2	太白公園	"	2.0201
2-T- 3	富沢公園	"	2.3493
2-T- 4	八本松公園	"	1.0237
2-T- 5	天沼公園	"	1.5947
2-T- 6	柳生四丁目公園	"	1.0392
3-T- 2	中田中央公園	地区公園	4.1300
4-T- 1	広瀬川愛宕緑地	河川公園	1.1066
4-T- 2	広瀬川八本松緑地	"	2.7832
4-T- 3	広瀬川飯田緑地	"	2.2447
4-T- 4	名取川富田緑地	"	2.6400
7-T- 1	大年寺山公園	風致公園	32.4107
7-T- 2	三神峯公園	"	8.1031
8-T- 1	八木山公園	動物公園	14.6463

太白区			
公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
11-T- 1	芦ノ口緑地	都市緑地	1.0614
11-T- 2	八木山南四丁目緑地	"	0.2462
11-T- 3	緑ヶ丘1号緑地	"	0.2271
11-T- 4	緑ヶ丘2号緑地	"	0.3081
11-T- 5	緑ヶ丘3号緑地	"	0.3020
11-T- 6	緑ヶ丘4号緑地	"	0.1779
11-T- 9	旗立緑地	"	0.9255
11-T- 10	人來田1号緑地	"	0.4328
11-T- 11	人來田2号緑地	"	3.3666
11-T- 12	人來田3号緑地	"	0.3973
11-T- 13	日本平緑地	"	0.6550
11-T- 14	山田北前町緑地	"	0.9100
11-T- 16	八木山弥生町緑地	"	1.0184
11-T- 17	旗立三丁目緑地	"	3.7311
11-T- 18	越路緑地	"	1.7610
11-T- 19	八木山南三丁目緑地	"	1.1743
11-T- 20	法地南緑地	"	0.0213
11-T- 21	金剛沢緑地	"	20.6949
11-T- 22	太白緑地	"	3.6167
11-T- 23	ひより台緑地	"	2.0779

若林区			
公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-W- 1	木ノ下公園	街区公園	0.9132
1-W- 2	白萩公園	"	0.1577
1-W- 3	荒町公園	"	0.1452
1-W- 4	広瀬公園	"	0.2188
1-W- 5	柴田町公園	"	0.0190
1-W- 6	尼坪公園	"	0.3177
1-W- 7	南鍛冶町公園	"	0.0775
1-W- 17	土手畑1号公園	"	0.0171
1-W- 21	御休場南公園	"	0.0095
1-W- 23	大和町一丁目北公園	"	0.0096
1-W- 24	大和町一丁目南公園	"	0.0539
1-W- 26	館西1号公園	"	0.0203
1-W- 27	河原下1号公園	"	0.0110
1-W- 28	河原下2号公園	"	0.0092
1-W- 29	中棚東1号公園	"	0.0227
1-W- 31	一本杉町公園	"	0.0331
1-W- 32	若林五丁目公園	"	0.0094
1-W- 35	河原下3号公園	"	0.0129
1-W- 37	館西2号公園	"	0.0100
1-W- 39	中棚東3号公園	"	0.0098
1-W- 40	館西3号公園	"	0.0233
1-W- 42	若林公園	"	0.1085
1-W- 44	河原下5号公園	"	0.0251
1-W- 48	土手畑2号公園	"	0.0313
1-W- 51	河原下6号公園	"	0.0418
1-W- 54	中棚東6号公園	"	0.0126
1-W- 56	館西4号公園	"	0.0185
1-W- 57	中棚東7号公園	"	0.0817
1-W- 58	上飯田遠西公園	"	0.0244
1-W- 61	土手畑3号公園	"	0.0158
1-W- 66	二ノ坪公園	"	0.0110
1-W- 70	神神棚公園	"	0.0106
1-W- 71	遠見塚二丁目公園	"	0.0487
1-W- 75	若林一丁目公園	"	0.0193
1-W- 78	館西5号公園	"	0.0178
1-W- 79	上飯田遠西2号公園	"	0.0229
1-W- 80	連坊あずま公園	"	0.1378
1-W- 82	南小泉三丁目公園	"	0.0252
1-W- 86	大和町二丁目公園	"	0.0104
1-W- 88	河原下7号公園	"	0.0118
1-W- 91	土手畑4号公園	"	0.0105
1-W- 92	白萩西公園	"	0.0553
1-W- 95	河原下9号公園	"	0.0278
1-W- 97	飯田遠西公園	"	0.0113
1-W- 98	新寺三丁目公園	"	0.2565
1-W- 103	新寺二丁目蓮池公園	"	0.1840
1-W- 104	連坊二丁目公園	"	0.1346
1-W- 106	土手畑6号公園	"	0.0223
1-W- 107	新寺五丁目公園	"	0.1812
1-W- 111	大和町一丁目東公園	"	0.0256
1-W- 112	上飯田遠西3号公園	"	0.0328
1-W- 118	中棚東8号公園	"	0.0260
1-W- 119	文化町公園	"	0.0175
1-W- 123	二ノ坪2号公園	"	0.0312
1-W- 124	遠見塚一丁目公園	"	0.0318
1-W- 125	遠見塚一丁目2号公園	"	0.0125
1-W- 127	新寺四丁目公園	"	0.6207

表 6.1.5-11(4) 公園・緑地等(仙台市)

若林区				若林区			
公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)	公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-W-128	沖野一丁目公園	〃	0.0361	4-W-2	広瀬川若林緑地	河川公園	5.6379
1-W-130	遠見塚一丁目3号公園	〃	0.0168	4-W-3	広瀬川中河原緑地	〃	2.8123
1-W-131	遠見塚二丁目2号公園	〃	0.0372	11-W-3	桜木緑地	都市緑地	0.1157
1-W-132	沖野二丁目公園	〃	0.0274	12-W-1	新寺小路緑道	緑道	0.6409
1-W-134	遠見塚一丁目5号公園	〃	0.0156	青葉区			
1-W-135	文化町2号公園	〃	0.0569	公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-W-136	若林五丁目2号公園	〃	0.0165	1-A-11	柳町公園	街区公園	0.0677
1-W-137	中倉二丁目公園	〃	0.0269	1-A-20	五橋公園	〃	0.7847
1-W-138	遠見塚二丁目3号公園	〃	0.0228	1-A-90	越路公園	〃	0.0159
1-W-143	若林一丁目北公園	〃	0.0429	1-A-116	片平公園	〃	0.8098
1-W-147	文化町3号公園	〃	0.0183	1-A-121	大手町公園	〃	0.0421
1-W-151	若林五丁目3号公園	〃	0.0155	1-A-175	青葉南公園	〃	0.0151
1-W-152	大和町一丁目4号公園	〃	0.0170	2-A-8	評定河原公園	近隣公園	1.6823
1-W-156	沖野一丁目東公園	〃	0.0497	5-A-2	青葉山公園	総合公園	40.5777
1-W-157	沖野一丁目南公園	〃	0.0219	9-A-1	経ヶ峯公園	歴史公園	6.5381
1-W-158	遠見塚一丁目東公園	〃	0.0206	11-A-2	本沢北公園	都市緑地	0.0094
1-W-159	遠見塚二丁目南公園	〃	0.0229	11-A-20	青葉の森緑地	〃	114.3420
1-W-160	沖野二丁目東公園	〃	0.0150	11-H-28	郷六緑地	〃	3.8446
1-W-164	古城一丁目公園	〃	0.0984	宮城野区			
1-W-167	遠見塚二丁目東公園	〃	0.0155	公園番号	公園名称	区分	面積 (ha)
1-W-169	沖野一丁目北公園	〃	0.0193	1-M-4	南宮城野公園	街区公園	0.2942
1-W-170	上飯田一丁目公園	〃	0.0384	1-M-5	宮千代公園	〃	0.1819
1-W-171	遠見塚東公園	〃	0.0855	1-M-8	志波北公園	〃	0.3262
1-W-178	沖野三丁目西公園	〃	0.0151	1-M-9	清水田公園	〃	0.2089
1-W-182	若林三丁目公園	〃	0.0153	1-M-64	宮千代西公園	〃	0.0305
2-W-4	南小泉公園	近隣公園	2.1104				
4-W-1	広瀬川宮沢緑地	河川公園	1.8253				

出典: 仙台市公園・緑地等配置図(平成 23 年 4 月 1 日現在)

表 6.1.5-12 公園・緑地等(名取市)

公園番号	名称	区分	面積 (ha)
1	大門緑地	緑地	0.33
2・2・652	手倉田公園	街区公園	0.29
2・2・653	増田公園	〃	0.05
2・2・654	大手町一丁目公園	〃	0.10
2・2・655	大手町四丁目公園	〃	0.13
2・2・656	大手町六丁目公園	〃	0.15
2・2・674	相互公園	〃	0.69
2・2・675	ふれあい公園	〃	0.15
2・2・676	木もれび公園	〃	0.15
2・2・677	ひだまり公園	〃	0.34
2・2・678	つつじ公園	〃	0.34
2・2・679	すぎのき公園	〃	0.30
2・2・680	けやき公園	〃	0.25
2・2・681	みはらし公園	〃	0.28
2・2・682	なかよし公園	〃	0.25
2・2・683	いきいき公園	〃	0.40
2・2・684	竹の子公園	〃	0.31
2・2・685	かじか公園	〃	0.27
2・2・686	むくどり公園	〃	0.22
2・2・687	あかがし公園	〃	0.42
3・4・651	海の見える丘公園	近隣公園	7.30

出典: 名取市都市計画総括図

エ 自然との触れ合いの場の保全上の留意点

事業予定地北側に隣接する笹川親水地区は、多数の人の利用が想定されることで、工事中の粉じん、騒音・振動の影響が考えられるため、充分に対策を検討することが必要と考えられる。また、造成工事においては、笹川に濁水の流入がないよう留意することが必要である。

事業予定地の周辺地域には、多くの公園が存在することで、工事中の資材等搬入車両の通行によって、公園の利用者に対し影響が生じないように進入路等については検討する必要がある。

また、事業予定地の南側に位置する名取川河川敷内には、家庭菜園の区域があり、仙台南部道路を挟んではいるが、工事中的影響について考慮する必要があるものと考えられる。

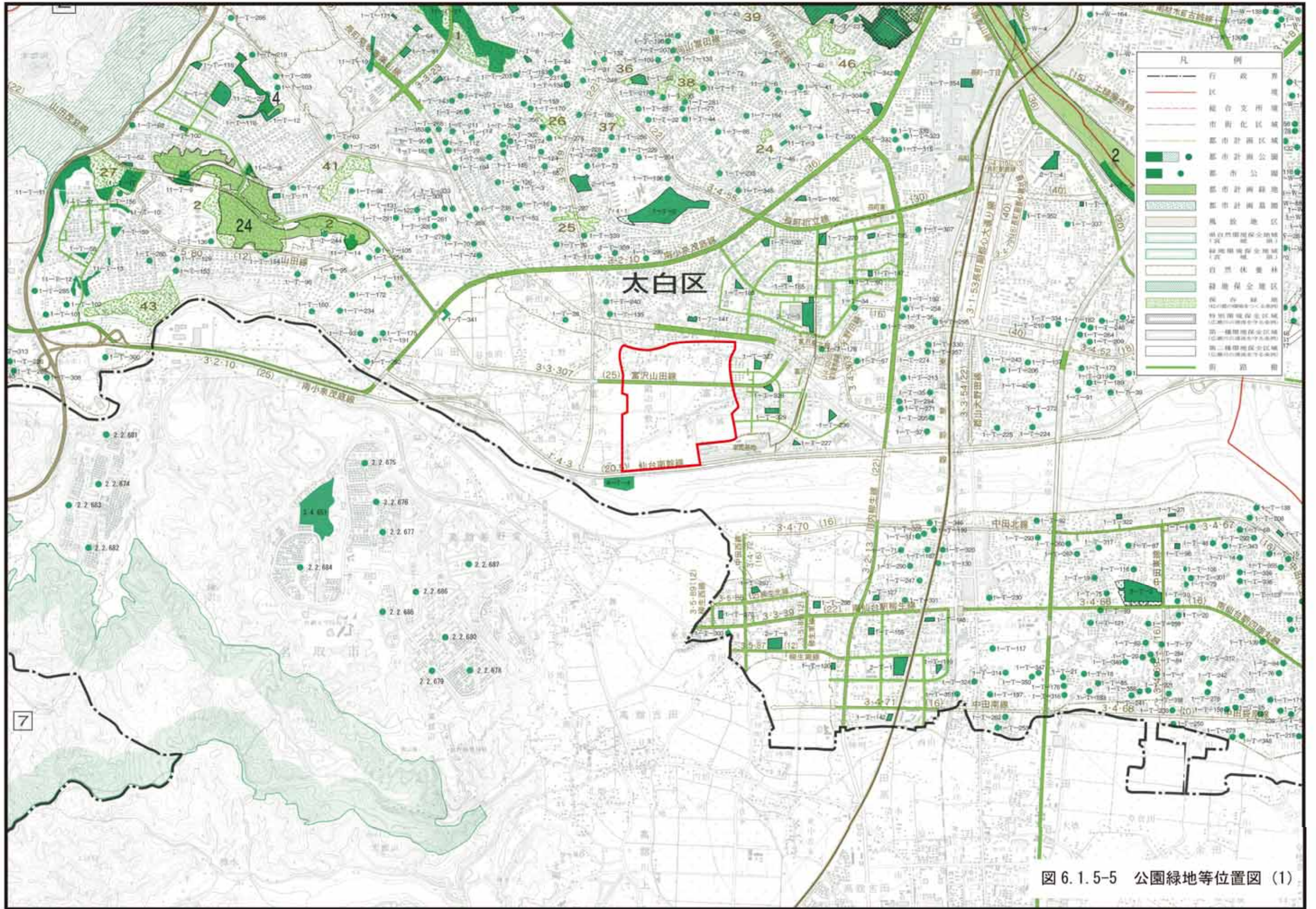


图 6.1.5-5 公园绿地等位置图 (1)

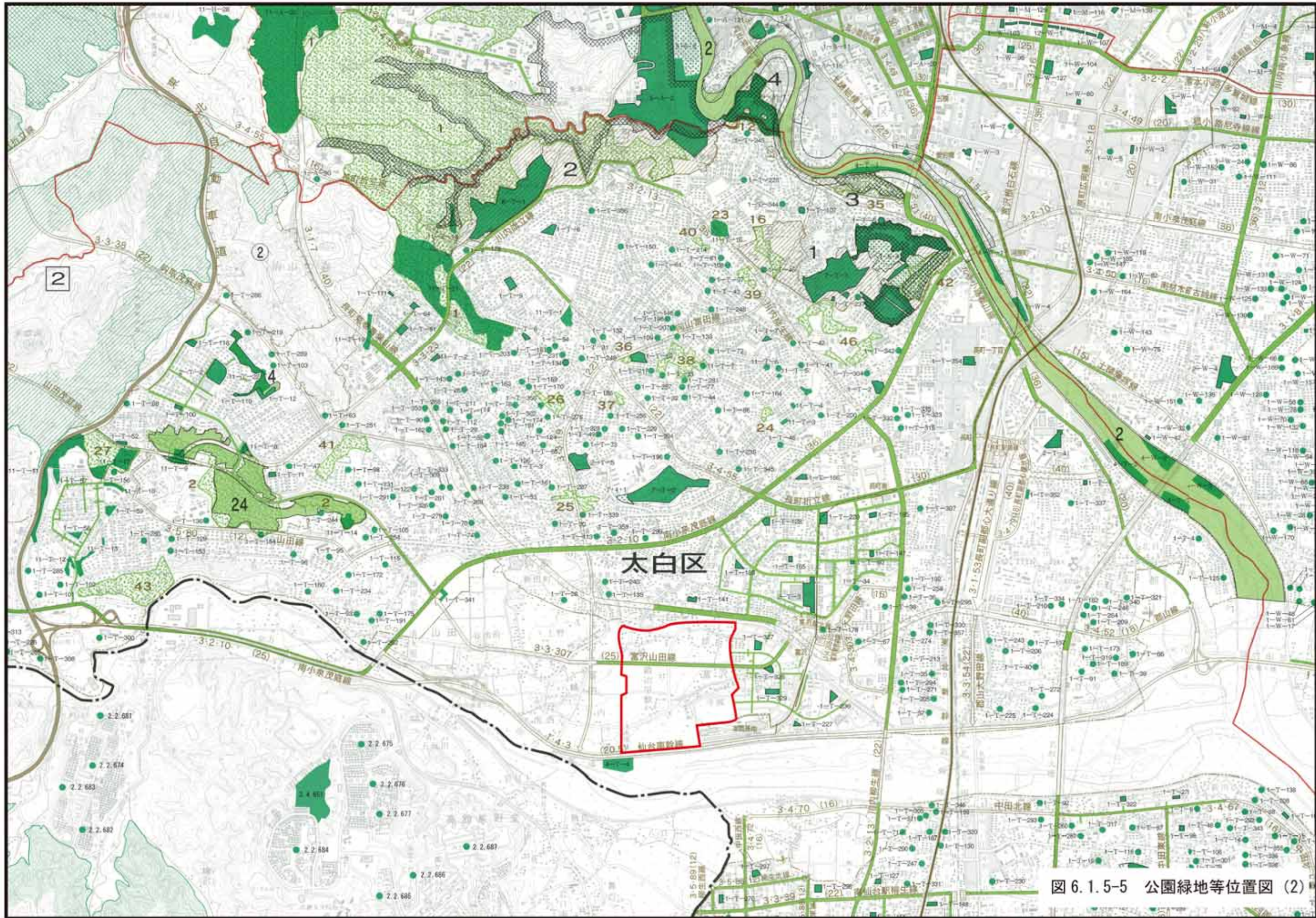


图 6.1.5-5 公園緑地等位置図 (2)

(3)文化財

概況調査の範囲は、事業予定地及びその周囲 1 km 程度とするが、周辺環境との一体性等により必要に応じて拡大する。

ア 歴史・文化特性、指定文化財の状況等

仙台市・名取市における指定文化財の状況は、表 6.1.5-13 に示すとおりである。

仙台市では、多い順に建造物が 79 件、彫刻が 38 件、工芸品・無形民族文化財が 21 件、歴史資料が 20 件となっている。

指定主体別では、国指定が 31 件、県指定が 46 件、市指定が 104 件、国登録が 23 件、市登録が 46 件となっている。

名取市では、多い順に工芸品が 13 件、無形民族文化財・史跡が 9 件、建造物が 5 件、有形民族文化財・天然記念物が 1 件となっている。

指定主体別では、国指定が 6 件、県指定が 5 件、市指定が 27 件となっている。

調査地域内には、史跡が 7 件（陸奥国分寺跡（国指定）陸奥国分尼寺跡（国指定）遠見塚古墳（国指定）飯野坂古墳群（国指定）大門山遺跡（名取市指定）高館山古墳（名取市指定）高館城跡（名取市指定））、天然記念物が 4 件（朝鮮ウメ（国指定）青葉山（国指定）霊屋下セコイヤ類化石林（仙台市指定）衣笠の松（名取市指定））がある。

表 6.1.5-13 指定文化財の状況

文化財の種類	仙台市						名取市			
	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計	国指定	県指定	市指定	計
建造物	4	10	18	23	24	79	2	1	2	5
絵画	-	5	11	-	-	16				
彫刻	1	8	12	-	17	38				
工芸品	5	8	8	-	-	21	2	1	10	13
書跡	2	1	-	-	-	3				
古文書	-	-	9	-	-	9				
考古資料	2	-	4	-	-	6				
歴史資料	2	-	18	-	-	20				
工芸技術	1	-	-	-	-	1				
無形民俗文化財	1	11	4	-	5	21		3	6	9
有形民俗文化財	-	-	7	-	-	7			1	1
史跡	5	-	8	-	-	13	2		7	9
名勝	2	-	-	-	-	2				
天然記念物	6	3	5	-	-	14			1	1
計	31	46	104	23	46	250	6	5	27	38

出典：仙台市生涯学習部文化財課ホームページ

指定文化財に準じる文化的資源としては、事業予定地近傍の多賀神社、富沢遺跡をはじめ、太白区内の中学生を対象としたアンケートより地域資源があげられている。

イ 事業予定地の文化財

事業予定地内においては、鍛冶屋敷A遺跡、鍛冶屋敷B遺跡、六本松遺跡、富沢館跡、富沢宮崎板碑遺跡、鍛冶屋敷石碑遺跡がある。

表 6.1.5-14 富沢富田地区の遺跡

遺跡番号	遺跡名	所在地	立地	種別	時代	地目	出土品	文献・その他
85	鍛冶屋敷A遺跡 (縄文, 古代)	富田字熊野前	自然堤防	包含地	縄文, 古代	畑	土師器, 須恵器, 石器	
86	鍛冶屋敷B遺跡 (縄文, 古代)	富田字鍛冶屋敷	自然堤防	包含地	縄文, 古代	畑	剥片, 土師器(表杉ノ入), 須恵器	
87	六本松遺跡(古代)	富田字京ノ南	自然堤防	包含地	古代	畑	土師器	
246	富沢館跡(中世)	富沢字館	自然堤防	城館	室町	畑宅地		75.117
511	鍛冶屋敷前遺跡	富沢字鍛冶屋敷前ほか		集落跡, 包含地	縄文時代・奈良時代・平安時代・中世			
519	富沢宮崎板碑遺跡							
520	鍛冶屋敷板碑遺跡							

出典:宮城県遺跡地図(平成5年3月 宮城県教育委員会)

表 6.1.5-15 埋蔵文化財包蔵地一覧表(仙台市)

遺跡番号	遺跡名	遺跡番号	遺跡名	遺跡番号	遺跡名
01002	上野遺跡	01173	谷地前遺跡	01315	芦ノ口遺跡
01003	郡山遺跡	01174	原東遺跡	01317	八木山緑町遺跡
01004	三神峯遺跡	01175	裏町東遺跡	01318	二ツ沢横穴古墳群
01005	西台畑遺跡	01176	雷遺跡	01319	五反田古墳
01006	三神峯古墳群	01177	雷東遺跡	01320	春日社古墳
01011	城丸古墳(大宮古墳)	01178	山口遺跡	01321	玉の壇古墳
01012	弁天田古墳	01179	元袋 遺跡	01322	鳥居塚古墳
01013	大塚山古墳	01180	元袋 遺跡	01341	青山二丁目遺跡
01014	兜塚古墳	01181	新田遺跡	01342	萩ヶ丘B遺跡
01015	国史跡遠見塚古墳	01182	北屋敷遺跡	01343	後田遺跡
01019	国史跡陸奥国分寺跡	01183	長町清水遺跡	01346	根岸遺跡
01020	国史跡陸奥国分尼寺跡	01184	袋東遺跡	01349	養種円遺跡
01021	南小泉遺跡	01189	六反田遺跡	01353	山田上ノ台塚
01023	人來田遺跡	01191	伊古田遺跡	01356	五反田石棺遺跡
01024	網木遺跡	01193	富沢上ノ台遺跡	01359	小兜塚古墳
01029	北目城跡	01196	愛宕山横墳古墳群	01360	五反田木棺墓
01030	若林城跡(小泉古城)	01197	萩ヶ丘遺跡	01361	大野田古墳群
01032	金洗沢古墳	01203	教塚古墳	01362	御堂平遺跡
01033	仙台城跡(青葉城跡)	01206	砂押古墳	01363	柳生台畑遺跡
01037	安久東遺跡	01208	伊豆野権現古墳	01364	南ノ東遺跡
01038	栗遺跡	01227	谷地館跡	01366	人來田東遺跡
01039	富沢金山窯跡	01234	沖野城跡	01367	山田糸里遺構
01040	裏町古墳	01237	日辺館跡	01369	富沢遺跡
01041	土手内横穴古墳群	01240	四郎丸館跡	01371	紙漉山遺跡
01042	宗禅寺横穴古墳群	01246	富沢館跡	01376	金山窯跡
01048	羽黒堂遺跡	01249	金丘八幡古墳	01382	鹿落土手(杉土手)
01072	人來田A遺跡	01250	砂押 遺跡	01385	文永十年供養碑
01073	人來田B遺跡	01251	神棚遺跡	01387	健治三年供養碑
01074	人來田C遺跡	01252	砂押 遺跡	01390	中田伊豆野権現古碑群
01075	羽黒堂前遺跡	01253	中棚西遺跡	01391	和賀忠親主徒の墓
01077	北前遺跡	01254	河原越遺跡	01394	荒神社供養碑
01078	上野山遺跡	01256	高田遺跡	01395	元袋古碑群
01079	町遺跡	01258	関場遺跡	01396	蛸薬師古碑群
01080	八幡遺跡	01259	谷地田遺跡	01397	長町駅裏古碑
01082	富田南西遺跡	01262	長町六丁目遺跡	01398	八幡社古碑群
01083	西台遺跡	01265	矢來遺跡	01400	諏訪社古碑群
01084	堀ノ内遺跡	01266	的場遺跡	01401	穴田東古碑群
01085	鍛冶屋敷A遺跡	01267	龍の瀬遺跡	01402	宅地古碑群
01086	鍛冶屋敷B遺跡	01268	欠ノ上 遺跡	01404	日向古碑群
01087	六本松遺跡	01269	欠ノ上 遺跡	01405	雷古碑
01093	二塚古墳	01270	欠ノ上 遺跡	01406	関場古碑群
01094	大野田遺跡	01271	中田北遺跡	01407	落合観音堂古碑群
01096	佐保山東遺跡	01272	中田南遺跡	01408	善徳寺古碑
01099	松ヶ岡遺跡	01273	後河原遺跡	01412	北目古碑群
01102	大樋口	01275	前沖中遺跡	01415	弘安十年供養碑
01103	山田上ノ台遺跡	01276	前沖北遺跡	01423	上ノ原山遺跡
01104	土手内遺跡	01277	内手遺跡	01424	長町南遺跡
01105	増腰遺跡	01278	中田畑中遺跡	01425	下ノ内遺跡
01106	安久遺跡	01279	神明遺跡	01426	茂ヶ崎横穴古墳群
01108	向山高裏遺跡	01280	戸ノ内 遺跡	01428	玉ノ壇遺跡
01109	二ツ沢遺跡	01281	戸ノ内 遺跡	01429	皿屋敷遺跡
01110	青葉山遺跡	01283	富沢清水遺跡	01435	玉ノ壇42古碑群
01119	茂ヶ崎城跡	01285	泉崎浦遺跡	01436	玉ノ壇古墳古碑群
01121	前田館跡(柿沼館)	01287	砂押屋敷遺跡	01437	富沢四丁目古碑群
01163	茂庭東館	01291	上古川遺跡	01438	北屋敷古碑
01167	汚田通遺跡	01292	安久諏訪古墳	01439	袋前遺跡
01168	竹ノ内前遺跡	01293	大年寺山横穴古墳群	01441	西台畑古碑群
01169	清田原西遺跡	01295	中田神社裏遺跡	01445	青山D遺跡
01170	清田原東遺跡	01306	日辺遺跡	01446	青山二丁目B遺跡
01171	船渡前遺跡	01307	土手内窯跡	01447	松木遺跡

表 6.1.5-16 埋蔵文化財包蔵地一覧表(名取市)

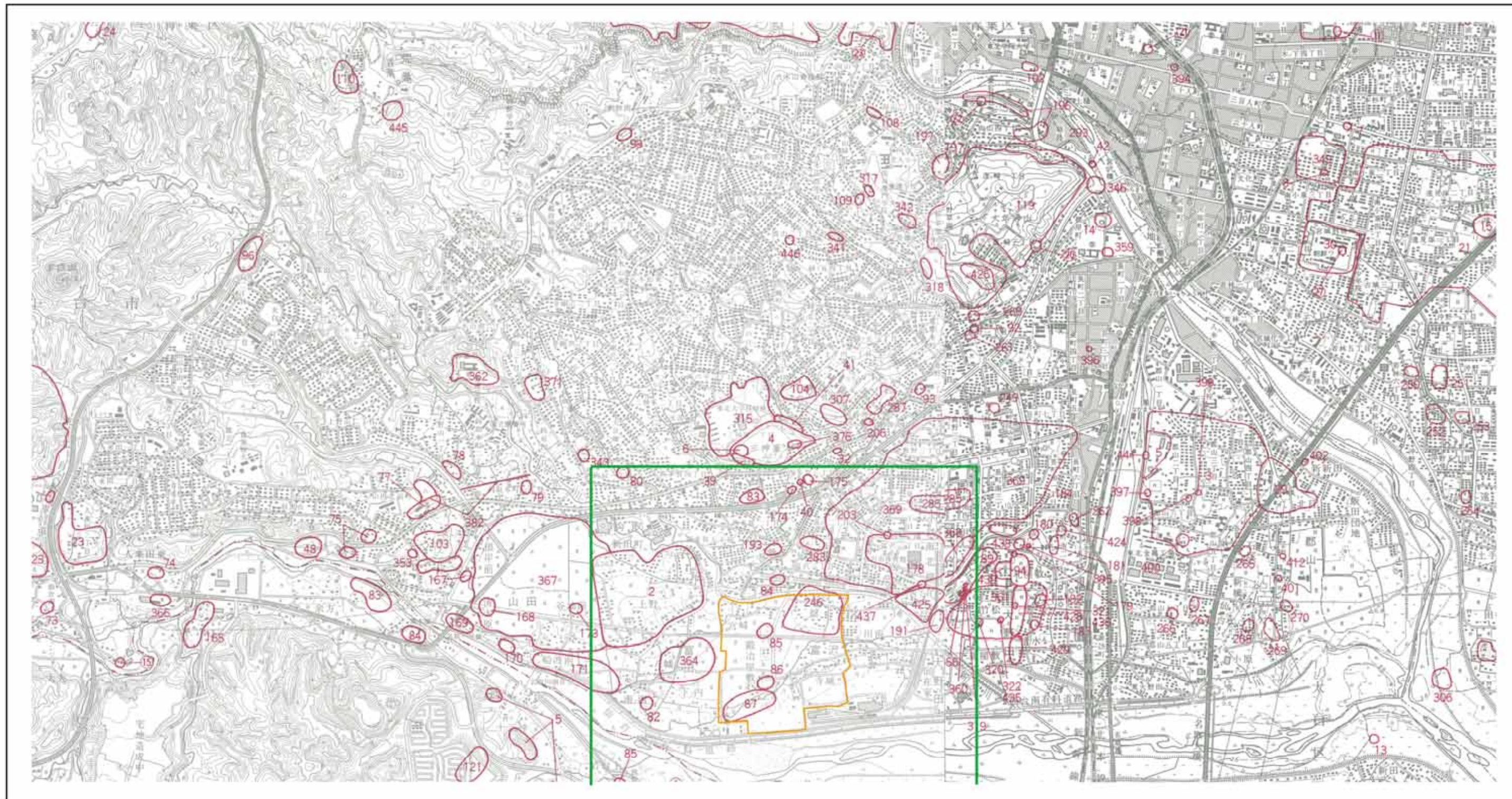
遺跡番号	遺跡名	遺跡番号	遺跡名
1	金剛寺貝塚	128	牛野屋敷跡
3	箕輪A地区古墳群	129	大曲屋敷跡
4	今熊野遺跡	132	国指定建造物洞口屋敷跡
5	市史跡熊野堂横穴古墳群	136	名取老女供養碑
10	賽ノ窪古墳群	137	伊達特宗供養塔
13	市史跡十三塚遺跡	154	清水古墳
14	箱塚古墳群	155	大曲環濠遺跡
15	下余田遺跡	056	市史跡高館山古墳
16	天神塚古墳	57	清水遺跡
17	上余田遺跡	59	南台寮跡
18	八幡遺跡	60	南台西遺跡
19	野田山遺跡	61	箕輪B地区古墳群
20	野田山貝塚	62	北野横穴古墳群
21	野田山古墳	158	鶴巻前遺跡
36	西田遺跡	159	大曲遺跡
37	下田高南遺跡	163	岩沢館跡
38	北宮神妙遺跡	168	飯塚古墳群
39	八反田遺跡	170	草倉田屋敷跡
40	内館遺跡	171	上北原屋敷跡
41	岩沢遺跡	172	八王寺屋敷跡
42	西滝沢遺跡	173	道田寺跡
43	西野田遺跡	174	唯道寺跡
44	前野田西遺跡	175	日輪寺跡
67	箱塚館跡	176	広積院跡
88	原遺跡	177	宝鏡院跡
113	沢目遺跡	178	名取郡北方検断屋敷跡
114	皇壇ヶ原遺跡	181	名取郡南方検断屋敷跡
115	中北田遺跡	184	本村遺跡
117	町裏遺跡		

出典:宮城県遺跡地図 平成5年3月 宮城県教育委員会

ウ 文化財等の保全上の留意点

事業予定地には、上記の埋蔵文化財包蔵地が確認されていることから、事業の実施については、仙台市教育委員会の指導のもと、試掘調査及び本調査を実施するものとする。

事業予定地周辺にも多数の埋蔵文化財包蔵地が分布しているが、事業に関連して掘削する予定はない。また、事業予定地から最も近い文化財の位置は、約 1.5km の地点であることや隣接地及び周辺地に文化財は認められないことから、事業による文化財等の保全上の留意点は特に見当たらない。



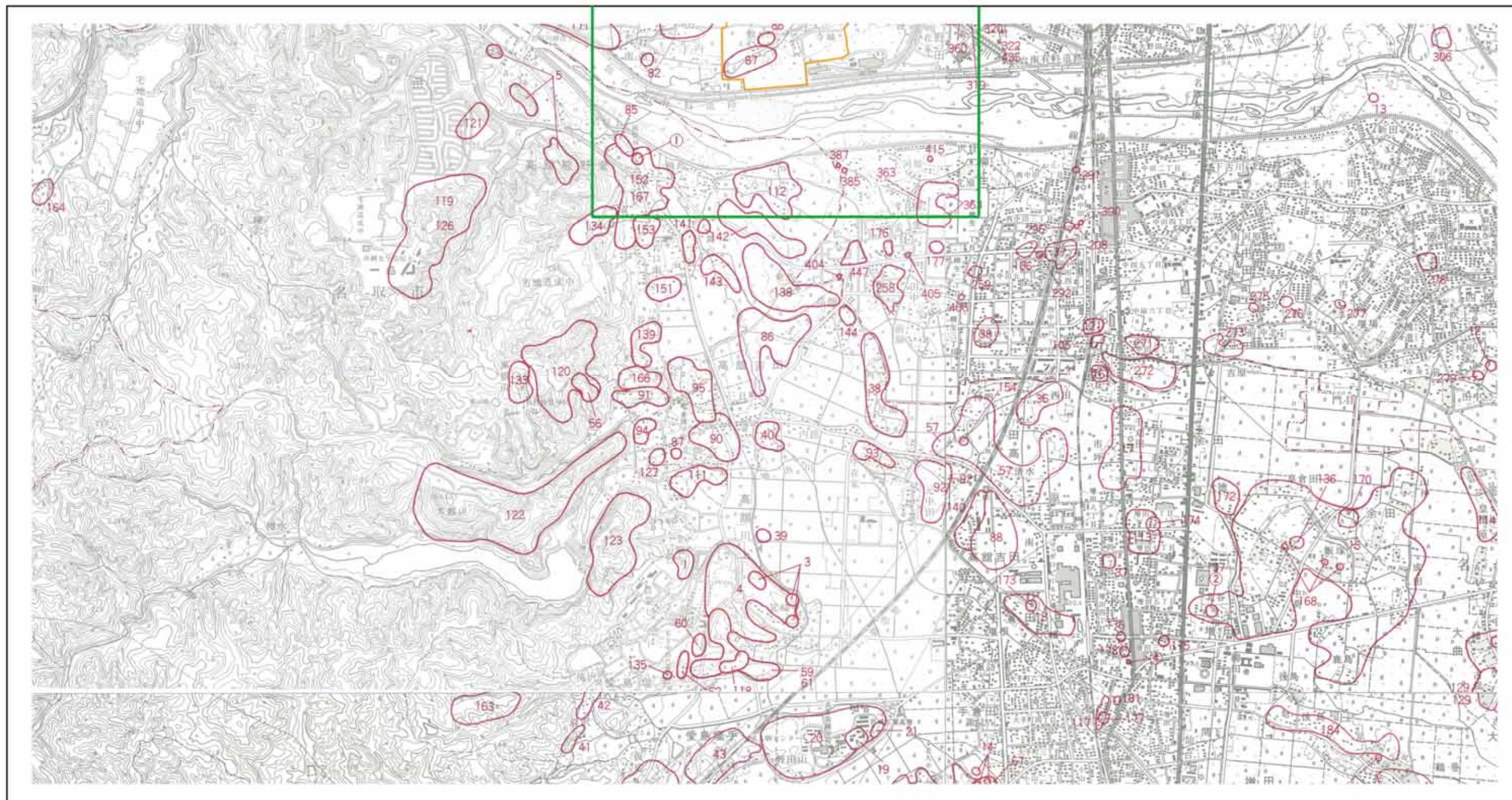
記載してある番号は表 6.1.5-15 及び表 6.1.5-16 の遺跡番号に対応する。

出典：宮城県遺跡地図 平成 5 年 3 月 宮城県教育委員会

凡 例

- 事業予定地
- 概況調査地域
- 埋蔵文化財位置

図 6.1.5-6(1) 埋蔵文化財確認地点位置図 (1)



記載してある番号は表 6.1.5-15 及び表 6.1.5-16 の遺跡番号に対応する。

出典：宮城県遺跡地図 平成 5 年 3 月 宮城県教育委員会

凡 例

- 事業予定地
- 概況調査地域
- 埋蔵文化財位置

図 6.1.5-6(2) 埋蔵文化財確認地点位置図 (2)

6.1.6 その他

(1)電波障害

ア 電波受信の状況(電波の到来方向及び電波障害の状況)

概況調査の範囲は、事業予定地と送信アンテナの位置等より電波障害の及ぶ可能性のある範囲を考慮して、事業予定地から5km程度の範囲を目安として設定する。

事業予定地周辺において受信されているテレビ電波は、地上波がVHF4局、UHF2局、地上デジタル放送が6局あり、仙台局(送信は大年寺山及び八木山)から送信されている。

仙台市では、仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例により、仙台市中高層建築物紛争調停委員会が日照、テレビ電波受信障害に係る調停を行っている。担当の都市整備局建築指導課指導係に問い合わせたところ、電波障害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことであった。

名取市も名取市クリーン対策課に聞き取りしたところ電波障害に係る苦情は把握していない。

イ 電波障害防止上の留意点

事業予定地は、隣接する区画整理事業と同様の地区計画を予定していることから、電波障害に対して留意する点は特にない。

(2)日照障害

ア 日照障害の状況

概況調査の範囲は、事業予定地周辺のうち日影の及ぶ範囲を考慮して設定する。日照障害の概況調査範囲は、事業予定地の比較的近傍に限ることができる。

仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に係る条例では、対象建築物(集合住宅、中高層建築物)の高さの2倍を近隣関係住民の対象としている。

国道286号に沿って指定されている近隣商業地域には、これら中高層建築物が立地していることから、概況調査の範囲は国道286号までの範囲とし、事業予定地を中心として1.0kmの範囲と設定する。

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制は、表6.1.6-1に示すとおりである。なお、仙台市における平成20年度の日照障害に係る苦情は報告されていない。

表 6.1.6-1 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第4 (に)欄の項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7mを超える又は3階以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10m超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、準工業地域	(二)	10m超える	4m	5時間	3時間

出典：仙台市都市計画総括図

建築基準法別表第4「日影による中高層の建築物の制限」

宮城県建築基準条例第14条(日影による中高層の建築物の制限)

仙台市では、仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例により、仙台市中高層建築物紛争調停委員会が日照、テレビ電波受信障害に係る調停を行っている。担当の都市整備局建築指導課指導係に問い合わせたところ、日照障害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことであった。

名取市も名取市クリーン対策課に聞き取りしたところ日照障害に係る苦情は把握していない。

イ 日照障害防止上の留意点

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制を遵守し、隣接する区画整理事業と同様の地区計画を予定していることなどから、日照障害に対して留意する点は特にない。

(3) 風害

ア 風害の状況

強風による環境障害は決して高層建築物の周辺に限られるものではなく、建物相互の位置関係によっては10階程度の建物の周辺でも発生することも明らかになっている。

概況調査の範囲は、事業予定地周辺のうち、風の状況を把握する上で適切な範囲を設定する。事業予定地周辺で、10階程度の建物は国道286号に沿って指定されている近隣商業地域等に立地している。

このことから概況調査の範囲は国道286号までの範囲とし、事業予定地を中心として1.0kmの範囲と設定する。

仙台市では、仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例において、中高層建築物の建築主等は、中高層建築物の建築計画の策定に当たっては、その用途及び規模並びに地域の特性に応じて、日照、通風その他の住環境に及ぼす影響について配慮しなければならないとしている。担当の都市整備局建築指導課指導係に問い合わせたところ、風害に係る苦情の受付や統計は行っていないとのことであった。

名取市も名取市クリーン対策課に聞き取りしたところ風害に係る苦情は把握していない。

イ 風害防止上の留意点

建築基準法及び宮城県建築基準条例に基づく仙台市における日影規制を遵守し、隣接する区画整理事業と同様の地区計画を予定していることなど、高層の建築物が多く立地するものではないことから、風害に対して留意する点は特にない。

(4) その他地域の自然的な特性を示すものとしての重要な項目の状況

事業予定地周辺を含め、動植物現地調査において、自然環境の特性を確認するものとし、事業予定地内にある樹林地については、今後の実施計画で保全の検討を考えていくものとしていることから、自然的な特性を示すものとしては特に追加する項目はない。

6.2. 社会的状況等

6.2. 社会的状況等

6.2.1. 人口及び産業

(1)人口

ア 人口の分布、密度、世帯数の状況

【仙台市】

人口及び世帯数等の状況は表 6.2.1-1 に示すとおりである。平成 23 年 3 月 1 日における人口は 1,046,737 人である。事業予定地が位置する太白区の人口は 220,380 人である。

表 6.2.1-1 人口及び世帯数等(仙台市)

	人 口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女		
仙台市	1,046,737	508,130	538,607	465,811	1332
青葉区	291,994	140,637	151,357	144,353	966
宮城野区	190,806	93,676	97,130	86,000	3284
若林区	132,159	65,140	67,019	58,923	2607
太白区	220,380	107,083	113,297	91,608	966
泉区	211,398	101,594	109,804	84,927	1442

出典:統計情報せんだい「平成 23 年 3 月 1 日現在推計人口」

(仙台市市民局地域政策部広聴統計課)

統計情報せんだい「仙台市の概要」(仙台市市民局地域政策部広聴統計課)

【名取市】

人口及び世帯数等の状況は表 6.2.1-2 に示すとおりである。平成 23 年 2 月末における人口は 73,502 人である。

表 6.2.1-2 人口及び世帯数等(名取市)

	人 口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/1 km ²)
	総数	男	女		
名取市	73,502	35,959	37,543	26,538	752

出典:統計情報「地区別人口 平成 23 年 2 月末」(名取市ホームページ)

名取市の紹介「位置・地勢」(名取市ホームページ)

【事業予定地】

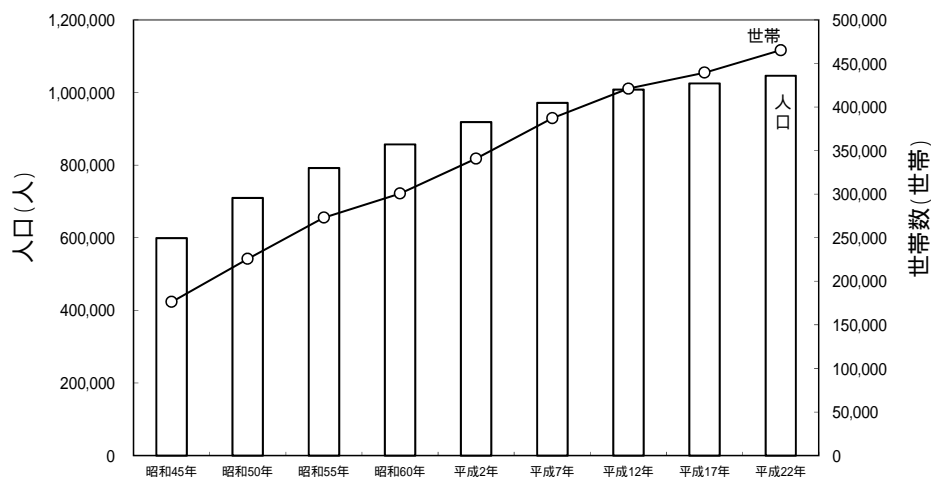
事業予定地内の人口は平成 17 年で 489 人、170 世帯となっている。

(市街化区域編入要望地区箇所別カルテより引用)

イ 人口等の推移・動向等

【仙台市】

昭和45年から平成22年までの人口及び世帯数の推移は図6.2.1-1に示すとおりである。昭和45年から平成12年までは人口、世帯数ともに増加が著しいが、平成12年以降は人口の伸びが鈍化している。

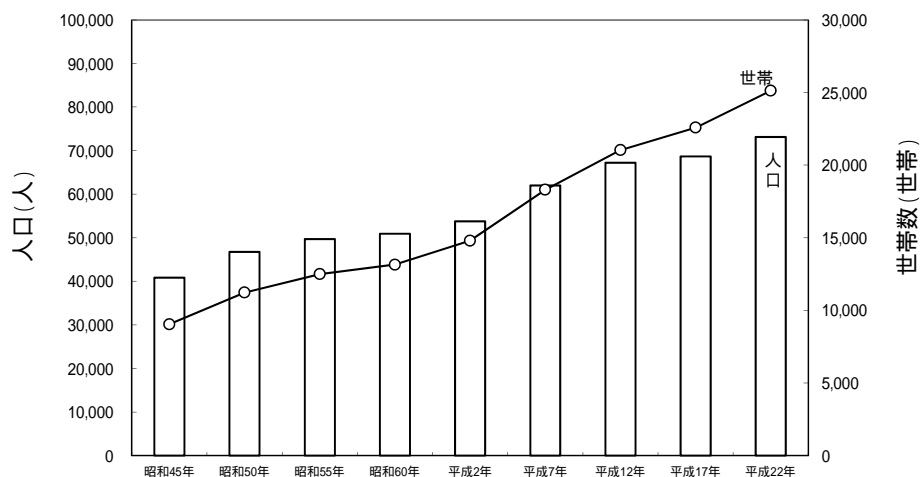


出典：国勢調査結果(総務省統計局)

図 6.2.1-1 人口及び世帯数の推移(仙台市)

【名取市】

昭和45年から平成22年までの人口及び世帯数の推移は図6.2.1-2に示すとおりである。昭和45年以降は人口、世帯数ともに増加傾向を示している。



出典：国勢調査結果(総務省統計局)

図 6.2.1-2 人口及び世帯数の推移(名取市)

(2) 産業

ア 産業構造の特性、産業構造の推移・動向等

【仙台市】

平成 21 年の産業別の事業所数及び従業者数の状況は表 6.2.1-3 に示すとおりである。

事業所で最も多いのは卸売業・小売業の 14,449 事業所(29.7%)で従業員も 143,135 人(24.6%)となっている。

従業者の産業構成比の推移は図 6.2.1-3 に示すとおりであり、平成 8 年以降については第三次産業の占める割合が増加傾向で推移している。

【名取市】

平成 21 年の産業別の事業所数及び従業者数の状況は表 6.2.1-3 に示すとおりである。

事業所で最も多いのは卸売業・小売業の 789 事業所(28.2%)で従業員も 8,431 人(26.9%)となっている。

従業者の産業構成比の推移は図 6.2.1-4 に示すとおりである。平成 16 年以降については第三次産業の占める割合が増加している。

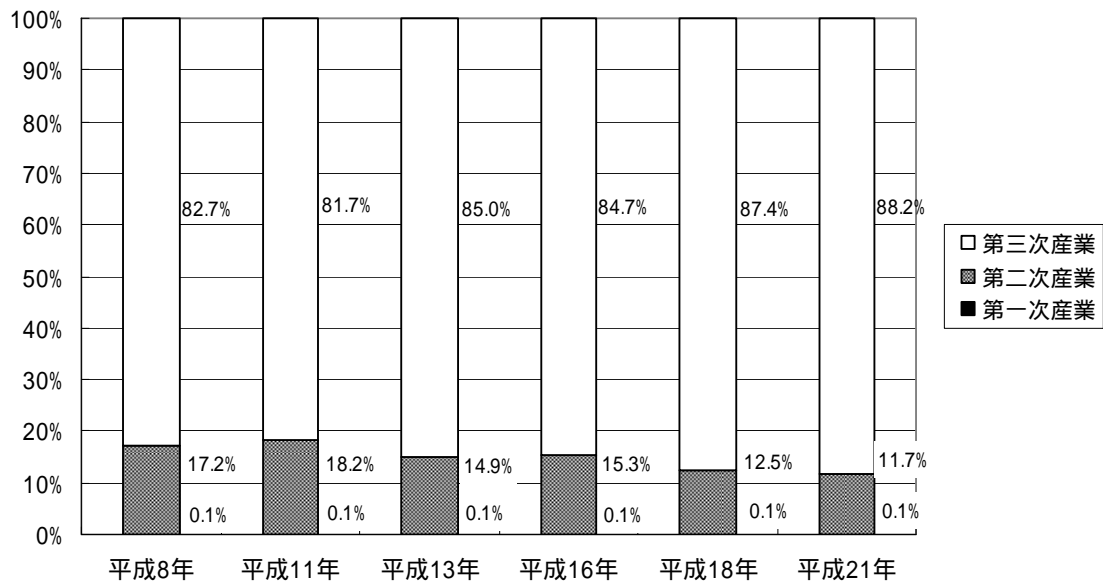
表 6.2.1-3 産業別事業所数及び従業者数(平成 21 年 7 月 1 日現在)

単位:事業所数(上段)、従業者数(下段)

産 業(大分類)		仙台市						名取市
		総数	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	
総数		48,667	18,887	9,161	7,242	6,218	7,159	2,799
		581,755	254,952	119,359	74,982	58,555	73,907	31,395
第一次産業	農林漁業	65	20	8	10	11	16	4
		529	166	41	97	88	137	41
第二次産業	鉱業,採石業 砂利採取業	7	1	2	-	3	1	2
		28	1	7	-	13	7	14
	建設業	4,342	1,174	859	775	693	841	280
		46,332	17,683	9,536	7,682	4,879	6,552	2,434
	製造業	1,497	333	410	393	181	180	154
		21,878	4,287	7,415	4,642	1,833	3,701	4,296
第三次産業	電気・ガス・熱供給・ 水道業	58	23	13	6	4	12	3
		5,299	3,388	744	239	528	400	49
	情報通信業	974	579	144	88	60	103	15
		22,537	11,966	4,757	3,409	495	1,910	59
	運輸業,郵便業	1,372	210	593	241	167	161	93
		38,136	7,399	15,711	7,161	3,711	4,154	2,445
	卸売業,小売業	14,449	4,986	2,830	2,685	1,856	2,092	789
		143,135	50,431	30,537	25,018	15,767	21,382	8,431
	金融業,保険業	952	523	146	86	81	116	36
		18,457	12,877	2,275	887	688	1,730	361
	不動産業, 物品賃貸業	3,959	1,632	832	640	441	414	365
		18,216	9,329	3,158	2,324	1,633	1,772	934
	学術研究,専門・ 技術サービス業	2,722	1,393	397	234	286	412	70
		21,351	11,773	3,617	1,617	2,015	2,329	577
	宿泊業, 飲食サービス業	5,903	3,209	777	495	670	752	278
		53,976	28,306	7,199	3,555	7,447	7,469	2,716
	生活関連 サービス業,娯楽業	4,039	1,480	627	531	699	702	226
		23,957	9,570	4,469	2,222	3,257	4,439	1,453
	教育,学習支援業	1,783	678	246	187	259	413	123
		33,664	19,097	3,632	2,205	3,699	5,031	1,754
	医療,福祉	3,011	1,079	496	370	502	564	154
		51,668	20,873	9,837	5,127	8,079	7,752	2,874
	複合サービス事業	188	66	37	27	33	25	20
		2,291	1,121	334	328	265	243	298
	サービス業(他に分類 されないもの)	3,123	1,393	701	450	248	331	161
		60,682	35,868	10,863	6,722	3,226	4,003	1,976
	公務(他に分類され るものを除く)	223	108	43	24	24	24	26
		19,619	10,817	5,227	1,747	932	896	683

出典:平成 21 年経済センサス-基礎調査(総務省統計局)

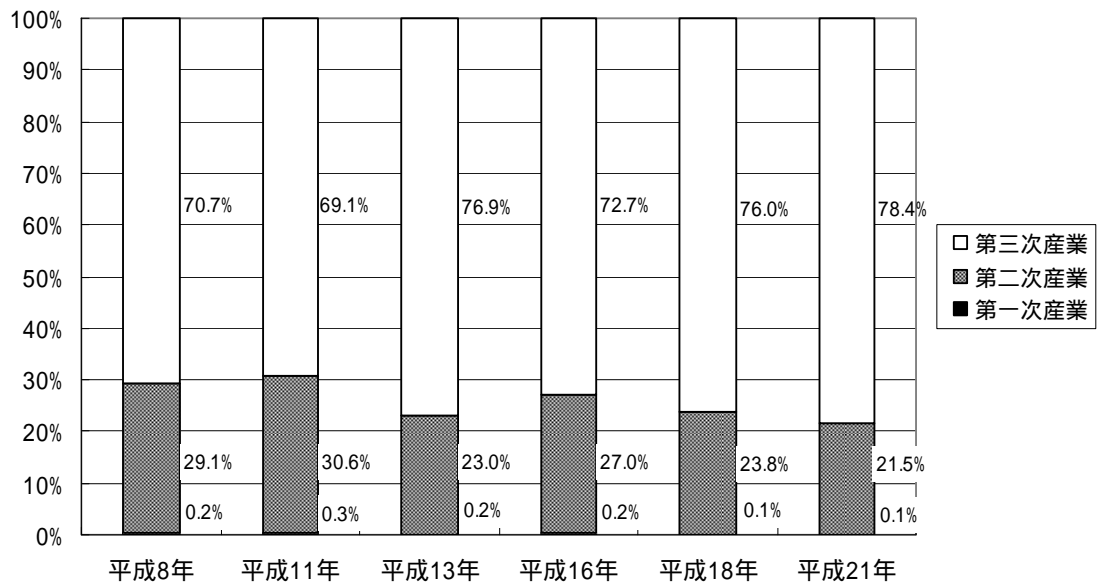
【仙台市】



出典：平成 8、11、13、16、18 年事業所・企業統計調査（総務省統計局）
平成 21 年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）

図 6.2.1-3 従業者の産業構成比の推移（仙台市）

【名取市】



出典：平成 8、11、13、16、18 年事業所・企業統計調査（総務省統計局）
平成 21 年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）

図 6.2.1-4 従業者の産業構成比の推移（名取市）

6.2.2 土地利用

(1) 現況土地利用、土地利用の推移・動向

【調査地域】

名取川左岸は、名取川及び広瀬川に沿った平地部に市街地が広がり、八木山及び太白山、蕃山にかけての森林地域は、風致地区や県自然環境保全地域、緑地環境保全地域など、豊かな自然環境が保全されている。

名取川右岸は、高館熊野堂から東側は農地が広がり、県道仙台館腰線より東側、高館地域の山手にある住宅地は市街化区域となっており住宅地が形成されている。

高館地域の住宅地の南側一帯は、自然環境保全地域や緑地環境保全地域など、豊かな自然環境が保全されている。

過去の土地利用推移・動向をみると、1964年（昭和39年）当時は、名取川左岸の富沢、富田、郡山地域、名取川右岸の柳生、中田、袋原はほとんどが農地で、名取市熊野堂地域は森林となっている。

これらの地域は昭和40年代後半より土地区画整理事業や開発行為により住宅地開発が進展している。

【事業予定地】

事業予定地内のほぼ半分が水田を主体とした農地である。事業予定地の東側には既存住宅地が多数立地しており、また、病院等の公益施設や小学校も立地している。

土地利用の動向は、事業予定地東側は、富沢駅東土地区画整理事業、大野田富沢土地区画整理事業、富沢駅周辺土地区画整理事業、事業予定地北側は富沢長町土地区画整理事業により市街化が進展しており、地下鉄南北線富沢駅の駅勢圏となっている。

事業予定地内では平成22年4月に富沢小学校が開校したほか、保育所、病院の立地など、市街化が進んでいる。

過去の土地利用履歴をみると、1964年（昭和39年）当時は、笹川の南側にある館地区の散居集落や、現在の市道富沢山田線南側の東西に細長く続く既存集落以外は農地となっている。

表 6.2.2-1 現況土地利用

		合計面積	農用地	森林	原野	水面 河川 水路	道路	宅地	その他
事業 予定地	面積(ha)	73.5	50.1	-	-	2.2	6.0	15.2	-
	割合(%)	100.0	68.1	-	-	3.0	8.2	20.7	-

出典：市街化区域編入要望地区箇所別カルテ（平成21年10月 仙台市富沢駅西土地区画整理組合設立準備委員会）

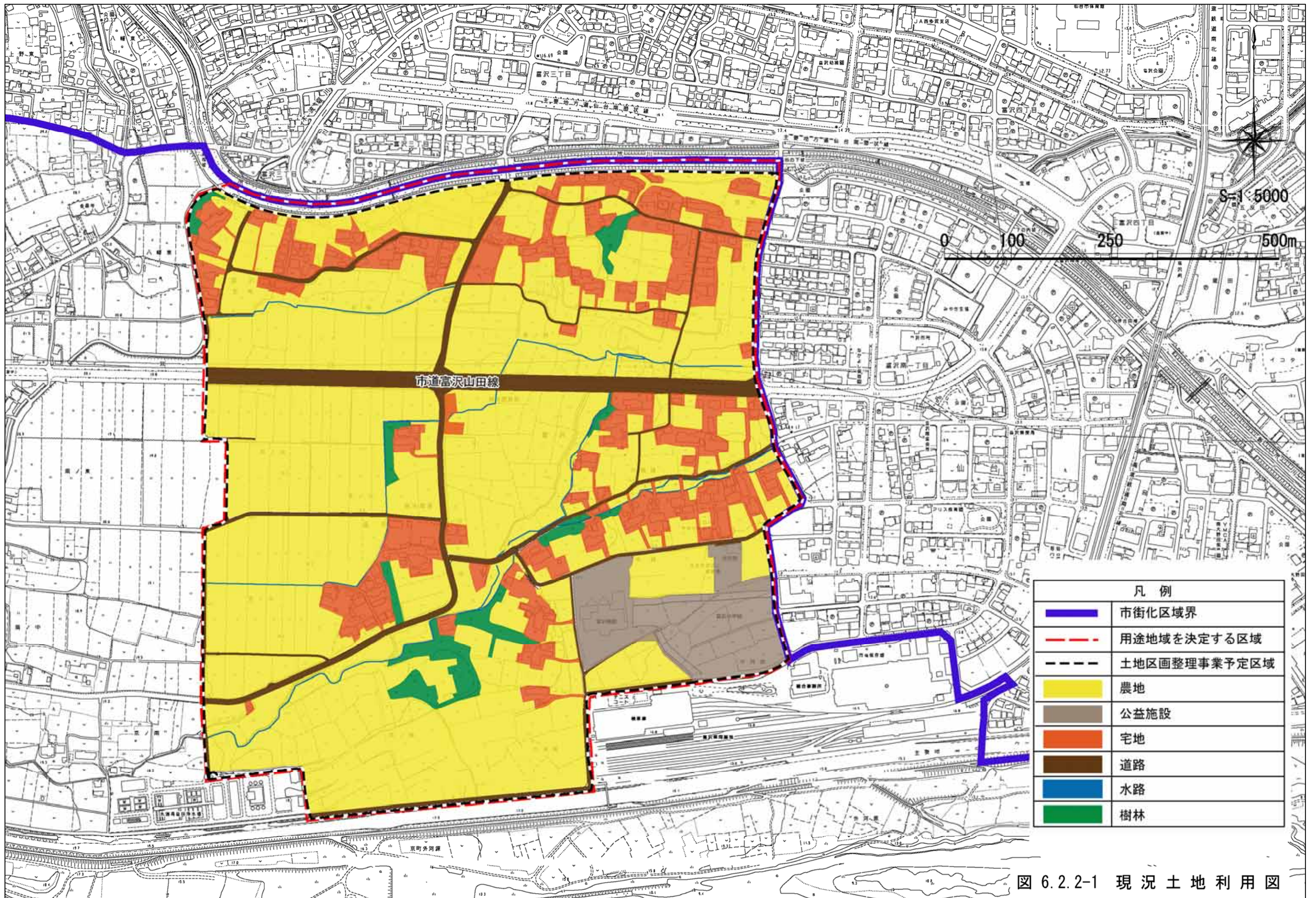


図 6.2.2-1 現況土地利用図

(2)法令等に基づく用途区分の状況等

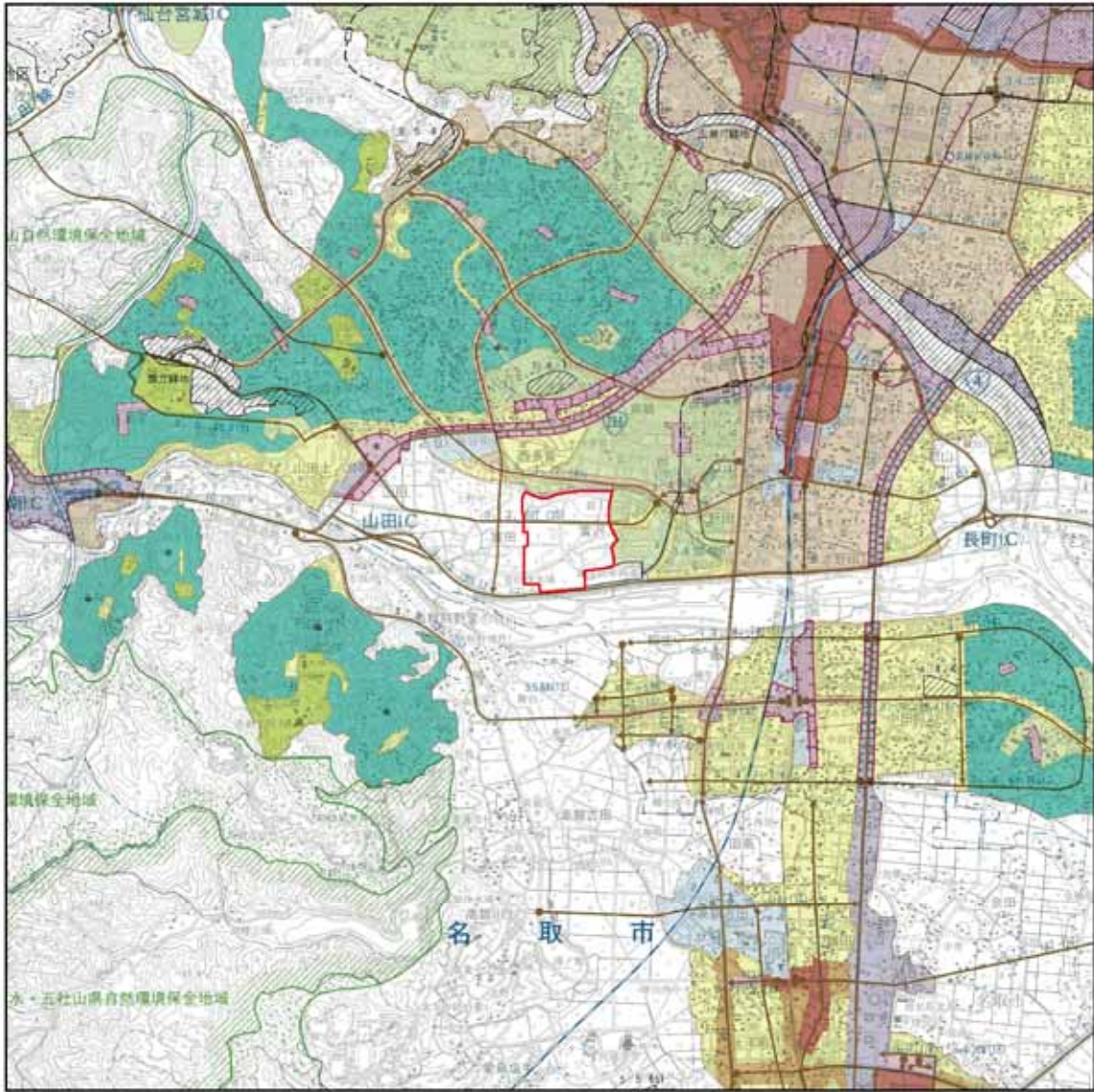
仙台市、名取市の都市計画は、仙塩広域都市計画区域に含まれている。

仙塩広域都市計画区域は、北部は吉田川流域の一部、西部は大倉ダム、南部は阿武隈川、東部は太平洋に至る範囲で、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村の5市5町1村にわたっており、面積は全体で89,231haとなっている。

仙台市、名取市における市街化区域（用途地域）の指定状況は表 6.2.2-2 に示すとおりである。

事業予定地の北側は、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域、東側は、二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となっている。

事業予定地の南側、西側及び事業予定地内は、市街化調整区域であり用途地域は設定されていない。



※事業予定地は市街化調整区域



図 6.2.2-2 用途地域指定状況図

凡		例		
	市街化区域			
	市街化調整区域			
	仙塩広域都市計画以外の用途地域			
地域地区		容積率	建ぺい率	表示
	第一種低層住居専用地域	60	40	*
		60	50	**
		80	50	
		200	60	***
	第二種低層住居専用地域	60	40	
		80	50	*
		150	60	**
		200	60	***
	第一種中高层住居専用地域	200	60	
	第二種中高层住居専用地域	200	60	
	第一種住居地域	200	60	
	第二種住居地域	200	60	
	準住居地域	200	60	
	近隣商業地域	200	80	*
		300	80	
	商業地域	200~800	80	
		仙台都心部については下図参照		
	準工業地域	200	60	
	工業地域	200	60	
	工業専用地域	200	60	
	第一種特別業務地区		第六種特別業務地区	
	第二種特別業務地区		第七種特別業務地区	
	第三種特別業務地区		大規模集客施設制限地区(近隣商業地域)	
	第四種特別業務地区		大規模集客施設制限地区(商業地域)	
	第五種特別業務地区		大規模集客施設制限地区(準工業地域)	
	特別業務地区			
	特別工業地区			
	文教地区			
	防火地域	仙台都心部については下図参照		
	準防火地域			
	緑地保全地区			
	都市計画道路		駅前広場	
	都市計画公園・緑地			
	都市計画墓園			
	東日本旅客鉄道株式会社仙石線 仙台市高速鉄道			
	最低限高度地区			
	自然環境保全地域			
	緑地環境保全地域			

※都市計画公園については、地区公園以上の公園を表示しております。
 ※都市計画緑地については、10ha以上の緑地を表示しております。

表 6.2.2-2 用途地域の指定状況

	仙台市		名取市	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
都市計画区域	44,293		10,007	
市街化区域	17,892.5	100.00%	1,775.7	100.00%
第一種低層住居専用地域	5,432.2	30.36%	481.4	27.11%
第二種低層住居専用地域	5.9	0.03%	0.3	0.02%
第一種中高層住居専用地域	744.5	4.16%	174.8	9.84%
第二種中高層住居専用地域	1,532.7	8.57%	0.0	0.00%
第一種住居地域	2,808.2	15.69%	474.9	26.74%
第二種住居地域	2,561.6	14.32%	64.4	3.63%
準住居地域	64.4	0.36%	101.1	5.69%
近隣商業地域	949.7	5.31%	42.8	2.41%
商業地域	937.0	5.24%	43.2	2.43%
準工業地域	1,136.6	6.35%	258.5	14.56%
工業地域	417.7	2.33%	79.8	4.49%
工業専用地域	1,302.0	7.28%	54.5	3.07%
市街化調整区域	26,400.5		8,231.3	
都市計画区域外	34,061		0	
行政区域	78,354		10,007	

出典: 宮城の都市計画(資料編) 都市計画決定状況等 概要版 平成 22 年 5 月 31 日現在
 (宮城県土木部都市計画課)
 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 平成 22 年 5 月(宮城県)

6.2.3 水利用

(1) 漁業権の設定の状況

調査地域における公共用水域には、表 6.2.3-1 のとおり漁業権が設定されている。

表 6.2.3-1 漁業権の設定状況

組合名	住所	漁業権が設定されている河川・湖沼
仙台市漁業協同組合	仙台市若林区荒浜 字中丁 36-63	井土浦、難波川、嘉太神川、水花川、筒砂子川、内川、辻倉川
広瀬名取川漁業協同組合	仙台市太白区郡山 字南上河原 7-2	名取川、前川、立野川、碁石川、北川、穴戸川、本砂金川、小屋の沢川、広瀬川、新川、大倉川、矢櫓沢、横川

出典：宮城県農林水産部水産業振興課ホームページ

(2) その他河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の状況等

ア 名取川の利水

表 6.2.3-2 名取川の水利権

河川名	目的	水利権名称・管理者	取水量(m ³ /s)	
許可水利権				
名取川	発電用水	茂庭発電所 東北電力(株)	10.3	
		人來田発電所 東北電力(株)	12.5	
	かんがい用水	名取川地区かんがい用水 農林水産省	(頭首工右岸)	(頭首工左岸)
			5/1～5/15 8.047	5/1～5/15 0.316
			5/16～8/31 6.969	5/16～8/31 0.261
			9/1～4/30 4.000	9/1～4/30 0.24
	竹の内堰 竹の内水利組合	5/1～5/15 0.034	5/16～8/31 0.029	
工業用水	仙台圏工業用水 宮城県	0.637		
水道用水	仙台市上水道(富田取水口) 仙台市	7/1～8/31 0.57(49,220m ³ /d)		
		9/1～6/30 0.492(45,520m ³ /d)		

出典：名取川水系河川整備計画 平成 22 年 2 月 宮城県

イ 広瀬川の利水

表 6.2.3-3 広瀬川の水利権

河川名	目的	水利権名称・管理者	取水量(m ³ /s)
許可水利権			
広瀬川	発電用水	三居沢発電所 東北電力(株)	最大取水量 5.57
		大堀発電所 東北電力(株)	最大取水量 2.28
		大倉発電所 東北電力(株)	最大取水量 6.50
	かんがい用水	愛宕堰 仙台市	4/25～5/9 7.425 5/10～9/10 6.045
		ニッカウヰスキー工業用水 ニッカウヰスキー(株)	7/15～8/31 0.0142(1,230m ³ /d) 9/1～7/14 0.0483(4,170m ³ /d)
	水道用水	仙台市上水道(熊ヶ根取水口) 仙台市	7/1～8/31 0.57(49,220m ³ /d) 9/1～6/30 0.492(45,520m ³ /d)
		許可水利権	
広瀬川	かんがい用水	葛岡揚水機	0.012
		葛岡揚水組合	0.01
		大勝草揚水機	0.011
		大勝草揚水組合	0.011
		熊ヶ根堰	0.06
		熊ヶ根堰用水組合	0.04
		壇の原揚水機	0.03
		壇の原用水組合	0.02
		宿堰	0.02
宿用水組合	0.015		
郡山堰	0.18		
仙台市	0.161		
四ッ谷堰	0.055		
四谷堰管理組合	0.486		

出典:名取川水系河川整備計画 平成 22 年 2 月 宮城県

ウ 湧水

調査地域には、仙台市博物館裏に「清水門」湧水地が確認される。

仙台市博物館の裏手に現存する湧水地、清水門は、こけむした石垣が、仙臺城、三の丸への入口のひとつで、清水門の名残になっている。このわきには仙臺藩御用酒づくりに使われた清水が今も湧いている。(平成 15 年度自然環境基礎調査報告書より引用)

エ 温泉

事業予定地区北側の太白区山田地区には仙台七夕温泉がある。

また、東北道南インターチェンジ南側には、福寿の湯があり、付帯施設は仙台市勤労者保養施設がある。また、近傍に釜淵の湯、新朋の湯がある。さらに、仙台駅付近にアパ仙台温泉がある。(宮城県薬務課に聞き取り)

事業予定地区北側の太白区山田地区には名取川温泉がある。また、東北道南インターチェンジ南側には、茂庭温泉があり、付帯施設は仙台市勤労者保養施設がある。名取市には、名取川を挟んで、事業予定地の西側対岸に熊野堂温泉が位置する。

オ 地下水

概況調査地域の地下水の利用状況は、年間で $2,076,767\text{m}^3$ となっている。

概況調査地域の中で、揚水量が多い地区は、鉤取本町二丁目 ($104,163\text{m}^3$)、郡山六丁目 ($177,020\text{m}^3$)、富田字八幡東 ($224,827\text{m}^3$) となっている。

事業予定地の地下水の利用状況は、 $46,209\text{m}^3$ となっている。(字が全部含まれる富沢字熊ノ前、寺城、川前、川前浦、鍛冶屋敷、鍛冶屋敷前、舞台を集計した)(地下水の利用状況の開示請求結果による。調査年度は平成 22 年度)

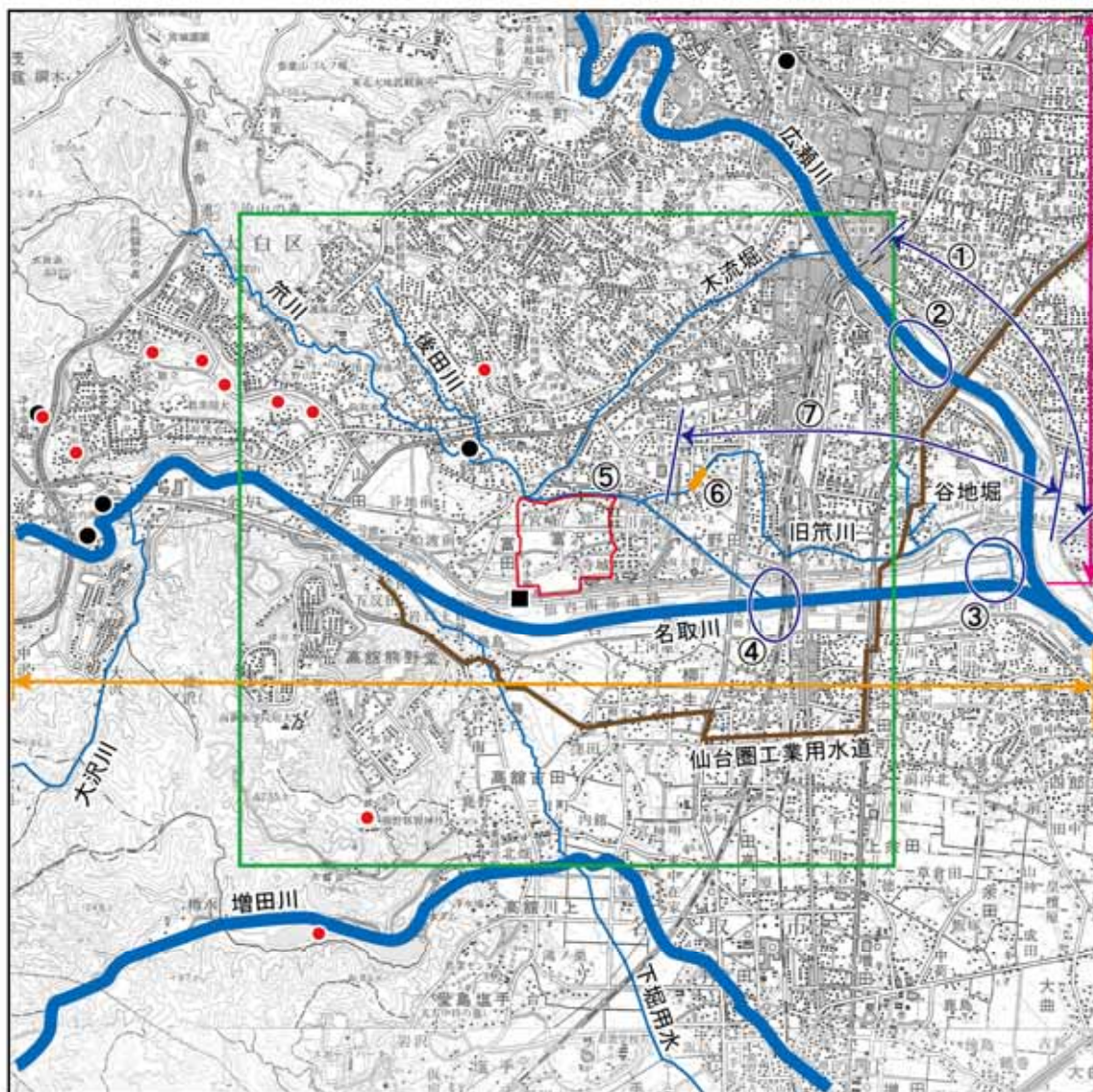
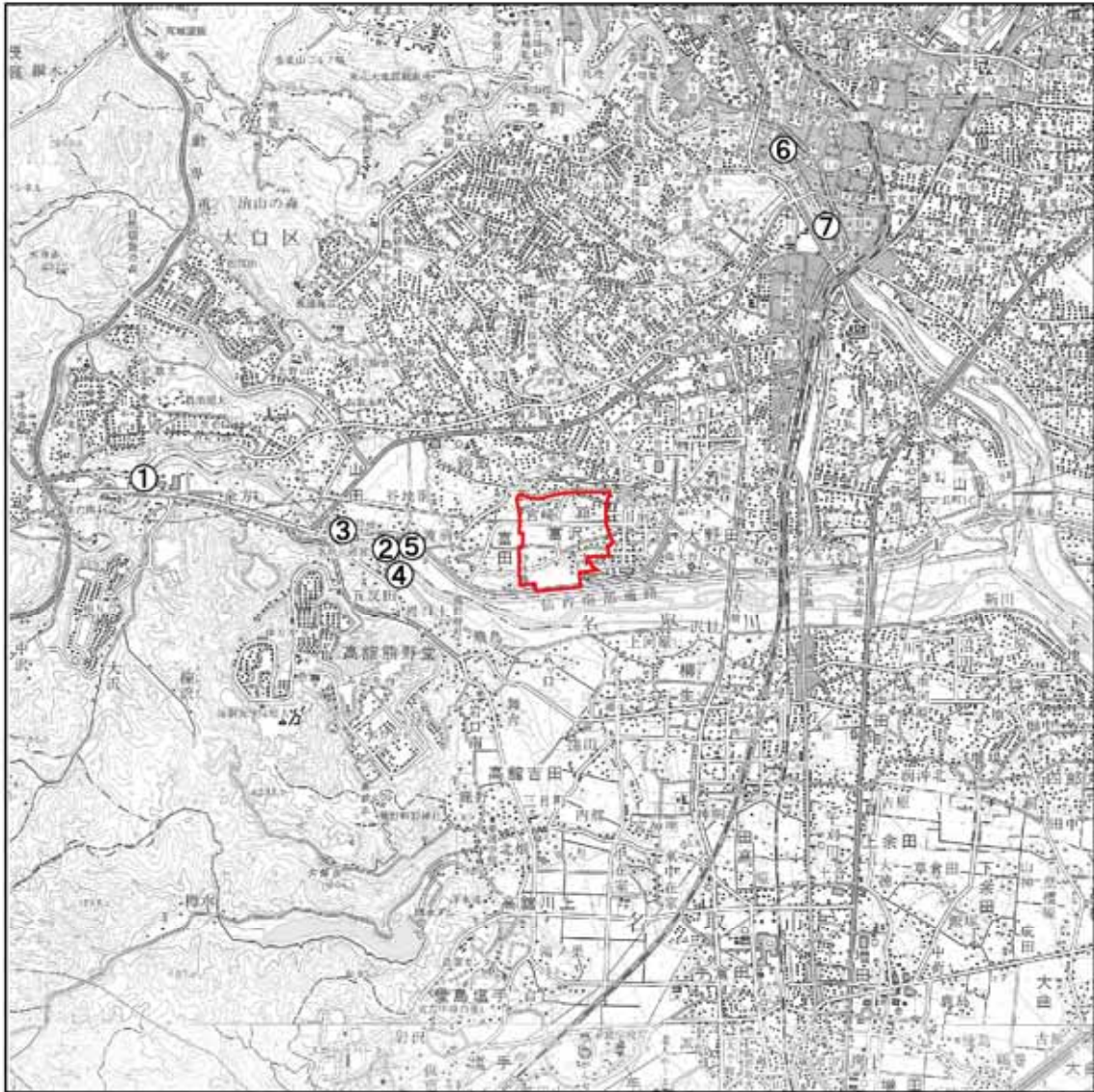


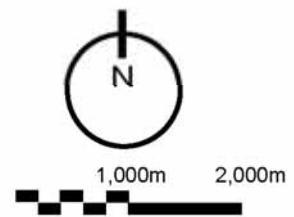
図 6.2.3-1 水利用の状況図



凡 例



事業予定地



- ① 人來田発電所（東北電力株）
- ② 名取川地区かんがい用水（農林水産省）
- ③ 竹の内堰（竹の内水利組合）
- ④ 仙台圏工業用水（宮城県）
- ⑤ 仙台市上水道（富田取水口）（仙台市）
- ⑥ 愛宕堰（仙台市）
- ⑦ 郡山堰（仙台市）

図 6. 2. 3-2 水利権状況図

6.2.4 社会資本整備

(1)交通

ア 道路・鉄道等の交通網及びその利用の状況

仙台市内における道路の状況は表 6.2.4-1 に示すとおりであり、道路の総延長は約 3,600km となっている。調査地域における主要な道路の状況は図 6.2.4-1 に示すとおりであり、主要な道路として、東北縦貫自動車道弘前線、仙台南部道路、国道 4 号、国道 286 号、主要地方道仙台岩沼線、一般県道仙台館腰線等が存在する。

表 6.2.4-1 道路の延長及び面積等

	種別	延長(km)	舗装延長(km)	舗装率(%)
仙台市	総数	3628.3	3444.4	94.9
	国道	128.3	128.3	100.0
	県道	232.9	232.9	100.0
	市道	3267.1	3083.3	94.4
名取市	総数	496.9	473.9	95.4
	国道	14.5	14.5	100.0
	県道	53.4	53.4	100.0
	市道	429.1	406.0	94.6

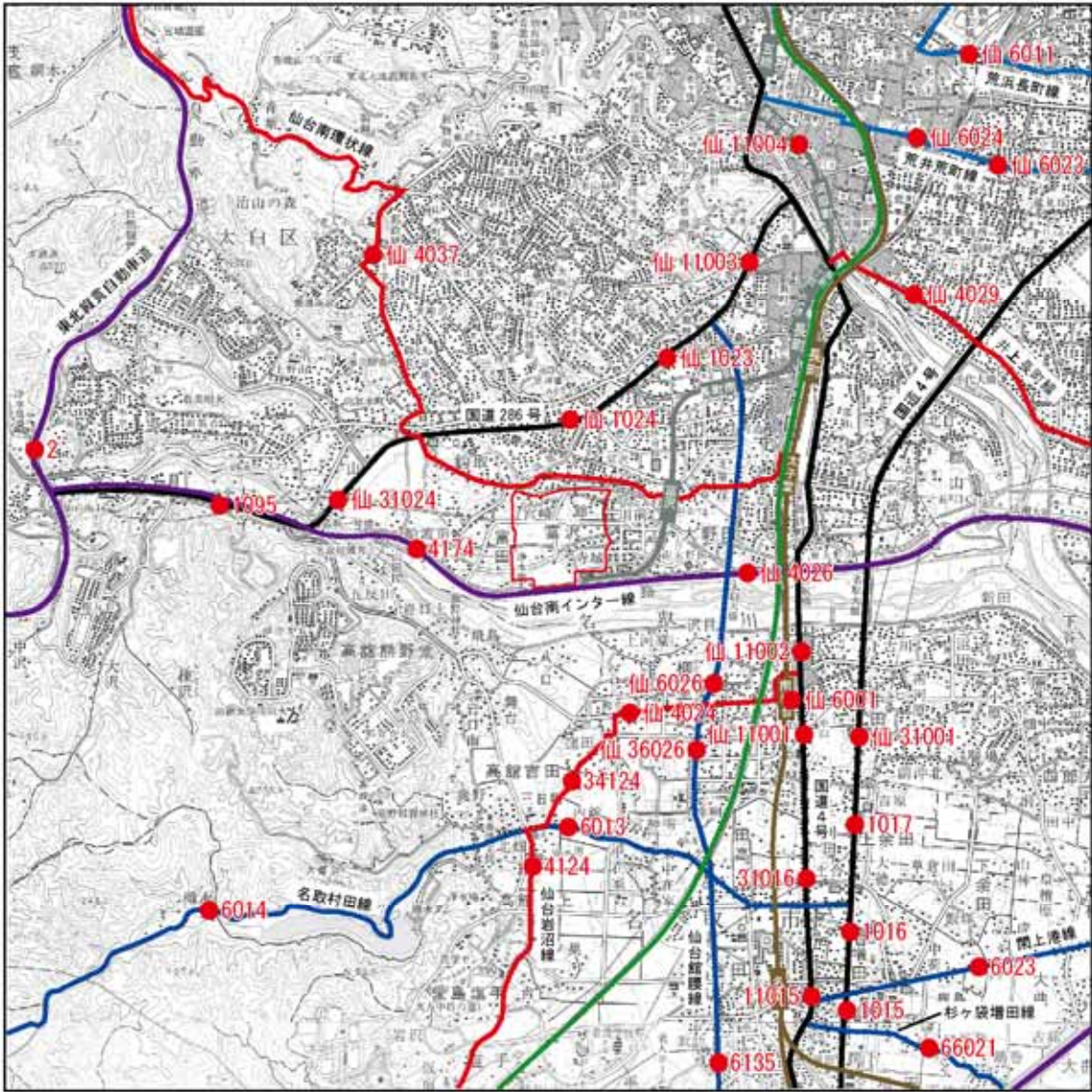
出典：仙台市統計書「平成 22 年版」(平成 23 年 5 月 仙台市)
平成 22 年度 名取市統計書(平成 23 年 9 月 名取市)

調査地域における交通量調査地点は図 6.2.4-1 に、調査結果は表 6.2.4-2 に示すとおりである。

調査地域における平成 17 年度の 12 時間交通量は、東北縦貫自動車道弘前線で約 25,000 台(仙台南 IC)、一般国道 4 号で約 24,000 台(仙台市太白区長町三丁目)、仙台南部道路で 13,100 台(仙台市太白区大野田字下古川)、一般国道 286 号で 34,100 台(仙台市太白区泉崎二丁目)となっている。

平成 9 年度から平成 11 年度までと、平成 11 年度から平成 17 年度までの交通量の伸び率がいずれも 1.00 を超えるのは一般国道 4 号、一般国道 286 号、主要地方道仙台岩沼線、主要地方道仙台南環状線、一般県道名取村田線、一般県道仙台館腰線となっている。

調査地域における鉄道は、JR 東北本線、仙台市営地下鉄南北線の 2 路線が運行している。各駅の乗降客数の推移は、表 6.2.4-3 のとおりで、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間で、毎年乗降客数が伸びているのは、JR の太子堂駅、名取駅、毎年乗降客数が減っているのは、仙台市営地下鉄南北線の仙台駅、愛宕橋駅、河原町駅、富沢駅となっている。その他の駅では増減を繰り返している。



- 凡例
- 事業予定地
 - 交通量調査地点位置
 - 高速自動車国道
 - 一般国道
 - 主要地方道
 - 一般県道
 - 東北新幹線
 - JR・仙台空港アクセス鉄道
 - 仙台市営地下鉄南北線

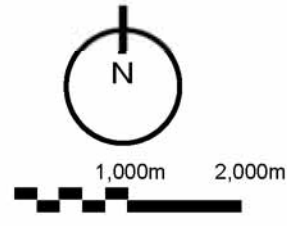


図 6.2.4-1 主要な道路・鉄道及び交通量調査地点

表 6.2.4-2 自動車交通量調査結果

調査区間番号	路線名	観測地点名 市区丁目 郡町字 村	平日昼間 12 時間交通量							H17年度 交通量	12時間交通量 伸び率	
			自動車類				合計	大型車類 合計	24時間 自動車類 交通量		H17/ H11	H11/ H9
			乗用車類		貨物車類							
			乗用車	バス	貨物車 小型	貨物車 普通						
仙 2	東北縦貫自動車道弘前線	仙台南IC ~ 仙台宮城IC	16,707	466	2,864	4,937	24,974	5,403	33,188	25,212	0.99	1.03
11015	一般国道 4 号	名取市増田二丁目	6,869	107	1,551	707	9,234	814	-	8,622	1.07	1.04
31016	一般国道 4 号	-	6,240	43	1,196	488	7,967	531	-	31,015	0.92	1.04
仙 11001	一般国道 4 号	仙台市太白区中田六丁目	6,240	43	1,196	488	7,967	531	-	8,622	0.92	1.04
仙 11002	一般国道 4 号	仙台市太白区中田一丁目	7,494	135	1,460	512	9,601	647	13,498	8,622	1.11	1.04
仙 11003	一般国道 4 号	仙台市太白区長町三丁目	18,083	229	3,773	1,868	23,953	2,097	-	18,747	1.28	0.77
仙 11004	一般国道 4 号	仙台市若林区土樋	15,648	301	3,066	746	19,761	1,047	-	22,748	0.87	1.16
仙 31001	一般国道 4 号	-	22,663	107	5,526	5,809	34,105	5,916	-	36,087	0.95	1.07
1015	一般国道 4 号	名取市増田字柳田	21,034	156	5,067	6,031	32,288	6,187	-	34,816	0.93	1.25
1016	一般国道 4 号	名取市増田五丁目	23,880	160	5,581	7,053	36,674	7,213	-	36,087	1.02	1.07
1017	一般国道 4 号	名取市上余田字土合	22,663	107	5,526	5,809	34,105	5,916	-	36,087	0.95	1.07
仙 1023	一般国道 286 号	仙台市太白区長町七丁目	7,766	243	1,340	607	9,956	850	-	10,581	0.94	1.02
仙 1024	一般国道 286 号	仙台市太白区泉崎二丁目	27,410	448	3,661	2,623	34,142	3,071	46,571	31,078	1.10	1.04
1095	一般国道 286 号	名取市高館熊野堂字余方中東	21,673	473	4,426	3,569	30,141	4,042	41,183	36,728	0.82	1.01
仙 31024	一般国道 286 号	-	2,324	16	1,247	490	4,077	506	-	36,728	0.11	1.01
仙 4024	主要地方道仙台岩沼線	仙台市太白区柳生四丁目	9,046	125	1,434	682	11,287	807	-	12,176	0.93	0.99
4124	主要地方道仙台岩沼線	名取市高館字川上字東北畑	7,736	77	2,465	1,427	11,705	1,504	-	8,595	1.36	1.15
4174	仙台南インター線	山田IC ~ 仙台南IC	5,494	215	1,664	2,626	9,999	2,841	12,836	-	-	-
仙 4026	仙台南インター線	仙台市太白区大野田字下古川	7,614	243	2,102	3,142	13,101	3,385	16,579	7,709	1.70	0.92
仙 4029	主要地方道井上長町線	仙台市若林区若林二丁目	11,292	178	2,760	1,396	15,626	1,574	-	16,042	0.97	0.96
仙 4037	主要地方道仙台南環状線	-	8,948	213	1,320	333	10,814	546	-	10,094	1.07	1.10
6013	一般県道名取村田線	名取市高館吉田字宮神明	3,000	19	781	948	4,748	967	-	7,280	0.65	1.09
6014	一般県道名取村田線	名取市高館川上字西樽水	551	0	198	29	778	29	-	483	1.61	1.07
66021	一般県道杉ヶ袋増田線	名取市下増田字後島	2,846	49	482	340	3,717	389	-	3,756	0.99	0.90
6023	一般県道開上港線	名取市下余目字木戸	1,506	74	457	109	2,146	183	-	2,219	0.97	1.07
仙 6001	一般県道南仙台停車場線	仙台市太白区中田五丁目	2,014	2	91	41	2,148	43	-	1,454	1.48	1.00
仙 6011	一般県道荒浜長町線	仙台市宮城野区宮城野三丁目	19,541	334	4,804	2,570	27,249	2,904	36,365	26,890	1.01	0.88
仙 6023	一般県道荒井荒町線	仙台市若林区一本杉町	8,943	188	2,093	397	11,621	585	-	12,071	0.96	0.98
仙 6024	一般県道荒井荒町線	仙台市若林区三百人町	8,261	254	2,138	446	11,099	700	-	10,451	1.06	0.96
仙 6026	一般県道仙台館腰線	仙台市太白区大野田字土手前	26,455	194	4,148	1,414	32,211	1,608	42,196	30,371	1.06	1.14
仙 36026	一般県道仙台館腰線	-	16,076	116	2,547	770	19,509	886	-	16,052	1.22	0.90
6135	一般県道仙台館腰線	名取市手倉田字識訪	16,076	116	2,547	770	19,509	886	24,876	16,052	1.22	0.90

出典:平成 17 年度道路交通量調査総括表

表 6.2.4-3 鉄道駅の乗降客数の推移

区分	駅	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
JR	仙台	76,723	76,162	78,915	78,839	77,146
	(うち新幹線)	22,496	22,831	23,614	22,944	21,648
	長町	6,022	6,050	5,968	6,403	6,562
	太子堂	-	1,637	1,774	2,273	2,487
	南仙台	8,048	8,165	8,543	8,700	8,652
	名取	6,719	6,976	8,334	9,745	14,868
仙台市営地下鉄	仙台	36,573	36,079	35,445	34,998	34,065
	五橋	5,424	5,426	5,443	5,424	5,380
	愛宕橋	1,873	1,826	1,818	1,778	1,729
	河原町	4,511	4,429	4,308	4,280	4,217
	長町一丁目	2,980	3,016	3,016	2,839	2,767
	長町	5,706	5,607	5,292	5,397	5,297
	長町南	11,271	11,418	10,764	10,434	10,504
	富沢	5,769	5,688	5,435	5,295	5,238

出典: 仙台市統計書「平成 22 年版」(平成 23 年 5 月 仙台市)
 平成 22 年度 名取市統計書(平成 23 年 9 月 名取市)

(2) 上水道・下水道

ア 上水道・下水道の整備の状況

仙台市の平成 21 年度の給水量は、一日当たり配水量が最大で約 37.3 万 m³で、給水人口は約 101.7 万人(普及率 99.4%)、年間配水量は約 1 億 2,226 万 m³となっている。

仙台市の平成 21 年度の汚水処理施設の整備状況は、公共下水道、農業集落排水事業、地域下水道、公設浄化槽を合わせ、普及率 99.3%となっている。

処理区域面積は 17,071.1ha、処理区域人口は 1,012,722 人となっている。

参考: 仙台市統計書「平成 22 年版」(平成 23 年 5 月 仙台市)

イ 将来計画等

「仙台市水道事業基本計画」によると、社会経済状況の変化や水道利用者の節水意識の定着などを背景として、近年の水需要の伸びは鈍化してきており、将来とも大幅に増加することは見込まれない状況であるとされる。また、水源水量については、これまでの取り組みの結果、需要を十分に賄い得るだけの水量が確保されており、当面、新たな水源開発は必要とされない状況であるとされる。

こうした背景を受け、同計画においては、計画年度である平成 21 年度における計画値として、行政区域内人口 1,112,600 人、給水区域内人口 1,116,200 人(富谷町を含む) 給水人口 1,116,100 人(富谷町を含む) 給水普及率 100%、一日最大給水量 523,200m³としている。

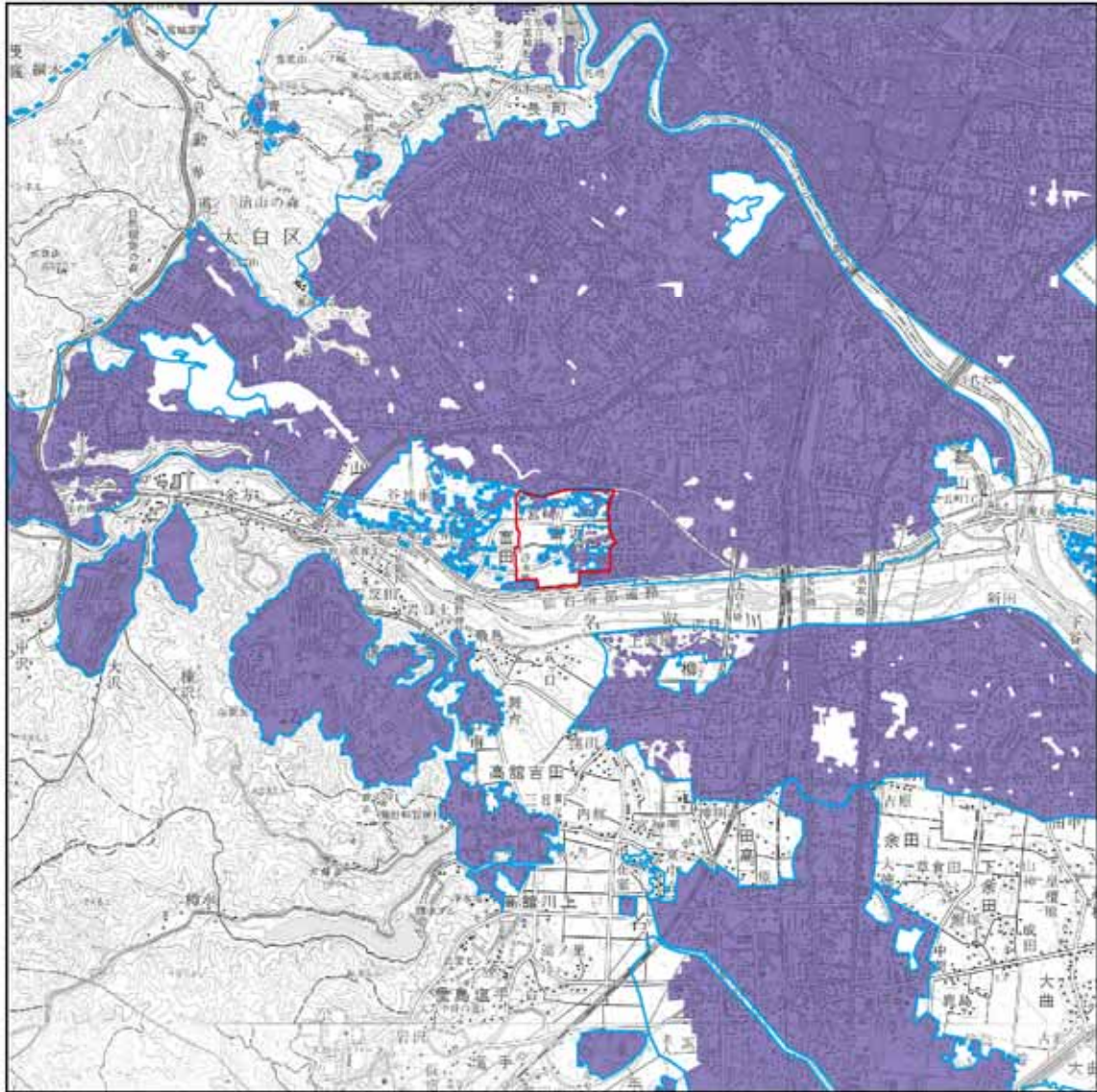
参考: 「仙台市水道事業基本計画」(平成 12 年 3 月 仙台市水道局)

また、仙台市の下水道事業は平成 13 年に定められた「仙台市下水道基本計画」に基づいて進められている。「仙台市下水道基本計画」は、仙台市全体の計画である「仙台市基本構想」や「仙台市基本計画」を、下水道の仕事を通じて実現するために定められたもので、計画の目標年度を平成 32 年とし、これからの下水道が目指す方向性と目標を定めている。

表 6.2.4-4 下水道が目指す方向性

方向性	目標	施策
衛生的で快適な生活の実現	市域内全戸の汚水を処理し、未処理区域を解消する	汚水の適正処理の推進
雨に強い街づくり	52mm/h の大雨(10年に1回)に対して浸水区域の解消を図り、将来的には整備水準の向上を図る	総合的な雨水対策の推進
健全な水循環の形成	合流式下水道の未処理汚水の越流解消を目指し、段階的に越流水量の削減を図る	合流式下水道における雨天時越流水対策の推進
防災機能の向上	大地震発生時における最低限の下水道の機能を確保する	耐震対策の強化
都市機能の維持	下水道の機能を永続的に確保する	施設の適切な運用 計画的な維持更新
循環システムの構築	循環型社会の構築に貢献する	資源・施設の有効利用

出典: 仙台市下水道ホームページ



出典：仙台市都市計画情報インターネット提供サービス

- 凡 例
- 事業予定地
 - 処理区域
 - 計画区域

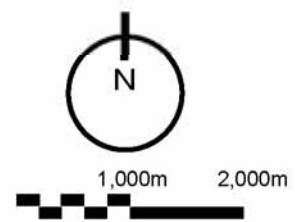


図 6.2.4-2 下水道整備状況

(3)廃棄物処理施設等

ア 廃棄物処理施設の整備の況

仙台市におけるごみ処理量は、平成 16 年度以降減少傾向がみられる。平成 20 年度では仙台市全体で約 39 万トンの処理量となっている。

収集されたごみは、種類に応じて分別され、焼却、資源化、埋立のいずれかの方法で処理されている。焼却ごみは、今泉、葛岡、松森等のごみ焼却施設において焼却され、その後、石積の埋立処分場で最終的に処分している。

イ その他、関連する社会資本の整備状況等

(ア) 土地区画整理事業等の整備状況

仙台市の土地区画整理事業による施行面積は、施行済が 95 地区 4,327ha、施行中が 13 地区 764ha、合わせて 108 地区 5,091ha となっている。

この面積は、市街化区域全体の 28%を占めており、区画整理事業が仙台市の街づくりにおいて大きな役割を果たしている。

調査地域における土地区画整理事業の整備状況は、表 6.2.4-5 及び図 6.2.4-3 に示すとおりであり、平成 24 年 3 月現在においては、富沢駅周辺地区（公共団体施行）あすと長町地区（都市再生機構施行）で施行されている。

名取市では、調査地域内の土地区画整理事業としては高館地区、大規模開発行為としては、ゆりが丘、相互台、みどり台、相互台東の大規模な住宅団地が整備されている。

表 6.2.4-5 土地区画整理事業等の整備状況

	区分	番号	地区名	面積(ha)	事業認可(公告)または 開発許可年月日
仙台市	施行済	1	戦災復興	291.1	昭和 22 年 10 月 21 日
		2	太白団地	53.4	昭和 50 年 4 月 30 日
		3	八木山	105.0	昭和 46 年 12 月 21 日
		4	八木山南	40.9	昭和 46 年 6 月 15 日
		5	山田羽黒堂	4.2	昭和 52 年 3 月 18 日
		6	中田第一	97.0	昭和 47 年 8 月 1 日
		7	富沢長町	146.9	昭和 48 年 11 月 20 日
		8	大野田富沢	18.0	昭和 61 年 1 月 17 日
		9	柳生	54.1	昭和 58 年 3 月 1 日
		10	中田第二	20.2	平成 2 年 3 月 5 日
		11	富沢駅南	33.2	平成 6 年 11 月 22 日
		12	山田鈎取	8.9	平成 10 年 1 月 19 日
	施行中	13	富沢駅周辺	48.3	平成 7 年 1 月 31 日
		14	あすと長町	82.0	平成 9 年 5 月 2 日
		15	山田田中前	9.9	平成 19 年 5 月 30 日
名取市	施行済	16	高館(区画整理)	81.5	昭和 61 年 10 月 14 日
		17	ゆりが丘(大規模開発)	108.8	昭和 60 年 12 月 17 日
		18	相互台(大規模開発)	62.4	昭和 60 年 12 月 26 日
		19	みどり台(大規模開発)	42.1	平成 4 年 3 月 25 日
		20	相互台東(大規模開発)	32.1	平成 11 年 11 月 4 日

出典:仙台市の区画整理(仙台市区画整理課)、名取市の宅地開発(名取市)

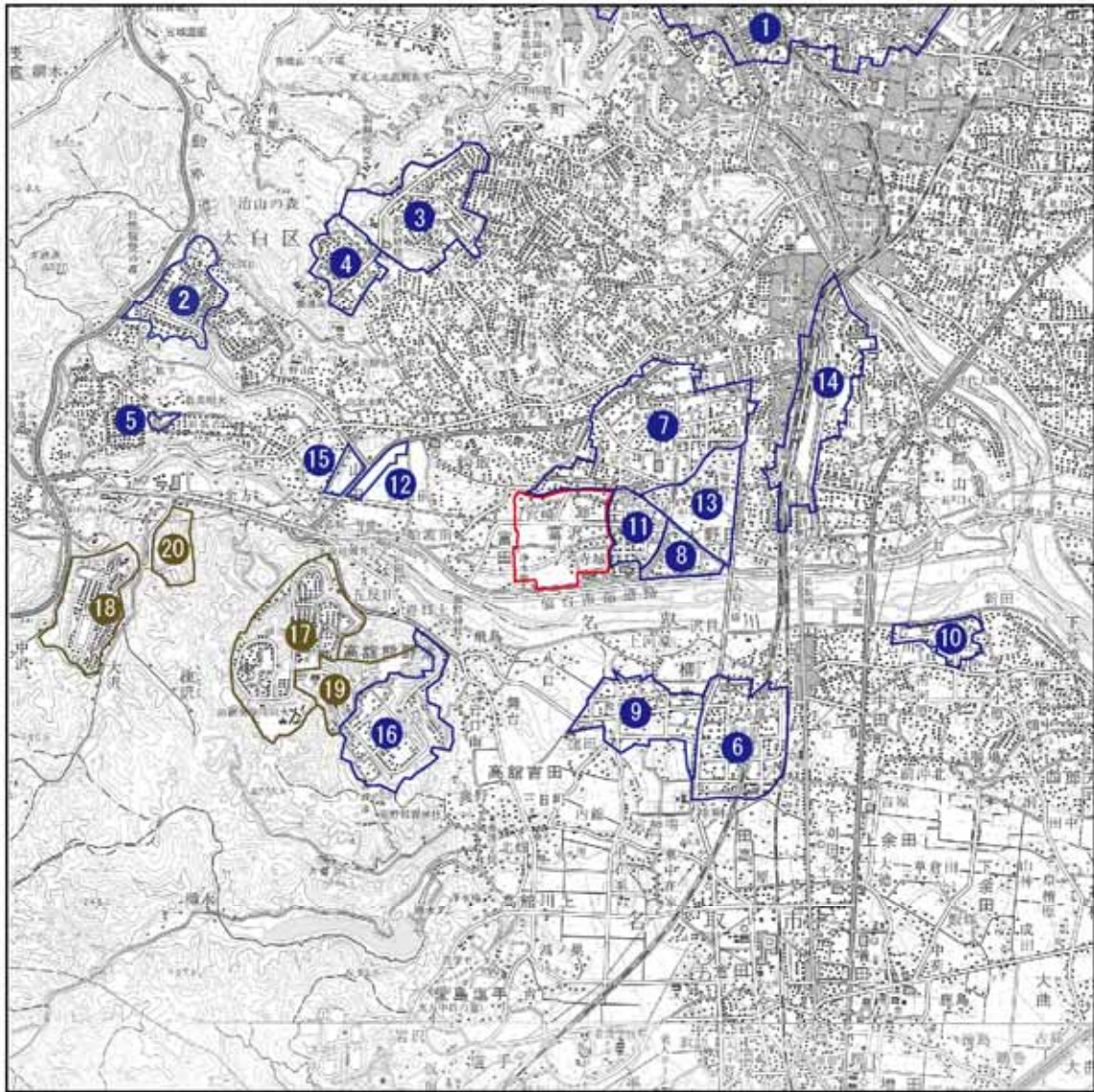
(イ) 工業用水道の整備状況

調査地域には仙台圏工業用水道(図 6.2.4-4)がある。同水道は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道事業のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 47 年度から昭和 51 年度までの 5 か年間で建設されたもので、昭和 51 年 10 月 1 日から給水を開始している。仙台港背後地に立地する「石油精製，都市ガス，火力発電，鉄鋼関連，ビール製造」の企業等のほか、名取市及び利府町の企業にも給水しており、一日最大 100,000 立方メートルの供給能力を持っている。

表 6.2.4-6 工業用水道の整備状況

水 源	一級河川名取川水系碁石川(釜房ダム)
取 水	名取川頭首工(名取市高館熊野堂)釜房ダム放流水 (取水量)一日最大 100,000 立方メートル
給水能力	一日最大 100,000 立方メートル
水 質	原水供給
給水区域	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

出典:宮城県企業局水道経営管理室資料



番号は表 6. 2. 4-5 に対応

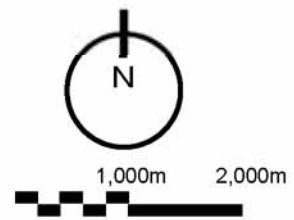


図 6. 2. 4-3 土地区画整理事業等の整備状況

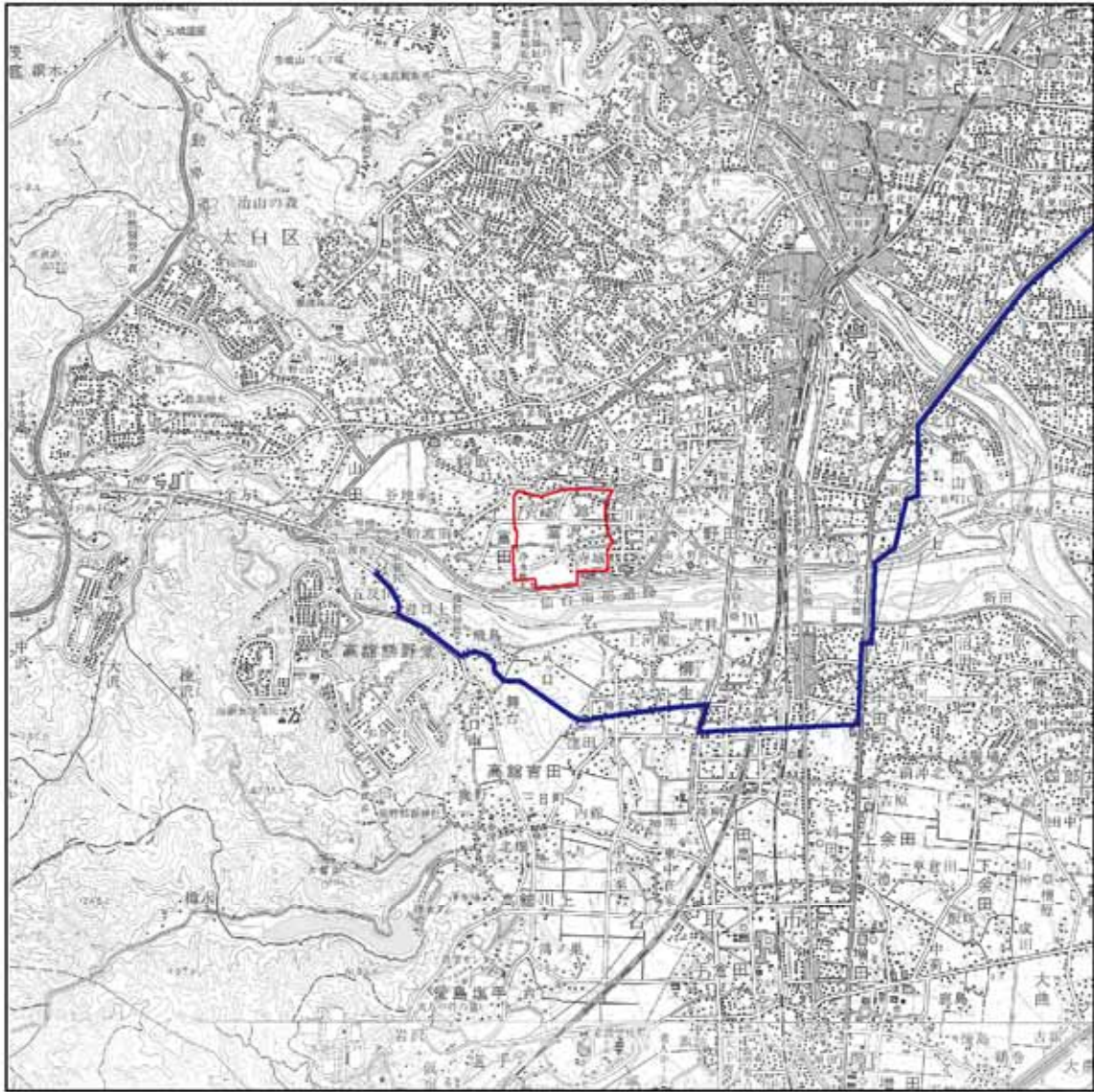


図 6.2.4-4 工業用水道の整備状況

(ウ) 農業生産基盤等の整備状況

調査地域における農業生産基盤等の整備状況は、表 6.2.4-7、図 6.2.4-5 に示すとおりである。また、生活環境施設整備計画及び土地基盤整備開発計画は、表 6.2.4-8 に、農業近代化施設整備計画は表 6.2.4-9 に示すとおりである。

表 6.2.4-7 農業生産基盤の整備状況

【仙台市】

番号	事業名	地区名	受益面積	事業費	事業内容	事業主体	開始	終了
14	団体営ほ場整備事業	袋原	25.4ha	1,056	区画整理 25.4ha	名取改良区	昭和 43 年	昭和 44 年
16	団体営ほ場整備事業	柳生	18.4ha	160,700	区画整理 18.4ha	柳生共同施行	昭和 55 年	昭和 59 年
17	団体営ほ場整備事業	富田	31.5ha	137,300	区画整理 31.5ha	富田共同施行	昭和 55 年	昭和 59 年
18	団体営ほ場整備事業	前原 吉田	39.4ha (24.3ha)	303,000 (187,260)	区画整理 39.4ha (24.3ha)	名取改良区	昭和 56 年	昭和 61 年
21	小規模排水対策特別事業	山田	8.2ha	52,870	区画整理 8.2ha	山田共同施行	昭和 54 年	昭和 55 年
22	農村基盤総合整備事業	山田	39.8ha	500,600	区画整理 39.8ha	山田鉤取改良区	昭和 63 年	平成 8 年

【名取市】

番号	事業名	地区名	受益面積	事業費	事業内容	事業主体	開始	終了
3	ほ場整備	下余田	203ha		区画整理 203ha	-	-	-

表 6.2.4-8 生活環境施設整備計画及び土地基盤整備開発計画

【仙台市】

番号	計画	事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積
4	土地基盤整備開発計画	ほ場整備	区画整理	六郷	450ha
5	土地基盤整備開発計画	農道整備	道路改良	六郷	-
7	土地基盤整備開発計画	用排水改良	用排水路改良	六郷	-
8	土地基盤整備開発計画	用水改良	頭首工改良	愛宕堰	2,486ha
10	土地基盤整備開発計画	ほ場整備	区画整理	四郎丸	-
11	土地基盤整備開発計画	ほ場整備	区画整理	富田	10ha
12	土地基盤整備開発計画	農道整備	道路改良	四郎丸	-
13	土地基盤整備開発計画	用排水改良	用排水改良	四郎丸	-

【名取市】

番号	計画	事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積
1	生活環境施設整備計画	集会施設	八ト麦加工施設	村区	-

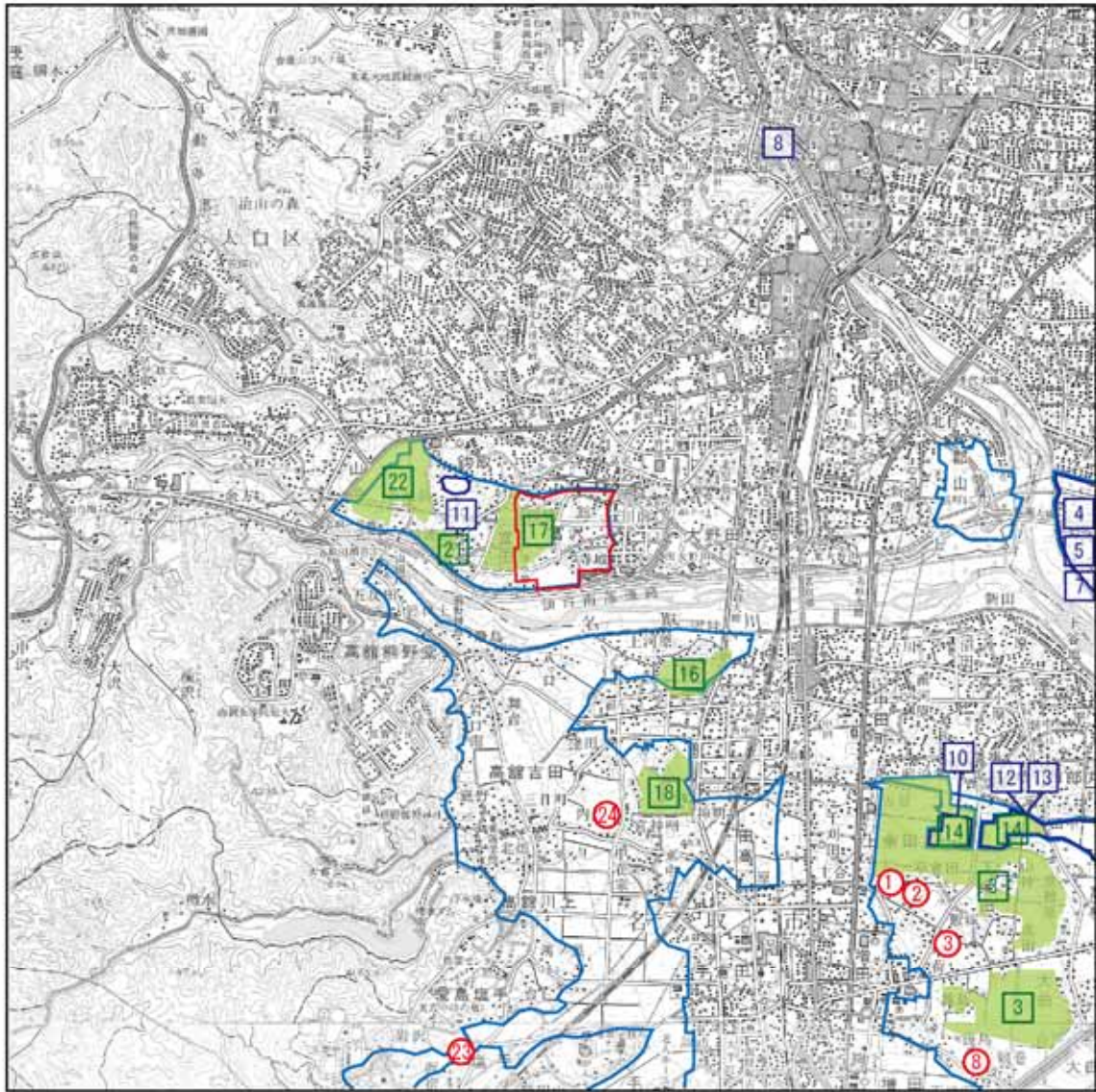
表 6.2.4-9 農業近代化施設整備計画

【名取市】

番号	計画	事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積
1	農業近代化施設整備計画	穀類乾燥調整施設	乾燥機、調整施設、コンバイン	上余田	30ha
2	農業近代化施設整備計画	穀類乾燥調整施設	乾燥機、調整施設、コンバイン	上余田	50ha
3	農業近代化施設整備計画	穀類乾燥調整施設	乾燥機、調整施設、コンバイン	下余田	50ha
8	農業近代化施設整備計画	園芸栽培施設	品質向上施設	村区	0.5ha
23	農業近代化施設整備計画	穀類乾燥調整施設	乾燥機、調整施設、コンバイン	塩手	30ha
24	農業近代化施設整備計画	共同利用施設	水稻育苗施設	吉田	30ha

出典：仙台農業振興地域整備計画書

出典：名取農業振興地域整備計画書（平成 16 年 5 月 名取市）



凡例

事業予定地

農業振興地域

農業生産基盤の整備

- 14 団体営ほ場整備事業（袋原）
- 16 団体営ほ場整備事業（柳生）
- 17 団体営ほ場整備事業（富田）
- 18 団体営ほ場整備事業（前原吉田）
- 21 小規模配水対策特別事業（山田）
- 22 農村基盤総合整備事業（山田）
- 3 ほ場整備事業（下余田）

○ 農業近代化施設整備計画

- ① 穀類乾燥調整施設（上余田）
- ② 穀類乾燥調整施設（上余田）
- ③ 穀類乾燥調整施設（下余田）
- ⑧ 園芸栽培施設（村区）
- ⑳ 穀類乾燥調整施設（塩手）
- ㉔ 穀類乾燥調整施設（吉田）

土地基盤整備開発計画

- 4 ほ場整備（六郷）
- 5 農道整備（六郷）
- 7 用排水改良（六郷）
- 8 用水改良（愛宕堰）
- 10 ほ場整備（四郎丸）
- 11 ほ場整備（富田）
- 12 農道整備（四郎丸）
- 13 用排水改良（四郎丸）

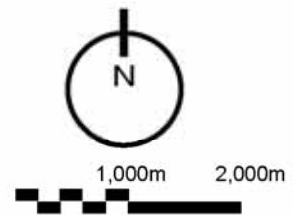


図 6.2.4-5 農業生産基盤等の整備状況

6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

(1) 学校、病院、文化施設、福祉施設の配置の状況

社会生活上、環境配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園、病院、文化施設等が挙げられる。調査地域における学校、病院等、環境への配慮が特に必要な施設の状況は、表 6.2.5-1 及び図 6.2.5-1 に示すとおりである。

表 6.2.5-1 配慮が特に必要な施設

区分	番号	名称
仙台市太白区		
学 校	1	西多賀小学校
	2	大野田小学校
	3	長町南小学校
	4	柳生小学校
	5	富沢小学校
	6	西多賀中学校
	7	富沢中学校
幼稚園	1	光塩幼稚園
	2	太陽幼稚園
	3	大野田幼稚園
	4	富沢幼稚園
福祉施設	1	大野田保育所
	2	仙台保育所こじか園
	3	太白すぎのこ保育園
	4	富沢わかば保育園
	5	西多賀チェリー保育園
	6	柳生もりの子保育園
	7	YMCA南大野田保育園
	8	大野田老人福祉センター
	9	富沢児童館
	10	西多賀児童館

区分	番号	名称
病 院	1	広南病院
	2	仙台富沢病院
	3	仙台血液疾患センター
	4	太白さくら病院
文化施設	1	市電保存館
	2	地底の森ミュージアム 富沢遺跡保存館
行政施設	1	太白区役所
	2	仙台市体育館
	3	西多賀市民センター
	4	富沢市民センター
	5	柳生市民センター
	6	大野田コミュニティセンター

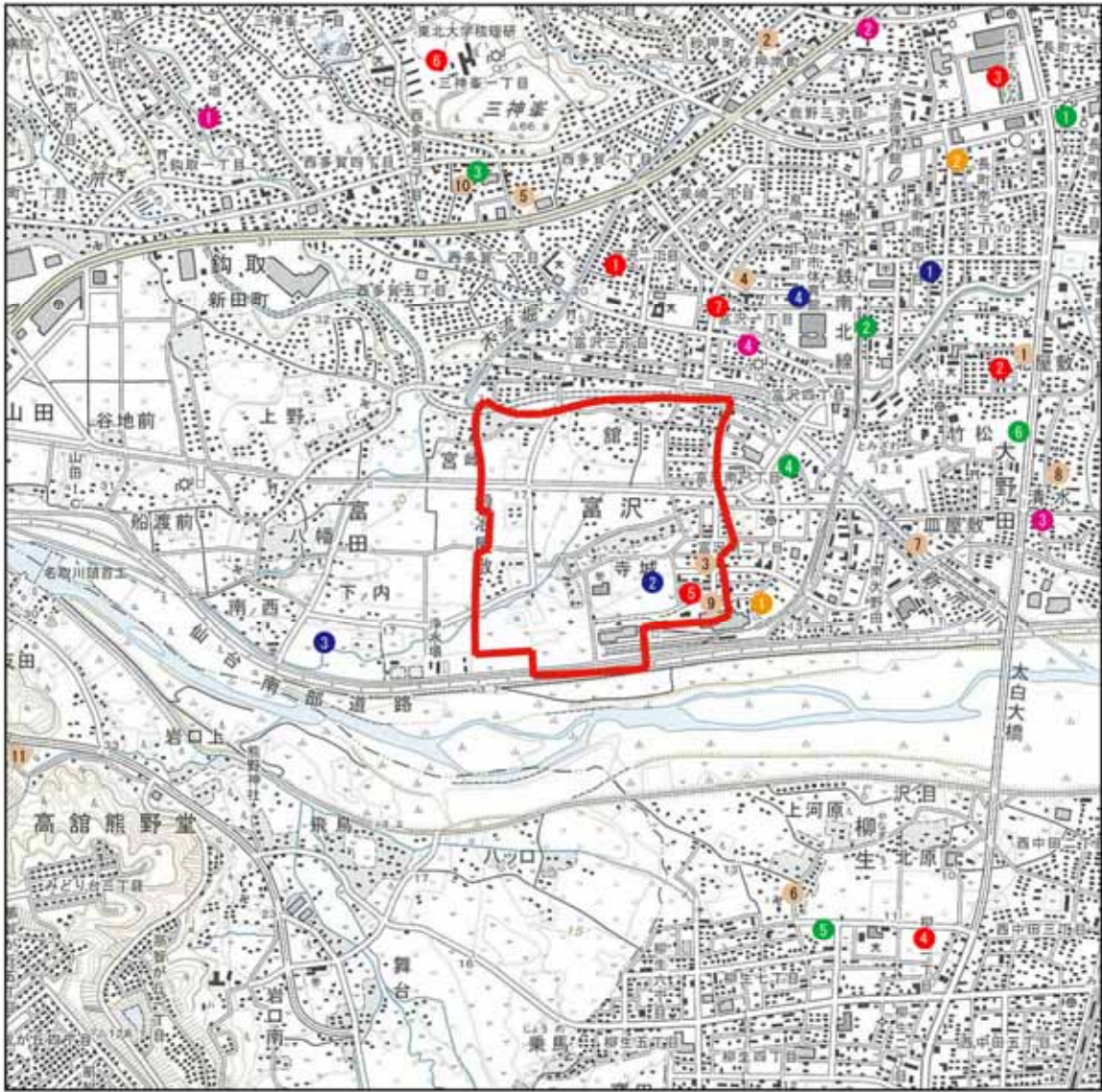
名取市		
福祉施設	11	高館保育所

出典：学校(市立学校一覧：仙台市教育委員会)

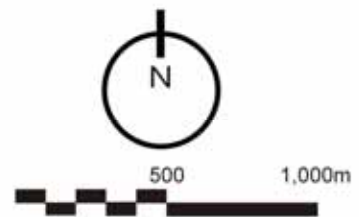
幼稚園(宮城県私立学校名簿：宮城県私学文書課)

福祉施設(保育所入所案内 - 保育所一覧など：仙台市子育て支援課、名取市役所ホームページ)

病院、文化施設、行政施設(太白区ガイド)



凡例



- 事業予定地
- 学校
- 幼稚園
- 病院
- 文化施設
- 行政施設
- 福祉施設

図6.2.5-1 特に配慮が必要な施設の状況

(2) 住宅の配置の状況

事業予定地の北側は、第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域、東側は、二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域となっている。

事業予定地の南側、西側及び事業予定地内は、市街化調整区域であり用途地域は設定されていない。

事業予定地内に立地している主要な施設は、仙台市立富沢小学校、仙台富沢病院、太白すぎのこ保育園、仙台市富沢児童館がある。

住宅は、事業予定地の四方に宮崎地区、館地区、鍛冶屋敷地区、寺城地区に既存集落が散在している。

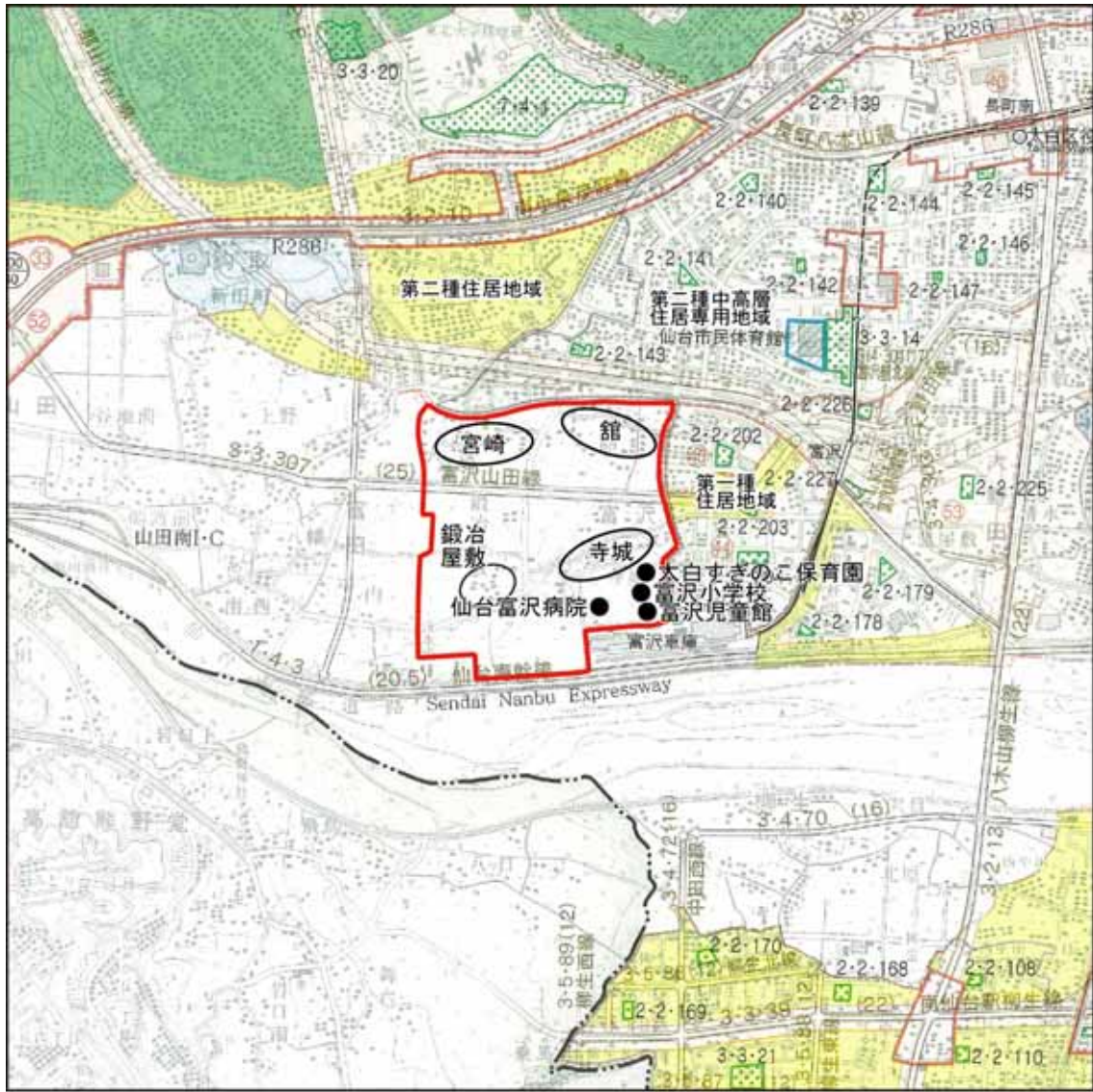


図6.2.5-2 住宅の配置の状況

6.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

自然環境保全に係る主な関係法令等は、表 6.2.6-1 に示すとおりである。

表 6.2.6-1 環境保全の状況として対象とする主な法指定等及び計画

1) 自然環境保全に係る主な法指定等	ア. 自然公園(国定公園、県立自然公園)	
	イ. 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域	P.6-181 参照
	ウ. 史跡, 名勝, 天然記念物等	P.6-181 参照
	エ. 鳥獣保護区	P.6-183 参照
	オ. 特別緑地保全地区	P.6-181 参照
	カ. 風致地区	P.6-181 参照
	キ. 保安林	P.6-182 参照
	ク. 保存緑地(杜の都の環境をつくる条例)	P.6-184 参照
	ケ. 環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)	P.6-181 参照
	コ. 保護林, レクリエーションの森等国有林内の制限林等	P.6-181 参照
2) 防災に係る主な指定地域等	ア. 地滑り防止区域	P.6-181 参照
	イ. 急傾斜地崩壊危険区域	P.6-181 参照
	ウ. 砂防指定地	P.6-181 参照
	エ. その他市の防災関連情報における危険箇所等	
3) 環境保全関連計画	ア. 宮城県環境基本計画	P.6-187 参照
	イ. 仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)	P.6-188 参照
	ウ. 仙台市総合計画	P.6-191 参照
	エ. 仙台市都市計画マスタープラン	P.6-193 参照
	オ. 仙台市「杜の都」景観計画	P.6-196 参照
	カ. 仙台のみどりの基本計画(中間案)	P.6-198 参照
	キ. 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]	P.6-199 参照
	ク. 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案	P.6-200 参照
	ケ. 名取市第四次長期総合計画	P.6-201 参照
	コ. 名取市環境基本計画	P.6-201 参照
	サ. 名取市第五次長期総合計画基本構想	P.6-204 参照

ア 自然環境保全に係る主な法指定等

(ア) 自然公園(国定公園、県立自然公園)

調査地域に自然公園は存在しない。

(イ) 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域

調査地域の西側に、太白山自然環境保全地域、樽水・五社山自然環境保全地域、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域、高館・千貫山緑地環境保全地域が指定されている。

なお、樽水・五社山自然環境保全地域の一部には特別緑地保全地区が指定されている(図 6.2.6-2 参照)。

(ウ) 史跡、名勝、天然記念物

調査地域には、仙台市域に史跡が 3 件、天然記念物が 4 件、名取市域に史跡が 3 件、天然記念物が 1 件ある(図 6.2.6-2 参照)。

表 6.2.6-2 調査地域の史跡、名勝、天然記念物

【仙台市分】

区分	番号	文化財名	指定区分	年代	所在地
史跡	1	陸奥国分寺跡	国指定	奈良時代	若林区
	2	陸奥国分尼寺跡	国指定	奈良時代	若林区
	3	遠見塚古墳	国指定	古墳時代	若林区
天然記念物	4	朝鮮ウメ	国指定	その他	若林区
	5	青葉山	国指定	その他	青葉区
	6	霊屋下セコイヤ類化石林	仙台市指定	その他	青葉区

出典:仙台市生涯学習部文化財課ホームページ

【名取市分】

区分	番号	文化財名	指定区分	年代	所在地
史跡	7	飯野坂古墳群	国指定		飯野坂五丁目 名取が丘一丁目
	8	大門山遺跡	名取市指定		高館熊野堂字大門山
	9	高館山古墳	名取市指定		高館吉田字西真坂
	10	高館城跡	名取市指定		高館吉田字西真坂
天然記念物	11	衣笠の松	名取市指定		増田二丁目

出典:名取市指定文化財一覧(名取市教育部文化振興課)

(エ) 鳥獣保護区

調査地域の北側一帯は、仙台鳥獣保護区(15,019ha)が指定されている(図 6.2.6-4 参照)。

(オ) 特別緑地保全地区

調査地域には、蕃山特別緑地保全地区(81ha)が指定されている(図 6.2.6-2 参照)。

(カ) 風致地区

調査地域には、大年寺風致地区(67.2ha)、八木山風致地区(93.9ha)、愛宕山風致地区(8.6ha)、霊屋風致地区(10.6ha)の4箇所に指定されている(図 6.2.6-2 参照)。

(キ) 保安林

調査地域には、佐保山地区、八木山地区、霊屋地区、愛宕山地区、大年寺地区の5箇所に保安林が指定されている(図 6.2.6-3 参照)。

(ク) 保存緑地(杜の都の環境をつくる条例)

調査地域の北側に保存緑地が 19 箇所指定されている。最も規模の大きい保存緑地は、青葉山保存緑地である(図 6.2.6-5 参照)。

(ケ) 環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)

大年寺山、青葉山に特別環境保全区域が、花壇付近などに第一種環境保全区域が、霊屋付近などに第二種環境保全区域が指定されている(図 6.2.6-2 参照)。

(コ) 保護林、レクリエーションの森等国有林内の制限林

仙台市青葉区荒巻地区の南西に鉤取山モミ保護林(鉤取野鳥の中)がある。

モミを主とする落葉広葉樹林で、モミを保存するとともに、自然の推移に委ねた場合の変化を観察・記録し、学術上並びに森林施業上の資料としている(林野庁東北森林管理局ホームページより引用)(図 6.2.6-2 参照)。

イ 防災に係る主な指定地域等

(ア) 地滑り防止区域

仙台市域では、大年寺山付近、緑ヶ丘団地付近に地滑り防止区域がある。名取市域には地滑り防止区域はない(図 6.2.6-2 参照)。

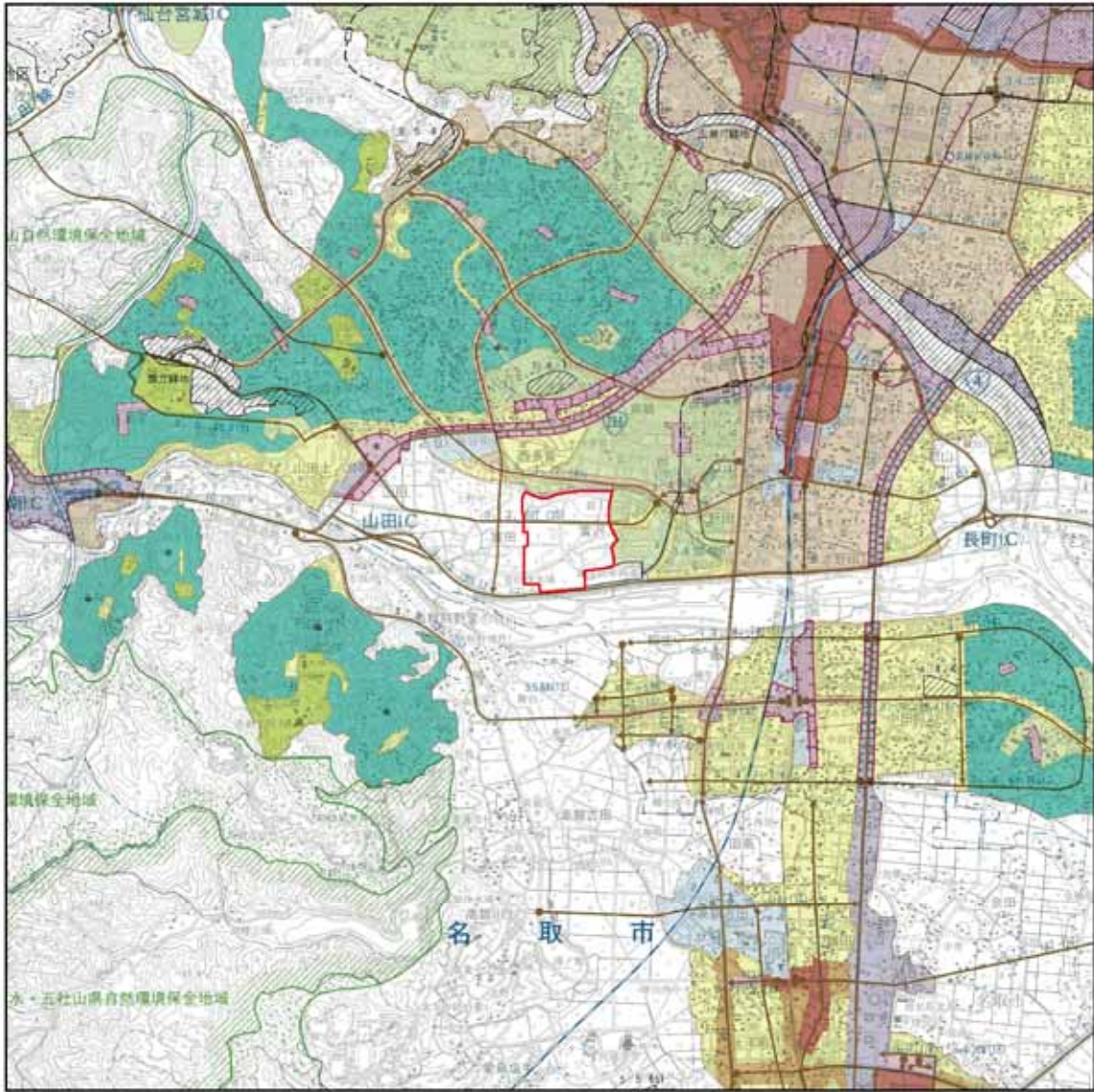
(イ) 急傾斜地崩壊危険区域

仙台市域では、向山付近、八木山香澄町付近、羽黒台付近、人来田付近などに急傾斜地崩壊危険区域がある。

名取市域では、宮城県農業センター付近に急傾斜地崩壊危険区域がある(図 6.2.6-2 参照)。

(ウ) 砂防指定地

仙台市域では、青山付近、大年寺山付近、芦の口付近などに急傾斜地崩壊危険区域がある。名取市域に砂防指定地はない(図 6.2.6-2 参照)。



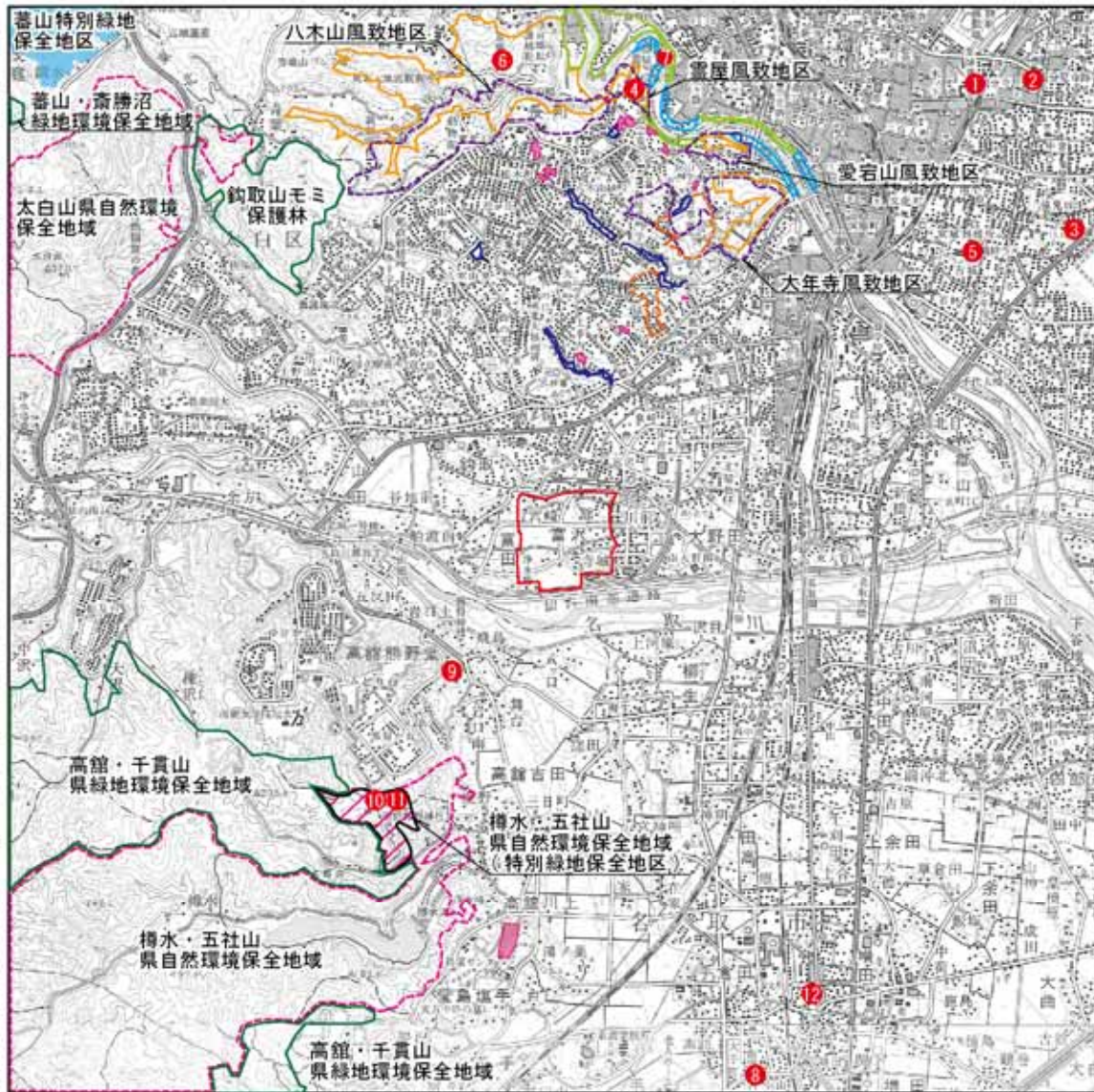
※事業予定地は市街化調整区域



図 6.2.6-1 用途地域指定状況図

凡		例		
	市街化区域			
	市街化調整区域			
	仙塩広域都市計画以外の用途地域			
地域地区		容積率	建ぺい率	表示
	第一種低層住居専用地域	60	40	*
		60	50	**
		80	50	
		200	60	***
	第二種低層住居専用地域	60	40	
		80	50	*
		150	60	**
		200	60	***
	第一種中層住居専用地域	200	60	
	第二種中層住居専用地域	200	60	
	第一種住居地域	200	60	
	第二種住居地域	200	60	
	準住居地域	200	60	
	近隣商業地域	200	80	*
		300	80	
	商業地域	200~800	80	
		仙台都心部については下図参照		
	準工業地域	200	60	
	工業地域	200	60	
	工業専用地域	200	60	
	第一種特別業務地区		第六種特別業務地区	
	第二種特別業務地区		第七種特別業務地区	
	第三種特別業務地区		大規模集客施設制限地区(近隣商業地域)	
	第四種特別業務地区		大規模集客施設制限地区(商業地域)	
	第五種特別業務地区		大規模集客施設制限地区(準工業地域)	
	特別業務地区			
	特別工業地区			
	文教地区			
	防火地域	仙台都心部については下図参照		
	準防火地域			
	緑地保全地区			
	都市計画道路		駅前広場	
	都市計画公園・緑地			
	都市計画墓園			
	東日本旅客鉄道株式会社仙石線 仙台市高速鉄道			
	最低限高度地区			
	自然環境保全地域			
	緑地環境保全地域			

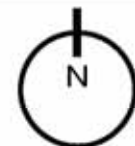
※都市計画公園については、地区公園以上の公園を表示しております。
 ※都市計画緑地については、10ha以上の緑地を表示しております。



凡例

- 事業予定地
- 自然環境保全地域
- 自然環境保全地域 (特別緑地保全地区)
- 風致地区
- 特別環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例)
- 第一種環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例)
- 第二種環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例)
- 地すべり防止区域
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩落危険区域

- 特別緑地保全地区
- 緑地環境保全地域

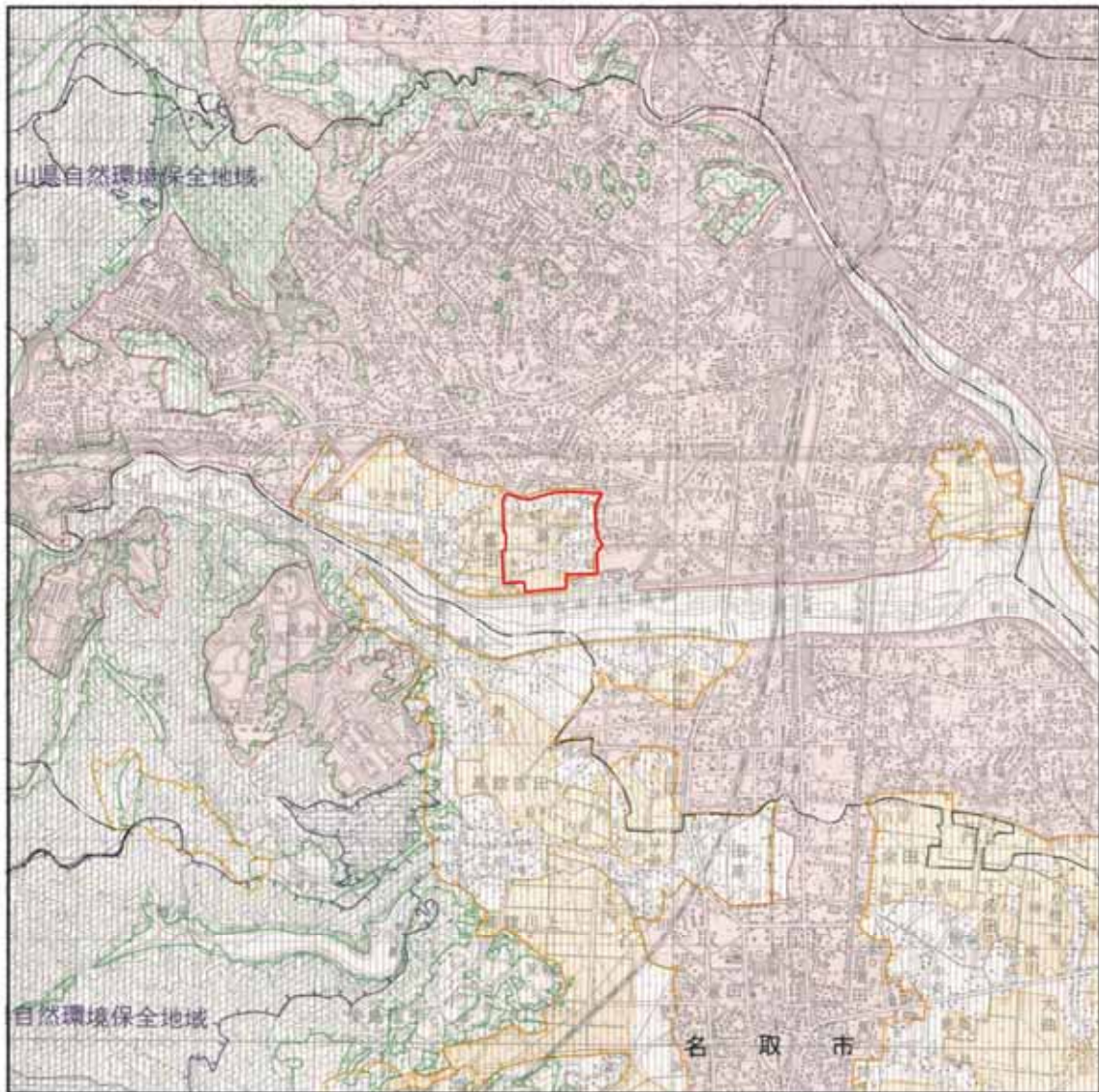


1,000m 2,000m

● 史跡、名勝、天然記念物等

1 陸奥国分寺跡 (史跡)	7 雷屋下七ヶ付類化石林 (天然記念物)
2 陸奥国分尼寺跡 (史跡)	8 飯野坂古墳群 (史跡)
3 遠見塚古墳 (史跡)	9 大門山遺跡 (史跡)
4 瑞鳳寺高尾門 (史跡)	10 高館山古墳 (史跡)
5 朝鮮ウメ (天然記念物)	11 高館城跡 (史跡)
6 青葉山 (天然記念物)	12 衣笠の松 (天然記念物)

図 6.2.6-2 自然環境保全に係る主な法指定等



出典：宮城県土地利用基本計画

凡例

-  事業予定地
-  農用地区域
-  保安林

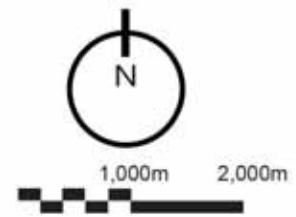
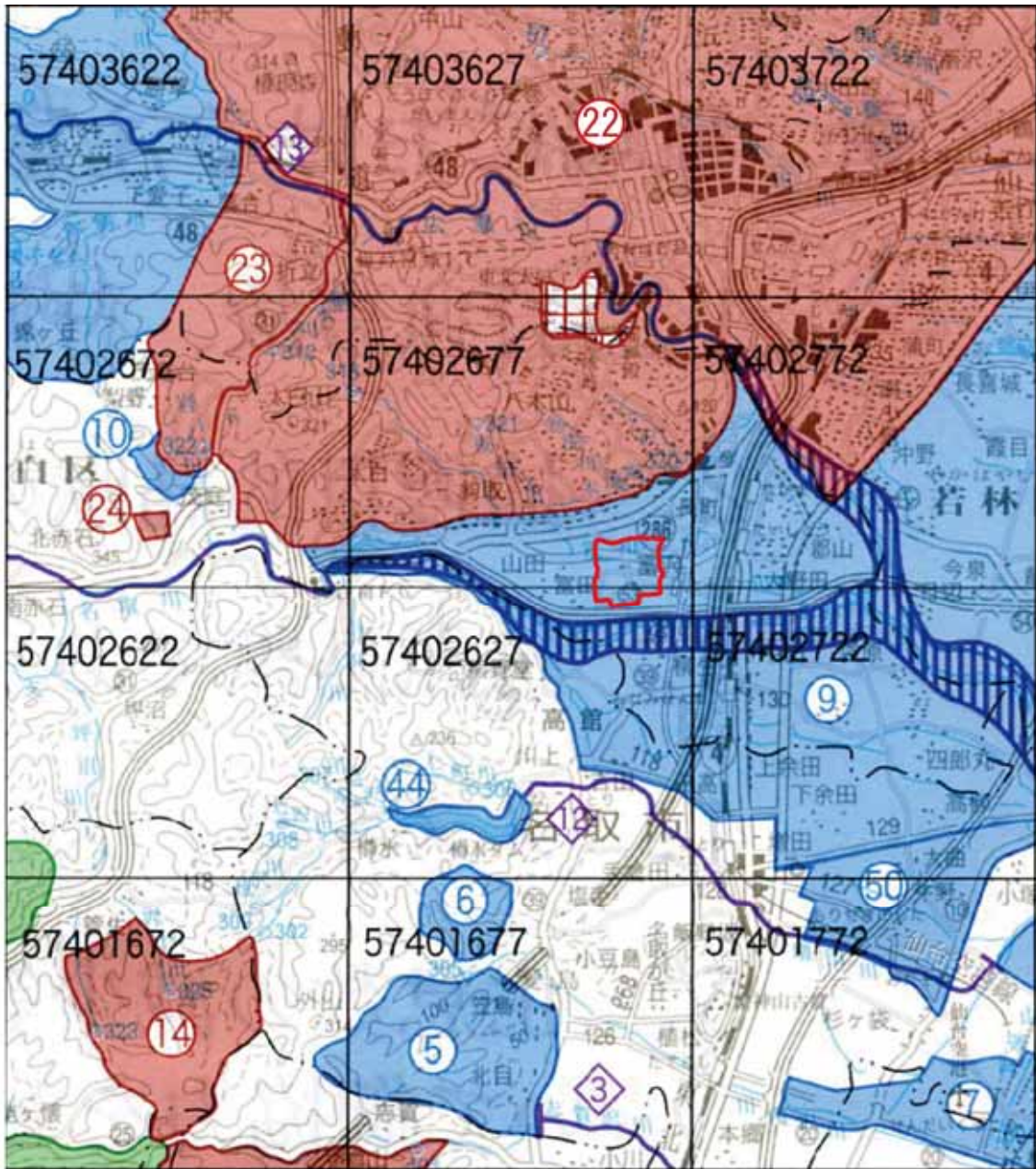
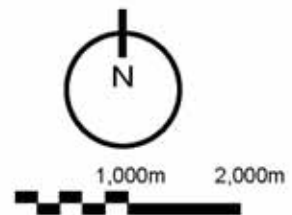


図 6.2.6-3 保安林及び農用地位置図



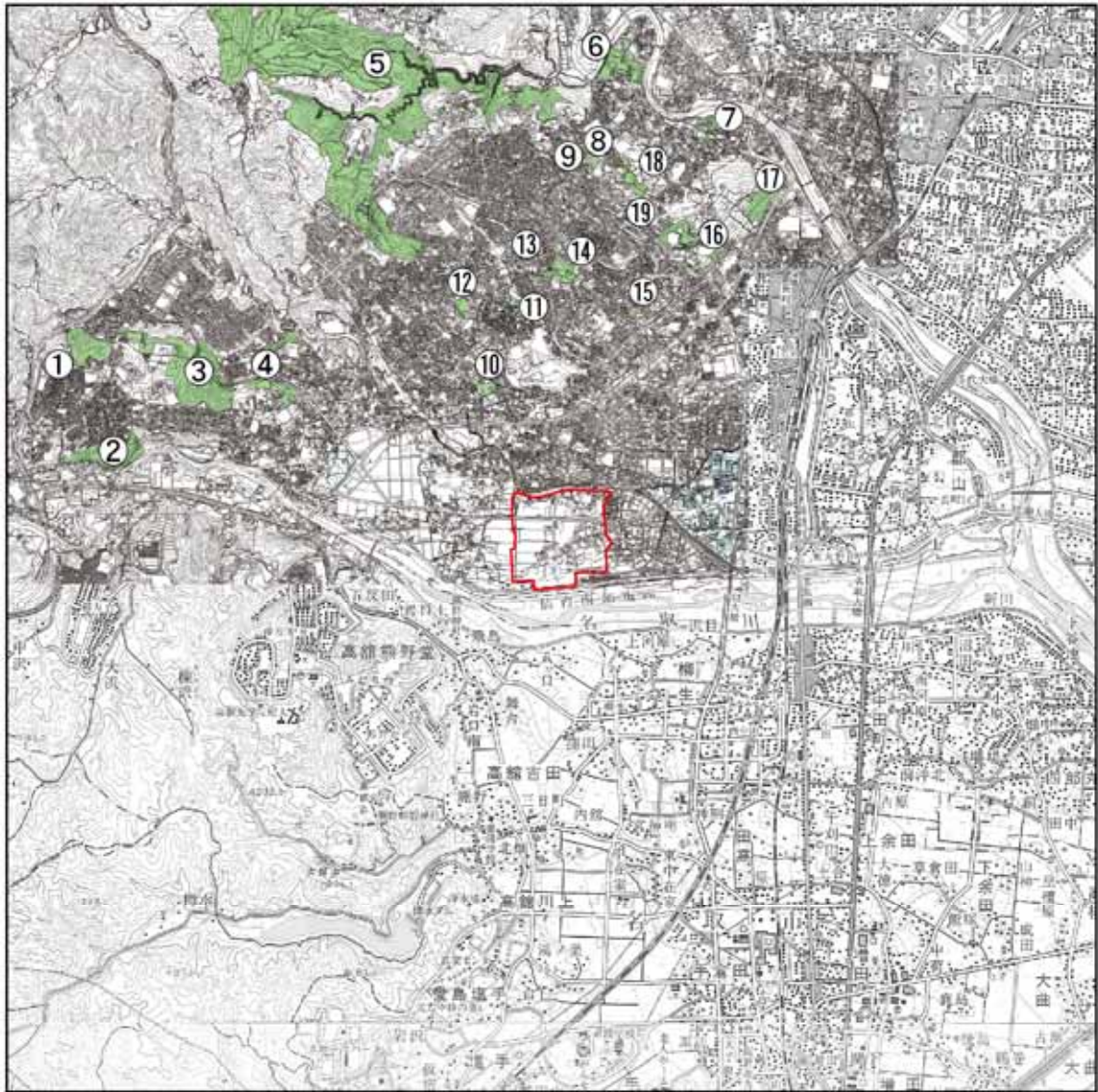
出典：鳥獣保護区位置図（宮城県自然保護課）

- | | |
|---------------|------------------|
| ⑤ 愛島笠島 745ha | ⑭ 菅生 690ha |
| ⑥ 愛島塩手 120ha | ⑳ 蕃山 610ha |
| ⑦ 仙台空港 525ha | ㉑ 門野山 14ha |
| ⑨ 仙台南 4,000ha | ㉒ 仙台 15,019ha |
| ⑩ 茂庭団地 88ha | ◇③ 志賀沢川（河川名）38ha |
| ④④ 樽水ダム 68ha | ◇⑫ 増田川（河川名）31ha |
| ⑤⑩ 名取 617ha | ◇⑬ 広瀬川（河川名）441ha |



- 凡 例
- | | |
|--|--|
| 鳥獣保護区 | 特例休猟区 |
| 特定猟具使用
禁止区域（銃） | 指定猟法
（鉛製散弾）
禁止区域 |
| 事業予定地 | |

図 6.2.6-4 鳥獣保護区等位置図



凡 例



事業予定地



保存緑地

- | | |
|--------|------------|
| ①一高山 | ⑪金剛沢 |
| ②人来田東山 | ⑫西の平 |
| ③旗立 | ⑬芦の口 |
| ④上野山 | ⑭橋本農園 |
| ⑤青葉山 | ⑮滝沢寺 |
| ⑥霊屋 | ⑯二ツ沢 |
| ⑦愛宕山 | ⑰大年寺山 |
| ⑧大泉山 | ⑱県児童館モデル遊園 |
| ⑨大泉山2 | ⑲あびこの杜 |
| ⑩東原 | |

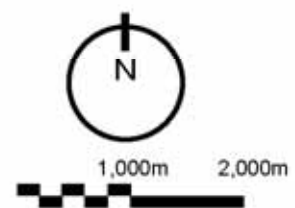


図 6. 2. 6-5 保存緑地位置図

(2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

公害防止に係る主な関係法令等は、表 6.2.6-3 に示すとおりである。

表 6.2.6-3 公害防止、環境基準に係る主な関係法令等の指定・規制等

関係法令		環境基準	備考	
環境基本法(環境基準)	大気	大気汚染に係る環境基準	二酸化窒素(NO ₂)	P.6-4 参照
			光化学オキシダント(O _x)	P.6-5 参照
			浮遊粒子状物質(SPM)	P.6-6 参照
	騒音	騒音に係る環境基準	騒音に係る環境基準	P.6-17 参照
	水質	水質汚濁に係る環境基準	人の健康の保護に関する環境基準	P.6-41 参照
			生活環境の保全に関する環境基準(河川)	P.6-37 参照
			生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)	P.6-38 参照
		地下水の水質汚濁に係る環境基準		P.6-49 参照
	土壌	土壌の汚染に係る環境基準		P.6-74 参照
	ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準		P.6-47 P.6-50 P.6-74 参照
典型七公害の防止	大気汚染防止	大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制、自動車排出ガスに係る許容限度を定めている。	-
	水質汚濁防止	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図っている。	-
		下水道法	公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図っている。	-
		浄化槽法	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図っている。	-
	土壌汚染対策	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図っている。	-
	騒音規制	騒音規制法	自動車騒音の要請限度	P.6-19 参照
			特定建設作業に係る騒音規制基準	P.6-20 参照
			特定施設を設置する工場又は事業場に係る騒音規制基準	-
	振動規制	振動規制法	道路交通振動の要請限度	P.6-25 参照
			特定建設作業に係る振動規制基準	P.6-25 参照
			特定施設を設置する工場又は事業場に係る振動規制基準	-
	地盤沈下対策	工業用水法	特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止を図っている。	-
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行っている。	-
悪臭防止	悪臭防止法	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っている。	-	
条例	宮城県公害防止条例	公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策を総合的かつ計画的に推進し、もつて県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。	-	
	仙台市公害防止条例	市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。	-	

表 6.2.6-4 公害防止、環境基準に係る主な関係法令の指定・規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としている。
宮城県建築基準条例	災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の禁止又は制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限、工作物に関する制限の付加に関し必要な事項を定めている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。
再生資源の利用の促進に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

(3) 災害防止に関する指定地域等の状況等

表 6.2.6-5 災害防止に係る主な関係法令の指定・規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害特別警戒区域内において行われる一定の行為を規制することにより、土砂災害を防止する。
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	土地の占用及び工作物の新築等の許可を受けようとする具体的な事業について、河川の適正かつ正常な機能が維持されるよう総合的な管理を図る。
砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) 砂防指定地等管理条例 (平成 15 年宮城県条例第 42 号)	水源山地の崩壊による土砂の崩壊流出等を抑制して土砂災害を防止することにより、民生の安定と国土の保全に資する。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域内において行われる一定の行為を規制することにより、急傾斜地の崩壊の助長、誘発を防止する。
地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域内において行われる一定の行為を規制することにより、地すべりを防止する。
防災調整池設置指導要綱 (平成 4 年宮城県告示第 434 号)	住宅団地、ゴルフ場等の開発に伴う雨水の流出増に対して流出抑制対策を講ずる。

(4)行政計画・方針等

ア 宮城県環境基本計画

宮城県環境基本計画は、環境基本条例（平成7年宮城県条例第16号）第9条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。

また、県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向けた県民、事業者、行政等地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的方向性を示したものである。

なお、環境基本条例において、人と自然が共生できる県土、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土、地球環境の保全の推進の3つの基本理念が掲げられている。

更に、新しい宮城づくりの基軸として福祉、環境及び教育を掲げた宮城県総合計画の個別計画としてだけでなく、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置づけられる。したがって、地球温暖化対策、廃棄物対策等の分野別の具体的な施策、目標等は、これらの個別計画において定めることになり、これらの個別計画は、宮城県環境基本計画の実施計画となるものである。また、国の環境政策上の地域計画としての役割も期待されている。

イ 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画 2011-2020）

（平成 23 年 3 月 仙台市）

杜の都環境プランは、仙台市環境基本条例(平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号)に基づき、平成 23 年 3 月に策定されたものであり、仙台市の環境づくりの最も基本となる計画である。

(ア) 環境施策展開の方向

「環境都市像」(「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台 - 杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ -)を具現化するため、対処すべき重要な環境課題や進めていくべき政策の分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の4つの分野別の環境都市像と良好な環境を支える仕組みづくり・人づくりを展開するものとしている。

(イ) 分野別の環境都市像

表 6.2.6-6 分野別の環境都市像

低炭素都市	私たちの生存基盤である環境が地球の循環系の一部であることを強く認識し、唯一無二のこの美しい地球における生態系という最も重要なシステムが将来にわたって健全に維持され続けるよう、特に、世界共通の喫緊かつ重要な課題である地球温暖化防止と、そのための低炭素社会の構築への強力な取り組みを推進する観点から、主体的に責任を果たし、他をリードしうる「低炭素都市」の実現を目指します。
資源循環都市	物を大切に使う行動がしっかりと実践され、また、排出されたごみについてはリサイクルが効率的に行われているなど、生産、流通、消費、廃棄というライフサイクルの各段階を通じて3R(スリーアール)の取り組みが定着するとともに、地域の中で資源や物が循環し、それが地域経済やコミュニティなどの活性化にもつながる「資源循環都市」の実現を目指します。
自然共生都市	奥羽山脈から太平洋まで続く中に、豊かな自然や里山、田園に囲まれているという「杜の都」の基本構造の維持と、そこに存在し、守られてきた都市の自然システムの最大限の尊重とによって、地形的・気象的条件等から多様な生物種に恵まれた本市の自然特性が将来にわたって保持される「自然共生都市」の実現を目指します。
快適環境都市	さまざまな環境リスクを予防的に回避し、健康で安全・安心な暮らしの基盤を確保するとともに、先人から引き継いできた豊かな自然資源や歴史的・文化的資産を大切に、これらによって形成されている美しい景観などに一層の磨きをかけ、より質が高く魅力にあふれる「快適環境都市」の実現を目指します。

出典：杜の都環境プラン 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

(ウ) 環境施策体系

表 6.2.6-7 環境施策体系

低炭素都市	1 エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる 2 エネルギー効率の高い交通システムをつくる 3 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる 4 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市	1 資源を大事に使う 2 資源のリサイクルを進める 3 廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市	1 豊かな自然環境を守り、継承する 2 自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする 3 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める 4 豊かな水環境を保つ
快適環境都市	1 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ 2 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	1 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる 2 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える 3 環境づくりを支える市民力を高める 4 環境についての情報発信や交流・連携を進める

(工) 土地利用における環境配慮の指針

土地利用における環境配慮の指針では、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。概況調査地域は市街地地域、西部丘陵地・田園地域に属し、事業予定地は市街地地域に属する。

表 6.2.6-8 土地利用における環境配慮の指針

	環境配慮の指針
市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーションシステムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化・物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3R(スリーアール)の取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるピオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地盤被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 (8) 健康上支障のないように環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。
西部丘陵地 田園地域	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。 (2) 森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。 (3) 山地地域と市街地地域のバッファゾーン(緩衝帯)として、本市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれて環境については代償措置を実施する。 (4) 希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。 (5) 生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間(緑の回廊)の確保や人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。 (6) 食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。 (7) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 (8) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内で循環に努める。 (9) 環境にやさしい農業(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減)等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 (10) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 (11) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 (12) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 (13) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典: 杜の都環境プラン 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

(オ) 開発事業等における段階別の配慮の指針

開発事業等に伴う環境負荷の低減のためには、前節の土地利用における環境配慮の指針に沿って、地域特性等を考慮した検討等を行うことはもちろん、事業の企画から実施、施設等の運営などに至るプロセスの側面からも、それぞれの段階における環境負荷の低減に向けた事業の進行管理に留意することが必要とされており、開発事業等の事業の各段階(企画段階・計画段階・実施段階以降)での配慮の指針を示している。

この指針は、それぞれの段階における環境配慮について、その一般的な原則を示すものであり、実際の開発事業に当たっては、個々の事業の性質や内容に応じて具体的に環境配慮の内容を検討することが必要とされている。

表 6.2.6-9 開発事業等における段階別の配慮の指針

環境配慮の指針	
企画段階	<ul style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前節に記載している「土地利用における環境配慮の指針」などの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーションシステムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事中車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3R(スリーアール)に取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

注) 企画段階:立地の選定など事業の構想や企画立案の段階

計画段階:事業計画を詳細にする段階

実施段階以降:工事を実施する段階及びその後の事業の運営を行う段階

出典:杜の都環境プラン 平成23年3月 仙台市環境局環境部環境企画課

(ア) 将来の姿

仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」をめざすものとし、都市個性に対応した 4 つの都市像を掲げ、市民と行政とが共に実現に取り組み、次の世代へと希望をつないでいくこととしている。

「未来を育み創造する学びの都」

- ・ 学びの場にあふれ、生涯にわたり楽しく学ぶことで市民力が広がり、一人ひとりの心の豊かさにつながるまち
- ・ 世界中から人材や情報が集まり、知的資源の集積と交流から新たな価値を生み出すまち
- ・ 未来を担う子どもや若者が学びを通じて心豊かに成長し、社会に羽ばたく力を伸ばすまち
- ・ 城下町の歴史的資産や伝統のもとに、創造的な文化風土を育み、世界性を持つ都市の個性が息づくまち

「支え合う健やかな共生の都」

- ・ 誰もが健やかに生涯にわたって生きがいを持ち、自立して豊かな生活を送ることができるまち
- ・ 安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
- ・ すべての市民が人間の尊厳を大切に、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち
- ・ 災害への十分な備えがなされ、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまち

「自然と調和し持続可能な潤いの都」

- ・ 環境負荷の小さい都市の構造を持ち、市民生活や経済活動の中に低炭素・資源循環の仕組みが備わるまち
- ・ 公共交通を中心とした利便性の高い交通体系のもと、郊外の良好な生活環境を維持しながら都心や拠点に高度な機能を集約した、誰もが快適に暮らし活動できるまち
- ・ 多様な生態系や潤いと恵みに満ちた豊かな自然に包まれ、緑と水のネットワークや杜の都の文化風土を継承する個性的な都市景観がやすらぎを醸し出す美しいまち
- ・ 里山や田園が保全活用され、農林業の多面的な機能を都市の力に生かすまち

「東北を支え広く交流する活力の都」

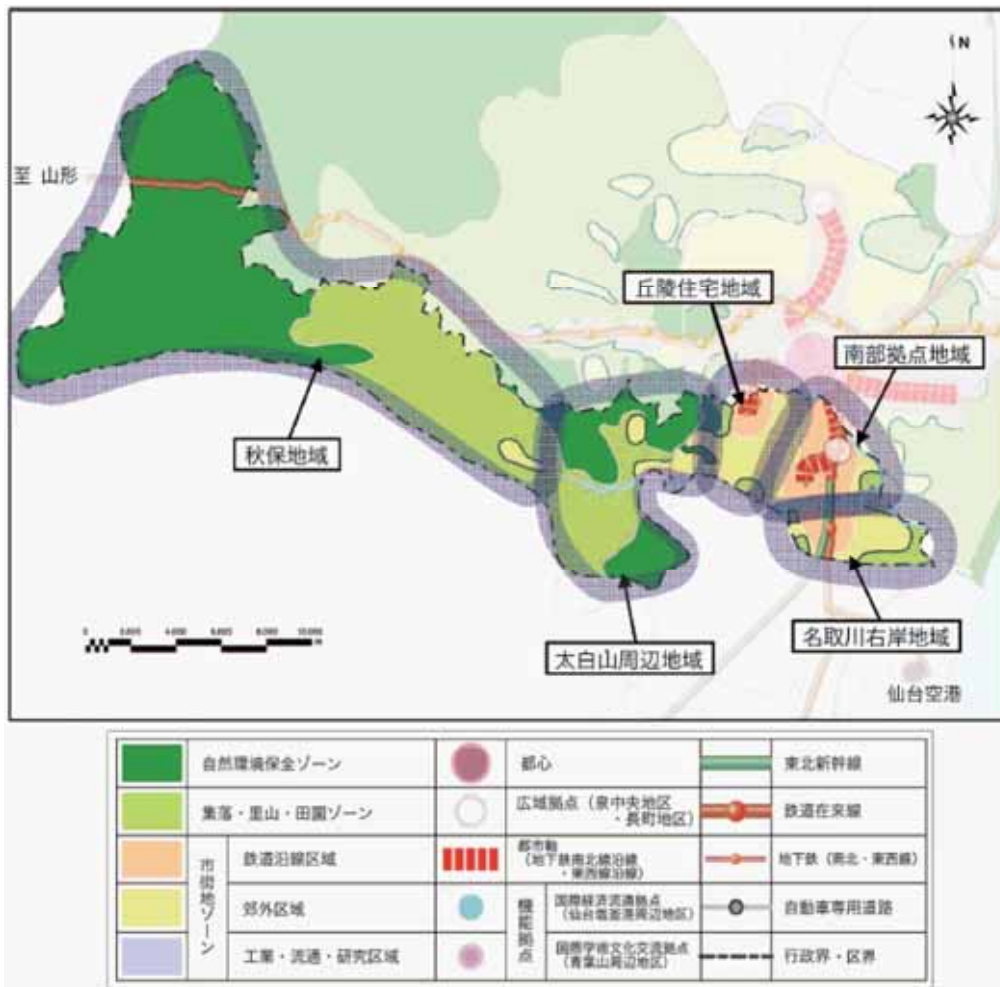
- ・ 活力に満ちた産業活動が展開され、多様な雇用の機会を創り出すまち
- ・ 産学官民の連携により付加価値の高い産業が広がり、創造的な人材をひきつけるまち
- ・ 多彩で独自性のある都市の魅力が創られ、賑わいと活力に満ちたまち
- ・ 高次な都市機能を持ち、アジアをはじめとした世界と交流し、東北の自立的発展を支えるまち

(イ) 区別計画

太白区は、仙台市の南部に位置し、面積は約 230 平方メートル、名取川に沿って東西の帯状に伸びる形をしており、JR 長町駅周辺を中心とした南部の中心である「南部拠点地域」、その南側一帯などで、JR 南仙台駅周辺を中心に住宅化が進む平野部とその背後に優良農地が広がる「名取川右岸地域」、八木山をはじめとした丘陵部に住宅団地が連担する「丘陵住宅地域」、豊かな住環境と山あいの緑と田園が残る「太白山周辺地域」、名取川の渓谷をはじめ豊かな自然と温泉に恵まれた「秋保地域」からなる。事業予定地は、南部拠点地域に位置している。

表 6.2.6-10 事業予定地が含まれる太白区南部拠点地域の施策の基本方向

<p>特性と動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務系施設や住宅などの集積が進む一方で、新旧の市街地が混在し、老朽化した生活基盤も多いことから、地域全体の防災力を高めるため、計画的な改修、更新が必要である。 ・区内には市内の4割を超える埋蔵文化財が集中しているが、その中でも富沢遺跡や郡山遺跡などの大規模な埋蔵文化財が存在している。 ・仙台市の南部広域拠点として、市民や都市圏住民の生活拠点として大きな役割が期待されている。 ・長町駅および富沢駅周辺では、市街地整備が進んでおり、JR駅、地下鉄駅を中心とした交通体系の構築が必要である。 ・長町駅周辺から広瀬橋まで続く旧国道4号沿いには、古くから商店街が形成され、小売業、飲食業やサービス業など多様な店舗が集積し、長町地区の中心的な商業機能を担っている。
<p>主な施策の基本方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤の改修などに合わせて耐震化を進め、地域全体の防災力を高める。 ・郡山遺跡などの保存を図るとともに、富沢遺跡保全館など地域の歴史的資源を活用する生涯学習、学校教育などを推進する。 ・学生と商店街および地域住民との交流を促進するとともに、学生が地域活性化に向け取り組む自主活動を支援する。 ・富沢駅周辺においては、土地区画整理事業などにより、市街地整備を促進するとともに、交通結節点としての機能の強化を図る。 ・長町駅周辺の市街地整備を推進し、都市圏南部の生活拠点にふさわしい魅力的で個性的な都市機能を誘導する。 ・地域住民と行政との協働により市民が集える空間・広場の有効活用を図るとともに、地域イベントの支援などを通じ、新たな賑わいの創出やまちの魅力を高めることで商店街の活性化を図る。 ・名取川、広瀬川、笹川などの水辺空間を活用し、市民がより自然とのふれあいを体験できる場の提供を図る。



出典：ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020（平成 23 年 5 月 仙台市総務企画局）

図 6.2.6-6 太白区の地域区分図

エ 仙台市都市計画マスタープラン(平成 24 年 3 月 仙台市)

(ア) 策定の目的

我が国、特に東北では、人口減少や少子高齢化が進んでいる。また、地球規模での温暖化など環境問題の深刻化や、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生など、仙台市を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増している。

このような時代環境を乗り越え一日も早い復旧・復興を達成するとともに、持続的な発展を続けていく都市づくりを進めるために都市計画の果たす役割が一層高まっている。

「仙台市都市計画マスタープラン 都市計画に関する基本的な方針-」は、仙台市基本構想で示された 21 世紀半ばを展望してめざす都市像と、その実現に向けた施策の方向性を示す仙台基本計画、さらには、東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としている。

(イ) 位置づけ

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「市町村の建設に関する基本構想」ならびに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第 6 条の 2)」に即して定めている。

なお、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針にもとづいて行うものとしている。

(ウ) 基本事項

・ 計画期間

計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度(2012 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までとしている。

・ 計画の対象区域

本方針が対象とする区域は、行政区域全体の一体的な土地利用の誘導や都市機能の配置などを考慮するとともに、他の分野別計画や関連計画との整合性を踏まえ、市域全体としている。

・ 計画の人口指標

仙台市基本計画にもとづき、平成 32 年(2020 年)における計画の人口指標を次のように設定している。

夜間人口：104 万 7 千人 昼間人口：113 万 8 千人 都市圏人口：148 万 2 千人

なお、都市圏は、仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の 5 市 8 町 1 村としている。

(エ) 都市空間形成の基本方針

・ 都市空間形成の基本的な考え方

仙台市特有の地勢である奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊富な水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市構造を、「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図ると

ともに、魅力ある「杜の都」を創造していくとしている。あわせて、広域的な商業・業務機能の集積など仙台市の特色・強みを生かすとともに、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現をめざすとしている。

・ 土地利用の基本方針

都市空間を形成する土地利用の基本方針を次のように定めている。

表 6.2.6-11 土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など	
土地利用の基本方針	自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支え自然環境を守る地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生します。	
	集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図ります。また、地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進めます。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制します。 里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進します。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保します。	
	市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、市街地の拡大抑制を基本として地域特性に応じた土地利用を進めながら、都市の緑や景観を守り育み、「杜の都」にふさわしい緑豊かで美しい市街地を形成します。また、豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、活力があり魅力的な市街地空間を形成します。そのため、ゾーンを「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分します。	
		鉄道沿線区域	交通利便性や地域の中心としての機能を活かした生活機能の充実を図るとともに、居住機能を一層集積します。
		工業・流通・研究区域	将来的な動向なども踏まえ、それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積します。 また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進めます。
	郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図ります。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めます。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進めます。	
都心、拠点、都市軸形成の方針	都心	東北・仙台都市圏の交流の拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境と調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能の強化・拡充を図ります。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北・仙台都市圏を力強く牽引していきます。	
	拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置します。	
		広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進めます。
	機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を図ります。	
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ十字型の基軸を「都市軸」と位置づけ、駅を中心として、土地の高度利用や都市機能の集積を進めます。また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進します。		
	東西都市軸	地下鉄東西線沿線の、「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な成長を駆動する新たな創造と交流の基軸を形成します。	
	南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を活かした都市機能の更新・強化を進めます。	

出典：仙台市都市計画マスタープラン(平成24年3月 仙台市)

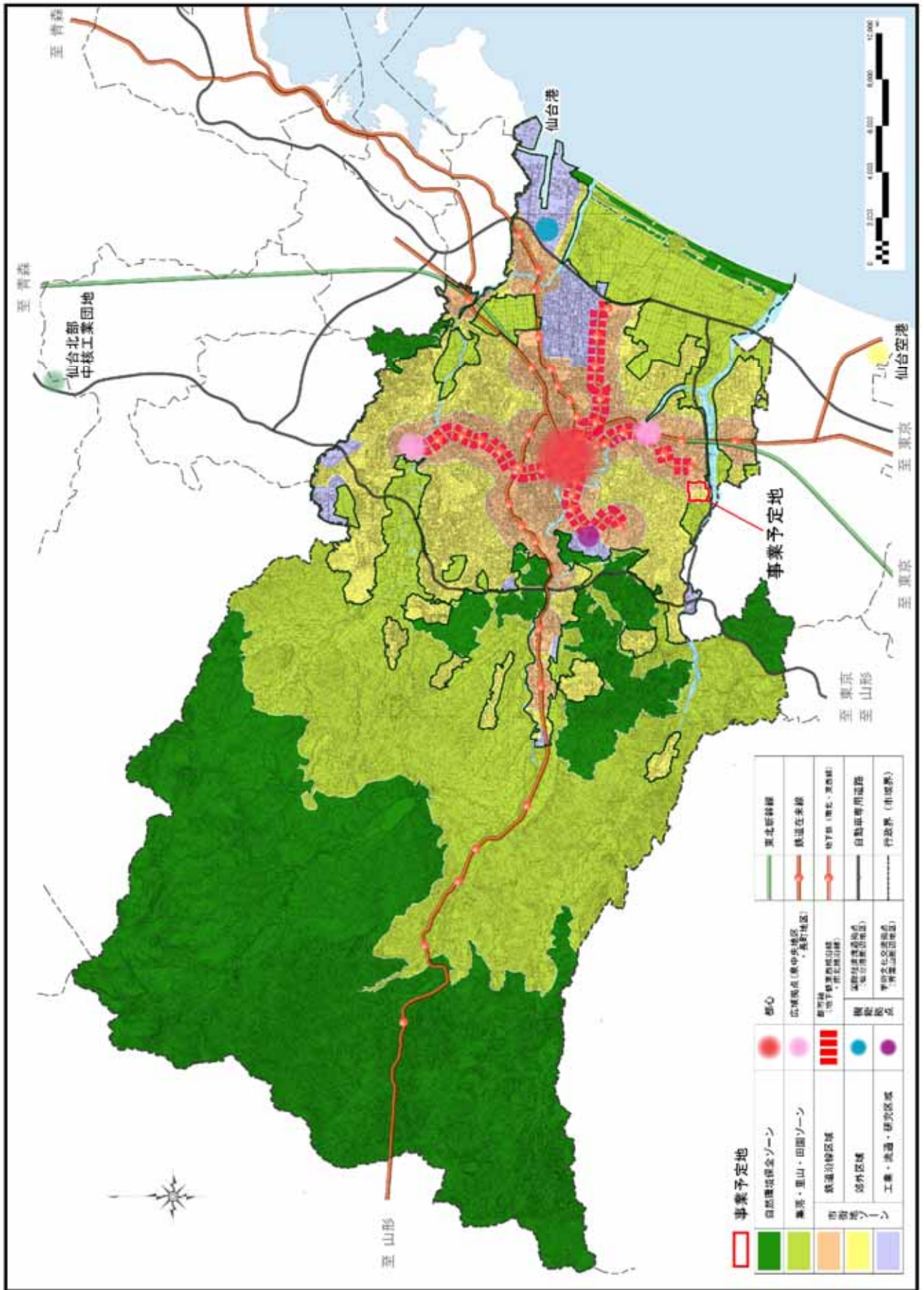


図 6.2.6-7 土地利用方針図

オ 仙台市「杜の都」景観計画(平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課)

「仙台」は「杜の都」と呼ばれ、広瀬川沿いの緑豊かな環境と市街地を包む丘陵、定禅寺通と青葉通のケヤキ並木など、自然の恵沢とそれらと相まった都市の風景が魅力である。こうした姿は、伊達政宗公による屋敷林の奨励以来、戦後復興のまちづくり等を経て積み上げられてきたものであり、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」、さらには「杜の都の風土を育む景観条例」等の自主条例により支えられてきた独自の風土を有している。

「景観計画」は、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものであり、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を進めていくもので、平成 21 年 3 月に策定された。事業予定地は、沿線市街地ゾーンと郊外住宅地ゾーンに位置している。

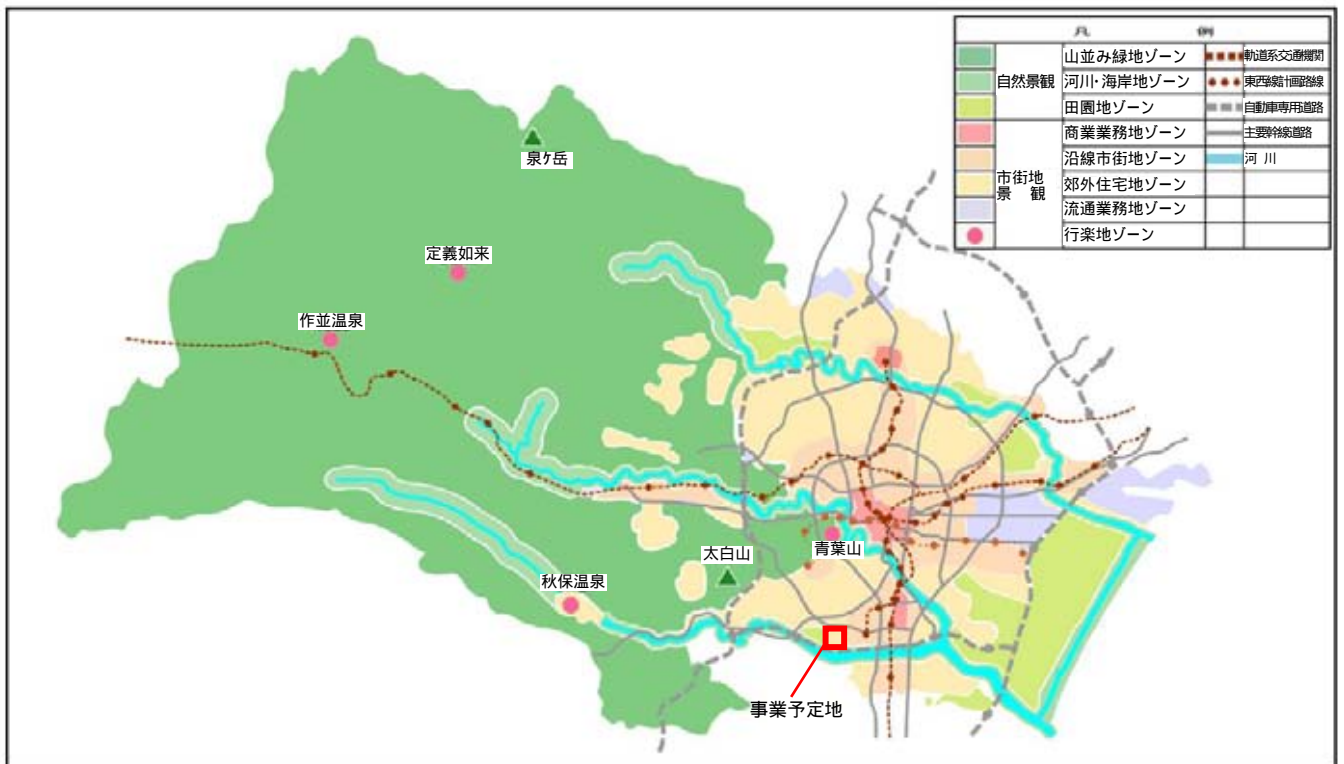


図 6.2.6-8 景観計画におけるゾーン

表 6.2.6-12 景観計画区域における景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

〔景観形成の方針(沿線市街地ゾーン)〕

<p>沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る 中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る 社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る</p>
<p>地下鉄南北線の八乙女駅、旭ヶ丘駅、台原駅等は、郊外住宅地への交通結節点として安らぎと活力ある景観とする。 地下鉄南北線の長町南駅周辺の商業施設、長町駅周辺の文化施設、富沢駅周辺のスポーツレクリエーション施設等賑わいがあふれる景観とする。 JR 仙山線に沿う東照宮、大崎八幡宮周辺は、緑に囲まれた歴史性豊かな景観とする。 JR 東北本線南仙台駅、北仙台駅、仙石線小鶴新田駅等利便性の高い駅周辺は、良好な中高層住宅地景観とする。 地下鉄東西線に近い荒井地区等は、洗練された新市街地として良好な住宅地景観とする。 国道 4 号仙台バイパス沿道、国道 45 号沿いの原町や国道 286 号沿いの西多賀等の主要幹線道路沿道は、沿道商業系用途として連続性のある景観とする。 環状道路に沿った台原森林公園、水の森公園、与兵衛沼等は、水辺と緑の憩いの場としての景観とする。 幹線道路沿道は、街路樹等による緑のネットワークを形成する景観とする。 河原町、南材木町等の旧奥州街道筋は、歴史性を活かした景観とする。</p>

〔建築物等に対する方針(沿線市街地ゾーン)〕

<p>街並みの連続性に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。 幹線道路沿いは、連続的な眺めを確保し、街並みの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。 沿線の鉄道・道路施設等は、街並みからの眺望に配慮した景観整備を図る。</p>

〔景観形成の方針(郊外住宅地ゾーン)〕

<p>周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る 地区特性を活かした美しい景観形成を図る</p>
<p>七北田丘陵や大年寺丘陵の尾根の緑を活かした景観とする。 泉パークタウン等の丘陵地高台の住宅団地は、緑と融合した自然環境豊かな景観とする。 貝ヶ森から南吉成方面の住宅団地は、丘陵地の斜面を活かした住宅地景観とする。 鶴ヶ谷、南光台等の成熟した住宅地は、落ち着きのある住宅地景観とする。 八木山から太白山・茂庭台方面に連なる住宅団地では、丘陵地の緑と斜面を活かした落ち着いた住宅地景観とする。 富沢の新市街地や沖野周辺の平坦地は、住宅・商業が混在した活力ある住宅地景観とする。</p>

〔建築物等に対する方針(郊外住宅地ゾーン)〕

<p>周囲の山並み等の自然環境との調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。 団地の家並みとの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。</p>
--

出典：仙台市「杜の都」景観計画(平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局都市景観課)

カ 仙台市みどりの基本計画(中間案)(平成 24 年 3 月 仙台市)

前計画の「仙台グリーンプラン 21 (仙台市緑の基本計画)」を策定してから、10 年以上が経過した。その間、みどりを取巻く社会状況が大きく変化し、生物多様性の保全などの環境問題や、多様化する市民ニーズ、市民参画社会の進展などへの対応が必要となった。さらに東日本大震災では地震や津波により、仙台市のみどりも大きな被害を受けた。

本計画は、このような社会状況を踏まえ、これまでの施策を見直し、東部地区のみどりの再生及びよりみどり豊かな都市づくりを目的として、新しい計画を策定するものである。

事業予定地は優良な農地や樹林地等が存在し、原風景を残す地区となっている。

表6.2.6-13 仙台市みどりの基本計画(中間案)の概要

基本理念	市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこと。
基本方針	安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮するみどりの空間を確保する。 自然環境の保全・再生 奥羽山脈から仙台湾、それらをつなぐ河川や、丘陵地などのみどりの骨格を守り育む。 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高める。 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくる。 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援する。
計画目標	質に関する目標 1 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高める 2 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高める 3 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高める 4 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高める 5 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携して市民がみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高める 量に関する目標 1 市全域のみどりの総量の維持・向上を目指す (平成 21 年度市全域の緑被率 78.8%) 2 都市計画区域の都市公園などを市民一人当たり 20 m ² とする (うち都市公園は市民一人当たり 17 m ²) (平成 22 年度 都市公園などの一人当たりの面積 15.8 m ² 、都市公園 12.8 m ²)

出典:仙台市みどりの基本計画(中間案)(平成 24 年 3 月 仙台市)

キ 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版](平成 14 年 5 月 仙台市)

(ア) 削減目標

平成 22 年度(2010 年度)において本市地域における温室効果ガスの市民一人当たりの排出量を平成 2 年度比(1990 年度比)で 7%削減する。

本市地域における温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、京都議定書の趣旨を踏まえ、市民生活や経済社会活動の基盤となるエネルギー需要面での対策を中心とし、国レベルの削減目標を基に市民一人ひとりが適切かつ公平に分担できる削減量を算出し削減目標とした。

(イ) 地球温暖化対策の体系

本市域の温室効果ガスの削減目標を達成するため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するための対策を体系化し、市民・事業者・行政の協働により、その推進を図る。

(ウ) 重点的に取り組む地球温暖化対策

地球温暖化対策を市民との協働のもとに強力に推進するためには、より効果的な取組が必要であることから、取り組むべき施策の重点化を図ることが必要。特に、本市の場合、エネルギー消費に関係の深い民生・家庭部門、業務部門及び運輸部門の 3 部門での二酸化炭素の排出量が増大していることから、それぞれについて具体的な目標とその対策を明記した。

<<重点的に取り組む対策>>

- ・住宅や業務施設などにおける省エネルギーの推進
- ・太陽光などの自然エネルギーの有効利用
- ・自動車へ過度に依存しない社会の形成

(エ) 市民・事業者・行政の取組

市民・事業者・行政は、各々の役割のもと、具体的な温室効果ガスの排出抑制のため、具体的な地球温暖化対策のための行動を定めた。

(オ) 目標達成に向けた方策

計画に基づく地域の市民・事業者・行政の協働による推進組織を立ち上げ、その推進組織が、温室効果ガスの排出状況や各種施策の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえながら必要な見直しを行いながら目標達成に向けた継続的改善を図れるよう P D C A サイクルによる環境マネジメントシステムの進捗管理を行う。

<<点検の項目とその期間>>

- ・温室効果ガス排出量その将来推計(期間:3か年毎)
- ・計画策定時に想定した対策の普及状況や社会経済活動量(期間:3か年毎)
- ・地球温暖化対策による施策の実施状況(期間:毎年度)

ク 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月 仙台市)

(ア) 目標

杜の都環境プランの低炭素都市づくりにかかる目標として設定されている次のものを、本計画の目標として設定する。

2020 年度(平成 32 年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を、2005 年度(平成 17 年度)比で 25%以上削減する。

(イ) 施策の体系

1 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する (1) 都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 (3) 杜の都の緑の資源の確保 (4) 気候変動によるリスクを軽減するまちづくり (5) 適正な配置や構造の誘導
2 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる (1) 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 (2) 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進
3 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る (1) 省エネ機器の普及・利用促進 (2) 再生可能エネルギーの利用拡大 (3) 建築物の省エネ化 (4) フロン類等の排出削減の徹底
4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 3 R スリーアールの推進、焼却処理量の削減 (2) 廃棄物処理における温室効果ガスの削減
5 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素な技術・産業の育成

(ウ) 重点プロジェクト

1 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト	排出量が多い自動車利用の適正化を強力に推進するため、東西線開業を契機として公共交通利用促進施策を低炭素面から加速させるとともに、将来に向けた検討を行う。
2 ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト	温室効果ガス排出の増加傾向が続く民生業務部門、特に削減ポテンシャルが大きい中小事業者を中心に、事業者とのコミュニケーションの場を創出し、省エネ・グリーン化を効果的に進める。
3 緑の恵み循環プロジェクト	地球温暖化対策として有効であり、杜の都らしさをアピールできる、森林資源の自立的で持続可能な循環システムを構築するため、需要・供給双方の関係者のネットワークを構築し、需要と供給のマッチングやモデル事業の検討等を行う。
4 地産地消型エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト	エネルギーの創造や高効率なエネルギーシステムがまちの随所に埋め込まれた環境都市をデザインし、再生可能エネルギーや効率的なエネルギーシステムのフィージビリティスタディ(関係者・協力者の存在、技術・コスト面・効果などからの実現可能性調査)を通して、エネルギーの低炭素化と環境産業の活性化を図る。
5 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	ヒートアイランド効果を和らげる打ち水や緑のカーテンなど、市民や地域で日常的に取り組みやすい低炭素行動を、地域単位で行うなど、市民一体となって取り組む機運を盛り上げ、行動の定着化と地域への拡大を図る。

ケ 名取市第四次長期総合計画

第四次長期総合計画は、第三次長期総合計画に残された一部の施策や課題を引き続き踏襲し、名取市将来を再度展望し、計画の具現化を図ることからも、第三次長期総合計画の理念・テーマである「元気な都市。名取」を引き続き掲げ、策定された。

名取市第三次国土利用計画のもと、市域を3つの地域に区分して土地利用計画を掲げている。

表 6.2.6-14 土地利用計画の地域区分

地域		土地利用計画の概要
丘陵部地域	市道三日町熊野堂線及び県道仙台岩沼線以西の地域	高館丘陵部においては、良好な住環境の維持・保全とともに適切な市街地整備を推進します。 愛島西部においては、自然環境や治水、災害防止に十分配慮して居住機能や治水、災害防止に十分配慮して居住機能の充実、業務・産業機能の集積、レクリエーション・研究ゾーンの整備を推進します。 丘陵地の豊かな自然に囲まれた環境に、公園性を有した市民墓地の整備を推進します。
平野部地域	丘陵部地域以東で県道塩竈巨理線までの地域	愛島東部においては、周辺環境に配慮し、引き続き市街地整備を推進します。 名取駅周辺地区は、本市の顔として中心市街地の活性化を推進し、橋上駅化、駅前広場整備、複合公共施設等の整備を推進します。 JR名取駅と仙台空港を結ぶアクセス鉄道の整備を行い、国際的な交流機能、高次都市機能等を有する臨空都市の形成を推進します。 増田西地区、上余田地区及び飯野坂地区においては、既存市街地に隣接して一部市街地の拡大を図ります。 高館熊野堂地区においては、幹線道路の整備にあわせ、一部市街地の拡大を図ります。
海浜部地域	県道塩竈巨理線以東の地域	閑上海岸・広浦の豊かな自然環境や貞山運河の歴史環境を活用した、親水性の高い公園の整備を図ります。 また、閑上地区の活性化を図るため、既存市街地に隣接して、一部市街地の拡大を図るとともに、外洋港の整備を促進し、漁港及びレクリエーション等の各種多様な利用に対応した背後地の整備を図ります。 平野部地域に隣接する区域においては、アクセス鉄道の整備に伴う臨空都市の形成を推進します。

出典：名取市第四次長期総合計画（平成13年1月 名取市）

コ 名取市環境基本計画

名取市環境基本計画は、「名取市環境基本条例」（平成11年3月名取市条例第3号）に基づき、平成15年3月に策定されたものであり、名取市の環境づくりの最も基本となる計画である。

この計画では、「人と自然が共生できる市土の構築と将来世代への継承」、「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土の構築」、「すべての事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減からの地球環境の保全」の3つの基本理念が掲げられている。

また、10の基本目標を掲げて施策を推進していくこととしており、表6.2.6-15に示すとおりである。

表 6.2.6-15 環境配慮の基本的な考え方 (名取市環境基本計画)

基本理念	基本理念の考え方
人と自然が共生できる市土の構築と将来世代への継承	昭和 60 年代以降、丘陵部の森林をはじめ、多くの自然が開発によって失われてきました。しかし、多様な生き物が生息する森林や農地は依然として広い面積を占めており、アンケートでも、多くの人が「自然が豊かななとり」を良いイメージとして挙げています。 現在、これらの自然は、県の環境保全地域として保護されている部分もありますが、それ以外の地域の動向は地権者などの意向に委ねられている状況です。また、経済的な事情などから開発を望む意見や自然を残すことを望む意見もあり、開発が保護かについて一元的に決めることは困難です。 したがって、これからの名取の自然をどのようにしていくのかについて、市民・行政・事業者がみんなで考え、それに基づき行動できるような仕組みをつくる必要があります。いわば、「参加型の自然環境の保全」です。 そうすることにより守られる山や海の自然、バランスのとれた保護と開発により得られる身近な自然が「名取の望ましい自然環境」と考えています。
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土の構築	現在の環境問題の一つに、日常生活に伴って起こる都市・生活型公害がありますが、わたしたち一人ひとり、その被害者である反面、多くの場合、加害者でもあります。今、本市では、ボイ捨てや不法投棄が広い範囲でみられることや、増田川をはじめとした河川環境の問題点を市民から指摘されるといった問題があります。一方で、平成 13 年度から始まったリサイクル 16 分別の取組はほぼ浸透し、ごみ減量に対する意識の高まりも感じられます。 健康で快適な暮らしを次世代に伝えていくために、一人ひとりが考え率先して行動できる社会のもと、「清流のある街」、「一人ひとりがごみ減量に取り組む街」、「散乱ごみのない緑の街」のような心地よい街がつけられること、それが「なとりの望ましい生活環境」と考えています。
すべての事業活動及び日常生活における環境への負荷の軽減からの地球環境の保全	地球温暖化などの地球環境問題への市民の関心は高いものの、自らの活動との関連性についてはあまり意識されていない状況です。 一方で、温暖化の原因となるエネルギー使用量は、増加の一途を辿っているという現状があります。 地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの問題の解決方法は、日常の生活や事業活動の中での小さな努力の積重ねや地域の環境保全を通しての取組みしかありません。そのため、わたしたち一人ひとりが、地球環境問題を自分の問題として認識し、行動につなげるための仕組みが必要です。 地道な取組みの中にも他に誇れるシンボルがある社会、行政の率先行動のもと、市民、事業者が、環境に配慮する志を持ち、次世代のことを考え、自主的に省エネルギーや原因物質の排出規制に取り組む社会が、地球環境問題に対峙する「なとりの望ましい対応」と考えています。

基本目標		個別目標
多様な自然の保全と創造 1 水と緑のネットワークをつくりましょう	緑率率:38%以上 (平成 13 年度 37.5%)	1-1 山と海辺の緑を守りましょう 1-2 水辺に自然のゾーンをつくりましょう 1-3 里地の緑を守り、街の緑をつくりましょう
動植物の保護 2 ヒメマイトトンボと広浦を守りましょう	希少な動植物の種数:現況と同数またはそれ以上 (平成 13 年度現地調査確認数 162 種)	2-1 知ることから始めましょう 2-2 市民参加の保護活動を始めましょう
街の潤いの創造 3 花いっぱい街をつくりましょう	花いっぱい運動:100%の地区で実施	
水質汚濁の防止 4 増田川の清流を取り戻しましょう	増田川中流の BOD:2.0mg/ (平成 13 年度:2.6mg/)	
交通による公害の防止 5 みんなにやさしい交通環境をつくりましょう	国道 4 号の二酸化窒素濃度:0.032ppm 以下(平成 13 年度 0.032ppm) 国道 4 号の騒音レベル:昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下(平成 13 年度 昼間 70dB、夜間 71dB)	
生活型の公害の防止 6 迷惑となる焼却や騒音をなくしましょう	苦情件数:0 件 (平成 13 年度 88 件)	
散乱ごみの排除 7 ボイ捨てゼロの街をつくりましょう	散乱ごみがないと思う人の割合:80%以上 (平成 13 年度アンケート 39%)	
ごみの減量 8 ごみを 5%減らしましょう	1 人当たりの排出量:710g/日 (平成 13 年度 748g/日)	8-1 ごみは排出段階から減らしましょう 8-2 リサイクルの仕組みをつくりましょう
地球温暖化の防止 9 1%ずつの省エネルギーを進めましょう	家庭・事業所・行政の二酸化炭素排出量:毎年 1%ずつ削減	9-1 みんなで工夫しましょう 9-2 新エネ・省エネ設備を導入しましょう
参加 10 未来の環境をみんなの参加でつくりましょう		

出典:名取市環境基本計画(平成 15 年 3 月 名取市生活経済部クリーン対策課)

サ 名取市第五次長期総合計画基本構想

平成 23 年度から平成 32 年度を対象として、名取市における目指す将来像を「元氣創造これからも名取」のもとに3つの「戦略行動プロジェクト」を重点的に取り組むものとして位置づけている。

表 6.2.6-16 戦略行動プロジェクト(名取市第五次長期総合計画基本構想)

プロジェクト	主な取り組み
なとり安全・安心づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備 ・防犯意識の高揚と地域安全活動の推進 ・通学環境の充実 防災施設・設備の充実 ・地域防災の推進 ・消防組織・施設・装備などの充実 ・救急救助体制の充実 健康診査、各種検診の充実 ・医療体制の整備 ・地域福祉を支える人材の育成 ・高齢者を地域で支え合う環境の醸成 安全・安心な道路設備の推進 ・生活空間の地震防災対策等の推進
なとりいきいき人づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスの充実 ・児童センターの整備と機能の充実 ・子育て支援の充実 学校における教育活動の充実 ・学校施設・設備の充実 ・家庭教育の充実 生涯学習機会の拡充と支援 ・スポーツ団体・クラブの育成 ・文化財の保護と保存の充実 ・文化芸術活動への支援 国際的な交流活動の推進 ・高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 ・介護予防の推進
なとりシティセールス拠点づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 山手丘陵地域の振興に向けた「(仮称)浪漫・歴史街道復元プロジェクト」の推進 中心市街地の活性化に向けた「(仮称)ランドマーク整備プロジェクト」の推進 海浜地域の振興に向けた「(仮称)マリン活性化プロジェクト」の推進

また、名取市第四次国土利用計画のもと、市域を海浜部地域、平野部地域及び丘陵部地域に区分して土地利用計画を掲げている。事業予定地の名取川対岸は、平野部地域にあたり、高館熊野堂地区においては、“宅地や業務地などの需要動向や名取市の地域特性による市街化圧力の高まりなどを見ながら、既成市街地に隣接して一部市街地の拡大を図る。”とされている。

7. 環境影響評価項目の選定

7. 環境影響評価項目の選定

7.1. 環境影響評価要因の抽出

環境影響評価の項目の選定は、実施する事業における環境影響を及ぼすおそれのある要因について、直接又は間接的にその影響を受けるおそれのある環境要素に係る項目を基本に選定した。

表 7.1 - 1 環境影響要因

項 目	内 容	
工事による影響	資材等の運搬	事業の実施に伴い、事業予定地周辺地域において（事業予定地内は含まない）資材等の運搬の工事車両の走行が予定されるため、環境影響要因として選定した。
	重機の稼働	事業の実施に伴い、事業予定地において工事中の重機の稼働（資材等の運搬を含む）が予定されるため、環境影響要因として選定した。
	切土・盛土・発破・掘削等	事業の実施に伴い、事業予定地において盛土、切土、掘削が予定されるため、環境影響要因として選定した。
	建築物等の建築	本事業は、都市基盤整備を行う事業であり、調整池や地下埋設物の雨水管渠の設置が予定されるため、環境影響要因として選定した。
	工事に伴う排水	造成工事中の降雨による濁水の発生が想定されるため、環境影響要因として選定した。
存在による影響	改変後の地形	事業の実施に伴い、事業予定地において地形及び農業用水路の改変が予定されるため、環境影響要因として選定した。
	樹木伐採後の状態	事業予定地の樹木の量はわずかであるが、樹林地等の伐採が予定されるため、環境影響要因として選定した。
	改変後の河川・湖沼	事業の実施に伴い、供用後における河川流等の変化が想定されるため、環境影響要因として選定した。
	工作物等の出現	事業の実施に伴い、事業予定地には軟弱地盤の分布が想定されるため、環境影響要因として選定した。
供用による影響	施設の稼働	事業の実施後、事業予定地には新たに業務用地に立地する施設の稼働が想定されるため、環境影響要因として選定した。
	人の居住・利用	事業の実施後、事業予定地には新たな人の居住・利用が想定されるため、環境影響要因として選定した。
	資材・製品・人等の運搬、輸送	事業の実施後、事業予定地及び周辺地域では、資材・製品・人等の運搬、輸送に係る交通量の増加が想定されるため、環境影響要因として選定した。

7.2. 環境影響要素の抽出及び環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目の選定にあたっては、「仙台市環境影響評価技術指針」(平成 11 年仙台市告示第 189 号)(以下「技術指針」という。)に基づき、事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因と、それによる影響を受けるおそれがある環境の影響要素との関連について、事業特性と地域特性から検討し、表 7.2-1 のとおり選定した。また、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しなかった理由は、表 7.2-2 及び表 7.2-3 に示すとおりである。

表 7.2 - 2(1) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		区分	選定する理由
大気質	二酸化窒素	工事による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられることから選定項目とした。
		供用による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材、製品、人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられることから選定項目とした。
	浮遊粒子状物質	工事による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられることから選定項目とした。
		供用による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材、製品、人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられることから選定項目とした。
	粉じん	工事による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、建設機械の稼働並びに切土・盛土・掘削等に伴う粉じんの影響が考えられることから選定項目とした。
	騒音	騒音	工事による影響
供用による影響			事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材、製品、人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う騒音の影響が考えられることから選定項目とした。
振動	振動	工事による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられることから選定項目とした。
		供用による影響	事業予定地周辺には、住宅地域や学校、病院等が存在する。これらの保全対象について、供用後の資材、製品、人等の運搬・輸送に用いる車両の走行に伴う振動の影響が考えられることから選定項目とした。
水質	水の汚れ	存在による影響	事業予定地内の農業用水路は廃止となる。 事業予定地西側（上流側）から流入してきた農業用水は、事業予定地内で切り回して、新たに設置する農業用水管渠にそのまま流入させ、事業予定地東側（下流側）の既存雨水管渠を経て、笹川へと排水されるため、笹川への全体の排水量は変わらないが、一部の区間において減少すると考えられることから、選定項目とした。
	水の濁り	工事による影響	工事中の切土・盛土・掘削等による裸地の発生に伴い、笹川への降雨による濁水の影響が考えられることから選定項目とした。
	pH	工事による影響	調整池、地下埋設物の雨水管渠の設置により、コンクリートの使用が考えられることから選定項目とした。
水象	河川流・湖沼	存在による影響	河川からの取水といった影響はないが、工事完了後の土地の形状の変更に伴い、事業予定地からの雨水流出量の変化が考えられることから選定項目とした。
	地下水・湧水	工事による影響	工事中の掘削等により、地下水を分断することが想定され選定項目とした。
		存在による影響	大規模な地下構造物の設置は予定していないが、工事完了後の土地の形状の変更に伴い、事業予定地からの雨水流出量の変化による地下水位への影響が考えられることから選定項目とした。

表 7.2 - 2(2) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		区分	選定する理由
水象	水辺環境	工事による影響	事業予定地に隣接して親水空間として整備された笹川・旧笹川が存在する。直接河川を改変するものではないが、工事中の濁水等の笹川への流入による影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地に隣接して親水空間として整備された笹川・旧笹川が存在する。直接河川を改変するものではないが、工事完了後の土地の形状の変更に伴い、事業予定地からの雨水流出量の変化による笹川への自然性に対する影響が考えられることから選定項目とした。
地形・地質	現況地形	存在による影響	工事完了後の土地の形状の変更に伴う、現況地形の改変等の影響が考えられることから選定項目とした。
	土地の安定性	存在による影響	周辺地域の地形は平坦であり、土地の形状の変更、水象の変化等に併い崩壊の可能性がある斜面等は存在しない。しかし、地質調査結果により、液状化の判定を行う必要がある土層を確認したことから選定項目とした。
地盤沈下	地盤沈下	工事による影響	事業予定地の北東側には、軟弱地盤が分布している。工事中の盛土により、地盤の圧密沈下による影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	地下水の揚水、地下掘削工事及び構造物の設置の予定はないものの、事業予定地北東側には軟弱地盤が分布している。工事完了後において建築物の存在により地盤の圧密沈下による影響が考えられることから選定項目とした。
土壌汚染	土壌汚染	工事による影響	事業実施により有害物質等の大気中、水域への排出、使用、保管がないことや、土地履歴調査の結果、土壌汚染の恐れがある土地は確認されていないこと、及び土壌汚染対策法で適切な対応をすることから配慮項目とした。
植物	植物相及び注目すべき種	工事による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地等の耕作地や水路に生育環境を依存する植物種が生育している。これらの保全対象について、工事中の切土・盛土・掘削等に伴う生育環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地等の耕作地や水路に生育環境を依存する植物種が生育している。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生育環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
	植生及び注目すべき群落	工事による影響	事業予定地及び周辺における植生は、水田雑草群落及び畑地雑草群落を中心としたものとなっている。これらの植生について、工事中の切土・盛土・掘削等に伴う生育環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地及び周辺における植生は、水田雑草群落及び畑地雑草群落を中心としたものとなっている。これらの植生について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生育環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
	樹木・樹林等	工事による影響	事業予定地周辺には、緑の保全の観点から重要と判断される大径木、樹林等は存在しないが、巨樹・巨木としての富田のけやきが見られるが、事業予定地外であり、事業による伐採等は行われない。事業予定地には緑の保全の観点から重要と判断される大径木、樹林等や、巨樹・巨木も存在していないが、樹林地等が存在し景観上も重要であると考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	
	森林等の環境保全機能(水田)	存在による影響	事業予定地には水田が存在し、工事完了後の土地の形状の変更に伴い、地下水かん養機能や洪水防止機能への影響が考えられるが、これらの予測が困難であるため、配慮項目とした。

表 7.2 - 2(3) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		区分	選定する理由
動物	動物相及び注目すべき種	工事による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地等の耕作地や水路に生息環境を依存する動物種が生息している。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、建設機械の稼働並びに切土・盛土・掘削等に伴う動物相の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地等の耕作地や水路に生息環境を依存する動物種が生息している。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
	注目すべき生息地	工事による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地等の耕作地や水路に生息環境を依存する動物種が生息している。これらの動物種の生息地について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、建設機械の稼働並びに切土・盛土・掘削等に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地等の耕作地や水路に生息環境を依存する動物種が生息している。これらの動物種の生息地について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地を中心とした生態系が形成されている。これらの水田及び畑地における生態系について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、建設機械の稼働並びに切土・盛土・掘削等に伴う生息・生育環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地及び周辺には、水田及び畑地を中心とした生態系が形成されている。これらの水田及び畑地における生態系について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生息・生育環境の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
景観	自然的景観資源	存在による影響	事業予定地及び周辺には、注目すべき景観資源となる仙台市指定の保存樹木や河川及び樹林地が存在する。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う景観資源の改変等の影響が考えられることから選定項目とした。
	文化的景観資源	存在による影響	事業予定地及び周辺には、事業予定地に見られる樹林地や田園風景等の文化的景観資源が存在する。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う景観資源の改変等の影響が考えられることから選定項目とした。
	眺望	存在による影響	事業予定地及び周辺には、注目すべき景観資源となる樹林地、田園風景等が存在する。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う眺望景観の変化等の影響が考えられることから選定項目とした。
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	工事による影響	事業予定地周辺には、水辺環境を整備した笹川・旧笹川や名取川が存在する。これら水辺の自然との触れ合いの場について、工事中の重機の稼働、切土・盛土・掘削等に伴う影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地周辺に位置する笹川・旧笹川の水辺の自然との触れ合いの場について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う流出量の変化による河川水位変化による親水性等の影響が考えられることから選定項目とした。
文化財	指定文化財等	工事による影響	事業予定地には指定文化財は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地が存在し、切土・盛土・掘削等による影響が考えられることから選定項目とした。
		存在による影響	事業予定地には指定文化財は存在しないが、板碑遺跡が存在し、工事等により移設する計画は想定していないが、土地の改変に伴う影響が考えられることから、配慮項目とした。

表 7.2 - 2(4) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		区分	選定する理由
廃棄物等	廃棄物	工事による影響	既存建築物等の撤去に伴う廃棄物の発生による影響が考えられることから選定項目とした。
		供用による影響	本事業は基盤整備事業であり、建築物などの建築は予定していない。事業の実施後、事業予定地には新たに住宅・業務用地等に立地する施設の稼働及び人の居住・利用に伴う廃棄物の発生による影響が考えられることから選定項目とした。
	残土	工事による影響	土工事については、盛土工事主体で、事業予定地の切土は場内処理としているため、残土は基本的に発生しないが、工事工程を検証することで選定項目とした。
	水利用	供用による影響	本事業は基盤整備事業であり、建築物などの建築は予定していない。事業の実施後、事業予定地には新たに住宅・業務用地等に立地する施設の稼働及び人の居住・利用に伴い水利用が増加することが想定され、利用状況を把握することとし選定項目とした。
温室効果ガス等	二酸化炭素	工事による影響	工事中の建設機械の稼働に伴う二酸化炭素の発生による影響が考えられるものの、効率的な稼働等の配慮により影響の低減が可能であるため、配慮項目とした。
		供用による影響	本事業は都市基盤整備事業であり、建築物などの建築は予定していない。事業の実施後、事業予定地には新たに住宅・業務用地等に商業施設や住宅が立地し、施設の稼働、人の居住・利用、資材・製品・人等の運搬・輸送に伴い排出ガスの影響が考えられることから選定項目とした。
	熱帯材使用	工事による影響	工事中のコンクリート構造物の建築に伴う型枠使用による影響が考えられるものの、熱帯材由来の型枠使用制限等の配慮により影響の低減が可能であるため配慮項目とした。

表 7.2-3 環境影響評価項目に選定しない理由

環境影響要素		区分	選定しない理由
大気環境	大気質	二酸化硫黄	事業の実施により二酸化硫黄を排出する施設の稼働は想定されないことや、建設機械等の稼働も短期間であることから、排出量は非常に少ないことから選定しないものとした。
		有害物質	事業の実施により、有害物質を排出する施設の稼働並びに工事中または供用時における有害物質の使用、保管、処分等は想定されないことから選定しないものとした。
	低周波音	低周波音	事業の実施により、低周波音を発生する工事、自動車の走行、施設の稼働は想定されず、発生量は極少ないことから選定しないものとした。
	悪臭	悪臭	事業の実施により、悪臭を発生する工事、施設の稼働は想定されないことから、ほとんど発生しないものとし選定しないものとした。
水環境	水質	富栄養化	事業の実施により、汚水排水は、供用後公共下水道へ接続され、閉鎖性水域の富栄養化をおこすような排水施設の稼働が想定されないことから、ほとんど影響がないものとし選定しないものとした。
		溶存酸素	事業の実施により、汚水排水は、供用後公共下水道へ接続されることから、ほとんど影響がないものとし選定しないものとした。
		有害物質	事業の実施により、有害物質を排出する施設の稼働並びに工事中または供用時における有害物質の使用、保管、処分等は想定されないことから、選定しないものとした。
		水温	事業の実施により、周辺河川の水温に大幅な変化を及ぼすような大規模な排水、取水施設の稼働は想定されないことから、ほとんど影響はないものとし選定しないものとした。
	底質	底質	事業の実施により、河川等の造成又は浚渫、埋立は想定されない。また事業予定地の土壌等を河川に排出するようなことがないことから、ほとんど影響はないものとし選定しないものとした。
	地下水汚染	地下水汚染	地下水汚染に影響のあるような工事や薬剤等を用いる地盤改良工事は行わない。事業の実施後、事業予定地には新たに業務用地に立地する施設が想定されるが、有害物質の使用、保管、処分等については、適切に対応されると考えられ、また、土地履歴調査により現時点では土壌汚染が確認されていないことから選定しないものとした。
	水象	水源	事業の実施による、周辺地域における水源水量や水質等の変化に影響を及ぼすような水道水源域の土地の改変、工作物の存在、工事、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないものとした。
海域		周辺地域に海域は存在せず、流入河川の流量の変化を起こすような排水や取水施設等の稼働は想定されないことから、ほとんど影響はないものとし選定しないものとした。	
土壌環境	地形・地質	注目すべき地形	確認された注目すべき地形・地質は事業予定地から約6kmの距離にあり、ほとんど影響はないものと考えられることから選定しないものとした。
その他の環境	電波障害	電波障害	事業予定地は低層住宅地用地及び沿道業務用地として指定される予定であり、高層階建築物の出現の可能性が低いことから、選定しないものとする。
	日照障害	日照障害	事業予定地は低層住宅地用地及び沿道業務用地として指定される予定であり、高層階建築物の出現の可能性が低いことから選定しないものとした。
	風害	風害	事業予定地は低層住宅地用地及び沿道業務用地として指定される予定であり、高層階建築物の出現の可能性が低いことから選定しないものとした。
温室効果ガス等	その他の温室効果ガス		メタン、亜酸化窒素、代替フロン等の発生が想定される工事及び施設の稼働は想定されないことから、選定しないものとした。
	オゾン層破壊物質		フロン等のオゾン層破壊物質を使用する工事及び施設の稼働は想定されないことから、選定しないものとした。